

学 位 論 文

中国東北三省における都市貧困問題と対策に関する研究

平成 2 5 年 3 月

白 雪松

岡山大学大学院

社会文化科学研究科

中国東北三省における都市貧困問題と対策に関する研究

目次	頁
序章	1
第1章 貧困問題と経済政策とその概念・理論	5
第1節 貧困問題と経済政策	5
1. 貧困問題に対する国際的認識	5
2. 貧困問題をめぐる経済発展、経済政策と政府との関係	6
第2節 中国都市貧困問題に関する先行研究と本研究の課題	9
第3節 中国における経済発展戦略・経済政策の決定	13
1. 中国における経済政策の制定と実行	13
2. 中国における経済発展戦略の変遷	15
第2章 中国の体制転換と都市貧困問題	19
第1節 中国における貧困問題の歴史-農村貧困問題の起因と改善	20
1. 計画経済時期の都市と農村	21
2. 都市と農村と戸籍制度	23
3. 1978年以降農村貧困問題の改善	24
第2節 体制転換前後に都市貧困問題の形成と変化	27
1. 中国における政府、企業、雇用に関する変化と都市貧困問題形成の背景	28
2. 都市貧困者及び都市貧困ライン	31
3. 新たな都市貧困者の構成(1999-2006年)	33
4. 2007年以降都市貧困者構成の変化	40
第3節 所得格差の拡大-都市と農村の格差、都市内部の格差、地域間の格差	42
1. 逆U字仮説の進展と国際比較	42

2.都市・農村間の所得格差.....	45
3.都市内部の所得格差.....	48
4.地域間の経済格差.....	52
第3章 東北三省における都市貧困問題の実態(1999-2003年).....	58
第1節 東北三省における都市貧困問題の背景.....	59
第2節 東北三省の自然と経済状況.....	60
1.東北三省の自然状況.....	60
2.東北三省における経済構造の形成.....	61
第3節 東北三省における失業問題・都市貧困問題.....	62
1.東北三省における失業問題.....	62
2.東北三省における「資源枯渇型都市」の失業問題.....	65
第4節 東北三省における都市貧困問題の実態.....	68
1.東北三省の経済状況と都市貧困問題.....	68
2.東北三省における都市貧困者の構成.....	70
3.東北三省における都市貧困ライン.....	71
第4章 東北三省における都市貧困問題の構造要因.....	72
第1節 中国における都市貧困問題の要因(2006-2010).....	72
1.経済成長による雇用創出の不十分.....	73
2.都市貧困者に対して社会保障制度の不備.....	79
3.都市貧困層の教育問題.....	84
4.農村労働者の都市への移動.....	86
第2節 東北三省における都市貧困問題の要因(1999-2003年).....	89
1.経済発展の遅れと国有企業の雇用創出の低下.....	89
2.資源枯渇型都市の産業転換の遅れ.....	90
3.非公有制経済の発展の遅れによる雇用創出の不足.....	92
4.東北三省における教育水準.....	93

第5章 東北地区に対する「東北振興」政策の実施	95
第1節 「東北振興」政策の背景・進展	96
1.2003年以降中国の経済発展の方針・動向	96
2.中国政府による地域・所得の格差の是正と就業拡大の推進	97
第2節 「東北振興」政策の実施	98
1.「東北振興」政策の意義と内容	98
2.「東北振興」政策の進展	99
3.東北三省での社会保障制度の整備と就業の促進	100
第3節 「東北振興」政策に対して東北三省政府の対応	103
第4節 「東北振興」政策以降データでみる東北三省の経済効果	104
1.「東北振興」政策後東北三省の経済効果	104
2.「東北振興」政策後東北三省都市貧困問題の解決策の効果	107
第6章 「東北振興」政策以降東北三省における都市貧困問題	110
第1節 東北三省における経済成長と都市貧困問題	110
1.東北三省における都市貧困問題の現状	110
2.東北三省における経済成長と雇用創出と都市貧困問題	113
3.東北三省における経済成長と貧富の格差と都市貧困問題	119
第2節 「東北振興」政策以降都市貧困問題に対して社会保障制度の問題点	120
1.社会保障制度の納付金について	121
2.医療保険制度の現状	122
3.「都市住民最低生活保障制度」の現状	124
第7章 東北三省における都市貧困問題に対する民営中小企業の役割	127
第1節 中国における非公有制経済の発展	128
1.中国における非公有制経済・民営中小企業の定義・範囲・様式	129
2.中国における民営中小企業の発展と育成政策	131

3.民営企業に対して金融制度の現状	136
第2節 日本における中小企業の実績	141
1.日本における経済発展と中小企業の役割	142
2.日本における中小企業の育成政策	146
第3節 インドにおける中小企業	151
1.インドの経済発展と中小企業	152
2.インドの経済成長と雇用・失業・貧困	155
第4節 東北三省における民営中小企業の現状	157
1.沿海地域における非公有制経済の勃興	157
2.「東北振興」政策以降東北三省における非公有制経済の進展	158
第5節 「東北振興」政策以降東北三省都市貧困問題に対して非公有制経済発展の問題点	159
1.東北三省における対外貿易・外国からの直接投資の受け入れの不足	161
2.東北三省における民営中小企業と主幹企業との連結関係の欠如	166
終章	174
第1節 研究内容について	175
1.中国における都市貧困問題について	175
2.東北三省における都市貧困問題について(1999-2003年)	176
3.「東北振興」政策以降東北三省における都市貧困問題について(2004-2010年)	177
第2節 2010年以降東北三省における都市貧困問題に対して政策上の動向	179
第3節 東北三省における都市貧困問題の研究についての限界と今後の研究課題	180
謝辞	182
参考文献	183

序章

中国経済は、90年代に社会主義市場経済を確立してから高度な経済成長が続いている。2008年後半からの金融危機で、世界経済が大きく減速したなかで、中国経済は、2010年に2桁成長(10.4%)を達成し、貿易総額は世界第2位になり、外国からの直接投資は1000億ドルを突破し、過去最高を更新した。GDPの規模がアメリカに次いで世界第2位の経済大国になった。

中国国民の生活水準は高度成長に伴って高まってきた。一人当たりGDPは1980年205.12ドルから2010年に4382ドルを向上した。従来の農村貧困問題が改善されて農村貧困人口は1981年の6.34億人から2004年に1.28億人に激減した¹。しかし、1978年に鄧小平「先富論」²発展戦略に導かれた経済成長は、地域間の経済格差と貧富の格差が開く一方である。社会主義市場経済に移行する90年代半ば以降、都市部では、国有企業に対する本格的な改革によって従来の平等主義の所得配分体制が崩れ、経済的に不安定な失業者・低所得者が増加して、新たな都市貧困問題が発生した。現在、中国は巨大な経済力を持ちながらも、農村部で約1.22億人、都市部で少なくとも2311万人が極端な貧しい日々を送っている³。持続的高度成長と社会の安定を維持するために、都市貧困問題の解決は農村貧困問題に引き続いて、中国政府の最大の課題の一つとなっている。

中国政府は、地域間の格差、貧富の格差および貧困問題が深刻化していることを認め、2003年の中国共産党第16期3回全会で、「和諧社会(調和の取れた社会)」⁴の発展政策を確立した。地域間の格差、貧富の格差の是正および貧困問題の解決のために、解決策を積極的に取り込もうとしている。地域開発のため、中国政府は2001年の「西部大開発」策に続き、2003年東北地区向けの「東北振興」策、2005年中部地域向けの「中部勃興」策を相次いで打ち出した。中国政府は、地域経済振興によって貧困問題の解決、貧富格差の是正を図ろうとしている。2003年以降、内陸地域の経済成長を加速して都市部住民の可処分所得や農民の純収入を引き上げた。しかし、都市部の雇用創出が不十分なため、失業者や不安定な就業者・低所得者が増えつつあり、都市部貧困問題は深刻化する傾向がある。2010年に、都市部では豊かな上位富裕層が全体総可処分所得の37.6%を占有するのに対して貧しい下位低所得層が全体総可処分所得の8.8%にすぎない⁵。貧富の格差は依然として大きい。

中国政府は、持続的経済成長を維持するため、2010年3月の第11期全国人民代表大会

¹胡[2008]p. 40

²「先富論」とは、改革開放の指導者鄧小平が提唱した、一部の者、一部の地区が先に豊かになることを奨励し、また、先に豊かになった者がまだ豊かになっていないものを援助して、ともに豊かになることという発展戦略。

³中国国家統計公報[2010]、[2011]より。2011年に、農村貧困ラインは2010年の価格で計算した(2300元)で貧困人口である。都市貧困人口は2010年の数字。

⁴2003年以降、中国経済発展に長期の目標となる。

⁵『中国統計年鑑』[2011]より計算した数字。

で消費主導による内需拡大の経済発展パターンへの転換を打ちだした。内需拡大は中国の第 12 次五ヵ年計画(2011-2015 年)において主要な項目としてさらに強調された。貧困問題の解決は内需主導の経済発展へシフトするにあたって重い任務となる。

本論文では、中国における都市貧困問題を取り上げて研究を行う。なぜ貧困問題を注目するのか、経済発展(economic development)をトダロ[Todaro]は次のように捉えている。「発展とは、社会構造、人々の態度、国民的諸制度の大きな変化と、経済成長の加速化、不平等の低減、貧困の撲滅を含む多元的過程」である⁶。貧困の撲滅は発展途上国だけではなく、世界経済にも大きな課題である。

中国都市貧困問題を研究する理由とは、第 1 に、中国における都市貧困問題は他の発展途上国と違って、90 年代からの社会主義市場経済体制への転換期に発生した新たな貧困問題である。都市貧困の対象者は都市戸籍住民に限られていて、2 億人以上及んだ農村からの出稼ぎ労働者はいまだに対象外である。実際の都市貧困者数は公表される数字より多い。第 2 に、中国都市貧困問題に関する国内外(最新研究論文を含む)の研究⁷には、都市貧困問題の形成初期において国有企業によるレイオフされた失業者・一時帰休者⁸を対象とする分析が多い。中国政府は、解決策として社会保障制度の整備と失業者・一時帰休者の再就職を中心に実行した結果、2006 年以降、都市貧困者は失業者・一時帰休者から失業者や現役就業者、臨時就業者へと移動している。政府の解決策は都市貧困問題の解決に不十分である。第 3 に、中国の都市化レベルの上昇によって都市貧困者が増えると予想される。中国では、経済成長や戸籍制度の緩和とともに都市戸籍住民⁹は年々増加している。都市戸籍人口とその割合は、1978 年に 1.7 億人、17.92%から、2011 年に 6.9 億人、初めて 5 割を超え、51.27%に達した。中国の第 12 次五ヵ年計画(2011-2015)により、中国の都市中心型社会になるため、都市化レベルの推進を加速する。こうして農民の市民化の加速によって、都市部でインフラ整備・住宅建設・市民消費などで大きな需要が生まれて、経済成長を牽引すると推測できる。他方、都市貧困者は更に増える可能性があり、農民の市民化につれ農村貧困問題が都市へ転化する可能性もある。以上のことで都市貧困問題の常態化、慢性化および拡大化を防ぐために、都市貧困問題の研究が必要である。

東北三省における都市貧困問題を分析する理由とは、第 1 に、いまだに、中国都市貧困問題について国内外の研究には、中国全体の都市貧困問題を取り上げて分析するものが多いが、地域ごとの都市貧困問題の研究が少ない。第 2 に、都市貧困問題を解決する対策を探るのは「地域」の視点に立たないと、より効果のある成果を挙げるのができない。なぜかというと、中国では地域によって自然、文化環境大きく異なり、その経済力の分布も従来も不均一であるという特徴を持つ¹⁰。現在中国の 31 行政区画(省・直轄市・自治区)は東

⁶中兼[2005]p. 2

⁷先行文献について本論文 p. 9

⁸一時帰休者についての説明は本論文の第 2 章第 2 節 3 にある。

⁹戸籍制度についての説明は本論文の第 2 章第 1 節 2 にある。

¹⁰王[2009]p. 6

部地域、中部地域、西部地域、東北地域の4つの「地域」に分けられている。各地域は改革開放後「地域」の経済の発展志向によって大きく変わった。東部地域は地理優位性を發揮して外資の導入・対外貿易の拡大、自営業・私営企業の推進によって経済発展を遂げた。これに対して国有経済を中心に振興する東北地域では、都市貧困問題の深刻さが変わっていない。より効果な対策を求めるために、地域ごとの都市貧困問題の研究が必要である。

本論文では、東北地域（遼寧省、吉林省、黒龍江省の3つの省で東北三省でも呼ばれている）における都市貧困問題を取り上げる。東北三省は計画経済体制の時期に国有重工業企業を中心とする産業構造が形成されて、中国国民経済の発展に貢献した先進地域であった。1978年の改革開放後沿海地域の長江デルタ（上海市、江蘇省、浙江省）と珠江デルタ（広東省）は非公有制経済を中心とする発展指向で高度経済成長を達成した。一方、東北三省は、従来の経済構造を維持して経済成長が停滞した。東北三省のGDPシェアは1978年の13.51%から、2003年の9.6%¹¹にさがって、経済的な地位は低下し続けている。東北三省は経済発展の遅れた地域に転落した。そして、90年代末に行われた国有企業の改革によるリストラされた大量の一時帰休者・失業者が再就職できていないため、都市失業問題・都市貧困問題が深刻化している地域になった。2002年に、都市部登録失業率は、遼寧省（6.5%）は全国で最も高く、黒龍江省（4.9%）が第2位であった。東北三省の非公有制経済（自営業・私営企業と外資系企業）の発展が立ち遅れているため、失業者や一時帰休者の再就職先が少ない。生活に困窮する人々の政府への抗議運動の発生が報じられている。

2003年10月に、中国政府は、国家戦略に位置つけられた「東北振興」策をスタートした。東北三省経済の再振興と貧困問題の解決を目的としている。本論文では、雇用創出の視点から1999-2003年と2004-2010年の2期間に分けて東北三省における都市貧困問題の実態及びその要因を明らかにして、地域産業の優位性を生かす対策を探ることを目的とする。

本論文では、いままで中国の都市貧困問題に関する先行研究の成果および問題点を踏まえて中国国家統計局および地方統計局、中国民政部、中国人力資源と社会保障部による基礎データを忠実に利用して、内陸地域の東北三省（遼寧省、吉林省、黒龍江省）における都市貧困問題を分析している。本論文では、都市貧困問題を解明するために、貧困に関する開発経済学の理論が使われている。

中国では貧困問題に対して都市貧困ラインと農村貧困ラインを分けて統計している。中国の都市貧困は「都市住民最低生活保障制度」の受給者で表記されるため、本論文は、「都市最低生活保障制度」の受給者の分析を行うことにする。農村からの出稼ぎ労働者の貧困問題は都市貧困の一部として存在している。本論文は、統計資料が利用できる都市戸籍住民に限定して考察する。本研究は、2006年以降の中国の都市貧困問題の変動および東北三省の都市貧困問題の実態を明らかにしたい。

以下では本研究の成果である。

¹¹ 『中国統計年鑑』[2011]より。

第1に、本論文では、2006年以降の中国の都市困問題の研究をしている。2010年まで都市貧困問題の実態、貧困層構成の変化およびその要因を分析した。中国政府が都市貧困問題の対策として行った社会保障制度の整備と国有企業による失業者・一時帰休者を対象とする再就職の促進は都市貧困問題の解決に不十分である。本論文は、「都市住民最低生活保障制度」がセーフティーネットとしての機能を果たしていないため、都市貧困者にとって貧困から脱出の力にならないことを示した。そして、持続的経済成長が雇用機会の拡大をもたらしていないことが、都市貧困問題の解決ができていない最大の要因であることを明らかにした。

第2に、本論文は、中国政府が2003年に東北地域向けに打ち出した「東北振興」策の前後に分けて東北三省における都市貧困問題の構造およびその要因を分析した。「東北新興」策の内容、目的、意義および振興指標を説明した上で、2010年までに東北三省の経済発展のデータ上の成果を整理し、東北三省における都市貧困問題および貧富の格差の現状を明らかにした。

第3に、2003年以降、東北三省政府は都市貧困問題の対策として社会保障制度の整備と国有企業による失業者・一時帰休者を対象とする再就職の促進を実施した。本論文は、東北三省の都市貧困者数が増えていないものの、東北三省は依然として都市貧困問題が深刻化している地域であることを分析した。そして、2つの対策は都市貧困問題の解決や拡大の防止に不十分であることを明らかにした。

第4に、2003年以降、東北三省の経済成長が実現した。しかし、雇用創出は不十分であることを明らかにした。そして、国有企業の雇用機能が低下した。対外貿易や外国からの直接投資の規模が小さいため、雇用創出が少ない。雇用創出の主体になっている民営中小企業は、安定的な雇用を提供していないため都市貧困の解決および拡大の阻止には不十分であることを明らかにした。

第5に、本論文は、民営中小企業の発展が東北三省の都市貧困問題の解決に不可欠であることを明らかにした。日本とインドの2つの経験を踏まえて、高失業率かつ多くの都市貧困人口を抱える東北地域における民営中小企業の促進策の1つとして優位性がある大型企業と連携する民営中小企業の育成の可能性を示した。

本論文の構成は、以下の通りである

序章では、本研究の目的、視点、研究方法を提示した。本研究の成果及び論文の構成と概要を説明している。

第1章では、貧困問題に対して国際的認識を踏まえ、中国の都市貧困問題に関する先行研究及び問題点を整理した。本研究の課題を説明している。そして経済成長と貧困の概念的・理論的の視点から、貧困問題に対する政府と経済政策の役割および中国の経済政策の決定と変遷を整理する。

第2章では、中国の従来農村貧困問題の改善、現状を説明している。都市貧困問題の形成、構成および地域間の格差、所得格差を分析している。

第3章では、2003年まで中国東北三省における都市貧困問題に関する失業、所得格差、

都市貧困問題の実態を解明する。東北三省の経済構造を紹介し、都市貧困問題の要因として産業構造と社会保障制度面を分析している。

第4章では、東北三省における都市貧困問題の構造要因をまとめる。まず、2006年以降中国における都市貧困問題の要因は都市部雇用創出の不十分であることを明らかにした。そして、2003年まで東北三省における都市貧困問題が深刻化する要因に国有経済および資源枯渇型都市の雇用創出の後退と非公有制経済の雇用創出の実態を分析した。

第5章では、「東北振興」策の形成、方針、動向を整理して、東北三省経済の再振興は中国经济に重要性と再振興の可能性を示した。そして、「東北振興」策が実施されて以降の東北三省のデータ上の経済効果を明らかにした。

第6章では、「東北振興」以降東北三省における都市貧困問題の現状および貧富の格差の実態を分析する。そして、雇用創出の不十分なことを解明する。

第7章では、「東北振興」以降、東北三省における非公有制経済の進展および問題点を分析している。そして日本の中小企業成長の実態インドの経済成長のパターンを踏まえて、東北三省における都市貧困問題を解決する対策として民営中小企業の役割および促進する対策を示している。

終章では、主要な論点をまとめるとともに、残された課題について触れている。

以上が本論文の構成である。東北三省の都市貧困問題は、雇用創出すなわち安定した雇用創出ができていないため、依然として深刻化している。十分な所得を保証する雇用創出には、大型国有企業と連結する下請制民営中小企業を主体とする民営中小企業の育成が有効な対策の1つと考えられる。

第1章 貧困問題と経済政策とその概念・理論

第1節 貧困問題と経済政策

1. 貧困問題に対する国際的認識

1990年代から、貧困問題に対して発展途上国だけでなく、世界中に注目が集まってきた。世界銀行は、1990年の『世界開発報告』のメインテーマに「貧困」を掲げた。また同じ年かから UNDP(国連開発計画)は『人間開発報告書』を公刊し始めた。1996年には OECD(経済協力開発機構)の開発援助委員会(DAC)新戦略のなかでとりわけ「最重要の目標」として提案されたのは、「2015年までに極端な貧困の下で生活している人々の割合を半分削減すること」である。世界銀行は『2000/01年世界開発報告』で再び貧困問題を取り上げた。貧困問題の解決は現代世界に与えられた最大の課題の一つと位置づけられている¹²。2005年に、世界銀行により、1日1.25ドル未満で暮らす絶対貧困人口は中国の2.7

¹²絵所・穂坂・野上[2005]pp. 1-2

億人を含む 14 億人に達している¹³と指摘した。21 世紀の世界経済において、貧困の克服が依然として重大な課題であるため、貧困問題の研究が必要である。

2. 貧困問題をめぐる経済発展、経済政策と政府との関係

世界中に貧困撲滅の対策とする理論的な研究は続けている。貧困問題に関する経済構造面から分析した「構造主義」、「新古典派」、「改良主義」3つの認識がある。以下で、まとめる。

「構造主義」の貧困認識は、1940 年代後半から 1960 年代前半にかけて支配した貧困認識である。「途上国が貧困から抜け出すことができない理由は、一次産品輸出に依存した経済構造、また資本不足を初めとするさまざまな供給サイドの隘路が存在するためである。その結果、途上国は「低水準均衡」から容易に抜け出すことができない。したがって経済が発展し、貧困問題を解決する対策は、途上国に不利になる国際的な貿易・金融制度の改革と輸入代替工業化の推進。すなわち大規模な工業化および産業インフラへの投資が開発を可能にする。そして、政府の果たす役割は不可欠である」¹⁴。

「新古典派」の新古典派アプローチの貧困認識は、1960 年代後半から主張してきた。「途上国の貧困は人的資本への投資が少ない、また政府による過度の介入である。したがって貧困問題を解決する対策として、(1) 人的資本への投資を促進するによって人々の知識や熟練が向上し、その結果労働の生産性が向上し、経済成長に大きく貢献する。各個人の間で稼得所得の差が〔教育と健康の相違〕であると考えている。(人的資本を形成する基本要素は教育と健康であると考え方である。)(2) 政府の介入によって人為的に作られた市場の歪みを正し、(3) 比較優位に沿った輸出志向工業化戦略を採用することが必要である」¹⁵。

「改良主義」の貧困認識は、1960 年代後半から登場し、雇用の増大、公正な所得分配、あるいはベーシック・ニーズの充足を開発戦略と援助政策の主要課題にすべきであると主張する。高度成長を経験した 1960 年代に、先進国と途上国の経済格差の増大、途上国の国内でも貧富の差の拡大に対して成長優先主義に批判の目が向けられ始めた。改良主義は、政府の果たすべき大きな役割—とりわけ、教育、健康サービス、雇用促進のための労働集約的工業の支持など分野を強調した¹⁶。

台湾、韓国をはじめとするアジア NIDS の経験を踏まえて、1980 年代になると、新古典派アプローチが支配的になった、その原因とは、これらの諸国は労働集約的な輸出志向工業化戦略を採用したことによって、雇用が増加し、また所得分配の悪化を伴うことも無く、

¹³世界銀行[2008]「途上国の貧困人口は想定以上だったが、貧困削減自体は進展」
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/NEWS/0,,contentMDK:21881807~pagePK:64257043~piPK:437376~theSitePK:4607,00.html> アクセス日時:2011.02.11 11:00

¹⁴絵所・山崎編[2000]p. 11

¹⁵絵所・山崎編[2000]p. 19

¹⁶絵所・山崎編[2000]pp. 21-29

失業・所得分配・貧困を同時に解決したからである。

しかし、1980年代も後半になると、大半の途上国の経済パフォーマンスは悪化して、新古典派アプローチの有効性に対する疑問と批判がでてきた。「第1は、新古典派モデルに沿った「市場の自由化」はいい効果を得るため、経済政策の選択と実行には国家の積極的な役割が重要である。第2は、新古典派理論は市場の完全性を仮定しているが、途上国には妥当しない。低開発状態とはそもそも市場が未発達な状態をさすからである。第3は、外部経済の存在を注目した。「収穫逦増の経済学」から産業政策の意義が大きい、政府の介入が必要である。第4は、大半の途上国では、貧困問題、公正な分配をめぐる問題、解決されていないため、改良主義が復活した」¹⁷ということになった。

以上は、貧困撲滅のために、理論的解決策を模索する経緯である。

以上の研究から世界経済の発展において、特に、発展途上国の経済発展、あるいは経済開発と雇用の拡大の政策はが貧困の克服には不可欠であることが示された。

貧困撲滅と雇用の関係について、1969年に国際労働機関(ILO)報告は、雇用促進そのものを政策目的とする雇用志向開発戦略を提唱した(絵所[2005]p. 4)。1970年代に入ると、ILOは、開発戦略の目的として、「生産的雇用の拡大、貧困の根絶、極端な不平等の縮小、および成長の成果のより平等な分配」が提案した。貧困の撲滅のためには雇用を促進するような開発戦略が不可欠であるという点は、1970年以降、アジア NIES の経験を成功例として、開発経済学の世界では「通説」となった命題の一つである(絵所[2005]p. 5)。

貧困撲滅と経済成長と所得分配の関係について、かつては「経済発展が進展するにつれ、所得分配の最初は悪化し、やがて改善する」というクズネッツの逆U字仮説が、「定説」の位置を占めていたが、1996年の実証研究によるほぼ90%の国でクズネッツの逆U字仮説は当てはまらないとの結論に達した(絵所 2005p. 6)。経済成長は貧困解消にとって不可欠の前提条件であるが、十分条件ではない。政府がどのような政策をとるかによって、成長が分配に与える影響は大きいに異なりうる。極端な所得分配の不平等を伴う成長は、貧困問題の解決にとってマイナス要因となる。貧困問題解決のためには、成長の成果が共有できるような開発戦略が必要であることが示唆された(絵所[2005]p. 6)。近年、大きな貧困削減効果を伴う経済成長を Pro-Poor Growth と呼ぶ。研究のなか、Pro-Poor Growth を達成するための産業・地域振興産業政策として、東・東南アジアの経験は、むしろ製造業のほうに貧困層に多くの雇用機会を創出してきたことを示しているのである¹⁸。

貧困撲滅と経済政策の関係について、「経済発展はその国、地域の人々や企業、政府の努力により生み出されるものである¹⁹が、経済発展には、適切な経済政策が重要である。先進国にせよ、発展途上国にせよ、経済発展の成果としての経済成長を求める。その理由とは第1に、経済成長による実質所得の増加が国民の生活水準を上昇させる。第2に、実

¹⁷ 絵所・山崎編[2000] p. 49

¹⁸ 絵所・穂坂・野上[2005]p. 32

¹⁹ 中兼[2005]p. 2

質経済成長率を高めることが就業機会の保障である²⁰。経済政策の最も重要な目標とは、完全雇用すなわち、国民の就業機会を保障することである²¹。経済成長率と失業率の YU 曲線をみると、就業機会の保障という観点から経済成長率の高さと同時に経済成長の持続性が重要である²²。政府は経済政策を決定と執行する役割がきわめて重要である。社会の構成員の間の資産や所得の分布を「公正」・「公平」するためすべて国民に人間らしい文化的な生活を保障すること、また資産や所得の極端な格差を是正することは政府の責任である。特に、経済発展途上国にとって、有限な資本を効率的に利用するため政府的介入が必要となる²³。そして、「貧困層の雇用機会を拡大するような開発戦略が貧困撲滅にとってのメイン・ルートである」²⁴と主張する理論もある。

本論文では、以上の理論を踏まえて、中国東北三省における都市貧困問題を雇用創出の視点から分析していきたい。

通常「貧困」は「ある社会で、当該社会の基準でみて物的な福祉水準を達成できない状態」と定義される。この定義は、「生活水準」アプローチあるいは「所得貧困」と呼ばれる。相対的貧困と絶対的貧困がある。先進国における貧困に関する研究の多くは、貧困ラインとして国民所得の平均もしくは中位数の 50%といった相対的基準を用いる。つまり、先進国では貧困は相対的な問題として捉えられているが、最貧国では飢えや極度の栄養不良など絶対的な窮乏状態にある人々がいることこそが、最優先に解決される課題としてとらえられている。ある国の 1 人当たり実質所得が上昇し、全国民の間で所得の相対的不平等度が変化しなければ、所得貧困は増加する事はない、あるいは減少する。もし 1 人当たり実質所得に変化がなく低所得者層の所得が相対的に高所得者層よりも減少すれば、所得貧困は増加する。したがって貧困は不平等の問題との関連が深い。貧困ラインとは、「それ以下では生存が脅かされる、さまざまな財（食糧、衣料、家屋等々）の消費水準（あるいはそれを実現する実質所得水準）を示す貧困ラインを想定し、この貧困ラインに達しない個人あるいは家族が「貧困層」と定義される。貧困ラインの設定については、ベーシック・ニーズ費用法と食料エネルギー摂取法がある。ベーシック・ニーズ費用法とは何らかの参照グループ、例えば所得下位 15%の人々の消費パターンの平均から貧困層の典型的消費バンドル（消費財の種類と消費全体に占める割合）を決め、個々の品目の相対的比重を変えずに量的増減させることで食料エネルギーは必要が得られる個々の品目の消費量を決める。食料エネルギー必要量としては、1 日 1 人当り 3000 キロカロリー（外気温 10℃、体重 65 キログラム、年齢 20-39 歳までの男性）の基準を調整した値を用いる。さらに適切な価格データを用いて、その品目を消費するために必要な消費額を計算刷る。こうして求められる額が、食料支出のみを考慮下貧困ラインである。食料エネルギー摂取法とは、詳

²⁰安場 [1980] p. 3

²¹正村[1990] pp. 57-58

²²正村[1990] p. 60

²³西野・丸谷 [2002] p. 39

²⁴絵所・山崎編[2000] p. 33

細な価格データを必要とせず、必要なデータは総消費額と食料エネルギー摂取量だけである。この2つの変数をグラフにプロットするか回帰式を当てはめることで、食料エネルギー必要量を満たしている水準の総消費額を求め、貧困ラインとすることができる²⁵。

貧困指標として貧困者比率、貧困ギャップ比率、2乗貧困ギャップ比率がある。貧困者比率は貧困ラインを下回る人口の比率を指す、最も頻繁に用いられる指標である。貧困ギャップ比率は貧困の平均的「深さ」を示す指標として貧困者の所得ないし消費が貧困ラインを何%下回っているかをそれぞれの貧困者について計算し、その合計を全人口で割ったものである。2乗貧困ギャップ比率は、貧困の極端な深刻さを示す指標としてそれぞれの貧困者の貧困ギャップを2乗した上で足し上げ、その合計を全人口で割ったものである。この指標を最も小さくするために貧困政策を採るならば、それは貧困者の中で最も貧しい者から順に支援を与える政策となる²⁶。

以上の貧困に関する定義・指標が存在している。しかし、中国では貧困問題に対して農村貧困ラインと都市貧困ラインを分けて統計している。地域の格差のため、都市貧困ラインが統一されていなく基準の算定は公表されていない。そのため、本論文では、「都市住民最低生活保障制度」の受給者が都市貧困者を対象として、地方政府に定められた都市貧困ラインを使って分析を行う。貧困者比率を使わず(中国では農村貧困問題の分析に使う)都市貧困人口の比重(ある地域都市貧困者数/全国都市貧困者数)と都市貧困発生率(地域都市貧困者数/地域都市戸籍人口)を使う。

第2節 中国都市貧困問題に関する先行研究と本研究の課題

中国の貧困問題に関する研究の多くは、農村貧困問題である。「改革開放」以降、中国経済は高度成長を遂げたに伴って経済・社会諸問題も相次いで顕在化してきた。地域間の格差、個人間の所得格差の拡大につれ、貧富の差の問題がますます深刻している。都市部では、新たな都市貧困問題が発生した。その背景は、90年代に、体制の転換や市場化・現代化の進みによって国有企業に対する大型企業の再編や中小企業の民営化、経営不振企業の倒産や閉鎖への一連改革である。大量の一時帰休者、失業者(第2章で、詳しく説明する)は仕事を失っただけではなく、企業が果たしていた社会保障諸制度の保護をも失った。こうした一時帰休者、失業者は都市貧困に陥った。

新たな都市貧困問題に対して国内外の関心が集まってきた。日本では中国における都市貧困問題に関する研究はいくつがある。中兼和津次『中国経済発展論』(有斐閣、2001)、佐藤宏『シリーズ現代中国経済7 所得格差と貧困』(名古屋大学出版会、2005)、張紀濤『現代中国社会保障論』(創成社、2001)、李強『中国の社会階層と貧富の格差』(ハーベスト社、2004)、丸川知雄『シリーズ現代中国経済3 労働市場の地殻変動』(名古屋大学出版会、2002)である。

²⁵ 絵所・山崎編 [2000] p. 80

²⁶ 黒崎・山形[2004] p. 26

中兼和津次の『中国経済発展論』では、格差の縮小のメカニズムや、政策の欠如は問題として、貧困問題を取り上げた。著者は「中国の長期にわたる発展ならびに移行過程、またそこにはらむ諸問題をできるだけ多角的に取り上げて概観する」というものである。著者は経済開発論を中心に据えて、中国経済研究の方向や到達点を明らかにしたいという（中兼[2001]p. i）。著者は第4章において成長と分配を取り上げて、中国における貧困問題を分析した。まず、著者が経済成長と分配の関係についてクズネッツの「逆U字仮説」の妥当性を分析した。クズネッツの「逆U字仮説」とは、「成長と分配とはある時点、ある所得水準まで背反した関係にあるが、その水準・時点を過ぎると逆に平等化が進み始めるというものである」。著者はこの理論の研究を踏まえ、東アジアの経験を分析した結果、クズネッツの「逆U字仮説」に対して「実際には時期的にもかなり限定されたものになってくるようにみえる」と考えた（中兼[2001]p. 121）。所得分配なしは格差の変化は、「市場化を初めとして様々な要因によって決められている」（中兼[2001]p. 121）。分配や格差決定の要因については、著者がマクロ的とミクロ的要因を取りあげた。①人文地理条件、沿海地域か内陸か、インフラの整備など、格差に大きな役割を果たす、②政策、地域による産業政策、振興政策その志向性など地域格差に大きな影響を与える。③制度、市場は分配を平等化させたり、逆に不平等化させたり 2つの異なるベクトルを持っているという（中兼[2001]p. 121-122）。分配と格差を決めるミクロ的要因として、個人的属性や資質、分配制度、雇用制度、工場内の権力配置、企業内保障制度、企業業績などをあげた（中兼[2001]p. 122）。著者が中国の改革開放の発展戦略「先富論」は、「中国改革開放以後の中国の格差を考えるに当たって、市場化の進展という経済的要因ばかりではなく、そのことにも密接に絡んで、政府が政策的に、意図的に格差拡大を容認したことも無視できない」（中兼[2001]p. 124）と考えた上で「初期条件や環境条件、それに制度的条件の違いよりも、歴史的に形成された格差を縮小するメカニズムまだ十分働いていないこと、あるいはそうした政策が有効に採られていないことこそ問題であると結論した（中兼[2001]p. 139）。中国における貧困問題に関してまず、著者が農村貧困問題について述べ、次に都市貧困問題について、分配制度の変化を分析した。分配制度の変化が所得の格差がもたらしたと明らかにした。「また企業倒産や失業も増大していることから、大きな問題になる可能性がある」と予測した。

佐藤宏の『シリーズ現代中国経済 7 所得格差と貧困』（名古屋大学出版会、2005）の目的は、「所得分配すなわち経済的資源の分配に焦点を当てて、現代中国の経済と社会を描きだすことにある」という。著者は「所得分配は社会におけるあらゆる経済活動の帰結であり、また政治的・社会的にも非常に大きなインパクトをもつ」を認識し、中国における「1950-70年代の計画経済時期、1980年代以降の市場経済化の過程においても経済・社会の骨格をなしてきた制度的枠組み—都市-農村の制度的断絶と都市における企業・機関単位的生活システム」の変容によって、中国の人々の就業・所得に影響を与えていることを分析した。そして、著者は中国の中部地域の河南省の開封市で聞き取り調査を行って、都市貧困問題を取り込んだ。著者は「市場は人々に機会とリスクをともにもたらす。より高い所

得を獲得する人、リスクにさらされているひと、農村から出稼ぎ者の現状、都市住民と農村から出稼ぎ者との経済的・社会的格差に対する疑問を持って、都市に視点を置いて、所得格差・貧困の構造と変動」を分析した結果、「中国における所得格差の拡大は、成長優先主義の制度・政策的枠組みによってもたらされた」（2005、p33）。カギとなるのは「政府の所得再分配能力であり、徴税能力の向上、社会保障・所得再分配政策に関する政府間財政移転の強化」（2005、p. 33）。貧困に対して農村貧困問題と都市貧困問題にともに言及し、2001 年の都市貧困層の構造を明らかにした（2005、p. 63）。都市社会全体として賃金所得格差はかなり広がっており、都市において実質的な失業率は、予想通り公式統計よりかなり高い水準となった」（2005、p. 104、105）と中国都市登録失業率の問題点を指摘した。再就職については、都市失業・レイオフ者の再就職のチャンネルと所得を分析したが、再就職先は言及していない。貧困の変動では、著者は東北三省の遼寧省、東部地域の江蘇省と北京市、西部地域の四川省を取り上げて、「1980 年代末にはきわめて低かった都市における貧困人口比率が、1990 年代を通じて上昇してきた、1990 年代末時点の中国において、改革・開放以前から受け継いだ農村の貧困とは異なる、新しい貧困問題が発生していることが確認できる」（2005、p. 116）と「貧困の広がりや深さには大きな地域差が存在するが、それは失業率における大きな地域差と表裏一体である」（2005、p. 128）の結論を出したが、地域別の都市貧困問題のその要因を詳しく分析していない。都市部に定着し、生活している農村からの出稼ぎ者は都市貧困者の対象外で、農村からの出稼ぎ者の失業者や貧困者の数字が高いと推測されるが公式的統計がないため、分析が極めて困難であるが、著者は農村からの出稼ぎ者と都市住民の住宅、所得、都市労働市場への参入チャンネルを分析し、都市住民と農村からの出稼ぎ者との格差が常に存在し、特に、「失業率の高い都市ほど農村から出稼ぎ労働者の労働市場参入に際しての制度的費用が高いという傾向がある」（2005、p. 178）ことと、統計上では都市貧困者として計算されていない農村からの出稼ぎ者は都市住民と農村からの出稼ぎ者との差別によって都市部に定着しがたく、労働市場の最下層に流れ込んでいて、貧困に陥りやすい実態を明らかにした。農村からの出稼ぎ者への諸差別の撤廃は、都市-農村間の所得格差、貧富の差の縮小につながるため、都市貧困問題の解決には都市戸籍貧困者だけでなく、農村からの出稼ぎ者貧困者にも関心を払うべきことは大きな意義がある。

張紀濤の『現代中国社会保障論』（創成社、2001）では、中国における社会保障の全分野を視野に入れ、社会保障制度の点から 2000 年までの中国の都市貧困問題を検討している。著者は 1990 年代末の中国の都市貧困問題に注目し、都市貧困者の構成、要因を詳しく分析した。著者は、都市貧困問題の形成要因として「国有企業改革によって失業者・一時帰休者の増加のほかに、インフレ要因、貧富の格差、制度的要因、貧困層自身の素質の問題、職業選択意識など」（2001、p. 471）をあげた。そして、著者は社会保障制度の充実を重視して、「貧困救済と再就職を結合させる制度を打ち立てることは都市部の貧困問題を解決するための具体策である」と結論した。地域貧困問題（東部地域）については東部地域に貧困者が少ない要因は、「沿海地域の傾斜投資政策などの地域別投資優遇政策の実施によっ

て、78 年以後、東部沿海地域の経済発展が加速化した。長期にわたる東部沿岸地域の経済成長は、雇用を創出し、失業率を減らしてきた」と述べているが、詳しい分析はしていない。さらに、東北三省は東部地域である遼寧省と中部地域である吉林省、黒龍江省に分けられて、東北三省の 1 つの地域として都市貧困問題の分析をしていない。実際に、遼寧省の経済発展は東北三省でトップにあるが、遼寧省は都市登録失業率が中国で最も高い省として 1999-2000 年に、全国の第 2 位で、2002-2007 年に、連続的に全国の第 1 位であった。都市貧困者数は東北三省ともに 100 万人を超えている。東北三省は隣接している 3 つの省で構成されている。産業構造や歴史、風俗・習慣、言語に一致している特徴がある。とくに、2003 年に、中国政府にうち出された「東北振興」策は、東北三省を対象とする地域振興政策であるため、経済問題や社会問題の考察については三省全体の分析が必要であるが、張にいてはその点が不十分である。

李強『中国の社会階層と貧富の格差』（ハーベスト社、2004）では、著者は「社会学の立場から貧富の格差・貧困問題の現状と歴史について分析したものである」（2004、p. iii）。著者は貧富の差、収入の格差から分析して、中国の貧困問題の形成は「計画経済から市場経済に移り変わる過程で、経済体制が転換するにしたがって都市住民の収入の格差は拡大され、インフレは一層激しく進んだ。その上、社会保障体制の不十分さの影響も加わり、一部の都市住民の生活水準は下降あるいは深刻な想定的剥奪に至らしめられたように思われる」（2004、p. 242）と考えた。著者は都市貧困層が貧困に至らしめる原因のマクロ分析（産業構造、就業体制、社会保障制度、分配制度、インフレ、戸籍制度、市場経済への転換）を多面にわたって検討した。そして、ミクロ分析を行い、中国都市の貧困問題を緩和する対策として「最低生活保障制度の整備、社会保障体制の改革と健全、第 3 次産業、第 2 次産業の発展促進、貧困者自身の質の高め」などを上げた（2004、p. 258-261）。

丸川知雄『シリーズ現代中国経済 3 労働市場の地殻変動』（名古屋大学出版会、2002）では、改革開放後中国労働市場の視点から中国における失業問題、失業保険、一時帰休者及び対策を詳しく解明したうえで、雇用創出の役割を果たせる自営業・私営企業の状況を紹介した。中国の都市貧困問題を触れていないが、90 年代までの都市貧困層である失業者・一時帰休者の実態を解明することによって当時の都市貧困問題形成の背景や都市貧困層の構成がうかがえる。

以上の文献では、いずれも 1990 年代末までの中国における都市貧困問題を取り上げて都市貧困問題の構造・要因を分析して、中国の都市貧困問題のその共通性を解明した。しかし、中国では地域に地域によって自然・地理環境、経済構造や産業分布が異なり、地域の多様性が大きいので、地域ごとの都市貧困問題を分析して解決策を絞り込む必要がある。そして、2006 年に、国有企業による一時帰休者の失業者に切り替えが完了して事実上の中国における大規模なリストラが沈静化してから、中国都市貧困問題はどのように変化してきたか、都市貧困問題は地域振興政策が実施された以降に、どのような変化をもたらしたのか分析が必要である。本論文では、以上の疑問を持ちながら、従来先進地域であった東北三省を対象にして分析する。そして、都市貧困人口が最も多い東北三省向けに「東北

振興」策を実行する前後に分けて都市貧困問題を研究した。都市貧困問題の構成、その要因および解決策を検討していきたい。

第3節 中国における経済発展戦略・経済政策の決定

「改革開放」策を実行する1978年まで、中国経済発展の目標は、西側の先進経済に追いつきおい越すと農村貧困問題の解決であった。その実現ために資源を動員する能力を最大限高める一連の政策を打ち立てた。しかし、1970年代末の30年間、目標の達成ができなかった。1960年において中国のGDPは日本とほぼ同じ規模であったが、80年の中国のGDPは日本のわずか4分の1程度になった。「平均主義」のもとで農村部の農民が人民公社から得る平均所得は殆ど増加せず、都市部の従業員の平均所得も殆ど上昇しなかった。1978年に、1人当たりGDPは、アメリカ1万107ドル、日本8456ドル、台湾1561ドル、韓国1355ドル²⁷に対し、中国はわずか220ドルであった。国民全体は「貧困の共有」に置かれていた。

1978年末、中国の経済発展戦略は、当時の指導者鄧小平が提示した「3段階発展論」²⁸に基づく「改革開放」策に転換した。計画経済体制から市場経済体制へ移行した結果、中国経済はかつてない高度経済成長を遂げた。経済成長は、1980年から年平均10%近くであり、高い年と低い年の差があるが、マイナス成長の経験がない(図1-1)。国民の所得と生活水準が向上した。一人当たりGDPは1978年381元、1980年463元、1985年858元、1990年1644元、1995年5046元、2000年7858元、2005年14185元、2010年の29992元と約79倍²⁹に引き上げた。経済成長に伴って従来からある農村貧困問題が改善された。中国の農村貧困人口と貧困者比率は、1981年6.34億人、63.8%、1987年、3.1億人、28.69%、2004年1.28億人、9.9%に激減した³⁰。中国農村貧困人口の減少に対して世界銀行が評価された。しかし、1978年以降、中国は経済成長とともに地域間の格差・貧富の格差は拡大し続けている。90年代から、従来の農村貧困問題が未解決のまま新たな都市貧困問題が発生し、深刻化している。

以下では中国の経済政策の制定及び変遷について整理する。

1. 中国における経済政策の制定と実行

中国では、共産党が最高意思決定機関であり、最高の権力をもつ機関でもある。経済政策において共産党が大きな経済路線を決める。政府部門は、共産党が決めた路線に従い、具体的な政策を決定したり、日常の運営を行うことをしたりしている。共産党は5年に1回、秋に全国代表大会を開催し、そこで共産党幹部人事の決定や共産党の綱領の変更、過

²⁷内藤 [1992] p. 23

²⁸本章第3節2で説明する。

²⁹『中国統計年鑑』[2011年]より。

³⁰胡[2008]p. 40

去 5 年間の総括および今後の活動方針の決定を行う。この共産党大会の結果を受けて、翌年の 3 月に開催される全国人民代表大会において、国家・政府部門の主要ポスト、および経済政策・政治方針が決められる³¹。共産党においては、政治局常務委員が最高位に位置し、その下に政治局委員、中央委員、中央委員候補が存在する(表 1-1)。

中国の政府組織は、「国務院」である。国務院すなわち中央人民政府は、中国の最高国家権力機関の執行機関であり、最高国家行政機関でもある。総理、副総理、国務委員、各部部长、各委员会主任、監査長、秘書長で構成される。総理責任制である。すべての重要な政策は、国務院で決められ、各官庁の権限は限定的である。たとえば、金融政策は、日本では政府から独立した日本銀行、アメリカでは FRB (連邦準備理事会) が、金利などを決定する絶対的権限を持つ。中国では人民銀行は中央銀行の機能を担っているが、明確に国務院の下にあり、金利決定などあらゆる重大な金融政策は国務院の承認なくして決められない。予算編成においても、財政部に与えられた権限は一定で、国務院が直接を決定する仕組みである³²。政府部門と共産党の関係から見ると、経済政策については共産党側が示している大きな経済運営方針に則り、総理が責任を持って運営する。重要な問題は、政府は共産党に適宜対応する。経済政策の指示・通知において：「中共中央 (中国共産党中央委員会の略)、国務院」として連名で出される場合が、文件の重要性を示す。実行するのは各地方政府部門が行い、中央政府と各地方政府の関係は (表 1-2) である。

中国では、全国人民代表大会は、憲法上「最高の国家権力機関」であり、国務院や司法 (最高人民法院および最高検査院) はその下に位置する。予算や基本的な国民の権利義務機関は全人代可決の法律によることとされているが、実際問題によって、国務院制定の条例で済ませる場合が多い。現在、予算法改正など特に重要な事項は全人代の機関が起草するようになってきて、全人代の権限や重要性は次第に拡大している。

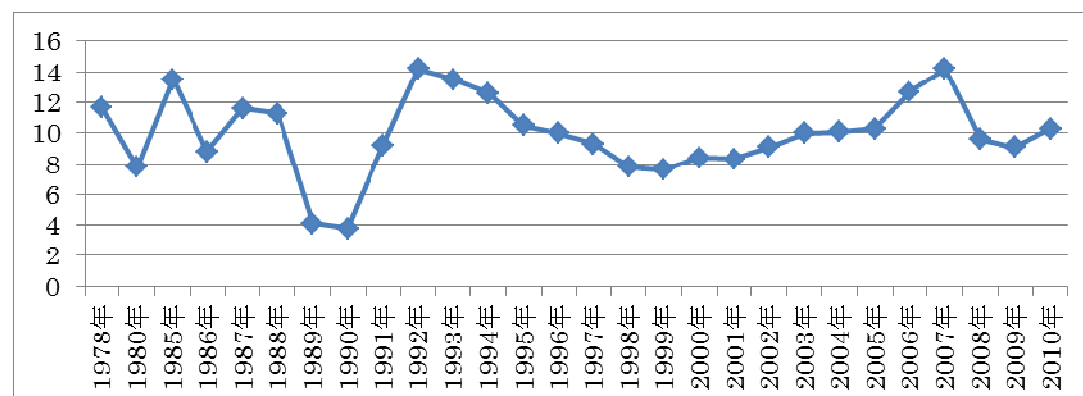
中国では経済官庁として国家発展改革委員会 (26 部署で、産業政策司や中小企業司、就業・収入分配司などを含まれる)、財政部、人民銀行、商務部がある。最も力を有する国家発展・改革委員会は、かつて計画経済の時代、国家計画委員会が経済運営の全体方針をつくり、重要なプロジェクトの選別・資金配分まで行い、財政部は出納管理、人民銀行は金出し入れを行う。1978 年の改革開放政策の実施以降、国家計画委員会は「官庁の中の官庁」として経済全般の調整や個別プロジェクトの選定などに主要な役割を果たした。国家計画委員会は国家発展改革委員会に改名し、国家重大プロジェクトを実施し、マクロ経済政策を主導し、国家資金の配分に大きな権限を行使している、地域経済格差が問題になって以降は、西部大開発・東北地方等旧工業基地の振興、中部地域崛起などの地域開発を主導している。経済全般に対する発言力は増した。

中国では、5 年先まで経済政策・政治方針を立てられて、実行するのは、五年一度の「五ヵ年計画」(国民経済と社会発展五ヵ年計画要綱) である。第 1 次五ヵ年計画は 1953 年にスタートして、現在、第 12 次五ヵ年計画 (2011-2015 年) は実施中にある。

³¹大西 [2005] p. 38

³²大西 [2005] p. 10

図 1-1 中国の GDP の伸び率の推移 (%)



出所：『中国統計年鑑』[1996-2011]より作成。

表 1-1 中国共産党中央指導者の一覧表

	人数、党・政府の職務
政治局常務委員	9 名。党総書記・国家主席・軍事委主席、全国人民代表委員長、國務院総理、政治協商会議主席、国家副主席・中央書記処書記・中央党校校長、國務院筆頭副総理、中央紀律検査委員会書記、イデオロギー・宣伝担当、中央政法委員会書記(公安担当)
政治局委員	24 名、上記 9 名を含む
中央委員	198 名、上記 24 名を含む
中央委員候補	158 名

出所：中国政府網より整理したもの。

表 1-2 共産党と中央政府と地方政府の主な対応関係一覧表

共産党	中央政府の職務	地方政府の職務
政治局常務委員	総理、筆頭副総理	
政治局委員	副総理、國務委員	有力省の書記
中央委員	(中央 28 部門)部長、主任	省の書記、省長
中央委員候補	直属機構などのトップ	省の筆頭副書記

出所:同上。

2. 中国における経済発展戦略の変遷

中国では、今まで実施された経済発展戦略が時期によって 1949 年-1978 年「平均主義」(均富論)、1978 年-2002 年「先富論」、2003 年以降「共富論」の 3 つで分けられる。

(1) 改革開放以前(1949-1978 年)

1949年に中国が成立した。当時の中国政府にとって最大の任務とは、経済の再建、権力基盤の強化、秩序の回復、国民の失業と飢餓の問題であった。以下は、年によってその流れである。

1949年-1952年：私的資本・富農経済の存在の容認。大銀行・大工業・大商業は国有化するが、私的資本を禁止・没収してなかった。

1953-1957年：「第1次5ヵ年計画」の実施。1953年に、旧ソ連の中央計画経済をモデルにした指令システムを導入した。旧ソ連の経済学者の指導の下で、第1次経済5ヵ年計画（1953-1957年）に作成された。この計画は重工業に偏重した。総投資の45.5%が工業に、工業内では重工業に85%が投下された。旧ソ連から実施した150の大規模援助プロジェクトが国防工業、機械工業、電子工業、化学工業、エネルギー工業といった重化学工業の整備に充てられた。こうした計画を実行する背景とは、朝鮮戦争の勃発による国家の安全、旧中国の重工業の脆弱、当時地域発展の不均衡の改善であった。その結果1957まで、年率5.7%経済成長率を記録した。農業については、1950年始まった農地改革によって、大土地所有の解体と2億人の小作農への小規模農地の分配が行われたが、農地を与えられた小農は、農地規模が小さすぎたため、農業生産性が上がらなかった。そのため、1957年初めには、全農家の90%以上を高級農村生産合作社に加入させし、すべての農地を集団所有としての農業の社会主義化が完成された。1956年末までに地方都市の商工業に対して「公私合営」（公私の出資により企業を共同経営化が、1954年9月から進められたが、実際には旧資本家は旧所有企業資産につき、国家から利息を受け取るだけの存在となった）が行われた。そのあと私営企業の官僚資本部分を国有にし、国家が企業に幹部を派遣するという形で事実上の国営化が完成された³³。

1958-1960年：「第2次5ヵ年計画」（1958-1962）の「大躍進政策」。社会主義建設の加速化するため、農業生産と工業生産目標を1957年の倍とする大衆製鉄運動を発動し、旧ソ連モデルで作られた300戸規模の合作社を、およそ10倍以上にして「人民公社」とし、再編された。その背景とは「第1次5ヵ年計画」は重工業への偏った投資資金の配分によって経済成長を促したが、農業生産の不振によって、都市部の食糧不足は深刻な状態に陥る。現実に反する目標を達成しようとする非合理的経済政策によって、中国経済は停滞期に入った³⁴。

1961-1965年：経済調整の時期。1959年4月に、中国政府は経済の正常化のため、経済調整を行った。平均主義に反対するとともに、労働に応じた分配を行い、農村の家庭副業・自由市場を開放し、個人手工業を容認することとした。1963-1965年に、工業の重点的調整が行われた。1965年に、経済成長は1957年のレベルに復帰した。

1966年-1978年：「第3次5ヵ年計画」（1966-1970年）「三線建設」策の継続。投資は内陸部、重工業、国防建設に重点化された。同時に文化大革命（1966-1976年）も始まった。この十年余りに、中国の人口は推定年平均2000万人が激増し、人材の育成が中断された

³³猪木[2009]p. 158

³⁴猪木[2009]p. 159

とともに、外国貿易が途絶した。

1978 年までの時期に、中国では、都市部でも農村部でも「失業、貧困を絶滅」、「すべての人を平等に」という社会主義スローガンのもとで、農村部における初等教育の普及率が上がり、農民の合作医療制度を整備し、病気になれば属する人民公社内の病院で無料の治療を受けられる。都市部における雇用確保、年金・医療など福祉保険制度を属する企業からカバーしてもらえるために、個人的失業、貧困、不平等は問題にならなかった。しかし、経済成長は達成せず総人口の 9.6 億人のうち 6.4 億人は貧困人口であり、世界貧困人口の半分以上を占めた。中国は世界で最も貧困国であった³⁵。

(2) 改革開放の 1978 年-2002 年

1978 年 12 月に、共産党の第 11 期 3 中全会で当時の指導者鄧小平の「3 段階発展論」に基づいて設定された「改革開放」策を通過した。体制を抜本的に改革することを決めた。農村部において集団農業と人民公社制度を解体させ、個人農業制度に戻す。都市部において計画制度全体の本格的改革および経済の市場化へ移行する発展戦略を打ち出した。鄧小平が示した「3 段階発展論」とは、第 1 段階は 1980 年から 90 年の 10 年間で 1 人あたり GDP を 2 倍にする。第 2 段階は 90 年から 2000 年でさらに 1 人あたり GDP を 2 倍にし、小康社会を実現する、第 3 段階は 21 世紀半ばまでに 1 人あたり GDP を中進国程度とし、現代化を実現する、という経済成長の追求によって物質的に豊かな経済大国になる経済政策である。したがって中国政府は、従来の「平均主義」、「絶対平等主義」(均富論)を否定し、「貧しいことは社会主義ではない」、さらに「一部の者、一部の地区が先に豊かになることを奨励し、また、先に豊かになった者がまだ豊かになっていない者を援助して、ともに豊かになること」を、鄧小平が提唱した「先富論」を実行させた。20 数年間にわたって、中国経済は従来の高度的集権的な効率性の低い経済体制から市場が資源配分機能体制へ転換したとともに、経済効率の向上や経済構造の調整を行った結果、中国は世界で成長率の最も速い、発展の活力を持つ経済地域の 1 つになった。1978 年以降中国は急速な成長を遂げたに伴って一人当たり GDP の増加と GDP の増加は同時に達成した。一人当たり GDP は 1978 年 381 元、1980 年 463 元、1986 年 963 元、1990 年 1644 元、1994 年 4044 元、2000 年 7858 元に上がった³⁶。鄧小平の発展戦略は第 1 段階の目標は 1986 年に、第 2 段階の目標は 1994 年に実現された。経済成長につれ国民の所得と生活水準も向上した(表 1-3)。従来の農村貧困人口と貧困者比率は、2002 年に 1.61 億人、12.5%に下がった。農村貧困問題の改善は「改革開放」策の最大な成果の 1 つとみられている。しかし、個人や地域の格差を容認する「先富論」に導かれた経済成長は、地域間の格差、貧富の格差をもたらした。全国面積の 71.5%を占める西部地域は GDP の規模は全国の 16.9%に過ぎない(2003 年)。さらに、面積や人口の占有率が全国で最も低い東北三省は都市登録失業率(5.9%)が全国で最も高く全国平均(4.3%)を上回っている(2003 年)。日本をはじめ、台湾、韓国など東

³⁵ 胡[2008]p. 22

³⁶ 『中国統計年鑑』[2011 年]より。

アジア諸国ように高度経済成長とともに所得分配の平等化を実現することは中国で見当たらない。世界銀行により、中国のジニ係数は 80 年代に 0.20、1993 年に警戒レベル 0.4 を超え、2002 年に 0.46 に上昇した³⁷。中国は世界で所得の平等国から不平等の国の 1 つになった。

表 1-3 1978 年-2010 年都市部と農村部住民の所得(元、%)

各年	農村部世帯 1 人当り純 収入		都市部世帯 1 人当り可 処分収入		農村部世 帯エンゲ ル係数	都市部世 帯エンゲ ル係数
	所得	前年比の 伸び率	所得	前年比の伸 び率		
1978	133.6		343.3		67.7	57.5
1980	191.3	43.2	477.6	39.1	61.8	56.9
1985	397.6	8.4	739.1	10.6	57.8	53.3
1989	601.5	10.5	1373.9	12.6	54.8	54.5
1990	686.3	1.8	1510.2	8.6	58.8	54.2
1991	708.6	2.0	1700.6	7.7	57.6	53.8
1992	784.0	5.9	2026.6	8.8	57.6	53.0
1993	921.6	3.2	2577.4	10.2	58.1	50.3
1994	1221.0	5.0	3496.2	8.8	58.9	50.0
1995	1577.7	5.3	4283.0	4.9	58.6	50.1
1996	1926.1	9.0	4838.9	3.8	56.3	48.8
1997	2090.1	4.6	5160.3	3.4	55.1	46.6
1998	2162.0	4.3	5425.1	5.8	53.4	44.7
1999	2210.3	3.8	5854.0	9.3	52.6	42.1
2000	2253.4	2.1	6280.0	6.4	49.1	39.4
2001	2366.4	4.2	6859.6	8.5	47.7	38.2
2002	2475.6	4.8	7702.8	13.4	46.2	37.7
2003	2622.2	4.3	8472.2	9.0	45.6	37.1
2004	2936.4	6.8	9421.6	7.7	47.2	37.7
2005	3254.9	6.2	10493.0	9.6	45.5	36.7
2006	3587.0	7.4	11759.5	10.4	43.0	35.8
2007	4140.4	9.5	13785.8	12.2	43.1	36.3
2008	4760.6	8.0	15780.8	8.4	43.7	37.9
2009	5153.2	8.5	17174.7	9.8	41.0	36.5
2010	5919.0	10.9	19109.0	7.8	41.1	35.7

³⁷ 薛・荒山・園田[2008]P. 13

出所：中国国家统计局・「国民経済と社会発展統計公報」1978年-2010年より作成。括弧内は去年より実質増加率。注：1999年、2000年の都市部住民可処分収入の増加は一時帰休者に対して、最低生活保障・失業保障制度の整備、公務員賃金の引き上げの原因である。農村部住民純収入の低下は需給関係の変化により農産物価格の下落、郷鎮企業業績の不振の原因である。

(3) 2003 年以降中国の経済発展戦略

1978 年以降、中国では、経済成長に伴って都市と農村との格差、地域間の格差と貧富の格差は開く一方である。都市部対農村部の所得格差は 1978 年の 2.6 倍から 2003 年に 3.2 倍に拡大した。沿海地域の経済発展は著しく中国経済成長を牽引した。都市部で 90 年代始まった国有企業の改革は大量の失業者・一時帰休者(第 2 章第 2 節 3)が出てきた。2002 年に、失業者・一時帰休者は中心とする都市貧困者は 2054 万人に上った。上位高所得層の所得対下位低所得層(極貧層)の所得の格差は 1995 年の 4.1 倍から 2003 に 10.4 倍に拡大した。

2003 年に、中国政府は深刻化している貧富の格差、都市・農村・地域間の格差を認めた。2003 年 10 月に開催された中国共産党第 16 期中央委員会 3 会全体会議で「社会主義市場経済体制完備の若干の問題に関する決定」を採択した。経済発展の目標としての 2020 年に GDP 総量を 2000 年の 4 倍増、1 人当たり GDP は中所得国家を実現するため、経済発展は「5 つの協調」(都市と農村の協調的発展、地域間の協調的発展、経済と社会の協調的発展、人と自然環境の協調的発展、国内経済と海外経済の協調的発展)へ、「社会主義の調和の取れた社会」の発展戦略へ、従来の「先富」から「共富」に転換することを明確した。従来の経済成長を優先する政策を修正し、農民収入の増加、都市部貧困問題、失業問題の解決、国民の社会保障制度の整備、雇用の確保による現段階から発展は経済停滞、二極化の激化と社会の動揺がなく、経済の持続的で調和の取れた健全な成長の実現を目的とする。次章から中国における都市貧困問題の形成及び都市貧困層の構成を解明する。

第 2 章 中国の体制転換と都市貧困問題

世界経済は第 2 次世界終了後巨大に膨れ上がり、現在では多くの国々と人々が「豊かさ」を享受している。一方、世界の総人口の 80%がいわゆる発展途上国に住むかつこれらの国々で生み出される所得は全世界の 20%にも及ばない。世界銀行の示す数字では、2003 年段階で、いわゆる「低所得経済」に住む 23 億人の人人の平均所得は年 450 ドル(なかには年 90 ドルという国もある)、「中所得国」の 30 億人の平均所得は 1920 ドル、「高所得国」の約 10 億人の平均の年所得は 28550 ドルである³⁸。世界銀行は、1990 年の「世界開発報告」のメインテーマに「貧困」を掲げた。さらに 1996 年には経済協力開発機構の開発援

³⁸猪木[2009]p. 13

助委員会の新戦略の中でとりわけ「最重要の目標」として提案されたのは、「2015 年までに極端な貧困の下で生活している人人の割合を半分に削減すること」である。世界銀行は『2000/01 年世界開発報告』で再び貧困問題を取り上げた。こうした貧困問題の解決は現代世界に住む人人に与えられた最大の課題の一つになった。

通常「貧困」は「ある社会で、当該社会の基準で見てかなりの最低限と想定される物的な福祉水準を達成できない状態」と定義される。この定義は、「生活水準」アプローチあるいは「所得貧困」と呼ばれる。そのうえで、「それ以上では生存が脅かされる、さまざまな財（食糧、衣料、家屋等々）の消費水準（あるいはそれを実現する実質所得水準）」を示す貧困ラインを想定し、この貧困ラインに達しない個人あるいは家族が「貧困層」と定義される³⁹。貧困は低生産性（および完全失業）→低所得→低生活水準によってもたされることで、国全体の経済成長は貧困削減にとって不可欠の前提条件（ただし十分条件ではない）であることは、2003 年の分析結果として明確に示している。しかし、経済成長と所得分配の関係「経済発展が進展するにつれ、所得分配は最初が悪化し、やがて改善する」というクズネツツの逆 U 字仮説はすべての国にあてはまるものではない。とくに高度経済成長を遂げた中国には見当たらないのが現状である。

中国における都市貧困問題は他の発展途上国と異なり、貧困者の構成も従来の都市貧困者と異なる。中国の都市貧困問題の形成は経済体制の社会主義市場経済の転換と緊密な関係がある。1978 年「改革開放」以降、中国では計画経済体制から市場経済体制へ、完全公有制経済から、公有制経済と非公有制経済の共存へ、従来の所得分配の平均主義から所得の不平等主義への漸進的な体制転換をした。そして、国際化・市場化の進みとともに都市部で国有企業の更なる改革が行われた。国有企業にリストラされた失業者・一時帰休者は仕事だけではなく企業に果された年金・医療など社会保障・福祉も失った。こうした経済的に不安定な人々は都市貧困者の大部分に占めている。

以下では従来の農村貧困問題の現状を触れ、中国における都市貧困問題の構成・都市貧困ラインおよび都市-農村・地域間・都市内部における所得格差を検討する。

第 1 節 中国における貧困問題の歴史—農村貧困問題の起因と改善

貧困概念について、経済学では「絶対的貧困」と「相対的貧困」の二つがある。絶対貧困とは生存維持的最低限度の生活の維持に必要な所得あるいは消費水準を満たすことができない状態である。発展途上国貧困問題はほとんど絶対的貧困の状態になっている。相対的貧困とは、所得水準の高い諸国における貧困問題である。多くの場合、生活水準が該当社会における一般的水準と比較することである⁴⁰。こうした意味で絶対的貧困と相対的貧困、いずれも所得にかかわっている。1970 年代に「人間の基本的必要の充足」を開発の目的であるとした世界銀行が用い始めた概念では、低所得、栄養不良、不健康、教育の欠如など

³⁹ 絵所・穂坂・野上[2005]p. 10

⁴⁰ 佐藤[2003]p. 56、p. 198

人間らしい生活から程遠い状態、即ち生存維持的な最低限度の生活の維持に必要な所得あるいは消費水準を満たすことができない状態は絶対的貧困であるという。生存維持水準の所得ないし消費のライン(絶対的貧困線)を下回る人々を貧困層と規定する。世界共通の絶対的貧困ラインは、1985年の購買力平価で1日1ドルから、1993年に1日1.08ドルに、2005年に1日1.25ドルに引き上げる。国連開発計画(UNDP)では、貧困を「教育、仕事、食料、保健医療、飲料水、住居、エネルギーなど最も基本的な物・サービスを手に入れられない状態のこと」と定義し、貧困指標に生活水準に直接・間接に影響する所得以外の要因を重視することにより、平均寿命、教育水準、一人当たりの国内総生産の3つの分野から「人間開発指数」(HDI)という人間開発の達成度を図る指標も作った。相対的貧困は、生活水準が当該社会における一般の水準と比較して著しく低いことをいう。先進国の貧困分析の場合には、通常は当該社会の平均的生活水準(所得分布の中央値の所得の2分の1といった貧困ラインが用いられる相対的な指標が多い⁴¹。OECDやEU(2004)国民の可処分所得の中央値の50%に満たない所得を相対的貧困とする⁴²。中国では、農村貧困にせよ、都市貧困にせよ、国際貧困ラインを使っていない。中国農村貧困ライン(統一されている)と都市貧困ライン(統一されていない)が独自の基準で定められている。そして、都市貧困ラインの算定方法は公表されていない。

中国の農村貧困問題は建国後既に存在している。農村貧困ラインの正式に設定は1985年のことであった。当時、国家統計局による「極端」貧困線⁴³の算出に用いられたのは、都市部の成人の男性で2500キロカロリー、女性で2400キロカロリーよりもさらに低い一人1日2100キロカロリーという水準である。この貧困基準⁴⁴は、1人1日2100キロカロリーの食料エネルギー摂取という食料貧困ラインを求めた上、回帰分析によって人々非食料の支出を推計し、食料貧困ラインに加算して最終的に決められる。実際の貧困ラインの算出は貧困人口の食品支出額をエンゲル係数60%で割ることで求めるものである。例えば、1984年の貧困人口の1人当たり食品支出額は119.73元であり、60%で割ると1984年の農村貧困ライン200元となった。

1. 計画経済時代の都市と農村

中国は、世界で最も人口・労働力が多い国であり、全国人口の5割が農村部に住み、全就業者の4割近くが農業・兼農業に従事している国である(2010年時点)。国民1人当たり耕地占め率、農業就業者1人当たり耕地占有率など、最も低い国でもある。表2-1をみれば、中国の耕地面積が変わらなくても、総人口が増え続けていることを考えると、①中国では、人口対土地の圧力が強く、農村には膨大な過剰労働力が滞積している。②人口に対

⁴¹黒崎・山崎[2004]pp. 13-26

⁴²青木・杉村[2007]p. 181

⁴³「極端」貧困(絶対貧困)とは1985年時点における1人当たり年間食糧(主食となる穀物、芋類及び大豆)消費200kg以下、かつ1人当たり年間「純収入」200元以下。

⁴⁴中国の貧困基準は世界銀行の1人1日当たり1ドルという消費・所得貧困線と比べてもかなり低い基準である。

して耕地資源が少ない。可耕地 1ha あたりの農業人口は 9.1 人であり、インドの 3 倍、日本の 6 倍という稠密さである。農村部の人口推移から見ると、1952 年に、総人口 5 億 7482 万人の 87.54%(5 億 319 万人)が農村部で住んでいた。1978 年に、総人口 9 億 6259 万人の 82.08%を占める 7 億 9014 万人が農村部で暮らしていた⁴⁵。1952-1978 年間に、生産構造は 1952 年の 50.5%から、1978 年の 28.2%に低下した変動があったが、就業構造の変動は小さい。農村部では大量の余剰労働力の存在と労働力自由移動が制限されることがわかる(表 2-2)。70 年代の中国は国際貧困ライン(1 日 1 ドル未満)に準じて約 6.4 億人の農村貧困人口を抱えている⁴⁶。

表 2-1 国際比較に見る中国農業特徴

	国民 1 人当たり 耕地(ha/ 人) 1997 年	農業就業者 1 人当たり 耕地 ha/人) 1998 年	穀物自給 率 (%) 1998 年	農業就 業者 比 率 (%) 1998 年	農業総生産 GDP 率 (%) 1998 年	労働生産性 (トン/1 人) 1998 年	土地生産性(ト ン/ha) 1997 年
中国	0.10	0.24	98	49.8	18.0	0.9	3.6
インド	0.17	0.62	99	60.5	25.0	0.8	1.4
日本	0.03	1.27	22	4.6	0.0	3.9	3.1
韓国	0.04	0.66	29	11.3	6.0	3.0	4.5
フランス	0.31	18.74	201	3.7	2.0	69.3	3.6
ドイツ	0.14	10.58	125	2.8	1.0	39.9	1.4
イギリス	0.11	11.66	107	1.9	2.0	41.4	3.1
アメリカ	0.66	56.99	140	2.2	2.0	112.6	2.0
オーストラリア	1.40	58.15	341	4.7	3.0	71.4	1.2

出所：厳「2002」p25 表 1-4 より。注：土地生産性、労働性は穀物の生産量を耕地面積、農業就業者で割ったものである。

表 2-2 1952 年と 1978 年農村状況の推移

年度	第 1 次産業の GDP の占有 率 (%)	第 1 次産業就業 者の占有率 (%)	農村人口の比率 (%)	農民一人当たり純 収入(元)
1952	50.5	83.5	87.54	73
1978	28.2	70.5	82.02	134

出所：産業構造の GDP の比率と純収入は胡[2008]p. 29 より、その他は『中国統計年鑑』[1996]より作成。

⁴⁵ 『中国統計局統計年鑑』[1996]より。

⁴⁶ 胡[2008]p. 22

表 2-3 エンゲル係数（中国と日本との比較）

中国	都市世帯	58%（1957 年）—57%（1978 年）—38.2%（2001 年）—35.9%（2010 年）
	農村世帯	98%（1957 年）—68%（1978 年）—47.7%（2001 年）—41.1%（2010 年）
日本		38%（1963 年）—26%（1985 年）—22%（2000 年）

出所：佐藤「2005」p. 20 より。2001 年、2010 年の数字は『中国統計年鑑』[2002]、[2011]より。

都市部では、1950 年代に、計画経済体制を確立してから 1980 年代にわたって 30 年間に、社会主義計画経済体制を維持してきた。「失業・貧困を絶滅」、「すべての人々を平等に」というスローガンを捧げ続けた。個人レベルの失業、貧困、不平等の深刻さは表面に浮上していなかった。しかし、国有企業の生産非効率や「平等」低賃金分配制度もとので、都市部住民も貧しい日々を送っていた。消費支出から見ると、1957 年と 1978 年における 1 人当たり消費支出は、消費物価指数（「居民消費価格指数」）によって調整したこの間の実質的な消費水準の変化は、都市で約 23%、農村で約 44%にとどまっている。都市は 1 人当たり「都市居民家庭生活消費支出」により、1957 年 222 元、1978 年 311.6 元、農村は 1 人当たり「農村居民生活消費支出」により、1957 年 70.9 元、1978 年 116.1 元と推移した（国家統計局国民経済総合統計司編 1999）。都市国有企業・機関の職員 1 人当たり年間賃金総額は、1957 年 638 元、1978 年 629 元とわずかに減少しており、この間の緩やかな消費物価指数（居民消費価格指数）の上昇を考慮に入れると、実質賃金はむしろ 14%ほど目減りした計算になる（国家統計局国民経済総合統計司編 1999）。この間、農村世帯のエンゲル係数は、1957 年 98%、1978 年 68%と減少した。都市世帯のエンゲル係数は 1957 年 58%、1978 年 57%と停滞している⁴⁷。中国都市においても農村においても、この時期に実質的な生活水準の向上は極めて緩慢であった。表 2-3 では、2001 年に、中国都市部のエンゲル係数は 60 年代の日本水準に達した。

2. 都市と農村と戸籍制度

都市部と農村部との所得格差は建国後から見られている。1978 年に、農民一人当たり純収入は 134 元に対し、都市部住民の一人当たり可処分所得は 343.3 元である。農民と都市部住民の一人当たり所得の格差は都市と農村との二重構造を反映するとは言え、戸籍制度の存在は都市と農村の格差が拡大し続ける最大の要因であると考えられる。

戸籍制度は 1958 に正式に実施された。建国後、中国政府は、資源をすべて公有制にしたもとので、都市へ過剰移民の防止と完全雇用を維持するおよび都市住民の食料確保のため、1951 年に「都市戸籍管理暫定条例」、1953 年の「口糧制度」、1958 年の「戸籍管理条例」を、都市と農村とを完全に隔離する制度を相次いで打ち出した。「戸籍管理条例」によって各個人はその居住地域において、都市戸籍と農村戸籍身分のいずれかを有する者として登録され、農村戸籍身分を持つ者は大学への進学等ごく限られた場合を除くと、農業戸籍

⁴⁷佐藤[2003]p. 20

から非農業戸籍への転換が厳しく制限された。戸籍の登録・転出入・転換の業務は公安部門で行うが、自己都合を理由にする地域間での移住はほとんど不可能であった。

都市戸籍の人々たちは、①雇用機会の行政的配分と終身雇用、②食料をはじめとする基礎的生活資材の配分制度に基づく「合理的低賃金」、③従業員および家族までの社会保障・福祉の保護を、ひとつセットとして享受した。都市戸籍人口の総人口比重を見れば、1952年 12.46%(7163万人)、1978年 17.92%(1.7億人)と推移している。計画経済時代に、2割以下の都市戸籍住民は職場(企業・機関)と賃金を確保するのみならず食料をはじめとする基礎的生活物資の配給、住宅、子女の教育、医療・老後保障年金など生活のすべてを所属する企業・機関に保障されていた。都市従業員の流動性は著しく低く、都市から都市に移動することも容易でなかった⁴⁸。

一方、農村戸籍の農民は都市に物資的資源を最大限供給した。農民は、私的経済活動が厳しく統制された。農民が生産した農産物は強制調達されたにもかかわらず都市戸籍住民が受けられる社会保障と福祉は農民に対しては一切ない。8割以上を占める農村戸籍の農民たちは、低所得かつ社会保障のない状況で暮らしていた。1970年代末時点において中国農村に住む農村人口はほぼ全員が絶対的貧困の状態にあった。

計画経済時期に実行した戸籍制度は、国民に都市戸籍と農村戸籍の身分を与えられるだけではなく都市部と農村部おける多く余剰労働力の存在を覆い隠してきた。

3. 1978年以降農村貧困問題の改善

1978年12月に、中国政府は、第11期中国共産党3回中央委員会全会で経済体制の改革・対外開放政策を打ち出した。同時に、「農業発展を速める若干の問題に関する決定(草案)」と「農村人民公社工作条例(試行草案)」の採択によって農業中心の経済改革が行われた。農家請負責任制度をはじめ、各種富民政策⁴⁹を実行して計画経済に遅れていた農村地域の経済成長を図ろうとしていた。農村経済改革は、まず、中国社会主義のシンボルといわれた人民公社制度⁵⁰を解体させて農民に農作の決定権を与えるという生産責任制を採用した。管理体制の形態は従来の人民公社時代の集団から、各農家単位による自分で生産・分配および経営を管理する形態へ実行した。農民は収入を得るために、農業活動に積極的になり、農業生産性は向上した。中央政府は各地方政府に農村貧困問題の解決を要求した。地方政府は農村の貧困地域の経済発展を援助して、毎年資金や人力を投入し、農村の貧困脱却と農村開発の支援活動を政府の重点と位置づけてきた。その結果、農民の現金収入の増加により農村経済は好転した。農民の一人当たり純収入は1978年134元、1980

⁴⁸佐藤[2003]p. 16

⁴⁹1984年と1987年に国務院による「貧困地区一刻早く貧困状態脱却する援助について通知」(「關於幫助貧困地区尽快改變面貌通知」)、「貧困地区經濟發展工作を強めるのに關する通知」(「關於加強貧困地区經濟開發工作的通知」)など挙げられる。農村貧困地域に開發規制の緩和、農業税の減免、農産物流通の改革、教育の支援、など資金の中央や地方財政の援助。

⁵⁰人民公社は中国における農業集団化のための組織である。農村での行政と経済組織が一体化されたものである。生産手段の公社所有制に基づく分配制度が実行される。これにより農村では、人民公社を一つの単位とした社会のなかでそのすべての住民が生産、消費、教育、政治など生活のすべてを行うようになった。

年 191 元、1985 年 398 元に上昇した。1985 年に、都市部住民と農民との所得格差は縮小した(表 1-3)⁵¹。農民純収入の向上に伴う中国の農村貧困問題が改善された。中国の農村貧困ラインに準じて農村貧困人口は 1978 年の 2 億 5000 万人、貧困者比率 30.7%から 1985 年の 1 億 2500 万人に、貧困者比率は 14.8%に下がった。約 1 億人の貧困者が貧困から脱出に成功した。表 2-4 で、中国の農村貧困人口が発展途上国貧困人口に占める割合が、1981 年の 42.6%から、2004 年に 13.0%に低下した。そのため、中国は貧困人口が世界で最も多い国から、2 番目の国に下がった。農村貧困人口の激減が「改革開放」初期の農村経済改革の最大の成果として挙げられる。

表 2-4 中国、インドと途上発展国貧困人口の比較(1981-2004)

	1981 年	1987 年	1990 年	2004 年
全世界貧困人口(百万人)				
中国	634	310	374	128
インド	363	365	369	371
発展途上国	1489	1179	1247	986
貧困者比率%				
中国	63.8	28.6	33.0	9.9
インド	51.9	43.0	46.2	34.3
発展途上国	40.6	28.7	28.7	18.4
発展途上国貧困の占め率%				
中国	42.6	26.3	30.0	13.0
インド	24.4	29.3	31.3	37.6

出所：胡[2008]p. 41 より。

中国農村の貧困ラインの設定は 1985 年に、国家統計局が国家国務院と協力して年間 1 人当たり純収入が 200 元未満でスタートした。その後、価格水準に準拠する形で年ごとに金額の微調整を行ってきた。表 2-4-1 から見ると、1978-2000 年 20 数年にわたって中国における農村貧困者比率は 31.6%から 3.5%に下がり、農村貧困人口は 2.2 億人の減少ができた。2000 年以降、中国政府は、農村貧困ラインを絶対的貧困ラインと相対的貧困ラインの 2 つに分けた。1985 年の貧困ラインの設定基準に基づいて絶対的貧困ラインを「生存に支障がある」として設定した。「教育や医療などの支払いが困難である」の「低収入」貧困ラインを相対的貧困ラインとして設定した(表 2-4-2)。2008 年に、中国政府は「絶対的貧困」と「低収入」の 2 つの貧困ラインを廃止して再び 1 つに統一したとともに 1196 元に引き上げた。中国の貧困者比率も 3.0%に上昇した。そして、2010 年と 2011 年、2 年連続に農村貧困ラインを引き上げた。2011 年に、農村貧困人口は 1 億 2238 万人で、貧

⁵¹都市部と農村部との所得比率は消費者価格、生活水準などを考慮せず名目値。

困者比率は 9.2%に上がった⁵²。

表 2-4-1 農村貧困ラインと貧困人口の推移（単位：年、元、%、万人）（2000 年まで）

各年	貧困ライン	貧困人口	貧困者比率
1978	100	25000	26.0
1980	130	22000	22.2
1981	142	15200	15.2
1982	164	14500	14.2
1983	179	13500	13.1
1984	200	12800	12.3
1985	206	12500	11.8
1986	213	13100	12.2
1987	227	12200	11.2
1988	236	9600	8.6
1989	259	10200	9.1
1990	300	8500	7.4
1992	317	8000	6.8
1994	440	7000	5.8
1995	530	6500	5.4
1996	585	5800	4.7
1997	640	5000	4.0
1998	635	4200	3.4
1999	625	3400	2.7
2000	625	2927	2.3

出所：『中国統計年鑑』各年版及び国務院扶貧弁公室資料により筆者作成。貧困者比率は農村貧困者数対総人口の比率である。

⁵²2011 年の農村貧困ラインと農村絶対貧困人口の数字は『中国統計報告』[2011]より。

表 2-4-2 中国の農村絶対貧困・低収入の人口推移(2001-2010 年)(元/人、万人、%)

年	絶対貧困 ライン	絶対貧困人 口	低収入貧困 ライン	低収入貧困 人口人数	合計	貧困者の比率 (%)
2001	630	2927	872	6102	9027	2.3
2002	627	2820	869	5825	8645	2.2
2003	637	2900	882	5617	8517	2.2
2004	668	2610	924	4977	7587	2.0
2005	683	2365	944	4067	6432	1.8
2006	693	2148	958	3550	5698	1.6
2007	785	1479	1067	2841	4320	1.1
2008	1196	4007			4007	3.0
2009	1196	3597			3597	2.7
2010	1274	2688			2688	2.0
2011	2300	12338			12338	9.2

出所：中国国家统计局各年統計年鑑。注：2001 年の低収入は 631-872 元、2002 年は 628-869 元の年収範囲となる。

貧困者比率は絶対貧困人口と総人口の比率である。2011 の数字は『中国統計公報』[2011]より。

農村貧困問題に対して、農村貧困ラインの設定が低すぎるため、農村貧困問題を過少評価したと指摘されている。農村貧困ラインの増加率から見ると、中国の GDP 総量は 1985 年の 7780 億元から、2010 年の 39 兆 7983 億元に約 51 倍を増加したのに対して、同時期の貧困ラインは 206 元から 1274 元に約 6 倍にしか増えていない。2011 年の農村貧困ラインは 2010 年の購買力平価で計算すれば、一日あたり 0.93 ドルで、現在の国際貧困ライン(1 日 1.25 ドル未満)を下回っている。そして、国際貧困ラインに準じて中国の農村貧困人口は約 2 億 5400 万人と推定される。農村貧困の規模が依然として大きい。中国政府は、中国における農村貧困問題の解決に対して「解決する任務は困難かつ巨大であり、貧困に戻ろうとする圧力が依然として強い」という認識のもとで、「中国農村貧困扶助開発綱要(2011-2020 年)を公布施行した。2020 年まで中国政府は農村の絶対的貧困層の基本的な撲滅を筆頭任務とし、貧困政策を取り込むと宣言した。

第 2 節 体制転換前後に都市貧困問題の形成と変化

1978 年から中国は従来の「均富論」(平均主義)から「先富論」(先に豊かになれる人や地域から、豊かになれ)の経済発展のもとで、従来の計画経済体制から徐々に市場経済へ転換し、従来の諸制度に対する改革を進めている。したがって、1980 年代半ばまで農村改革を中心とした経済発展により、立ち遅れた農村経済が成長し、農民生活水準が向上するのに伴って、農村貧困問題は改善された(表 1-4、表 2-4)。1980 年代なかばから、中

国の経済改革中心を都市部へ転換した以来、中国経済は急速に成長しており、国民全体の生活水準を引き上げた。都市部一人当たり可処分所得は1978年343.4元、1985年739.1元、1990年1510.2元、1995年4283元、2000年6280元、2005年10493元、2010年に29992元に達した(表1-3)。しかし、地域発展の不均衡や所得分配の不平等を認める発展政策により、地域間の格差と貧富の差がますます深刻化した。

90年代に、都市部門および計画制度全体の本格的改革と、経済の市場化の進展に伴い、都市部で従来の雇用の担い手であった国有企業・集団所有企業は再編・倒産・民営化による失業者・一時帰休者など経済的に不安定な人が大量にでてきた。中国政府は十分な雇用機会が提供せず社会保障諸制度の整備が遅れていたため、国有企業による失業者・一時帰休者が中心の新たな都市貧困者が形成された。その故に、富める者と貧しい者との格差がさらに拡大した。現在、従来の農村貧困問題に加わって都市貧困問題の解決が中国政府の最大の課題の1つになっている。

1. 中国における政府、企業、雇用に関する変化と都市貧困問題形成の背景

中国における都市貧困の形成は、中国の経済体制の転換、すなわち企業、雇用、分配制度の転換によってもたらされる経済・社会問題である。経済は①家計②企業③政府という主体によって構成される。家計は、労働を企業に提供して所得を得、それを消費と貯蓄に振り分けていく。企業は、家計から提供される貯蓄と労働を用いて財やサービスを生産する。付加価値を生産し、経済成長をもたらす役割は企業を担う。この企業によって生産された財やサービスを、さらに企業や家計が投資や消費に使い、経済は循環していく。この家計、企業の間取引は市場を通じて行われ、市場による調整が失敗した場合は、政府が登場することになる。これが、市場経済を前提とし、所得と企業の関係である。企業は経済成長のエンジンとして雇用・所得に関してきわめて重要な対象である⁵³。

中国の経済改革は、1984年10月の中国共産党第12期3中全会で「経済体制の改革に関する中共中央の決定」の採択によって、都市部を重点とする経済体制の全面的改革の段階に入った。国有企業の自主権を拡大し続け、国有企業の活力増強を中心として、生産・流通体制から収入分配体制まで、計画、財政、金融、価格、労働・賃金、商業、対外貿易など各分野に改革が行われた。そのために、中国では本来の所有制構造や企業経営体制に大きな変化をもたらされた。

政府と企業と雇用。計画経済体制の時代に、中国企業の形態は、国有企業と集団所有企業の2つしか存在しなかった。大中型国有企業は社会主義計画経済の柱として都市部経済に占める割合が大きい。国民経済の根幹的部分を掌握していたのであった⁵⁴。国有企業・集団所有企業に対して中央と地方政府の主管部・局が指導し、管理している。中国の都市産業の中核である国有企業では、その設備は国家のもので、企業の業績に関係なく従業員には国が決めた賃金が支払われる。賃金や原材料の購入費を除いて得られる利潤はすべて

⁵³ 今井・渡邊[2006]p. 2

⁵⁴ 国有企業、集団所有制企業など所有主体によって企業分類するのが中国工業体制の特徴である。

国家に上納される。業績が悪くても国家から支援金をもらえる。政府は国家計画による物資の配分や価格の統制、企業従業員の雇用まで支配してきた。企業には殆ど自主権はなかった。企業は国家の単なる生産工場であり、同時に、都市部住民に安定した終身雇用と住宅・年金・医療などさまざまな福祉サービスを保障する行政組織として機能してきた⁵⁵。地方政府にとって国有企業は地元の産業振興と雇用・福祉サービスの提供の役割を果たせるため、政府と企業の関係は緊密である⁵⁶。雇用の主体である国有企業に対して、政府はより多くの労働者・職員を吸収することを企業に要請した。企業は本来の業務とは異なる職場を創設し、そこに余剰従業員を吸収した。その結果企業全体としての余剰労働者が膨れ上がるかつ国有企業は倒産することがないため、資本主義社会のような失業問題は表面化しなかった。しかし、国有企業や都市部の集団所有企業に多量に雇用された労働者が、「潜在失業」の状態に置かれていることにある。

企業と雇用。1970年代末に、国有企業に自主権拡大として国有企業改革が始まった。1984年から、都市経済改革が本格化すると、生産・販売・調達に関しては政府が手放して、徐々に企業への権限付与が進んだ。同時に、1986年賃金体系の改革も実施した。基本給のほかに職務給、年功給、奨励給をもうけた。職種、労働の量などで相当の所得の格差をつけるようにした。雇用方式も全面的転換した。1986年7月に国務院に公布された「国营企業実行労働合同制暫行規定」(国有企業の契約労働制度を実行する暫行規定)、「国营企業招用工人暫行規定」(国有企業の従業員採用の暫行規定)、「国营企業辞退違紀職工暫行規定」(国有企業に違紀従業員の解雇にかんする暫行規定)、「国营企業職工待業保険暫行規定」(国有企業従業員の失業保険に関する暫行規定)の国有部門雇用関係4法によって、国家による労働力の全面分配方式と終身雇用制度が廃止された。すなわち従業員の採用は国の配分ではなく企業自身の公開募集に切り替えられ、しかも従業員はすべて「契約労働者」として採用される。契約期限は1年以内でも5年以上でもよいが、それがすぎると解雇かと契約更新かそのときに決めることになる。この改革は事実上の解雇を認め、賃金を自由に決められることとなる。さらに、1994年に公布された「労働法」で、固定工、契約工、臨時工という区別はなく、企業と労働者の必要に応じて、無期限か期限付きか、長期か短期かを選択できるようになってきた。企業と労働者が自由に雇用関係を結ぶようになった同時に、建国以来に存在しなかった労働市場を形成された。それは、企業倒産による職を失った労働者が労働市場で再就職の先を探せる目的である。

国有中小企業の民営化。政府は1992年に、事実上計画経済への訣別となる「社会主義市場経済」路線を打ち出し、1993年に国有企業改革の一環として中小国有企業の株式会社化や、法人・個人への売却等民営化的な手法を含む様々な方法による改革の方向性を明確した。1995年に企業改革の公式方針としてうちだされた「大型企業に重点を置く、中小型企业を自由化する」という「抓大放小」政策及び1997年の第15回共産党大会の江沢民報告によって、中小国有企業の民営化が事実上是認された。また、1998年には朱鎔基

⁵⁵ 今井・渡邊[2006]p. 33

⁵⁶ 今井・渡邊[2006]p. 39

首相（当時）は国有企業改革推進の目標として「3年以内に大中型国有企業の赤字問題を基本的に解決する」と公約し、経営不振の国有企業の破綻処理・レイオフを通じた人員削減や債務の株式化による国有銀行からの資金支援等が実施された。こうした中小国有企業を中心とする民営化の進展、また、民営化の波は大型国有企業にも及び、政府は1990年後半以降大型国有企業の株式会社化・上場を推進してきたことを反映して、国有企業および国有持株工業企業社数は1995年11.8万、2000年5.3万社、2010年0.87万社と急速に縮小した。

表 2-5 都市部就業者数、国有経済へ就業者数、都市部集団所有制へ就業者数の推移

年度	都市部就業者数(万人)			
		国有経済へ就業者数(万人)	都市部集団所有制へ就業者数(万人)	都市部就業者に占める割合(%)
1995	19040	11261	3147	75.7
1996	19922	11244	3016	71.6
1997	20781	11044	2883	67.0
1998	21616	9058	1963	51.0
1999	22412	8572	1712	45.9
2000	23151	8102	1499	41.5
2001	24123	7640	1291	37.0
2002	25159	7163	1122	35.5
2003	26230	6876	1000	30.0
2004	27293	6710	897	27.9
2005	28389	6488	810	25.7
2006	29630	6430	764	24.3
2007	30953	6424	718	23.1
2008	32103	6447	662	22.1
2009	33322	6420	618	21.1
2010	34687	6519	597	20.5

出所：『中国統計年鑑』[2011]より整理。

1995年から、国有企業や都市集団所有制企業の雇用者数を減少する動きが始まった(表2-5)。都市部の就業者数は1991年1億664万人、1995年1億1261万人、2010年3億4687万人に年々増加するなか、国有経済と都市集団所有制企業の就業者数は1995年1億1261万人、3147万人、2000年8102万人、1499万人と合計4807万人を削減した。2008年と2010年に前年より23万人と96万人を増加した以外、国有経済と都市集団所有制企業の就業者数は減少する傾向が続いている。要するに、1990年代後半の国有企業改革の

加速化に伴い、国有企業は 1995-2001 年間に 3621 万人の就業者を減少した。特に、1997-1999 年には、国有企業によるリストラが最も激しい時期であった。失業した都市元従業員は、企業による社会保障制度(年金、医療、各種手当など)の保護も失った。こうした国有企業にリストラされた失業者・一時帰休者の増大による都市貧困問題が生じられた。

2. 都市貧困者および都市貧困ライン

中国政府は、基本的に農村貧困問題の解決に重点を置いている。国有企業による大規模リストラはほぼ社会保障制度の未整備と不十分な雇用状態で行われた。1990 年代後半から急浮上した都市貧困層に対して国家統計局が 1999 年時点全国・省レベルの「食料貧困ライン」⁵⁷を基礎資料として食料貧困ラインに、1999 年の統計局世帯調査から求めた都市最低所得階層の支出構造(エンゲル係数 53%)をかけ合わせて非食料支出を含む都市貧困ラインを算出した。

以下、先行研究を踏まえ、体制移行後に都市貧困人口の構成について説明する。

中国における都市貧困者は「都市住民最低生活保障制度」の受給者で表記される⁵⁸。都市貧困ラインは農村部と異なり、地域経済発展の不均衡のため全国統一の基準がない。各地方政府によって当該都市住民の最低生活を維持する「衣、食、住」費用や、水道・ガス・電気、また未成年者の義務教育費用など考慮して決められる。近年 2 年ごとに更新するのが原則である。受給額は設定された当該市の都市貧困ラインの金額ではなく、その金額から貧困世帯一人当たり所得を引いた「差額」である。対象者は、労働能力や、仕事がない、所得の中断や完全に得られない、または、所得があるものの、きわめて低い、最低の生活水準以下の都市戸籍所有者である⁵⁹。

都市貧困ラインの算定方法は公表されていない。基準の算出および内枠はいまだに不明のままである。中国民政部は、地方都市貧困ラインのは①最低生活を維持する品目と数量②日常生活必需品の費用③総合消費品の価格④住民の平均可処分所得と消費支出⑤地域経済発展のレベルと財政状況⑥その他の社会保障水準、を考慮して「生存ライン」、「温飽ライン」、「発展ライン」の 3 つを、貧困地域では「生存ライン」より高く、その他の地域では原則として「温飽ライン」の基準を設定するように、各地方政府に規定した⁶⁰。しかし、各都市貧困ラインは地元の都市貧困実態を反映する測定基準がない。

中国政府は、都市貧困平均ラインに対して、経済成長や消費物価の上昇とともに引き上げると規定した。従って、全国の平均都市貧困ラインは、1999 年 120 元、2003 年 141 元、

⁵⁷ 食料貧困ラインとは、最低限の食料エネルギー摂取量満たすために要する費用を表している。食料エネルギー摂取量は、中国統計局の「極端」貧困ラインの 1 人 1 日 2100 キロカロリーに準じる。

⁵⁸ 「都市住民最低生活保障制度」は 1999 年 10 月に設立された。その変遷は 4 章の第 1 節 2 で詳しく説明する。

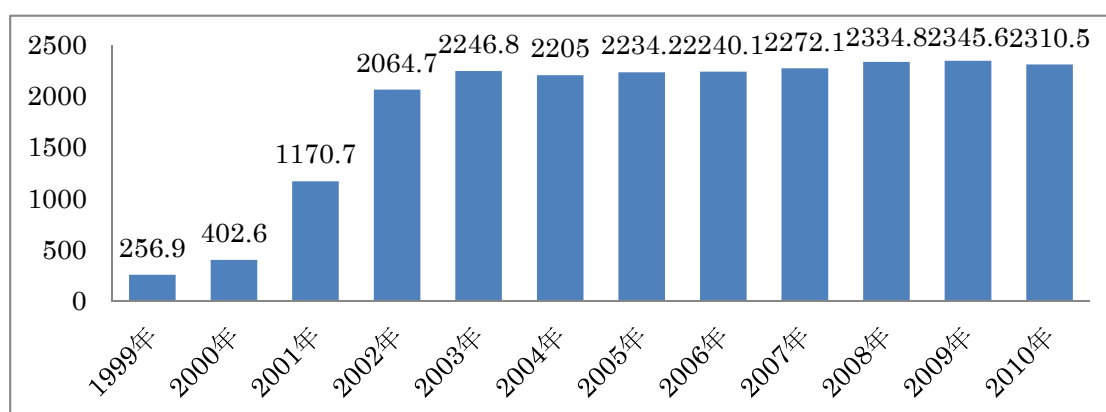
⁵⁹ 1999 年 10 月に、国務院「都市住民最低生活保障条例」により筆者が解釈したもの。

⁶⁰ 「生存ライン」は肉体的生存に必要な不可欠な生活の最低費用その以下人間として生存できない基準である。「温飽ライン」は衣食が一応満ち足りている生活水準である。「発展ライン」は基本的衣食を満ち足りていくらかゆとりのある生活レベルに達すると指している。

2004 年 152 元、2005 年 156 元、2006 年 169.6 元、2007 年 182.4 元、2008 年 205.3 元、2009 年 227.8 元、2010 年 251.2 元に、平均差額は 2002 年 52 元、2003 年 58 元、2004 年 65 元、2005 年 72.3 元、2006 年 83.6 元、2007 年 102.7 元、2008 年 143.7 元、2009 年 172 元、2010 年 189 元に引き上げられた⁶¹。中国の GDP 総量が 1999 年の 8 兆 2054 億元から 2010 年の 39 兆 7983 億元に約 5 倍拡大したに対して、全国の平均都市貧困ラインが 1999 年の 120 元から、2010 年の 251.2 元に 2.1 倍しか増えていない。

中国では、都市貧困者数は年々増える。1999 年 10 月に、「都市住民最低生活保障制度」が全国的に設立されて以来、受給者数は、1996 年 88 万人、2000 年 402.6 万人、2002 年 2053.6 万人と急増して都市部総人口の 4%に達した⁶²。2004 年にやや減ったが、2005 年以降増え続けた。2010 年に、中国都市最低生活保障の受給者数は都市総人口の 3.5%を占める 2311 万人に増えて⁶³、2006 年に、国有企業の一時帰休者は失業者の切り替えが完了し、事実上の国有企業の大規模のリストラは沈静化した。にもかかわらず都市貧困者数が減少する傾向がみられない(図 2-1)。

図 2-1 中国の都市貧困人口の推移(万人)



出所：中国国家民政部『民政事業発展報告』各年数字より作成。

都市貧困人口の分布は地域性が強い。2010 年には、全国総人口の割合が最も低い東北三省(8.2%)は都市貧困人口の 17%を抱えて、都市貧困発生率は 6.4%であるのに対して、総人口に占める割合が最も高い東部地域(38%)では都市貧困発生率は 1.38%である。さらに最も先進地域である長江デルタの上海市、江蘇省、浙江省と珠江デルタの広東省の 4 省 1 市の都市貧困者の比重は 5.5%で、上海市、江蘇省、浙江省と広東省の人口合計は全国総人口の 19%を占めることを考えると、きわめて低い(本研究は東北三省と主に長江デルタの上海市、江蘇省、浙江省と珠江デルタの広東省と比較して分析する)。地域別の都市貧困ラインを見ると、受給額の格差があり、地域間の経済格差もうかがえる(表 2-6)。

⁶¹数字は『中国民政事業発展統計報告』より。

⁶²1997 年の中国の都市人口は 3 億 6989 万人である。

⁶³中国国家统计局「2010 年第 6 次全国人口普查主要数据(第 1 号)」(2010 年第 6 次国勢調査数据)より計算した。

上海市は都市貧困ラインの設定が全国で最も速く、受給額が最も高いという状況が変わっていない。

中国では都市貧困ラインは各都市や地域によって異なり、地方財源や地方政府業績の評価にかかわるので、都市貧困ラインの基準や「都市住民生活保障制度」のカバー率は低いとか、給審査が厳しく都市貧困者数を過小評価するとの指摘がよくなされている。中国都市貧困についての最新の研究論文(蔣、宋[2011])により、中国都市貧困発生率は 7.5%-8.7%(1999 年)で計算すれば、都市貧困者数は「都市住民最低生活保障制度」の受給者数の 2 倍約 5000 万人にのぼると指摘した。該論文では、都市貧困問題は相対的貧困問題とし、絶対値法とエンゲル係数法で中国都市貧困ラインを推算した⁶⁴。それによって全国都市貧困ラインはそれぞれ 715.7 元、632.6 元、東部地域は 873.1 元と 730.7 元、東北三省は 596.8 元と 568.5 元と適切であると強調した。したがって、中国都市部貧困者数は少なくとも 4975 万人であり、東部地域は最も少なくて 756 万人、東北三省は 845 万人と推測した。

表 2-6 地域別の都市貧困ラインの比較(1999 年と 2010 年)

地域	各都市	貧困ライン(元/月) (1999 年 10 月まで)	貧困ライン(元/月) (2010 年 12 月)
全国平均		149.00	251.20
東部地域 (長江デルタ)	上海市	200.00	450.00
	江蘇省	185.00	342.27
	浙江省	140.00	366.98
珠江デルタ	広東省	215.00	254.35
東北地域	遼寧省	150.00	296.12
	吉林省	130.00	227.93
	黒龍江省	140.00	240.11

出所：中国民政部「都市最低生活保障標準」より作成。

3. 新たな都市貧困者の構成(1999-2006 年)

従来都市部における貧困層の主体は、「三無者」(収入源がない、労働能力がない、法定扶養義務者がいないまたは法定扶養義務者がいても扶養能力がない年寄や未成年者、病気や障碍者)であった。こうした人々は中国民政部に社会救済の対象と指定されている。現在では、都市貧困者の一部として「都市最低生活保障」の受給者となるが、この部分の貧困者数は安定して、変動が少なく社会構造の変化による衝撃も小さい。2002-2010 年間に、都市貧困人口に占める「三無者」の割合は 4.5%から 3.9%に下がり、90 万人台を推移

⁶⁴蔣・宋[2011]により、絶対値法とは、都市部住民一人当たり可処分所得の 50%を貧困ラインとなされる。エンゲル係数法とは、ある年度都市部住民の一人当たり消費支出の食品支出を最低生活需要費用として 59%で割る所得である。この二つの方法で計算して中国都市部貧困ラインは 7500-8500 元で合理的であると述べた。

した。2010 年には、89 万人しかいなかった。

1990 年代に入ると、国際化・市場化の進展、貿易の開放、民間企業、私営・外資企業の成長による国有企業の経営効率の改善のため、企業内の余剰従業員の解雇は避けられないことになった。国有企業による一時帰休（「下崗」）という名の事実上の解雇が激増した。都市部では隠された失業問題が顕在化あした。事実上レイオフされた国有企業、集団所有制企業の元従業員たちが仕事を失っただけでなく、今まで企業が担ってきた年金・医療・福祉の社会保障制度の保護も失った。90 年代以降国有企業や都市集団所有制企業、とくに国有企業による失業者、一時帰休者との家族は都市貧困者の主体になった（表 2-7）。2002-2006 年には、一時帰休者と失業者が 4 割を占め、低所得者とその家族を含む 9 割に上った。2001 年から一時帰休者は失業者とされてその割合は低くなった。

表 2-7 都市貧困者の構成の割合(%) (1999-2006 年)

構成	1999 年	2000 年	2001 年
都市貧困者数(万人)	265.9	402.6	1170.9
現役就業者	-	-	-
一時帰休者	-	-	-
失業者	22.7	21.2	-
退職者	-	-	-
その他	55.0	61.9	-
「三無者」	22.3	16.9	8.4

構成	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年
都市貧困者数(万人)	2064.7	2246.8	2205	2334.2	2240.1
現役就業者	9.0	8.0	6.4	5.1	4.3
一時帰休者	26.9	23.1	21.3	19.3	15.6
失業者	17.4	18.2	19.2	18.4	18.8
退職者	4.4	4.0	3.3	2.7	2.4
その他	37.9	42.3	45.5	50.2	54.7
「三無者」	4.5	4.4	4.3	4.3	4.2

出所：『中国民政統計年鑑』[2000-2007]より作成。注：その他は民政部により、現役就業者、一時帰休者、失業者、退職者の家族とその他社会救済者。

以上では、都市貧困問題が形成された初期に都市貧困者の構成である。

以下では、張の分析により、都市貧困者である「三無者」、失業者、一時帰休者をを詳しく説明する。

1990 年代後半に急増した都市貧困者は大体以下のように二種類に細分された。第 1 種

には、1：民政部門の社会救済の対象に指定される「三無者」である。①孤児：幼く面倒できる親族さえもない、②老人または高齢者世帯、仕事できなくなる者、③病気を持つ者、長期病気で休養中の者また傷病者世帯、④身体障害者または障害者世帯および固定所得のない人など、⑤1950年代に政府の合理化措置で農村に移住した都市戸籍の労働者または「文化大革命」期間中に農村に強制的に移住された都市戸籍の中・高・大学生たちで、その後都市に回帰した定年退職者とその世帯、配偶者に定職がない定年退職者世帯など⁶⁵。2：⑤の人たちは定年前の基本給与の40%相当の救済金を受給する者と、一定金額の救済金を受給する者は統計によれば、2000年に前者の22万745人と後者の27万5949人で、それぞれ前年比、2.1%と3.7%減少した。南京市を例としての調査結果をベースに考慮すれば、2のうち生活救済を必要とする者が全国で50万世帯、200万人以上にも上ると推測された。第2種には、90年代末から中国における都市貧困人口の主体は以下の人々である。①労働能力と働く意思を持つものの、固定職を失ったが、または所得が少ない者である失業者、②破産企業および操業停止、半停止企業の従業員、③一時帰休者（「下崗職工」、「待崗人員」）、④定年退職者のうち定職前の所得が少なかった者、⑤農村戸籍を都市戸籍に切り替えた者（仕事はまた見つからない者）または農村戸籍を持つ家族のいる家庭などがそれに当たる（都市貧困者数が不明）。

(1) 失業者

中国政府が公式の失業率統計は「都市部登録失業率」で表記される。丸川[2002]により、中国の「都市部登録失業率」は、失業率統計は一国の失業状況の推移を正しく反映することと国際比較が可能であることという2点に照らすと、以下の欠点をあげられる。第Ⅰに、中国の都市部における失業問題が1990年代に急速に悪化した。1995-2000年間に、国有および国有持株工業企業社数は11.8社から5.3万社に減り、国有経済の従業員数はピークの1995年の1億1261万人から2000年の8102万人に減少する同時に、集団所有制経済の従業員数はピーク期の1992年の3621万人から2000年に1499万人に減少した（表2-5）。つまり、1995-2000年の間に、国有企業と集団所有制企業から約4807万人がレイオフされたが、非公有制経済の従業員数は1488万人しか増えない。失業問題悪化の主因である国有企業・集団所有制企業による一時帰休者という事実上の失業者が「都市部登録失業率」の統計に含まれていないため、この間の「都市部登録失業率」は1995年の2.9%から2000年の3.1%に、わずか0.2%ポイントの上昇にとどまっている（表2-7）。第Ⅱに、中国の「都市部登録失業率」は国際労働機関（ILO）が定めた就業と失業の定義に関する国際手基準にも合致しない。ILOの基準では一定年齢以上のすべての国民を対象とすることを前提に、調査期間中（1日または1週間）に1時間も仕事をしておらず、仕事をするのが可能で、かつ仕事を探していた人を失業者とみなすとしている。たとえば、日本の失業率統計の出所となっている「労働力調査」では月末の1週間に「少しも仕事をしなかった」

⁶⁵文化大革命とは、1966年～1969年にかけて、毛澤東は、指導力の奪回のために始めた政治運動。犠牲者が多くでたという。

うえに「仕事がなく仕事を探していた」と回答した人を完全失業者とみなしている。一方、中国の「都市部登録失業率」は、都市部に住み、都市戸籍を持ち、かつ男 16－50 歳、女 16－45 歳の人だけが対象で、仕事がなく、就業の意欲を持ち、なおかつ地元の就業サービス機構に失業登録をしている人を失業者とみられている。ILO の基準に比べると、中国の失業統計は統計範囲がかなり狭く、中高年失業者や農村の失業者が抜け落ちてしまった。さらに中国政府は ILO の基準に従って失業統計が作っているのであるが、1995－1997 年の間しか公表されていない。1995 年に行われた 1%人口サンプル調査では、日本の基準と大体同じ位で中国都市部の失業率は 5.56%と、公式の「都市部登録失業率」2.9%率よりかなり高く、やはり「都市部登録失業率は国際的基準からみれば過小評価だということがいえる⁶⁶。

表 2-7 都市登記失業者の推移 (1985-2010 年) (単位：万人、%)

年度	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
都市登記失業者数	239	264	276	296	377	383	352	364	420
登記失業率	1.8	2.0	2.0	2.0	2.6	2.5	2.3	2.3	2.6

年度	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
都市登記失業者数	476	520	553	570	571	575	595	681	815
登記失業率	2.8	2.9	3.0	3.1	3.1	3.1	3.1	3.6	4.0

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
都市登記失業者数	800	827	839	847	830	886	921	908
登記失業率	4.3	4.2	4.2	4.1	4.0	4.2	4.3	4.1

出所：中国統計年鑑[1996-2011]より作成。

表 2-7 をみると、1985 年以降、中国の都市登録失業率と人数は年を追って増加する傾向にあるが、都市部登録失業者の激増は 5 つの段階に分けられる。第 1 段階 1985-1988 年に、1986 年の「破産法」など国有企業に向けて改革政策が相つぐ公布された。終身雇用制度を改められ、契約労働制度を導入されると同時に計画経済時代に認められなかった国有企業の破産と失業者の存在も認められるようになった。都市登録失業率は 1985 年の 1.8%から 1988 年には 2.0%に増えて都市登録失業者が 300 万人近く増加した。第 2 段階 1989-1993 年に、1989 の「国有企業請負経営責任制暫定条例」が公布された結果、国有企業は、自主経営と独立採算制をとり、企業の経営者が雇用自主権を持つようになった結果、

⁶⁶丸川[2002]p. 73

都市登録失業率⁶⁷が 1989 年の 2.0%から 1993 年には一気に 2.6%に上昇し、失業者が始めて 400 万人を突破した。1992 年に中国は市場経済の確立を改革の目標と定め、国有企業改革のテンポを速めた。第 3 段階 1994-2000 年に、1994 年の労働部は「労働法」を公布し、国务院は「国有企業余剰人員配置規定」などを公布した、その結果、それまで国有企業の中に潜在していた余剰人員が失業者として表面化し、失業問題が大きな社会問題となった。2000 年の都市登録失業率 3.1%で、595 万人に上った。丸川[2002]によれば、年末未就職一時帰休者を加える中国都市登録失業率が 1995 年 5.9%、1996 年 5.9%、1997 年 8.51%、1998 年 7.86%、1999 年 8.16%、2000 年に 7.85%と高かった。第 4 段階 2001-2005 年に、2001 年から、政府は国有企業の負担軽減のために、国有企業の一時帰休者に対する制度としての、国有企業の余剰人員が特有の補助金を受給する再就職サービスセンターを徐々に撤廃し、新規一時帰休者は再就職サービスセンター(第 4 章第 1 節で説明する)に入所せず直接に失業保険金を受けて失業者の身分を与えることになった。それにより、2002 年から一時帰休者数が減少に転じて、一方で都市登録失業率が増加している。2005 年に、都市登録失業率は 4.2%になり、都市登録失業者が 839 万人であった。第 5 段階 2006 年以降、従来失業者でない一時帰休者が都市登録失業者として都市登録失業率の統計に入っている。

2001 年以降、都市登録失業率は一時帰休者が失業者として加えて計算されるようになったが、都市登録失業率の統計は登録に行っていない失業者や、就職意欲があるものの、就職していない者、農村から出稼ぎ者の失業者が都市部登録失業率に含まれないため、実質失業率は、公表された指標を大きく上回ると推測される。2006 年以降の中国の都市部失業率を表記する「都市部登録失業率」も中国の失業実態をを反映するとは言えない。

(2) 一時帰休者「下崗職工」

一時帰休者(「下崗職工」)とは 1990 年代以降出現した新しい失業の形態であり、都市貧困層の主体でもある。丸川[2002]により、中国の一時帰休者は既に前の職場での仕事を失っている上に新しい仕事に就いていない、という点では一般の失業者と同じで、国有企業からの解雇者として、所属していた企業で働いておらず賃金を受け取っていないが、企業との雇用契約は維持したまま、企業ごとに設置された再就職センターに移り、最長 3 年間にわたり基本生活費を受給され、社会保障費の支払いも肩代わりしてもらいながら職業訓練や再就職斡旋を受けられる。3 年間を経てもなお再就職できなければ企業との雇用契約は解除され、完全失業者となる。中国の一時帰休者は前の職場に戻ることは基本的にないため、再就職ができずに再就職センターをでたら、失業者とみなされる。一時帰休者数は 1990 年代後半に急増し、当初は一時帰休者の定義をはっきりしなかったため、正確な人数を把握できなかった。1998 年 3 月に中国は一時帰休者「下崗職工」の定義を改正した。「第 1 に企業との雇用関係が解除されておらず、しかし、第 2 に所属企業ではすでに仕事の持ち場からはずされており、第 3 に社会に出て職を求めている、まだ、新しい

⁶⁷この失業率の数は都市貧困層の主体として一時帰休者を含まれていない数である。

職が見つからない者」という3つの条件を備えた「三無人員」を一時帰休者「下崗職工」と定義してから、「中国労働統計年鑑」1999年版以降に、一時帰休者数がある程度に明確された(表2-9)。表2-9をみると、一時帰休者は1996年から急増して、同年の都市登録失業者を上回るほどになった状況が2000年まで続いていた。1993年から2005年にかけて新規一時帰休者が合計5178万人に上がった。1997-2000年の間に、都市登録失業者を加えると毎年約1500万人の雇用ができていなかった。

表2-8 一時帰休者数の推移 (単位：万人、%)

年度	一時帰休者総数(a)	新規一時帰休者数(b)	年末時点での未就職の一時帰休者数(c)	新規一時帰休者累計総数
1993	300	300	150	300
1994	360	210	180	510
1995	564	384	282	894
1996	892	610	534	1504
1997	1435	902	995	2406
1998	1734	739	877	3145
1999	1652	782	937	3927
2000	1454	512	911	4439
2001	1194	283	742	4722
2002	952	211	618	4933
2003	743	128	421	5061
2004	471	50	272	5111
2005	333	67	210	5178

出所：1994年までは丸川[2002]p. 77、1995年以降の数字は『中国労働統計年鑑』、『中国統計年鑑』各年より作成。

注：一時帰休者総数 $a=b+c$ 。その年に再就職した者を含む。一時帰休者数は国有企業と都市集団所有制企業とその他企業の合計の数字。一時帰休者の統計は2005年まで。

一時帰休者の実態上は失業者と同じでありながら、当時、失業者としてみなされていなかった。それは中国政府が国有企業の経営不振により解雇される人々を失業者と同じ待遇にすることは政治的に望ましくないということである。1990年代後半以降、中国の国有企業では競争激化や経営悪化のため従業員を大幅に削減するようになった。それも単に新規採用を控えたや契約期間が満了した労働者の契約を更新しないだけでなく、終身雇用労働者や期間満了前の労働者も削減の対象とせざるをえなくなった。だが、期間満了前の雇用契約解除は契約違反であり、失職する労働者たちは当然契約守るように政府に求めてくる。そこで、政府は国有企業の労働者を削減する場合、形だけは労働契約を解除せず、一時帰休者「下崗職工」という失業者と異なる身分をえることにした。そして、一時帰休者に対

して一般の登録失業者よりも良い待遇を与えられた⁶⁸。中国人力資源と社会保障制度部の統計により、一時帰休者は、①国有企業を中心に発生し、国有企業の一時的帰休者が圧倒的に多い。一時帰休者総数が最も多い1997－2005年の間に、国有企業による一時帰休者数は3908万人で、同時期の一時的帰休者総数の66.1%を占めている⁶⁹。②女性は4割以上を占めている。③40・50代の中高齢層が3割以上を占めている。この年齢層の人たちは働き盛りで家庭と子供を持ち、最も生活負担が大きい年齢層である。④教育素質の低い者が多い。中国人力資源と社会保障制度部のとうけいにより、中学校卒またそれ以下のものが一時帰休者全体の71%を占めると、4つの特徴がある。

中国政府は、2006年（東北三省では2007年）に、全国の一時的帰休者が失業者に切り替えを完了したと宣言したということで、国有企業による大規模なリストラは沈静化したといえる。

（3）待崗職工

「待崗職工」は仕事を待つ労働者の意味ではあるが、以下3種類のものを指す。

①破産企業と操業停止、半停止企業の従業員で、一時帰休者が入れる再就職センターに入所していない者

②「待崗」または「長期休暇」との名目で、実質的生産ポストから外されたものの、一時帰休者と認定されていない者。

③「両不」という中国企業の独特の政策が適用される者（「待崗職工」が元の企業に依存しないこと、元の企業もこの人たちを探さないことという政策である）。

「待崗職工」が存在する理由としては地方政府と国有企業が一時帰休者の統計数値をこれ以上に増やしたくないことと一時帰休者に対して基本生活補助金を支払う能力がないことそれから企業が彼らの再就職と基本生活費の支給の責任を持たなくても良いことを三つ意味する。一方「待崗職工」は自力で仕事を探し、生活費を稼がなければならない。彼らは「待崗」期間中に完全な自由を手にしたことを意味する。会社に行かなくてもよいし、企業管理費や養老保険金、医療保険金、失業保険金を払わなくても良いことになっている。しかし、実際に、「待崗職工」の生活環境は失業者と一時帰休者よりも厳しい状態にもある。多くの「待崗職工」は仕事を持たないかつ一時帰休者の証明書がないため、一時帰休者生活補助金を受給することができないばかりか、さらに最低生活保障金を申請することもできない、なぜなら「在職職工」と見なされているからである。

こうした「待崗職工」は主に破産企業と操業停止、半停止企業に集中している。「1995年 社会藍皮書」によれば、1994年に全国の都市部で操業停止、半停止となった企業は2800社580万人になった。1999年には170万人に上った。特に国有企業を多く抱える中国の古い重工業生産拠点基地では、国有企業の経営状態が悪化したため、賃金未払いの問題もよくある、労働者の生活に直接大きいな影響を与えるようになった。賃金の未払いや

⁶⁸ 丸川[2002]p. 75

⁶⁹ 『中国労働統計年鑑』、『中国労働事業発展公報』各年より計算した。

賃金の減少は従業員の基本的生活を直撃している。いわゆる貧困生活に落ち易くなっている（「待崗職工」の都市貧困者数が不明）。

（4）定年定職で収入が少なくなった者

中国は 80 年代に入ってから賃金改革が何回に賃上げを行った。賃上げをするたびに年金の給付水準基準を改正し、定年定職者の年金額を確実に引き上げてきたが、賃上げをする前に定年退職した者が多いため、年金給付の基準となる退職前の基本給の水準が低く、年金の給付額がどうしても少なからざるを得ない。計画経済時代から中国の年金は、企業に任せる性格を持っている、国有企業は直接定年退職年金を給付し、老後の生活の面倒をみている、従って、退職前の企業の経営状態が良いかどうかによって年金給付の可能性が左右されている。1996 年に操業停止、半停止企業の定年退職者のうち、退職金の給付が遅れたり、減少したり、さらに受給されてない退職者は 150 万人にも達している。1994 年に比べているとかなり増えた（1999-2001 年に、定職者の都市貧困者数が不明（表 2-7））。

（5）「農転非」と「半辺戸」

「農転非」とは、農村戸籍と非農村戸籍、すなわち都市戸籍に切り替えたことをさすが、その多くは、これまでに農業で暮らしていた農民たちである。都市規模の変更で、市街区域の拡張、郷と鎮から県から市への昇格などにより、農村戸籍が都市戸籍に変更されたが、農地を請け負う権利を失ったため農業ができない。仕事に就かないと、彼らの所得収入はなくなる。「農転非」や「半辺戸」の多くは所得収入が少ないため、「農転非」人口の増加は都市貧困層の拡張を促す可能性が高い。

「半辺戸」とは、夫妻のうち、どちらかが農村戸籍を持つ世帯のことをいう。「文化大革命」後、都市に回帰した知識青年世帯にはよくみられる。農村戸籍を持つ家族は都市に生活しても、国有企業の仕事に就くのはほとんど不可能だった（「農転非」と「半辺戸」の都市貧困者数が不明）。

2002 年に、在職者、一時帰休者、定年・退職者、失業者の都市貧困人口に占める割合はそれぞれ 9.0%、26.7%、4.4%、17.4%、合計は 6 割弱、以上の人たちのその家族は 37.9% を占め、合計 9 割以上である。こうした 90 年代末から現れてきた一時帰休者・失業者、定年・退職者、在職者が主になる都市貧困者の構成は、2006 年の一時帰休者の失業者に切り替えが完了されたまで続いていた（表 2-7）。

4. 2007 年以降都市貧困者構成の変化（2007-2010 年）

1997 年 9 月に、中国共産党第 15 期全国大会で、国有企業に対する改革は「国有企業の併合の奨励と破産。従業員の一時的帰休者の転換やレイオフ及び再就職の支援など」を重点に置かれている。さらに、1999 年 9 月に、中国共産党第 15 期 4 中全会で「中共中央国有企業改革と発展に関する若干の重大問題の決定」が頒布された。そのなかで、「余剰従業員の一時帰休、従業員の削減と再就職は国有企業改革の重要な内容」と強調された。一時

帰休者に対する基本生活保障、失業保険と都市住民最低生活保障制度の確立や第3次産業の発展、職業訓練、起業の資金貸し付け・税金の減免など一時帰休者の再就職の促進を明確した。1999年以降、中国政府は、都市貧困問題の解決策として国有企業による失業者・一時帰休者を対象として非公有制経済への就業、起業や自営業を営むなど再就職の促進と社会保障制度(年金、医療、失業、最低生活保障)の整備を中心に行っている。

2006年に、各地域政府は、従来失業者とされていなかった一時帰休者(第2章第2節3)は失業保険に切り替えて失業者の身分を与えることを完了した。国有企業による大規模なレイオフが沈静化した。2007年から、都市貧困者構成の変化も見られる。表2-9によれば、2007年から都市貧困者は現役就業者、臨時就業者、登録失業者で4割強であり、未登録失業者を含めて6割以上を占めている。都市貧困者は失業者(未登録失業者を含む)および就業しているものの、所得が極めて低い低所得者へと変化した。

表 2-9 2007 年以降都市貧困者の構成の推移(%)

	構成	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年
成年者	現役就業者	4.1	3.5	3.4	3.0
	臨時就業者	15.1	16.3	18.4	18.7
	登録失業者	27.6	24.3	21.8	21.3
	未登録失業者	16.0	17.2	17.5	18.2
未成年者	在校生	14.2	15.3	15.7	15.5
	その他	9.8	9.8	9.0	8.7
高齢者		13.1	13.6	14.2	14.7

出所:中国民政部『民政事業発展統計報告』[2007-2010]より整理。現役就業者は企業と労働契約した就業者。未登録失業者には労働能力がない者を含む。早期退職者や自営業者も含む。高齢者は60歳および60歳未満だが、退職年齢範囲でない者。在校生とその他は未成年者だが、在校生は大学卒業後修士に進学者を含む。

中国における都市貧困者は都市戸籍かつ国有企業にレイオフされた元従業員が多い。90年代なかばから、激しくなる国有企業改革は、十分な雇用機会を創出しない限り、国有企業による失業者、一時帰休者のような経済的に不安定な人たちが多く出てきた。2007年から中国政府は、社会保障制度の確立や国有企業による失業者・一時帰休者を中心とする非公有制経済への就業や自らの起業などの再就職を促進している。しかし、都市貧困人口が減らず構成の大半は失業者と現役就業者、臨時就業者など低所得者に変動した。中国政府が実施した2つの解決策は中国の都市貧困問題の解決に不十分であると考えられる

第3節 所得格差の拡大―都市と農村の格差、都市内部の格差、地域間の格差

計画経済時代に、「誰にも仕事があり、誰でも飯を食える」という社会主義の理念「均富論」に基づき完全雇用政策を実施されてきた。また、計画経済体制の下で都市労働者の賃金は一律に規定され、普通の国民たち間に所得格差がなかった。農村でも、都市と格差(二重構造)が存在しているが、農民間にはほぼ平等に農業収入が配分されたため、内部の所得格差は小さかった。それによって中国は世界で最も平等な社会を宣言したのである。所得平等といっても、人の勤労意欲はわかず、経済活動が活発にならなかった。1978年に中国が改革開放をして、特に、当時の指導者鄧小平の「先富論」を発表してから、人々に労働インセンティブを高めた。「先富論」とは、まず豊かになれる人や地域からゆたかになり、徐々に全国的に豊かにしていくというものだ。地域間、産業間、職種間などあらゆる各分野で顕著な所得格差を容認している。その後市場経済への移行に進み、労働者の賃金、農民の収入は市場変動に任せている。その結果、工業、農業の生産効率は改善し、高い経済成長が実現した。しかし、地域間の経済格差や所得の格差が生じた。1990年代以降、地域不均衡の発展は顕在化してきた。都市部で新しい貧困層が形成されたため、貧富の格差は深刻になっている。経済発展の停滞は貧困問題の解決に妨げとなることはいうまでもない。これから、市場経済体制に転換する以降、経済成長を中心する政策の下でもたらしめた地域間の格差、所得格差の実態を分析する。

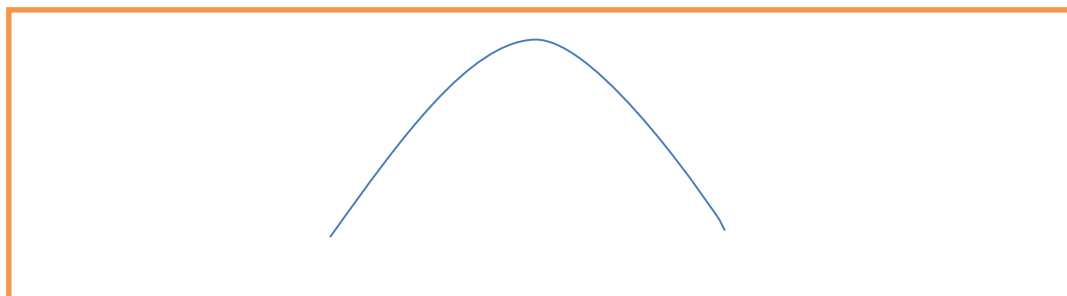
1. 逆U字仮説の進展と国際比較

1950年代における開発経済学的研究には、一国の経済成長の成果はいずれ国内の各階層に波及する」考え方に基づいてクズネッツの逆U字仮説を提起した。「長期的な経済発展過程に伴う所得分布変動は、経済発展の初期段階においては所得水準の上昇につれて所得分布は不平等化していくが、経済が一定の発展段階に達した後は逆に平等化していくというものであると、クズネッツの逆U字仮説を検証するための研究が続いている(佐藤[2005]p. 29)。佐藤[2005]により、1990年代以降、クズネッツの逆U字仮説についての新たな国際比較研究には、第2次産業の発展に伴う逆U字現象ではなく、第1次産業、第3次産業の発展における地域・階層格差に由来する逆U字現象発生の可能性があることを提起した。「農業社会から発展を始めたアジア諸国の場合、農業技術普及の地域差・階層差に由来する所得格差が、経済発展の比較的初期において逆U字パターンをもたらした」という考え方である⁷⁰。日本の場合は、過剰労働を伴う工業化が労働分配率の低下を通じて所得不平等をもたらし、過剰労働の消滅(労働過剰経済から労働不足経済への転換)が労働分配率の上昇、所得分布の改善につながるという経路を見出し、二重構造モデルがクズネッツの逆U字仮説に理論的基礎を与える可能性を示した。台湾の場合は、1960年代末から80年代半ばまでは経済成長と所得分布の改善が同時進行した。それは「中小企業主体

⁷⁰佐藤[2003]p. 30

の労働集約的な工業化パターンがもたらした高い雇用吸収力と農工間の比較的小さい賃金格差が、「成長と平等」の両立を可能にしたとされる。また地理的規模も人口規模も比較的小さいことから、一極集中型でない工業立地パターンと開放的な労働市場構造が表れたことも所得分布に有利に働いた。韓国の場合は、1960年代後半に平等化、1970年代前半に不平等化、1970年代後半から80年代初めにかけて平等化という経緯をたどっている。その背景は、1970年代前半における重工業化の進展(職種間賃金格差の拡大)があったといわれる。タイの場合は、1980年代後半-年代初めにかけて急速な経済成長・工業化と所得不平等化が同時進行した。外資主導、大都市および大都市周辺地域に集中した急激な工業化およびそのため豊富な非熟練労働者層と国内で育っていなかった技術職・管理職層の間の職種間賃金格差の拡大、また地域間、都市-農村間格差がその原因だといわれる。国際的理論的研究や各新興工業化国の経験から見ると、経済成長の持続が自動的に逆U字的転換点をもたらすとはいえない。経済成長と所得分配の関係は必ずしも正の関係を持つことなく、政府の意図的所得平等化政策は、「成長と平等」の両立を可能となる⁷¹という認識がある。中国においては都市-農村間の格差はどのように変化したか。

クズネッツの逆U字仮説(横軸は経済発展・所得水準→縦軸は貧富格差)



1978年の「改革開放」政策の実行以来、30数年間にわたって、中国高度な成長が続けているにもかかわらず日本や台湾、韓国のように「成長と平等」が実現しなかった。確かに1984年まで成長→分配の波及効果が表れて農村における絶対貧困の減少や都市-農村の所得格差も縮んだが、その後中国全体における所得格差は拡大する一方である(表2-10)。1978年農村における改革によって農村の労働生産性を高めて純収入が向上したため、農村貧困人口が減少した。1985年からの都市改革の実行によって中国経済が急速に成長している。一方、中国では都市と農村の格差、地域間の格差、貧富の格差が開く一方である。

ジニ係数は社会における所得分配の公平・不平等を測る指標としてよく用いられている。ジニ係数は0から1までの値をとり、分布が平等であれば0に近づき、不平等であれば1に近づく係数である。中国ではジニ係数は都市部と農村部を分けて計算されている

⁷¹佐藤[2003]pp. 29-32

(表 2-10)。中国のジニ係数は 1980 年代初頭まで 0.3 以下だった。1990 年代から悪化を続けている。

表 2-10 改革開放以降の所得分布 (ジニ係数)

年	農村	都市	全国
1978	0.2124	0.16	0.25
1979	0.2266	0.16	0.27
1980	0.2407	0.16	0.29
1981	0.2406	0.15	0.31
1982	0.2317	0.15	0.29
1983	0.2461	0.15	0.28
1984	0.2439	0.16	0.29
1985	0.2267	0.19	0.29
1986	0.3042	0.19	0.32
1987	0.2889	0.23	0.32
1988	0.3053	0.23	0.33
1989	0.3185	0.23	0.35
1990	0.3099	0.23	0.35
1991	0.3072	0.24	0.37
1992	0.3134	0.25	0.39
1993	0.3292	0.27	0.42
1994	0.3210	0.30	0.43
1995	0.3415	0.28	0.43
1996	0.3229	0.28	0.40
1997	0.3285	0.29	0.37
1998	0.3369	0.30	0.38
1999	0.3361	0.30	0.39
2000	0.3536	0.31	0.41
2001	0.3603	0.32	0.40
2002	0.3646	0.32	0.43
2003	0.3680	0.33	0.44
2004	0.3692	0.33	0.44
2005	0.3751	0.34	0.42
2006	0.3737	-	0.46
2007	0.3742	-	0.46
2008	-	-	-
2009	0.3850	0.335	0.47
2010	0.3783	0.330	-
2011	0.3897	-	0.46

出所：2007 年まで農村部ジニ係数は中国国家统计局『歴史の跨越-農村改革開放 30 年』より整理。都市部(2005 年まで)と全国(2002 年まで)のジニ係数は薛進軍など[2008]『中国の不平等』の「中国の経済発展と所得格差」p.13 公式値より、その他年度のジニ係数は中国国家统计局の公表数字(http://www.stats.gov.cn/was40/gjtjj_outline.jsp)より整理した。注:-は数字不明。

表 2-10 に、農村部住民のジニ係数は 1978 年から公表しているのに対して都市部住民および全国住民のジニ係数は近年公表していない。その理由については、2012 年 1 月に、中国国家统计局の馬建堂局長が、「高所得者層の実際の所得に関する情報が得難く、中国都市部住民のジニ係数の公表を見送った」と述べた⁷²。表 2-10 には、農村部住民のジニ係数は 1978 年 0.2124、1988 年 0.3053、2010 年 0.3783、2011 年 0.3897 と上昇した⁷³。

⁷²人民網日本語版[2012]「中国国家统计局、ジニ係数未公表の主因を発表」

http://japanese.china.org.cn/jp/txt/2010-06/30/content_20386379.htm、アクセス日時:2012. 08.08 10:00

⁷³中国国家统计局農村経済調査司[1978-2007]、[2011]より。2011 年の農村部住民のジニ係数は 0.3897。

農村内部で貧富の格差は拡大し続いていることがわかる。一方、公表された都市部住民のジニ係数を見れば、1998年0.30、その後上昇する傾向がある。90年代から始まった国有企業の改革が都市部住民の所得に大きな影響を与えたことがうかがえる。全国住民のジニ係数は、公表の統計データの不備、高収入者の所得の隠蔽やグレー収入(腐敗による収入など)の存在によって正確に算出するのは難しい。国内外の研究結果にも異なる。世界銀行の推計によれば、中国のジニ係数は2002年に0.46と高水準に達して、2010年に0.47に上昇した。新華社の研究員の研究により、中国のジニ係数は2007年にも0.48に上がり、その後さらに上がり続け、すでに0.5を上回った。一方、北京師範大学収入分配と貧困研究センターの李実主任は「中国のジニ係数は2009年0.48で、中国の住民所得格差の拡大はスピードダウンの傾向にある」と反論した⁷⁴。中国はすでに世界で最も不平等な国になったことはいうまでもない。これから都市―農村の所得格差、都市内部の所得格差、地域間の所得格差を説明しよう。

2. 都市―農村間の所得格差

開発経済学では、ルイス型の二重経済モデル論がある。一般的に、異なる行動原理を持つ伝統部門(農村部・農業)と近代部門(都市部・工業)からなる二重経済が、近代部門による伝統部門の労働力が吸収されることで、工業化並びに持続的な経済発展が促される」、そして「移動費用を除けば、転換点を過ぎれば両部門での賃金決定方式が同じになり、所得格差とともに部門間の差自体、実際上なくなることになる。すなわち、都市農村間に大きな所得格差はないことになっていたという。

中国の経済構造においては農村部門と都市部門から構成されている。都市と農村との格差は計画経済時代に既に存在している。1958年1月から導入された戸籍制度は、都市と農村部ともに私的所有を完全に廃止して、都市と農村を隔離している。同時に、都市部住民にだけ雇用・福祉を保証する。農村労働力の都市への移動は厳しく制限するなど、都市と農村は、政策的に区別されている。そのため、都市と農村との経済格差は計画経済時期に大きく生じた。

社会保障・福祉を考慮せず都市と農村の収入だけの格差をみてみよう。1978年の時点で、すでに2.6倍にあった。1978年以降の先行した農村経済の改革によってその格差は、1985年2.0倍に縮小した。しかし、1990年からその格差は再び拡大してその以降拡大の傾向が続いている。1994年2.86倍、2000年、2.79、2005年3.2倍、2010年3.23倍になった。所得増加率から見ると、1997年に都市部の一時帰休者のピークで、都市部の所得増加率が低くなった以外、都市部の所得増加率は農村部よりずっと速い(表1-3)。1985年に比べて、2010年に、都市部平均可処分所得は739.1元から19109元と約26倍に向上したのに対し、農村部平均純収入は397.6元から5919元と約15倍しか増加していない。都市と農村との格差の拡大は戸籍制度による農村部の社会保障制度の欠如と雇用機会の

⁷⁴人民網日本語版[2010]「中国のジニ係数、本当に警戒ラインを超えたのか」

http://japanese.china.org.cn/jp/txt/2010-06/30/content_20386379.htm、アクセス日時:2012.08.08 10:00

不十分にある。

改革開放以来中国経済の発展は、産業構造の変化と就業構造の変化をもたらした。第一次産業だけ見ると、GDP 構成は 1978 年 28.2%、1985 年 28.4%、1990 年 27.1%、1995 年 19.9%、2000 年 15.1%、2005 年 12.1%、2010 年に 10.1 に低下した。第一次産業就業者の割合は 1978 年 70.5%、1985 年 62.4%、1990 年 60.1%、1995 年 52.2%、2000 年 50.0%、2005 年 44.8%、2010 年に 36.7 に下がったが、先進国(アメリカ 1.4%、日本 4.2%)よりずっと高い。

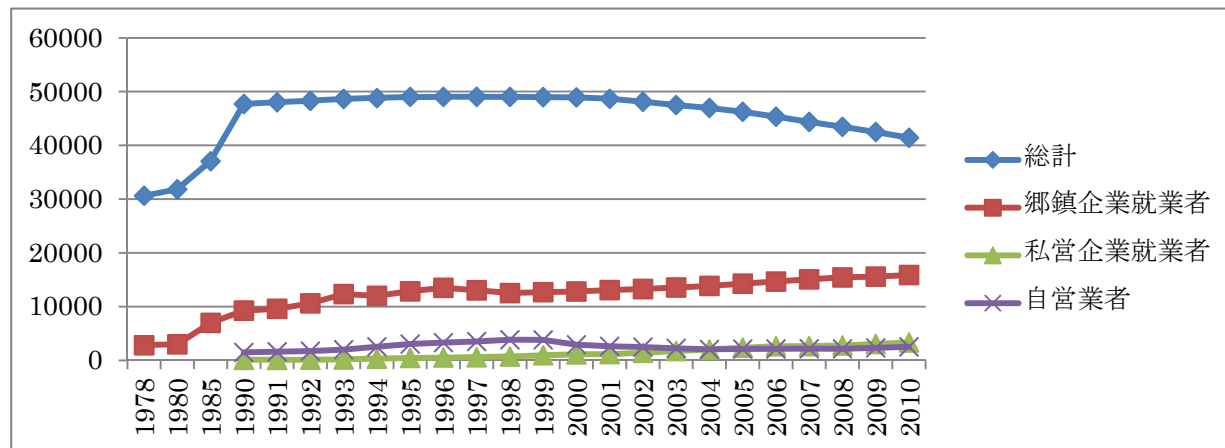
中国では限られた土地に多くの人口が農業を営んで生活している。胡[2008]の分析によれば、農村余剰労働力は 1978 年 9884 万人、1990 年 1 億 5898 万人に増加した⁷⁵。1995 年から、中国の農業人口は減りつつある。しかし、可耕地および農業作物用地の自然資源はアメリカの 65%、インドの 68%、ロシアの 93%に相当して、一人当たり農業資源の占有量はインドにも及ばない(表 2-1)。中国の農村労働力は常に過剰状態にある。

中国の統計によると、農村部での就業者の構成は、1989 年まで、農・林・牧・魚業を営む(農業を営む人口が最も多い)就業者と郷鎮企業就業者であった。1990 年から、農村の自営業、私営企業就業者を加えて 4 つの形態になっている。農村就業の状況の推移からみると(図 2-2)、1978 年に、農村部就業者の 3.1 億人のうち、農業などを営む就業者が最も多く 2.8 億人、郷鎮企業就業者が 2827 万人であった。1980 年代半ばまで、戸籍制度によって農民の大都市への移動が厳しく制限されたために、大規模な労働移動はできなかった。農村労働力の移動は、農村内部における非農業(郷鎮企業)への移動として現れた。そのため、農村部に初めて非農業就業機会が創出されるため、農民は従来の農業収入を依存するから非農業の仕事に従事して賃金収入を得られるようになった。1996 年に、郷鎮企業就業者は 1.35 億人まで拡大した。その後、就業者数が減少し続いていたが、2003 年に、再び 1.35 億人に回復した。2010 年に、1.6 億人に増加した。1990 年から、農村の自営業・私営企業の発展によって農村の就業形態が多様になった。郷鎮企業の急速的に発展に比べて自営業・私営企業就業者の増加が緩慢であるが、自営業・私営企業就業者は 1990 年のそれぞれ 1491 万人、113 万人から、2010 年にそれぞれ 2540 万人、3347 万人に拡大した。2010 年に、郷鎮企業就業者を加えて農村部で非農業就業者数が 2.2 億人で、農村就業者の 52.6%を占めている。郷鎮企業や農村部の自営業・私営企業の発展は農民の賃金収入の増加に寄与した。さらに、1980 年代後半から沿海部と経済発展の早い大都市は大量の労働力需要が生み出されることによって、農民の都市への移動が条件付きで緩和され、農村からの出稼ぎ者は都市部へ大量の労働流動ができるようになってきた。2010 年に、農村からの出稼ぎ労働者は 1.5 億人に達した(農村就業者に含まれていない)。一方、農業など営む人は 1978 年 2.8 億人、1990 年 3.7 億人、1995 年 3.3 億人、2000 年 3.2 億人、2005 年 2.7 億人、2010 年に 2.0 億人に減少したが、その規模が依然として大きい。農村余剰労働力が大量に滞在していることが推測できる。農村余剰労働力の存在は農民収入の増加や農村貧困の撲滅を阻害する。農村余剰労働力の農業から転出して非農業雇用の拡大は農

⁷⁵胡[2008]p. 35

村貧困問題の解決は最も重要である。

図 2-2 農村部就業状況の推移(万人)



出所：『中国統計年鑑』[2011]より作成。

農村からの出稼ぎ者(一部の契約している者を除く)にせよ、郷鎮企業、自営業・私営企業就業者にせよ、戸籍制度の存在によって都市戸籍住民が享受している福祉・社会保障制度にはいつてはいけない状況が変わっていない。

都市住民と農民の収入内訳から見れば、都市部と農村部の収入内訳は同じく賃金所得、移転所得、経営所得、財産所得の4つで構成される⁷⁶(表2-12)。都市部世帯の収入は主に賃金所得、移転所得である。その割合は1985年にそれぞれ83.7%、14.2%から2010年にそれぞれ65.2%、24.2%で合計9割に上がった。そのうち、移転所得は都市部住民の重要な収入源になっている。一方、農民の収入は1985年に耕種農業収入(経営所得の主な部分)の比重が74.2%に高く、2000年以降、次第に低下して、2010年に5割を切って、47.9%であった。賃金収入の比重は1985年18.1%、2000年31.2%、2010年41.1%に上昇した。耕種農業などの経営収入と賃金収入は農民収入の9割を占めている。しかし、都市部世帯の主な収入源である移転所得は農民収入の1割以下にとどまっている。計画経済時代に年金、医療、など社会保障、救済、支援の対象外である農民たちは、いまだに都市部の住民にある医療保険住宅手当、年金、失業手当、最低賃金保障、学校への財政支援、教育投資などの福祉・社会保障が享受できず、それは都市-農村間の格差が拡大する最大の要因と考えられる。そして、都市化の進み、農民は市民化につれ農業を営むなど経営所得がなくなって都市部住民の各種社会保障制度を受けても雇用機会の拡大しない限りに、都市部で低所得者や不安定従業者になりうる(表2-12)。

中国農民は、収入は5割近い農業収入と4割強の出稼ぎ収入に依存しているため、常に

⁷⁶中国国家統計局『中国統計年鑑』[2011]によると、移転所得は主に政府財政から年金、失業保険金、各種社会保障の補助金、災害や事故など救済・賠償・補助金などを指す。財産所得は株式、貯金など金融資産、住宅、自動車などから得られた利益を指す。経営所得が農村部は農業、林業、牧業、サービス業などを営む所得である。農民には主な収入源である。

凶作、失業、病気などのリスクに直面している。2000 年以降、農村貧困問題の解決が減速した。中国統計局のデータにより、農村部で年間収入 100 元以下の世帯は減少したものの、きわめて不安定な状況にある。その割合は、1985 年 0.95%、1990 年 0.30%、2005 年 0.65%、2006 年 0.48%、2010 年に 0.48%で 2006 年の水準に戻った。農村貧困者は貧困の脱出や貧困への逆戻りに繰り返すことがわかった。2011 年に、中国の農村貧困ライン(一人当たり年収の 2300 元)以下で生活している人口は 1 億 2338 万人で、日本総人口と同じ(2009 年)であり、韓国総人口(2009 年)の 2.5 倍に相当する。

表 2-12 都市部住民の年収入と農民の純収入の格差

年度	都市部世帯一人当たりの年収入				農村部世帯一人当たりの純収入			
	賃金所 得の割 合 (%)	移 転 所 得 の 割 合 (%)	経 営 所 得 の 割 合 (%)	財産所 得の割 合 (%)	賃金所 得の割 合 (%)	経 営 所 得 の 割 合 (%)	移転所 得の割 合 (%)	財産所 得の割 合 (%)
	合 (%)	合 (%)	合 (%)	合 (%)	合 (%)	合 (%)	合 (%)	合 (%)
1985	83.7	14.2	1.6	0.5	18.1	74.2	7.7	
1990	75.8	21.7	1.5	1.0	20.2	75.6	4.2	—
1995	79.2	17.0	1.7	2.1	22.4	71.4	3.6	2.6
2000	71.2	22.9	3.9	2.0	31.2	63.3	3.6	2.0
2005	68.9	23.4	6.0	1.7	36.1	56.7	4.5	2.7
2010	65.2	24.2	8.2	2.5	41.1	47.9	7.7	3.4

出所：中国統計年鑑[1996-2011]より作成。農村部の経営所得は農業を営む収入が 6 割以上を占める。1985 年、農民部移転所得と財産所得割合は合計で 7.7%。1990 年の財産所得は空欄。

一般的には、急速な経済成長に伴う経済および社会構造の変化により、低所得層の脆弱性が高まっていることがある、脆弱性は所得の上昇とともに低下するという。しかし、中国の都市と農村との格差は政策・制度による要因が最大である。農民は、単に収入の格差だけではなく、都市部の住民が受けられる福祉・社会保障(年金・医療・失業・最低生活保障など保険や住宅手当、学校への財政支援、教育投資など)が享受できないため、農民全体は低所得層におかれている。いまだに農村貧困問題が解決していない。戸籍制度の撤廃による社会保障制度の都市と農民の一体化や雇用機会の拡大による所得向上は農村貧困問題の解決および都市・農村の格差を根本的に是正するカギである。しかし、都市部の雇用創出が拡大しない段階では大量の農村労働力の転移は容易ことではない。

3. 都市内部の所得格差

急速な経済成長は政策の歪みで都市-農村間格差を縮小せず拡大したことは前節で解明した。これから、都市内部の所得格差を考察する。

計画経済時代に、すべて公有制のもとで都市部住民の雇用が保証されるとともに一律の

賃金制度も行われた。計画経済時代に農村・都市ともに、内部における所得格差は総じて小さかったと佐藤[2005]が分析した。実際に、計画経済時代に都市内部の所得格差は存在している。業種別年平均賃金水準をみれば、1978 年には、電力・ガス・水道の生産および供給業が全国で最も高く 850 元に対して、社会サービス業全国で最も低く 392 元で、2.2 倍の賃金格差があった。そして、2010 年に、賃金が全国で最も高い金融業(70146 元)と最も低い農・林・牧・漁業(16717 元)の倍率は 4.2 に拡大した。

改革開放後、企業の所有制構造は外資系企業、香港・マカオ・台湾系企業の進入と自営業・私営企業の発展によって多様化したため、就業者の賃金の格差も拡大した。表 2-13 に、所有制別賃金の格差(国有単位は 1 として)は、1992 年にそれぞれ 1、0.75、1.54、1.68、1.17 から 2010 にそれぞれ 1、0.63、1.09、0.83、0.66 になった。非公有制経済(外資系企業、香港・マカオ・台湾系企業、自営業・私営企業、)の賃金優位性が低下した。

表 2-13 所有制別就業者賃金の推移(元)

各年	国有単位	都市部集団所有制単位	外資系単位	香港・マカオ・台湾系単位	その他
1992	2828	2109	4347	4740	3371
1995	5625	3931	8058	7484	6494
1998	7668	5331	11767	10027	6133
2002	9552	7667	17892	13756	10242
2006	12869	12866	26552	19678	13262
2010	38359	24010	41739	31983	25253

出所：『中国統計年鑑』各年版より作成。注：単位とは、企業と機関、事務所など含む。その他は自営業・私営企業とみなす。

1978 年の「改革開放」策以降、就業先の多様化や、私的資産保有の公認のため、都市住民の収入源は多元化した。就業先の賃金収入のほかに、兼職、株取引、家族や親戚の経営の手伝い、家屋の賃貸による収入がありうるようになってきた⁷⁷。そのため、都市部住民の所得は、給与明細だけから実質収入を判断するのは不十分になってきた。1990 年半ば以降、中国では個人所得格差の容認によって自営業や私営企業の経営者など多くの百万長者、千万長者が生まれてずらりと並んでいる。一方、国有企業に解雇された多くの労働者は再就職できず極端な貧しい生活に陥った。都市部における貧富の格差が目たってきた。中国では所得税制度が立ち遅れるため、都市住民の所得を正確に把握することは難しいが、90 年代から中国国家统计局による毎年家計標本調査が行い、得られたデータを公表して、都市における所得格差をある程度把握できるようになった。

⁷⁷ 収入構造について李強[2004]pp. 154-241

表 2-14 中国都市住民世帯状況の推移(元、%)

年度	平均所得	上位 10%高所得層の 一人当たり可処分所得 (a)	会 0%低所得層所得層の 一人当たり可処分所得 (b)	上位 10%高所得層の可処分所得 対会 0%低所得層の可処分所得 の比率 (a / b)
1995	3892.94	7537.98	1923.80	3.9
1996	4377.15	8432.96	2156.12	3.9
1997	5160.32	10250.93	2430.24	4.2
1998	5425.05	10962.16	2476.75	4.4
1999	-	-	-	-
2000	6279.98	13311.02	2653.02	5.0
2001	6859.58	15114.85	2802.83	5.4
2002	7702.80	18995.85	2408.60	7.9
2003	8472.20	21837.32	2590.17	8.4
2004	9421.61	25377.17	2862.39	8.9
2005	10493.03	28773.11	3134.88	9.2
2006	11759.45	31967.34	3568.73	9.0
2007	13785.81	36784.51	4210.06	8.7
2008	15780.76	43613.75	4753.59	9.2
2009	17174.65	46826.05	5253.23	8.9
2010	19109.44	51431.57	5948.11	8.6

出所：『中国統計年鑑』[1996-2011]より作成。注：1995 年と 1996 年の可処分収入は一人当たり生活費収入である。

人々の所得分配格差を測る方法については、国際的に比較的多く用いられるのは五分位法とジニ係数の方法である。五分位法は、一人当たりの平均収入の高低によって、人口を五等分に分けた後に各 1/5 の人口の収入総額が総収入に占める比率を測定する。最も平等的な分配は 1/5 の人口が総収入の 1/5 を占めるものである。現実には人口比率と占める収入の比率の間に差が生ずる。その差に、貧富の格差が反映される⁷⁸。中国国家統計局は五分位法に基づいて収入の低い方から高い方まで 7 つのグループをわけて都市住民の収入調査を行っている⁷⁹。調査のデータにより、80 年代から拡大し始めた所得格差は、90 年代からさらに進んだ。1995 年から、経済成長とともに、豊かな高所得層と貧しい低所得層の所得とも向上したが、高所得層と低所得層との所得格差は、1995 年 3.9、2005 年 9.2、2010 年 8.6 に変動している(表 2-14)。

全所得に占める割合から見ると、低所得層(上位低所得層と下位低所得層)は、1995 年の 11.4%から 2010 年の 8.8%に減少した。一方、高所得層(上位高所得層と下位高所得層)

⁷⁸ 李[2004]p. 157

⁷⁹ 中国国家統計局により、7 つのグループとは、下位 10%低所得層、上位 10%低所得層、下位 20%中所得層、中位 20%中所得層、上位 20%中所得層、下位 10%高所得層、上位 10%高所得層に分けられる。

は、1995 年の 29.4%から 2010 年の 37.6%に上昇した。1995 年に比べて下位 10%低所得層の所得増加率は 209.2%に対して、上位 10%高所得層は 583%と対照である。さらに、低所得層の所得は全国平均に占める割合が、1995 年 49%、2000 年 42%、2005 年 29.9%、2010 年 31%に、1995 年に比べて低下した。中国では、経済成長に伴って都市貧困者はますます貧しくなり、豊かな人はますます豊かになっている。現在、都市部では、約 2 割の富裕層が全社会の所得の 4 割弱を占有している(表 2-15)⁸⁰。

表2-15 中国都市部に低所得層と高所得層の所得と消費の推移

年度	所得と消費と消費性向	低所得		高所得	
		下位	上位	下位	上位
1995 年	1 人当たり可処分所得額(元)	1923.80	2505.68	5503.67	7537.98
	1 人当たり消費支出額(元)	2060.96	2516.22	4665.91	6033.10
	消費性向(%)	107.1	100.4	84.8	80.0
2000 年	1 人当たり可処分所得額(元)	2653.02	3633.51	9434.21	13311.02
	1 人当たり消費支出額(元)	2540.13	3274.93	7102.33	9250.63
	消費性向(%)	95.7	90.1	75.3	69.5
2005 年	1 人当たり可処分所得額(元)	3134.88	4885.32	17202.93	28773.11
	1 人当たり消費支出額(元)	3111.47	4295.35	12102.51	19153.73
	消費性向(%)	99.3	87.9	70.4	66.6
2010 年	1 人当たり可処分所得額(元)	5948.11	9285.25	31044.04	51431.57
	1 人当たり消費支出額(元)	5471.84	7360.17	21000.42	31761.63
	消費性向(%)	92.0	79.3	67.6	61.8

出所：同上。

表 2-15 に、高所得層の消費性向は 1995 年から順調に低下し続いているのに対して、1995 年に、下位 10%低所得層は消費性支出額が所得を上回る経験があった。低所得層の消費性向は、2000 年 95.7%、2005 年 99.3%、2010 年 92.0%に不安定な傾向がある。低所得層は収入の 9 割以上が消費に回る。貯蓄に回す余裕が殆どない状況は変わっていない。低所得層、とくに、下位 10%低所得層は病気や失業などリスク対応がほぼ不可能な状況にある。他方、富裕な高所得層の消費支出は 1995 年の 8 割から 2010 に 6 割に低下した。残りの部分は貯蓄に回るか、より豊かな生活をできる。消費支出の構成からみれば、2010 年に、低所得層は食品支出が 4 割強、日常生活必需品と服装・住宅の支出をあわせて 8 割以上を占める。衣・食・住宅の維持は依然として低所得層の主な支出である。一方、高所得層は、

⁸⁰ 『中国統計年鑑』[1996-2011]より本人が計算した。

食品の消費が3割を切った。多数のマイホームの購入や子供の教育費(留学費を含む)、国内旅行や海外旅行への出費などは4割近くが高くなり、より豊かな消費生活を追及できる(表2-16)。

表2-16 中国都市部低所得住民と高所得住民の消費構成の比較(%) (1995年と2000年)

項目	低所得				高所得				全国平均	
	下位10%		上位10%		下位10%		上位10%		下位10%	上位10%
	1995	2010	1995	2010	1995	2010	1995	2010	1995	2010
食品	59.49	46.15	58.12	44.11	45.59	32.17	40.46	26.87	49.92	35.67
服装	10.13	9.39	11.43	10.93	14.76	10.60	13.78	9.91	13.55	10.72
家庭用品など	5.24	11.99	5.31	10.53	9.56	9.52	13.29	9.49	8.39	9.89
医療保健	3.28	5.27	3.30	5.80	3.0	7.14	3.14	7.50	3.11	6.74
交通通信	3.05	7.41	3.17	6.50	5.95	6.26	6.39	5.80	4.83	6.47
娯楽・教育など	7.91	8.19	8.18	9.09	9.51	17.29	9.90	21.32	8.84	14.73
住宅	8.15	9.19	7.39	10.14	6.62	13.05	7.36	14.22	2.93	12.08
その他	2.76	2.41	3.10	2.89	5.03	3.97	5.69	4.89	4.28	3.71

出所：同上。

2010年に、中国統計局のサンプル調査データにより、調査される世帯の17.8%を占める高所得層は全体総所得と総消費に占める割合はそれぞれ数37.6%、34.2%に対して22.7%を占める低所得層はそれぞれ8.8%、10.6%にすぎない。そのうち、極貧層が3.5%、4.6%しか占めていない。中国都市内部の貧富の格差が依然として大きい。2010年に、下位低所得層は都市貧困者とすれば、占める比率で計算すれば、下位低所得者が約7654万人で、そのうち極貧者がすくなくとも3849万人を推測できる。公表した「都市住民最低生活保障制度」受給者の都市貧困者(2310.5万人)を上回る。中国では今まで達した経済成長は「貧困層に配慮した成長」とはいえない。

4. 地域間の経済格差

中国は、日本の約10倍に人口と26倍の国土を持つ国である。巨大である同時に多様性に富む。北は亜寒帯から南は亜熱帯までの気候帯を含む広大な国土はおおきくわけて3つの階段で構成されている。第一階段は、平均海拔4000mを超える山脈、高原である。第二階段は海拔1000-2000mの高原と盆地からなり、第三階段は海拔500m以下の平野と丘陵からなる。また、中国は他民族国家である、56の少数民族が主として西南、西北部の辺境地域に居住している。地形、気候、民族などの多様性に加えて、中国の各地域の多様性、経済発展の不均衡は従来からも存在している。

1978年の農村改革によって農村生産性や労働生産性を高めて農村貧困人口が激減した。

その成功を収めた後当時の指導者鄧小平は「改革は農村から都市へ転じなければならない。都市改革は、工業、商業を含むばかりでなく、科学、教育など、各業種がすべて含まれる」と述べ、1984年10月20日、中国共産党第12期3回全会で「経済体制改革に関する中共中央の決定」を採択され、「都市を重点とする経済体制改革全体のペースを速め」、「社会主義商品経済を発展させる」という都市改革が始まって。中国政府は、価格、企業の行政との分離、多様な経済形態の発展など各分野で従来の中央集中管理から市場に任せるようにしてきた。中国政府は、都市部で非国有経済の促進と沿海地帯に先進国からの資金、先進的技術・設備、経営管理方式などの導入を中心として推進している。中国政府は、1979年に、広東、福建の両省に「特別政策、弾力的措置」を実行した後、1984年に4つの経済特区(廈門、汕頭、深セン、珠海)を設け、1985年に沿海14の都市(大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海)を開放した⁸¹。1984年鄧小平は「現在、全国には高収入、高消費の政策を実行する条件がない。しかしもし少し今後沿海地区がうまく行けば、経済は発展し、条件が備わり、収入は少し高く、消費も少し増えることになる。これは発展法則にかなうことだ」と述べて地域不均衡の発展を容認した。中国は80年代全般にわたり、沿海地区への傾斜政策をを実施した。1990年以降、改革開放は、沿岸部の開放から国境沿いの開放に進み、中国の中心を流れる楊子江沿岸の開発へと発展し、地域開放が点から線へ、さらに面へと形で拡大した結果、「珠江デルタ」「長江デルタ」という先進国と並び先進地域を形成された。中国のGDP規模は年々増加しているとともに、内陸部の発展は立ち遅れて地域間の経済格差が拡大している。2000年から、中国政府は、地域不均衡の発展を是正するために、地域ごとの振興政策を相次いでうちだした。統計上では西部地域、中部地域、東部地域、東北地域の4つの地域に区分される。これから、4つの地域間の格差を考察する。

地域区分

地域	省・直轄市・自治区
東部地域	北京市、天津市、河北省、山東省、上海市、江蘇省、浙江省、広東省、福建省、海南省
中部地域	江西省、山西省、安徽省、河南省、湖南省、湖北省、
西部地域	内モンゴル自治区、広西自治区、重慶市、四川省 貴州省 雲南省 陝西省 甘肅省 寧夏、チベット自治区、青海省、新疆自治区
東北地域	黒龍江省 吉林省 遼寧省

(1) 計画経済時代における地域間の格差

地域発展に影響する要因とは、加藤[2003]は、「ある地域が発展し、他の地域が停滞する理由として、初期条件、集中・集積メカニズム、地域政策、グローバル化」を取り上げ

⁸¹ 呉[2007]p. 61

る⁸²。この4つの要因は相互に密接にかかわっているという。初期条件のわずかの違いはその後の発展を分ける大きな要因となる。発展が始まると、集中・集積メカニズムを通じて発展は継続する。政府は、自律的に始まった地域発展を後押ししたり、自律的な発展への「飛躍」を作り出したりする役割を果たす。グローバル化の進展が、上記の変化を加速し、あるいは大きく方向転換させることもある。そのなか、政府の地域開発政策は、「政府が、未発達地域のインフラ整備や大規模投資など公共部門の投資、雇用への直接的介入、補助金の投与など、地域の発展に介入することによって、相対的に立ち遅れた地域を開発し、均衡の取れた地域発展を実現し、国民経済の安定的な発展に寄与することによる地域政策の目標を実現させる役割を果たすのである」⁸³と述べた。

計画経済時代に、中国政府は地域不均衡の発展を重視して是正する政策を取り込んだ。建国後、中国政府はソ連や東欧諸国並みの経済を達成するために、重工業優先工業化していた。工業立地の選択は内陸地域の東北三省に偏っていた。その理由は東北地域が資源供給地域であり、援助国の旧ソ連との距離が近くにある。そのあと、国際的冷戦時代に入り、中国政府は、防衛することと西部内陸地域の発展底上げを図ることのために、建国後に最大の地域発展政策であり、工業施設の移転である「三線建設」策を実施した。

三線基地は「山あい設置し、分散し、隠蔽する」という方針で、四川省西南部を中心とする西部地域各地に膨大な資金や人材が投入し、大中型国有企業の移転や建設された⁸⁴。中国の奥地への重工業移転、外国技術の排除による国内技術開発の遅れても、鉱業、エネルギー・金属・機械・化学などの国防工業に関連産業を備えた、さらに、沿海地域の企業・研究所や研究者など大量の機械設備・人員が移転された。三線とは、沿海地域と中部地域をそれぞれ一線と二線とした際の後方地域、具体的には西南三線(西部地域と中部地域)。その後東北地域に広がっていた。三線建設のために、総額1269億6700万元の基本建設投資が行われた。これは、同じ期間の全国の投資額の43.5%占めるほど規模が大きい⁸⁵。沿三線建設は1975年に停滞状態するまで主要なプロジェクトは以下の通りである。

鉄鋼には、四川省(2つ)、甘粛省、貴州省、河南省、重慶市に約80.5億元を投資した。鉄道の建設には、約106.32億元を投資した。炭鉱の建設には、貴州省に約17億元を投資した。電力開発には、甘粛省(2つ)、四川省(3つ)、貴州省(2つ)、湖北省、重慶市、雲南省、陝西省(4つ)に約48.5億元を投資した。天然ガスには、四川省(2つ)に約11.3億元を投資した。非鉄金属には、貴州省と陝西省に約16.9億元を投資した。化学工業には、貴州省に約1.76億元を投資した。しかし、「三線建設」策のもとで高い生産コスト・輸送コストがかかった移転企業や新規企業の効率性が殆ど見当たらない。建設された国有企業の稼働率は16%ほどで非常に低いため、中国政府は「三線建設」策を70代末に終結した。1981年に、各地域の第2次産業に占める割合と各省・市・自治区の全国順位は、以

⁸²加藤[2003] pp. 8-10

⁸³加藤[2003] p. 10

⁸⁴小川[1997] pp. 28-30

⁸⁵加藤[2003] p. 29

下の通りである⁸⁶。

東部地域	北京市(9 位)、天津市(12 位)、河北省(8 位)、山東省(4 位)、上海市(1 位)、江蘇省(2 位)、浙江省(10 位)、広東省(6 位)、福建省(19 位) 合計 50.2%
中部地域	江西省(18 位)、山西省(16 位)、安徽省(15 位)、河南省(11 位)、湖南省(13 位)、湖北省(7 位) 合計 18.8%
西部地域	内モンゴル(22 位)、広西チワン族自治区(19 位)、四川省(5 位)、貴州省(23 位)、雲南省(21 位)、陝西省(17 位)、甘肅省(20 位)、寧夏(25 位)、チベット(26 位)、青海省(25 位)、新疆(24 位)、 合計 14.9%
東北地域	遼寧省(3 位)、吉林省(14 位)、黒龍江省(6 位) 合計 16.1%

当時、東北三省は重工業には優位性がみられる。中部地域、西部地域、東北地域と東部地域との格差がすでに存在している。

(2) 改革開放以後の沿海—内陸の所得格差

改革開放後、沿海地域は、地域開発の重点になった。沿海地域は、対内非公有経済の促進、対外開放の拡大の発展方向によって地域の経済成長を遂げた。しかし、中国政府が予想した沿海地域から中部、さらには西部へと発展を段階的に波及させるという沿海地域の経済的輻射力は発揮されなかった。地域不均衡の発展が続いている。2000 年以降、中国政府は、各地域向けに振興政策を相次いで打ち出した。2010 年に、東部地域が第 2 次産業と第 3 次産業に占める東部地域の割合は 50%を超え、輸出入額の 9 割弱に達している。1981 年と比べて、中部地域と西部地域の GDP 規模が向上したのに対して、東北三省の GDP 規模は半分近く落ち込んだ(表 2-17)。

各地域の GDP の推移から見ると(図 2-3-1)、80 年代から続いた地域間の経済格差は 90 年代からさらに拡大した。2006 年に、東部地域の GDP 規模が最高の 55.7%を達成した。その以降、やや下がった。世界経済の不況や各地域の振興政策の経済効果などの要素を入れて、2010 年には、東部地域の GDP 規模が全国の 53.1%を維持した。東部地域は中国経済を牽引する地位が変わっていない。中部地域の GDP 規模は 2008 年から 2000 年の水準に回復した。西部地域の GDP 規模は 2009 年から 95 年の水準に回復した。東北地域の GDP 規模は東部地域にももちろん、中部地域と西部地域との格差が拡大している。東北地域は経済的な地位が低下し続けている。各地域の可処分所得を見れば、東部地域が全国平均を上回る状

⁸⁶中国統計局の数字データより整理した。

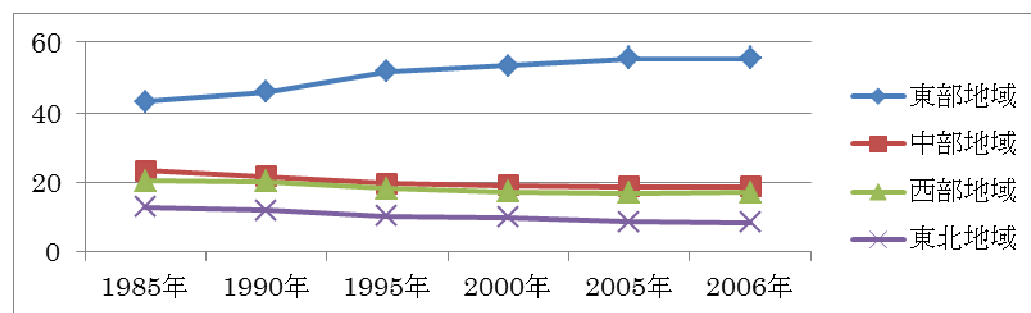
況が続いている。中部地域、西部地域と東北地域は一人当たり可処分所得の増加が全国平均と東部地域とほぼ平行している(図 2-3-2)。

2-17 地域による経済指標の全国に占める割合(%) (2010年)

	東部地域	中部地域	西部地域	東北地域
面積	9.5	10.7	71.5	8.2
人口	38.0	26.8	27.0	8.2
GDP	53.1	19.7	18.6	8.6
第1次産業	36.1	27.7	26.4	9.8
第2次産業	52.1	20.5	18.5	8.9
第3次産業	58.3	16.9	17.0	7.8
固定資産投資	42.7	23.2	22.8	11.3
輸出入総額	87.6	3.9	4.3	4.1

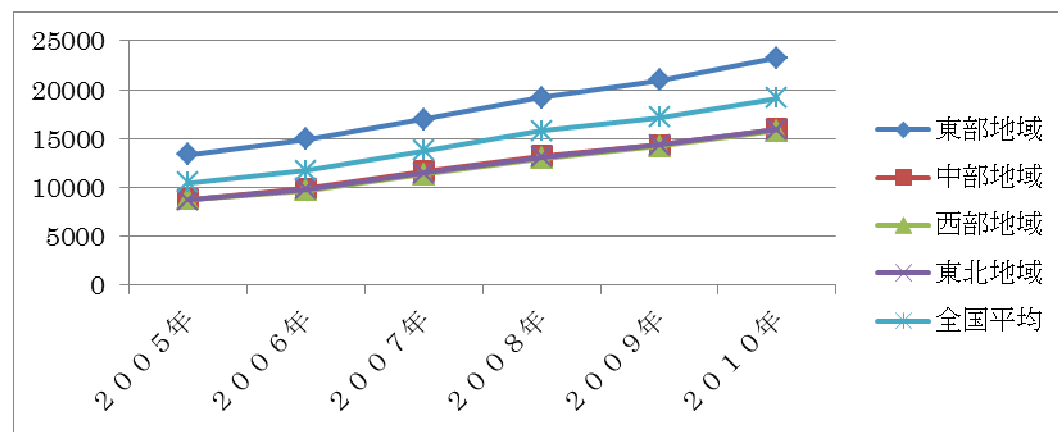
出所：『中国統計年鑑』[2011]より。

図 2-3-1 各地域 GDP の推移



出所：『中国統計年鑑』各年版より作成。

図 2-3-2 各地域可処分所得の推移(元)



出所：『中国統計年鑑』[2006-2011]より作成。

一人当たり GDP をみれば、1985 年に、東部地域と東北地域は、(福建省と河北省を除く) 全国平均(858 元)を上回る。全国平均に占める割合から見ると、東部地域では、上海市 4.49、北京市 3.08、天津市 2.53、浙江省 1.24、江蘇省 1.23、広東省(海南省を含む)1.20、山東省 1.03、福建省 0.86、河北省 0.84 で、各省・市の格差が大きかった。中部地域では、山西省 0.94、湖北省 0.93、安徽省 0.75、湖南省 0.73、江西省 0.70、河南省 0.68 で、全国平均を下回った。東北三省では、遼寧省 1.65、吉林省 1.01、黒龍江省 1.24 で、三省とも全国平均を上回った。西部地域では、チベット 1.04、新疆 0.96、内モンゴル 0.94、青海省 0.94、寧夏 0.86、甘肅省 0.71、陝西省 0.70、四川省 0.66、重慶市 0.64、雲南省 0.57、広西 0.55、貴州省 0.49 で、発展が遅れた地域であった。

2010 年に、その割合は、東部地域では、上海市 2.54、北京市 2.53、天津市 2.43、浙江省 1.72、江蘇省 1.76、広東省 1.49、山東省 1.37、福建省 1.33、河北省 0.96、海南省 0.79 で、各省・市の格差が縮小した。中部地域では、山西省 0.88、湖北省 0.93、安徽省 0.70、湖南省 0.82、江西省 0.90、河南省 0.81 で、ほぼ変化していない。東北三省の遼寧省 1.41、吉林省 1.05、黒龍江省 0.90 で、黒龍江省は全国平均を下回った。西部地域では、チベット 0.58、新疆 0.83、内モンゴル 1.58、青海省 0.80、寧夏 0.89、甘肅省 0.54、陝西省 0.90、四川省 0.71、重慶市 0.92、雲南省 0.53、広西 0.67、貴州省 0.44 で、1985 年に比べて、さらに低下した。

要するに、1985 年に比べて、東部地域の先進地域としての優位性を維持している、域内部の省・市の格差が縮小する傾向がある。中部地域の各省は全国平均の 7 割を維持したが、域内各省の格差が少ない状況が変わらない。東北三省では、臨海地域でもある遼寧省は全国平均を上回ったが、その水準が下がった。吉林省は殆ど全国平均レベルであり、黒龍江省は下がった。西部地域は内モンゴルを除いて全国平均レベルを下回って自治区の後退は顕著である。

地域の経済発展の不均衡によって各地域の都市貧困問題の深刻さも違っている。東部地域は全人口の 38%を占めるが、都市貧困人口は全国の 15.2%に過ぎない。東北地域の人口が全国に占める割合が 8.2%であるにもかかわらず、都市貧困人口の 17%を抱えている(表 2-18)。

2000 年から「西部大開発」、2003 年から「東北振興」、2005 年から「中部勃興」の国家戦略としての地域振興政策は地域経済の発展を加速している。しかし、経済発展に伴う都市貧困問題の解消や所得格差の是正には不十分である。現在、中国は社会主義国家から世界でもかなり不平等国度の高い国となっている。Alesina and Perotti (1996)は、所得不平等が社会的不安定を導き、それが経済環境の不確実性を高め、投資を減退させ、経済成長に悪影響を及ぼすという政治経済モデルを提示した。中国経済発展を続けるために、都市貧困問題の解決による所得格差や地域格差の是正は最も重要である。

表 2-18 各地域経済状況と貧困人口の比較(2010 年) (%)

		東部地域	中部地域	西部地域	東北地域
人口の割合		38.0	26.8	27.0	8.2
GDP の割合		53.1	19.7	18.6	8.6
地方財政	収入の割合	56.6	15.7	19.4	8.3
	支出の割合	40.9	20.4	29.0	9.8
消費者物価指数(前年=100)		103.4	103.1	103.6	103.5
都市貧困人口の割合		15.2	30.7	37.10	17.0

出所：『中国統計年鑑』[2011]と中国民政部の各省級最低生活保障受給者数(2010 年 12 月末の数字)より整理。

第 3 章 東北三省における都市貧困問題の実態(1999-2003 年)

経済発展の目的は、一般的に、一国の経済水準を引き上げたい、1 人当たり国民所得を高めたい、しかも先進国に追いつくために成長率を上げたい、それに付け加えて人々の所得格差をできるだけ小さくしたいというのが代表的である⁸⁷。そのため、開発戦略、あるいは政府による経済政策は経済発展の目的を実現するものである。2010 年に、中国は経済成長に伴って GDP 規模では大国になった。国民の生活水準は向上した。しかし、経済成長の成果は、一部の地域や一部の個人が享受したものである。農民全体が低所得層におかれている。都市部では新たな都市貧困問題が発生し、深刻化している。

日本の発展経験を振り返ると、日本は、50 年代から高度成長に伴って地域・個人の格差縮小が実現した。その要因は政府の地域政策の有効性であると指摘されている⁸⁸。そして、台湾、韓国など諸国の発展経験をみても、経済発展に伴って所得分配が必ずしも悪化しではない。中国で新たな都市貧困問題の発生や地域不均衡の発展は経済政策の歪みにによってもたらされたものであると考えられる。

地域発展の不均衡は都市貧困問題に大きな影響を与えた。中国の都市貧困問題は地域性が強い(表 2-18)。貧困層が多く居住する地域における都市貧困問題の研究を通して地域の都市貧困問題の解決は地域間の格差や貧富の格差の是正につながると考えられる。

なぜ東北三省の都市貧困問題は深刻化しているか。東北三省は内陸部に位置するものの、

⁸⁷中兼[2002]p. 40

⁸⁸加藤[2003]p. 68

地域発展に影響する初期条件は欠如していない。農業発展に適した肥沃な土地、重工業発展に鉱物・森林・石油等エネルギー資源、重工業基地の形成、海へのアクセスが有するにもかかわらず東北三省は中国の立ち遅れた地域として全国都市貧困人口の 17%を抱えている⁸⁹。これから、東北三省の地域振興政策(「東北振興」策)が出された 2003 年までに、東北三省における失業問題、所得格差を分析することによって、東北三省の都市貧困実態を解明する。

第 1 節 東北三省における都市貧困問題の背景

計画経済時代には、すべての経済活動は政府によってコントロールされる。現代の市場経済の重要な構成要素である企業部門はほぼ国有企業である。その特徴とは、①農村を除く、都市部の住民は政府の雇用者として、企業に配置し、企業は党と国の政治体系の末端組織として中央や地方政府の指示と指令を徹底して執行する。生産方法、原材料の仕入れ、製品の価格・販売、すべて権利を持たない。つまり、国有企業にはモチベーションもなく、自己の利益と市場変動に基づいて資源の最適配分意思決定を行うことも不可能である。都市住民の就業、社会保障、社会救済機能を一身に集め、その従業員に対し、全方位の社会サービスを提供した。②国有企業を経営する任務は中央と地方の各級政府が分担する。企業の経営権に関する数多くの政府部門に分割され、資金の流量、収入と支出を管理し、税、費用や利潤を徴収する。事実上、各部門は権利を行使するだけで、相応の責任は引き受けない。③市場が存在しないため、国有企業は市場の需給を考えなく、また市場競争に臨む必要もない。企業が財務困難にある場合、国が減税、特別融資、財政充当金、欠損引き受け、など雇用確保ため、企業を倒産させることなく、企業の維持や脱出を助ける。国有企業は活力を発揮して、技術革新活動を行うことではなく、ただ生産単位・雇用手段にすぎない。東北三省は重工業基地として大・中・小型国有企業を集積している地域である。

国有企業は加重な負担と余剰従業員を抱えている。改革開放以降、中国の国有企業に対する改革は、伝統的中央計画経済のもとでの独立性を持たない「単位」から真の意味での企業へと転換する。とくに 1993 年 11 月、中国共産党第 14 期 3 中全会が採択した「社会主義市場経済体制樹立の若干の問題に関する決定」は、国有企業改革の考えの筋道が権限と利益の委譲から会社化という企業制度の革新へと方向転換したことを示している。1994 年 11 月、国務院は「全国現代企業制度樹立の試験的導入工作会议」で、国有企業の会社制制度改革の試験的導入を行った。さらに、1999 年の中国共産党第 15 期 4 中全会「国有企業の改革と発展の若干の重大問題に関する決定」に大・中型国有企業財産権制度の改革-株式制(国有独資から株主会社への転換)の実行など行った⁹⁰。こうした中小企業の民営化、企業の社会保障の切り下げ、雇用制度の市場化、大型企業のリストラなど国有企業の本格的な改革は、国有経済シェアが高い東北三省には大きな影響を与えた。

⁸⁹ 『中国民政事業発展統計報告』[2010]より計算した。

⁹⁰ 呉[2007]p. 119

東北三省は計画経済時代に、中国現代工業の発祥地、現代工業の装備製造基地、原材料の提供基地、食糧生産基地として国民経済の発展を担ってきた。改革開放後国有経済を中心とする重工業に著しく傾斜した経済構造が二十一世紀まで続いている。そして、中国の改革開放の政策は「点」から「面」へという漸進的進展は、地理的にみれば、南から北へ、沿海・沿江地域から内陸・国境地域へという形を実行するため、国境を抱える東北三省は市場経済へ移行する最後の地域である。90年代末に、東北三省で大量の失業者・一時帰休者が都市貧困に陥って都市貧困問題が発生した。

第2節 東北三省の自然と経済状況

1. 東北三省の自然状況

中国東北部に位置する遼寧省、吉林省、黒龍江省（または東北三省と呼ばれる）は面積78.8万平方キロメートル(全国の8.2%)日本の約2倍、人口約1億人(全国の8.2%)、日本とほぼ同じ規模を持ち、農業、工業の立地条件に恵まれた地域である。東北三省ではGDPの全国に占める割合が1978年10%、2003年8.4%に低下した。建国前に、東北地区は石炭、鉄鉱石などの鉱産物資源が豊富で、重化学工業、軍需工工業の産地として形成された。建国後の1950-60年代に、中国屈指の重工業基地として建設された。鉄鋼、非鉄金属、化学、一般機械、自動車などの重工産業に中国を代表する国有大中型企業が集積している。

遼寧省は中国の東北地方の南部に位置し、南西部は万里の長城を境として河北省、北西部は内モンゴル自治区、北東部は吉林省、南東部は鴨緑江を隔て朝鮮民主主義共和国接し、南部は黄海と渤海に面しており、東北三省のうちに唯一の臨海省である。面積は約14.8万km²、全国の21位、人口は約4375万人で、全国の3.27%を占める。温帯大陸性季節風気候で、四季がはっきりしている。年間平均気温は10.0度である。鉄鋼の都「鞍山市」、炭鉄の都「阜順市」、科学繊維の基地「遼陽市」など計画経済時代に世界的に知られているが、現在、資源枯渇型都市として産業転換に直面している。冶金工業、機械製造、石油化学、建築材料などを主に幅広い工業システムを形成し、中国における主要な重工業地域として再振興しようとしている。

吉林省は中国東北の中心に位置し、北部は黒龍江省、東北部はロシア、東南部は朝鮮民主主義人民共和国と接し、面積は約18.74万km²である。人口は約2746万人で、全国の13.8%を占める。温帯大陸性モンスーン気候に属し、四季がはっきりしている。年間平均気温は6.2度である。国内に主要な食糧の供給基地として誇っている。工業では自動車と石油化学は省内の二大産業で、鉄道車両、トラクター、化学工業原料、薬品などは全国的にも高いシェアを占めている。

黒龍江省は中国の最北部に位置し、北部と東部はロシアとを接している、中国最北の省で、3026kmの国境を有し、面積は約45.4万km²である。人口約3831万人で、全国の2.86%を占める。計画経済時代に森林面積、木材の生産量は中国一であり、特に石油の生産量は国内でトップであった。しかし、黒龍江省は中国の重要な商品食糧の生産基地であり、中

国重要な重工業地帯であるが、森林、石油、石炭など資源枯渇による産業転換に迫られる都市が少なくない。

2. 東北三省における経済構造の形成

東北三省は、建国してから中国の重工業基地として発展してきた。1953 年から始まった「第一次 5 カ年計画」では、東北三省は国家の重点投資地域になる。当時、東北三省に原材料、機械、エネルギーなど重工業を優先的に発展させる指導方針が確立された。東北地区に旧ソ連が援助した大型建設プロジェクト次々と配置された。全国で重点的に建設された 106 社の国有企業のうち 54 社は東北三省にある。遼寧省は鉄鋼、機械、石油化学、石炭、など 24 社、吉林省は自動車、化学、電力、など 8 社、黒龍江省は大型機械、発電機、石炭、など 24 社が築き上げられた。1960 年代に、東北三省では国有企業を中心とする経済体制が確立され、国有経済と重工業の割合が高いという所有制構造と産業構造が形成された。鞍山鉄鋼工場、本溪鉄鋼工場、撫順石炭鉱業工場、大慶油田など有名な大型国有企業と石炭、鉄鋼、石油、機械、化学工業、建築材料に関連する数多くの中小企業が東北三省に集中している。そのため、東北三省の経済構造の特徴といえば、第 1 に、第二次産業（設備製造業、石油化学工業、冶金工業、船舶製造業、自動車製造業、農産物加工業、ハイテク産業）の割合が非常に高い。比較優位性がある。第二次産業の GDP に占める割合は、1978 に、それぞれ 71.1%、52.4%、61.0%で全国平均(48.2%)を上回る。2003 年にはそれぞれ 48.3%、45.3%、57.2%で、全国平均(52.2%)に比べて遼寧省と吉林省はやや低い。黒龍江省はまだ高い⁹¹。第 2 に、国有企業シェアが非常に高い。中国で最も早く計画経済体制に入ったのは東北三省である。1978 年に、遼寧省、吉林省、黒龍江省は国有経済の工業生産総額比重はそれぞれ 84%、79%、83%であり、国有経済への投資の比重はそれぞれ 98%、85%、98%に高かった⁹²。2002 年に、国有企業占有率はそれぞれ 62.7%、77.8%、89.34%で、全国平均 (52.8%) を上回る⁹³。1978 年に、東北三省は全国 GDP の 13.51%を占める先進地域であった。

改革開放後、東北三省は、沿海地域の長江デルタ⁹⁴(上海市、江蘇省、浙江省)と珠江デルタ (広東省)⁹⁵の外資優遇政策の導入や自営業・私営企業の促展などによる発展方向と違って、国有経済を中心とする発展方向を続けてきた。1995 年に、東北三省の GDP 割合

⁹¹胡[2008]p. 125

⁹²胡[2008]p. 124

⁹³中国中央放送[2003]「寻找振兴东北的突破口」(東北振興の突破口を見つけ

る)http://www.cctv.com/financial/20031013/101470.shtml、アクセス日時:2010.11.12 21:00

⁹⁴広義には上海市、江蘇省、浙江省の 2 省 1 市を指す。狭義にはこの 2 省 1 市と周辺の 16 都市からなる。この地域は中国の近代化建設においてきわめて重要な戦略的地域として位置づけられている。面積は約 21.7km²で、全国の 2.1%、人口は全国の 11%であるが、域内 GDP は全国の 21.7%、輸出入総額の 47.2%を占めている。中国政府は長江デルタ地域に目標として 2015 年までに、ややゆとりのある社会の全面建設を実現し、2020 年までに近代化をほぼ実現することを掲げている。

⁹⁵中国では最もはやい 4 つの対外開放経済特区から発展してきた地域である。広義には広東省を指すが、狭義にはその周辺 14 都市からなる。面積は約 4.17km²で、中国の科学的発展モデル模索の試験区、改革深化の先行エリア、開放拡大の重要な国際的窓口、世界の先進的な製造業と現代的なサービス業の基地、全国の重要な経済センターとして位置づけられている。

は 10.29%に低下した。しかし、国有工業企業の生産額は省工業生産総額の割合がそれぞれ 44%、62.3%、66.5%と高かった。長江デルタの上海市、江蘇省、浙江省と珠江デルタの広東省はその割合はそれぞれ 39.5%、21.1%、14.1%、17.9%と対照的である。2003 年に、東北三省の GDP 割合は 9.6%へとさらに低下した。東北三省の国有企業および国有持株企業社数は全国の 9.5%を占めるにもかかわらず国有経済の工業生産額は省工業生産総額に占める割合がそれぞれ 58.1%、75.8%、79.5%と高い。当時、上海市、江蘇省、浙江省と広東省の国有企業および国有持株企業社数は全国の 10.8%と 6.1%であるが、国有経済の工業生産額は省工業生産総額に占める割合はそれぞれ 43.2%、19.0%、13.1%、18.4%と低い。経済成長の停滞は東北三省の住民の生活に影響を与えた。都市部住民一人当たり可処分所得からみると、2003 年に、東北三省の平均所得(6981 元)は全国平均(8472 元)だけではなく全国で最も貧しい地域とみられる西部地域の平均水準(7205 元)を下回った。

第 3 節 東北三省における失業問題・都市貧困問題

東北三省は内陸部の山間部や茫漠とした砂礫地帯と違って、農業と工業の資源が豊富で有名であった。改革開放以降、東北三省は中国の自動車基地・石油基地・木材基地・食糧生産基地として固有な経済構造が継続された。価格設定や経営管理、市場経済の意識などの側面では計画経済の影響が強い。そして、1980 年代以降、国家からの投資が沿海地域に傾いて、東北三省に投資が減少しただけでなく、既存産業の停滞、衰退、設備の老朽化と市場経済化改革の遅れのため、国有企業の多量の債務や大量の余剰人員を抱える東北三省は経済成長の原動力を失って、地域経済の発展は逆に遅れ、中国経済をリードする先進地域から経済発展の遅れた地域に転落した。90 年代末から 2000 年代初期において中国の失業問題を、丸川(2005)により分析した。これから、先行研究を踏まえて東北三省における失業問題を説明する。

1. 東北三省における失業問題

中国は、1993 年 11 月に、中国共産党第 14 期 3 中全会で「中共中央社会主義市場経済体制の確立に関する若干問題の決定」(「中共中央建立社会主義市場経済体制若干問題の決定」)を通過した。この決定によって市場経済体制への移行が明確になった。国有企業は改革開放後発展してきた自営業・私営企業と外資系企業との競争が一層激しくなった。中国政府は国有企業の効率性を図るために、1994 年 7 月の第 8 回人民代表大会での「労働法」の実施によって、従来の国有企業の終身雇用制度を廃止して企業全員の契約制を導入した。雇用制度改革により、国有企業は抱えている過剰雇用の解消が可能となった。1995 年に、中国政府は国有企業のリストラを行い、企業効率性を向上する(「下崗分流・減員増効」)国有企業改革を実行した。1998 年に、国有企業の再編や株主会社への転換をしたため、国有企業のリストラを一層に加速した。こうして 1995 年から厳しい失業に突入して、2006 年に、国有企業による一時帰休者全員の失業者への切り替えが完了した(東

北三省は2007年に)という事実上の大規模のリストラが完了し、建国後以来形成された不合理な雇用制度はわずか10年間で大量の解雇によって立て直された。中国政府が雇用や社会保障制度の未確立のまま行った国有企業の改革によって大量の経済的に不安定な失業者・一時帰休者や都市貧困問題が形成された。国有企業、特に、伝統的1次資源型産業が高度的に集中している東北三省は最も影響をうけた。

東北三省は国有企業を多く抱えるため、国有企業就業者数が多い。東北三省の国有経済就業者の全国国有経済就業者に占める割合は、1978年17%、1985年16%、1995年15.6%、2000年13.3%、2003年12.6%に年々低下する傾向があるが、就業者数は1996年の1706万人から2003年の868.1万人に減少した。7年間に、約838万人は仕事が失った。東北三省は、国有企業改革に伴う痛みを真正面から受け入れる地域である。単の1999年に、従業員リストラ比率が全国平均の18.3%に対し、東北三省はそれぞれ37.3%、31.8%、31.3%で、改革に伴う痛みは全国平均の2倍になった。1998-2002年の5年間に、国有企業による新規一時帰休者数の2714.7万人のうち、東北三省は681.6万人、25.1%を占めた。東北三省は失業問題が深刻化している地域になった(表3-3-1、表3-3-2、表3-3-3)

表3-2-1 遼寧省の都市部登録失業者と一時帰休者数の推移(万人)(1998—2003年)

年度	失業者総数	年度新規失業者数	年末都市部登録失業者数	一時帰休者総数	年度新規一時帰休者数	年末一時帰休者数
1998	—	—	40.0	—	—	58.9
1999	64.1	24.1	39.8	119.3	65.2	70.8
2000	62.8	23.0	41.2	107.1	36.3	67.2
2001	93.0	51.8	55.5	90.7	23.5	37.0
2002	144.6	89.1	75.6	42.5	5.5	7.4
2003	160.4	84.8	72.0	8.9	1.5	—

出所：『中国労働統計年鑑』各年版より作成。都市部登録失業者総数=都市登録失業者+本年度新規失業者数、本年度再就職者を含む。一時帰休者数はすべて国有企業および国有企業と連携する企業、国有独資会社から者。1998年の一時帰休者数は年末再就職できない者。1999年以降の一時帰休者数は前年から再就職できない者数+今年度新規一時帰休者数。

表 3-2-2 吉林省の都市部登録失業者と一時帰休者数の推移(万人)(1998—2003 年)

年度	失業者総数	年度新規失業者数	年末都市部登録失業者数	一時帰休者総数	年度新規一時帰休者数	年末一時帰休者数
1998	-	-	18.3	-	-	34.0
1999	31.5	13.2	21.5	58.5	24.5	34.4
2000	33.0	11.5	23.0	54.0	19.6	41.9
2001	37.2	14.2	20.2	75.6	33.7	27.4
2002	45.4	25.2	23.8	27.6	0.2	19.3
2003	50.7	26.9	28.4	19.3	-	6.7

出所：同上。

表 3-2-3 黒龍江省の都市部登録失業者と一時帰休者数の推移(万人)(1998—2003 年)

年度	失業者総数	年度新規失業者数	年末都市部登録失業者数	一時帰休者総数	年度新規一時帰休者数	年末一時帰休者数
1998	-	-	25.0	-	-	52.8
1999	54.0	29.0	24.1	127.3	74.5	74.1
2000	50.6	26.5	25.3	116.5	42.4	69.9
2001	66.6	41.3	35.5	101.0	31.1	49.1
2002	71.1	35.6	41.6	102.3	53.2	44.2
2003	73.0	31.4	35.0	81.3	37.1	34.1

出所：同上。

表 3-3 に、東北三省では、都市登録失業者と一時帰休者は全国の占める割合が 2 桁で続いていた。遼寧省の都市登録失業者は東北地域で最も多い。黒龍江省の一時帰休者数は東北三省で最も多い。改革開放後、東北三省経済発展の先頭にたっている遼寧省は国有企業の改革が進んでいる。一時帰休者の失業者への切り替えは吉林省と黒龍江省より速いと考えられる。表 3-3 の一時帰休者の統計はすべて国有企業から出てきたのである。都市部集団所有制企業やその他の企業による一時帰休者数は少なくとも 70 万人以上がデータに入っていない。さらに、中国に都市部登録失業者や一時帰休者の身分が与えられるのは、都市戸籍を持つ者で、農村からの出稼ぎ労働者や、他の都市から出稼ぎ者の失業者はこの統計には含まれないため、実際の都市部失業率はさらに高くなると予想される。東北三省は、90 年代から国有企業の改革が進んでいた。しかし、外資系企業、香港・マカオ・台湾系企業、自営業・私営企業など非公有制経済の発展が立ち遅れているため、同時期に、東北三省の雇用創出は三省合計でわずか 274.7 万人であった。失業者・一時帰休者の大部分は再就職ができず都市貧困に陥った。

2003 年に、全国の都市部登録失業率の高い順位から見れば、遼寧省(6.5%)、上海市

(4.9%)、湖南省(4.5%)、内モンゴル(4.5%)、重慶市(4.4%)、甘肅省(4.4%)、吉林省(4.3%)、湖北省(4.3%)、貴州省(4.1%)、四川省(4.0%)である⁹⁶。国有企業が多く有している地域東北三省だけではなく、計画経済時代に「三線建設」策で多く国有企業を建設された地域でも失業率は高いことがわかった。

表 3-3 東北三省における都市部失業率と一時帰休者数の全国に占める割合の推移。
(2003 年まで) (%)

年度	遼寧省		吉林省		黒龍江省		三省合計 登録失業者		三省合計 一時帰休者	
	失業者の 全国 割合	一時帰 休者の 全国割 合	失業者の 全国 割合	一時帰 休者数の 全国の 割合	失業者 の全国 割合	一時帰 休者数の 全国 の割合	者数	全 国 に 占 め る 割 合	者数	全 国 に 占 め る 割 合
1998	7.0	9.6	3.2	5.6	4.4	8.6	83.3	14.6	145.7	23.8
1999	6.9	9.9	3.7	4.8	4.2	10.5	85.4	14.8	305.1	25.2
2000	9.3	9.9	4.0	4.9	4.3	10.6	89.5	17.6	277.6	25.4
2001	8.1	10.2	3.0	8.5	5.2	11.3	111.2	16.3	267.3	30.0
2002	9.8	6.3	3.1	4.1	5.4	15.1	141.0	18.3	172.4	25.5
2003	9.0	1.7	3.6	3.8	4.4	16.0	135.4	17.0	109.5	21.5

出所：『中国労働統計年鑑』各年版より整理。失業率は都市登録失業率である。一時帰休者数はすべて国有企業および国有企業と連携する企業、国有独資会社からものである。1998 年の一時帰休者数は年末再就職できない者である。1999 年以降の一時帰休者数は前年から再就職できない者数+今年度新規一時帰休者数。1998 年に、失業者数は『遼寧統計年鑑』[1999]、『吉林統計年鑑』[1999]、『黒龍江統計年鑑』[1999]より。

2. 東北三省における「資源枯渇型都市」の失業問題

(1) 東北三省における資源枯渇型都市の状況

90 年代以降に、東北三省における失業問題は「資源枯渇型都市」に多く発生した。

中国の資源型都市とは、鉱物や森林などの自然資源の開発・加工を主導産業とする都市である。その特徴は、自然資源採掘業や初級加工業に依存し、資源産業生産額は該都市 GDP の 10%以上を占めて該都市労働者の 15%を吸収するにある。中国では資源採掘に依存してきた資源型都市は約 118、中国都市の 18%を占めて約 1.54 億人と推定される。県・鎮級都市を含んだら 424、約 3.1 億人に上る。アメリカとカナダ両国の総人口に相当する。

資源枯渇型都市は、資源採掘は 50 年以上、資源の可採掘量が埋蔵量の 30%以下の資源都市である。資源の可採掘量段階から [幼年期]、「中年期」、「老年期」（枯渇期）を分け

⁹⁶ 『中国統計年鑑』[2004]より。

ると、資源枯渇とはすでに「老年期」にはいることである。採掘業従業員の賃金水準は低い。2002 年、採掘業に従事する従業員の平均賃金収入(6067 元)は、全国平均(7662 元)を下回って、ガス生産および供給業の従業員の半分以下である。資源型都市における失業問題・都市貧困問題は非資源型都市より深刻化している。2000 年に、石油・天然ガス型都市や他資源型都市の失業率はそれぞれ 7.9%、6.8%、非資源型都市より低い。一方、石炭型都市の都市登録失業率は 10.2%、冶金型都市の失業率は 9.5%、森林加工業型都市の失業率は 14.4%、非資源型都市より 3%高い。資源枯渇企業の最も多くが石炭企業である。2000 年の国勢調査により、中国において都市登録失業率は 10%を超える都市が 93 で、そのうち 22 が石炭型都市である。

東北三省における資源型都市は 37、遼寧省、吉林省、黒龍江省にはそれぞれ 15、14、8 がある⁹⁷。単一資源の採掘・初級加工に依存する資源型都市は全国の 60 のうち、東北三省では 20 を抱えている(表 3-4)。東北三省資源型都市の人口は東北三省総人口の 35%を占める。資源型都市の土地面積は東北三省総面積の 34%、東北三省の GDP の 35%を占める。計画経済時代に、東北三省は資源基地として中国経済の発展と該地区の旧工業基地の形成に貢献した。しかし、東北三省における資源開発の歴史⁹⁸がすでに 100 年に近くになってきた。長期的採掘により、資源が相次いで枯渇した。資源に依存している都市の失業問題がますます深刻化している。遼寧省では 100 年間の石炭を採掘して、今までに相当数の炭坑が閉鎖された。鞍山と本溪の鉄鉱石は、埋蔵量が多いが低品質で採掘条件が悪いため割高となり、加工業の採算を悪化させていると指摘された。石油の枯渇は石炭ほどではないが、すでに衰退期に入っている。炭坑町の撫順市、鶴崗市、本溪鉄鋼会社の企業城下町の本溪市、林業不振な大興安嶺地区など都市には失業問題が深刻である。

表 3-4 東北三省典型資源型都市と分布

	遼寧省	吉林省	黒龍江省
石炭都市	撫順、阜新、鉄法、北票	遼源、	鶏西、鶴崗、双鴨山、七台河
非鉄金属	葫芦島		
鉄金属	本溪		
石油	盤錦	敦化、琿春、松原、	大慶
森林加工		臨江、和龍	伊春、鉄力

出所：趙 [2007] pp. 4-5 により整理。

(2) 東北三省における資源枯渇型都市の失業問題

東北三省は建国後自然資源の埋蔵量が豊富で、資源型都市が相次いで設立された。東北

⁹⁷ 趙[2008] p. 2

⁹⁸ 金[1999]pp. 1-6

三省の石炭資源の採掘は長期間にわたっており、資源型都市の多くは資源枯渇に直面している。遼寧省の石炭資源は殆ど枯渇した。8の鉄金属企業が閉鎖か倒産した。吉林省では、20の石炭企業のうち14が倒産・閉鎖した。黒龍江省では石油都で有名である大慶市も石油の採掘量は毎年減っている。黒龍江省で中国最大な森林工業基地である伊春市は成熟林の蓄積がほとんどなくなった。遼寧省では資源枯渇による一時帰休者が少なくとも約60万人いる。2000年に遼寧省の阜新、撫順、北票の都市登録失業率は20%以上に上がった。吉林省の白山市（石炭型）では1999年の一時帰休者が約20万人に上って、従業員総数の50%を占めた。遼寧省阜新市を例として紹介する。

遼寧省阜新市は建国後に全国で最も早く建立された石炭・電力の都市である。1954年に、阜新市で当時アジア最大といわれる海州露天鉱工場が作られた。阜新市は石炭によって栄えた典型的な資源型都市である。1980年代から、阜新市の石炭資源が次第に枯渇した。そのために、阜新市は一連経済問題・社会問題に直面している。2000年に阜新市のGDPは遼寧省GDPの1.4%に過ぎない。2001年に、阜新市の失業者は15.5万人、総従業員の36.7%を占める。当時、阜新市都市住民一人当たり可処分所得は4327元、全国平均(6859.58元)の63%と遼寧省平均水準(5797.01元)の75%に低かった。「都市住民最低生活保障制度」の給付金(わずか156元/月)で生活している都市貧困住民が19.8万人に上って都市戸籍住民の25.6%を占めた。政府財政は市財政収入の4.54億元に対して財政支出は18.84億元のため、困窮に陥った。2005年に、海州露天鉱工場は破産した。阜新市の一時帰休者・失業者は新規一時帰休者の4万人を含む20万人に上った。

丸川(2006)により、東北地区の失業率の高い順位は、遼寧省撫順市(21.5%、1位)、黒龍江省鶴崗市(15.6%、2位)遼寧省本溪市(15.4%、3位)、黒龍江省大興安嶺地区(14.7%、4位)、黒龍江省伊春市(14.4%、5位)、遼寧省瀋陽市(11.8%、8位)、吉林省白山市(11.5%、9位)黒龍江省鶏西市(11.1%、10位)である。都市住民を分母にした失業率の計算によれば、撫順市32.9%、北票28.4%、阜新27.2%、鶏西22.0%、鶴崗21.8%と推測された⁹⁹。

地方政府には、失業者・一時帰休者の出稼ぎや他の地域への移住の優遇政策がないため、資源枯渇都市の失業者・一時帰休者は最低生活保護を選ぶことは多い。そのため、資源枯渇型都市では都市貧困発生率が高い。遼寧省阜新市と北票はそれぞれ25.3%、24.6%、黒龍江省の鶏西と鶴崗はそれぞれ16.7%、15.5%である。1998-2003年に、遼寧省で99万人、吉林省で163万人、黒龍江省で143万人の労働人口が減少した。東北三省の都市部人口は減少していないため、労働力人口の減少は就業を諦めた人が少なくないためだと考えられる¹⁰⁰。

2001年に、中国政府は阜新市（石炭型）を中国唯一の資源枯渇型都市経済転換実験として確定した。2005年に、黒龍江省大慶市（石油型）、伊春市（森林加工型）、吉林省の遼源市（石炭型）、2006年に、吉林省の白山市（石炭型）、合計5つの都市はを産業転換試験市として指定した。中国政府は東北三省における資源枯渇型都市の失業問題・都市貧困

⁹⁹丸川[2006]p. 5

¹⁰⁰丸川[2006]p. 7

問題を重視するようになった。

第4節 東北三省における都市貧困問題の実態

東北三省は90年代以降、国有企業による大量の失業者・一時帰休者が中心とする新たな都市貧困層が形成された。2003年に、東北三省は全国都市貧困者の2割を抱えていて都市貧困問題が全国で最も深刻化している地域である。

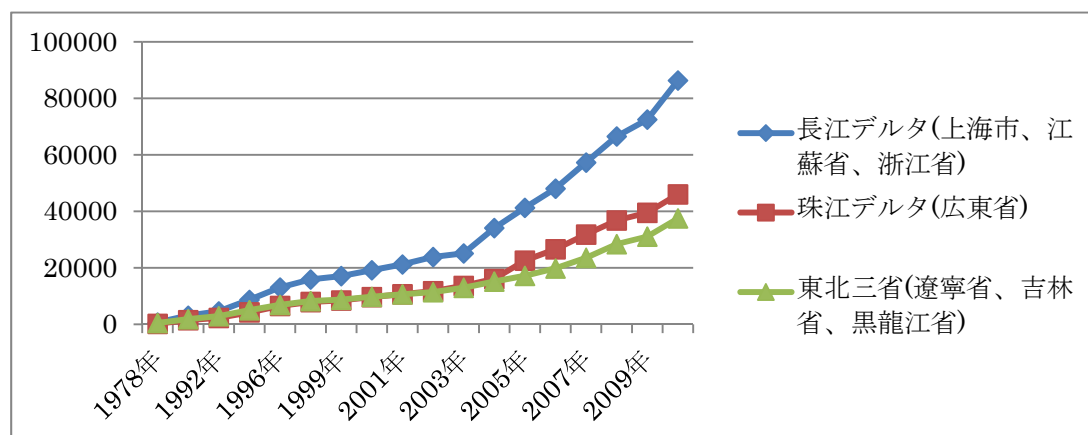
1. 東北三省の経済状況と貧困問題

改革開放以降、東北三省は国有企業の設備の老朽化、生産効率性の低さ、技術更新の欠如など国有企業の赤字が拡大して収益性も低下した。そして、資源・エネルギーの枯渇などによって資源に隣接する重化学工業の優位性も低下した。東北三省のGDP規模は長江デルタの上海市、江蘇省、浙江省と広東省と比べると、1978年にそれぞれ485.96億元、645.77億元、184.73億元で上海市、江蘇省、浙江省を下回ったが、広東省を2.6倍上回った。90年代から、東北三省は長江デルタ(上海市、江蘇省、浙江省)および珠江デルタ(広東省)との経済格差が拡大する一方である。GDP規模からみると、1992年に、それぞれ2895.05億元、4615.4億元、2293.54元、2003年に、それぞれ12955.16億元、25106.64元、13625.87元で、東北三省は広東省の95%に低下して、全国に占める割合が1割を切って9.6%にすぎない(図3-1)。経済停滞に伴って都市部住民の生活に影響を与えた。1978年に、東北三省の賃金水準は上海市並み、江蘇省、浙江省、広東省を上回ったが、2003年に、東北三省都市部住民平均可処分所得(7205元)は、上海市の48%、江蘇省の78%、浙江省の55%、広東省の58%に低下した。全国平均(8472元)を下回る状況が続いている(図3-2)。東北三省の都市部住民の一人当たり消費支出は1995年全国平均(3537.57元)のそれぞれ0.88、0.73、0.78であるが、2003年それぞれ0.93、0.84、0.77と遼寧省と吉林省がわずかに向上した。黒龍江省が低下した。

1999年以降、失業保険金の支給と都市貧困者の最低生活保障金の給付金は中央から補助金を出すようになったものの、大部分は地方財政に回された。地域の経済停滞に伴って地方財源の不足問題が起こりがちである。地方政府財政の制限によって「都市最低生活保障制度」のカバー率や受給額が低くなる場合がある。

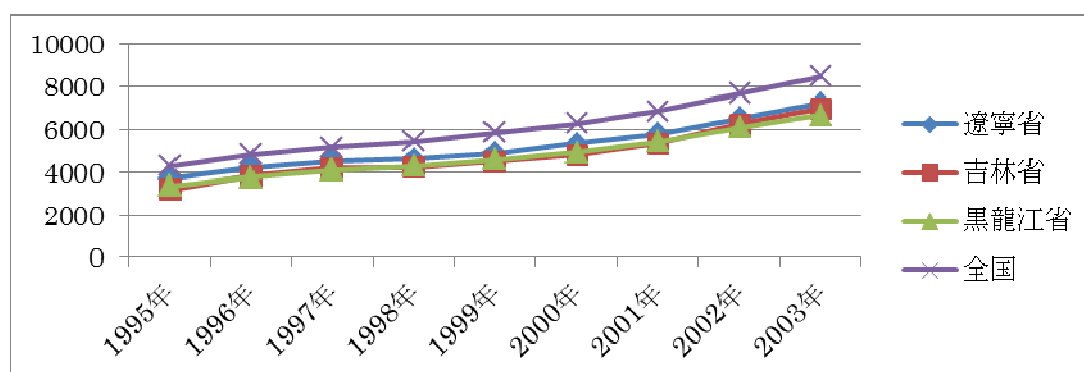
「都市住民最低生活保障制度」の財政支出は、1999年から中央政府の補助金により始まった。最初の4億元から2003年に92億元に上った。しかし、中国民政統計年鑑により、2003年に、全国都市最低生活保障金の支出は150.5億元であるために、都市最低生活保障資金の43億元と中央から補助金92億元を加えると135億元になり、約15.5億元が不足になることが浮上した。「都市住民最低生活保障制度」の受給者は給付金の全額か一部かをもらっていないと考えられる。

図 3-1 東北三省の GDP と長江デルタ(上海市、江蘇省、浙江省)、珠江デルタ(広東省)との比較(2003 年まで)(%)



出所：『中国統計年鑑』各年より作成。

図 3-2 東北三省における都市住民の可処分所得と全国平均の比較(元)



出所：『中国統計年鑑』各年より作成。

都市貧困者が多い地域である東北三省では、都市最低生活保障対象者の増加は地方財政に大きな負担がかかった。2001 年に、都市最低生活保障金の財政支出がそれぞれ 5.6 億元、2.1 億元、2.0 億元から 2003 年に、計画上でそれぞれ 11.2 億元、9.4 億元、6.8 億元に増えた¹⁰¹。しかし、東北三省の都市貧困者のそれぞれ 159.6 万人、149 万人、156.2 万人にとって多いとはいえない。一方、2003 年に、上海市、江蘇省、浙江省と広東省では都市最低生活保障受給者がそれぞれ 44.59 万人、65.6 万人(農村貧困者を含む)、8.1 万人、35.6 万人に救済金の財政支出額はそれぞれ 15.5 億元、26.6 億元、18.1 億元、30.5 億元であり、都市最低生活保障の支出はそれぞれ 7.4 億元、2.8 億元、1.3 億元と東北三省と対照である¹⁰²。

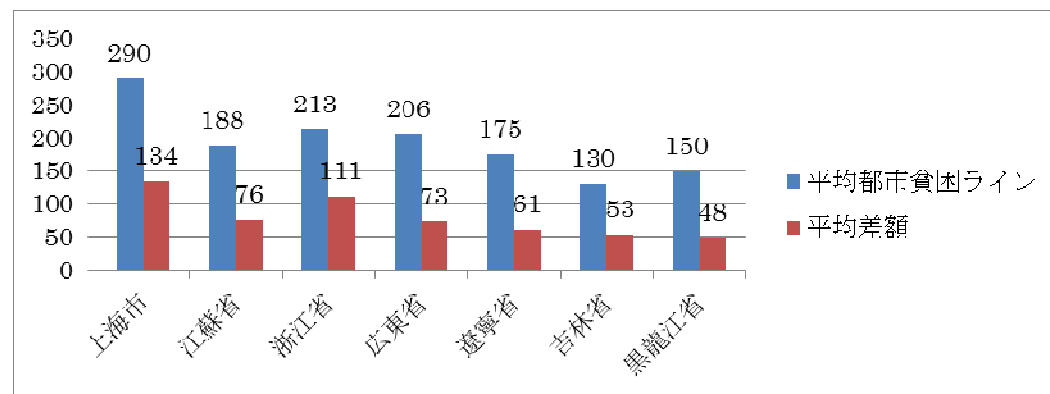
地方財源不足のため、都市貧困ラインを満たしても受給資格を厳しく審査して都市最低

¹⁰¹ 『中国民政統計年鑑』より。

¹⁰² 救済金は都市住民最低生活保障金以外政府による弔慰金、災害救済金・補償金などを含む。

保障対象者にならない場合や、都市最低生活保障の受給者になっても扶助金の一部や全額がもらえないなどの可能性もある。貧困ラインの格差が拡大している(図 3-3)。

図 3-3 各省・市都市の平均貧困ラインと平均差額との比較(元/月)(2003 年)



出所：『中国民政統計年鑑』[2004]より作成。

2. 東北三省における都市貧困者の構成

1999 年に「都市住民最低生活保障制度」が全国的制度化されて以来、東北三省における都市貧困人口は増加している。東北三省の都市貧困者数は 1999 年 55 万人、2000 年 100.6 万人、2001 年 245.6 万人、2002 年 450.2 万人、2003 年 464.2 万人に上った。2003 年に、東北三省の都市貧困者数は全国の 4 分の一近くを占める。都市貧困人口の構成から見ると、従来の都市貧困者の主体である「三無者」者数は減って、その割合は 4%にとどまっている。一時帰休者、失業者は 4 割合と高く、在職者を含めると、その家族は都市貧困者の主流になった。吉林省では低所得者の都市貧困者の割合が高い(表 3-5)。

表 3-5 東北三省における都市貧困人口の構成（占める割合%）（2002 年、2003 年）

構成	2002 年			2003		
	遼寧省	吉林省	黒龍江省	遼寧省	吉林省	黒龍江省
在職者	3.5	12.3	5.8	3.0	12.0	4.0
一時帰休者	31.2	12.8	35.1	29.3	11.6	30.6
失業者	12.8	10.7	13.1	12.3	11.9	15.8
退職者	4.2	5.8	4.3	4.8	6.0	4.0
「三無者」	2.2	2.9	4.0	1.9	4.3	4.4
その他	46.1	55.5	37.7	48.7	54.2	41.2

出所：『中国民政統計年鑑』[2003-2004]より作成。注：その他は「三無者」以外の都市貧困者の家族。

3. 東北三省における都市貧困ライン

中国の都市貧困ラインは「都市最低生活保障制度」の設定によって制度化された。しかし、全国統一な都市貧困基準がないため、地方の実情に応じた都市貧困ラインは、統一されず地域によって実際に支給される金額がバラバラとならざるを得ない。東北三省における都市貧困ラインは各都市政府によって定められる。その算定方法は公表されていない。東北三省の都市貧困ラインは、都市貧困者にとって都市貧困から脱出する力にならない。表 3-6 で、吉林省と黒龍江省の都市貧困ラインは全国平均を下回る。各省の下位 10%低所得層の消費支出と食品支出と比べて、都市貧困ラインは極めて低いと言わざるを得ない。遼寧省では、都市平均貧困ライン対下位 10%低所得者の消費支出、下位 10%低所得者の食品支出の比率は全国平均を上回る。吉林省はその比率が全国平均を下回って、最も高いのは黒龍江省であるが、都市平均貧困ライン対下位 10%低所得者の消費性支出の比率は江蘇省(1.07)、広東省(1.03)より低い。東北三省の都市貧困ラインは最低食品の維持ための水準である。東北三省の下位 10%低所得者の比率で各省都市部人口を計算すれば、下位 10%低所得者はそれぞれ 196.44 万人、141.4 万人、200.6 万人で、吉林省(149 万人)以外、遼寧省と黒龍江省においては都市最低生活受給者数のそれぞれ 159.6 万人、156.2 万人を上回る。黒龍江省では、都市貧困ラインを高く設定したが、「都市住民最低生活保障制度」にカバーされていない都市貧困者はすくなくとも 40 万人以上いると考えられる。

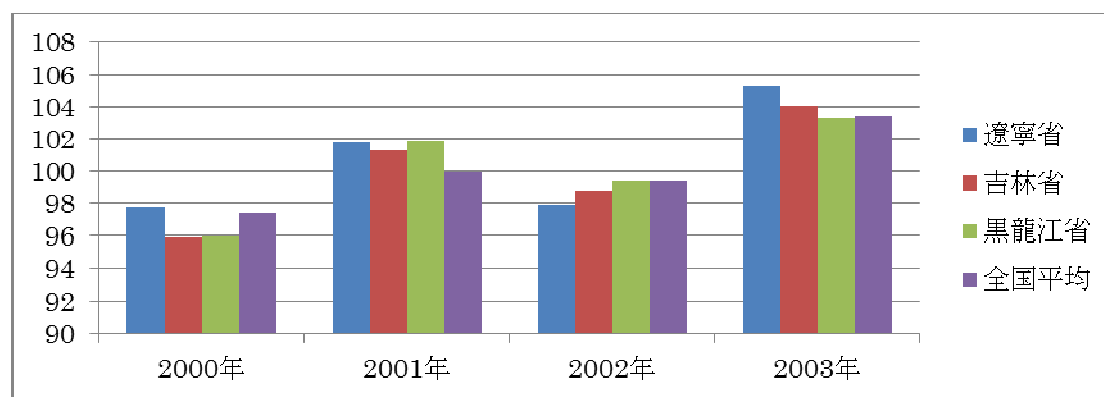
消費者物価指数は上昇し続けている(図 3-4)。2003 年に東北三省の食品価格指数(前年=100)は高くなり、東北三省都市部住民だけではなく、都市部低所得者や都市貧困者に大きな負担がかかった。

表 3-6 東北三省貧困ラインの状況(2003 年)

都市	都市貧困ライン (a)	下位低所得層の 消費支出(b)	下位低所得層の食 品支出(c)	a/b	a/c
遼寧省	2100	2781.66	1268.30	0.75	1.7
吉林省	1560	2607.84	1128.20	0.60	1.4
黒龍江省	1800	2020.70	920.70	0.89	2.0
全国平均	1920	2855.15	1222.76	0.67	1.6

出所：『中国民政統計年鑑』[2004]、『遼寧統計年鑑』[2004]、『吉林統計年鑑』[2004]、『黒龍江統計年鑑』[2004]より作成。貧困ラインは各省の平均貧困ライン。

図 3-4 東北三省の食品価格指数の変化(前年=100)(%) (2000-2003 年)



出所：『中国統計年鑑』[2001-2004]より作成。

本章では、東北三省における都市貧困問題の形成と構成を解明した。1978 年改革開放以降、東北三省の経済規模は 90 年代から低下し続けて、沿海地域との格差が開いた。そして、東北三省の国有経済シェアが高く、資源型都市が多く、単一の産業に依存する産業構造を維持している結果、国有企業の改革による大量の失業者・一時帰休者がでてきた。東北三省は多くの失業者・一時帰休者を抱える地域になった。経済停滞によって東北三省全体の生活水準が低い。都市貧困者数が多く都市貧困ラインが低いため、東北三省における都市貧困問題が深刻化している。経済成長と都市貧困問題の解決は東北三省政府の最大の課題になった。

第 4 章 東北三省における都市貧困問題の構造要因

前章では、2003 年まで東北三省における都市貧困問題の実態を分析した。中国の「改革開放」策は従来の計画経済体制から社会市場経済体制の転換を導いた。そして、中国では、市場経済へ移行するにつれ産業構造、就業体制、都市の社会保障制度、など各分野に大きな変化をもたらした。そのため、都市部では経済不安定な人々が増えている。90 年代に、新しい都市貧困問題が発生した。経済発展が遅れている地域で都市貧困問題は深刻化している。東北三省はその典型的な地域である。これから、東北三省を対象に都市貧困問題が引き起こる要因を分析する。

第 1 節 中国における都市貧困問題の要因(2006-2010 年)

一般に、経済発展と共に産業構造も変化していく。経済が成長すると、第 1 次産業の比

率が低下し、第2次産業と第3次産業の比率が上昇する。第1次産業から第2次産業、第2次産業から第3次産業へと就業人口の比率および国民所得に占める比率の重点がシフトしていく傾向であるという「ペティ=クラークの法則」¹⁰³に従って、先進国では第2次産業より第3次産業のほうが就業人口の伸びが大きく、すでに第3次産業が全就業者数の半数以上を占めている(表4-1)。経済成長が十分に高ければ、構造的失業者の多くが再就職の機会を見出すことができる。就業機会の保障という観点から経済成長率の高さと同時に経済成長の持続性が重要であると考えられる。

中国の都市貧困者は収入として賃金収入しか得られない。雇用創出は都市貧困問題の解決にきわめて重要である。そして、都市部住民の所得は6割以上が賃金所得である(表2-11)、雇用創出は都市貧困問題の拡大の防止にきわめて重要である。しかし、2006年以降、国有企業による大規模なリストラが沈静化したにもかかわらず、経済成長に伴う都市貧困問題は解決していない。その要因として、以下の4つが考えられる。

表4-1 産業別就業者構成の国際比較(%)

年次	アメリカ			日本			韓国		
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業
2005	1.6	20.6	77.8	4.4	27.9	66.4	7.9	26.8	65.1
2007	1.4	20.6	78.0	4.2	27.9	66.7	7.4	25.9	66.6

出所：『中国統計年鑑』[2011]より整理した。

1. 経済成長による雇用創出の不十分

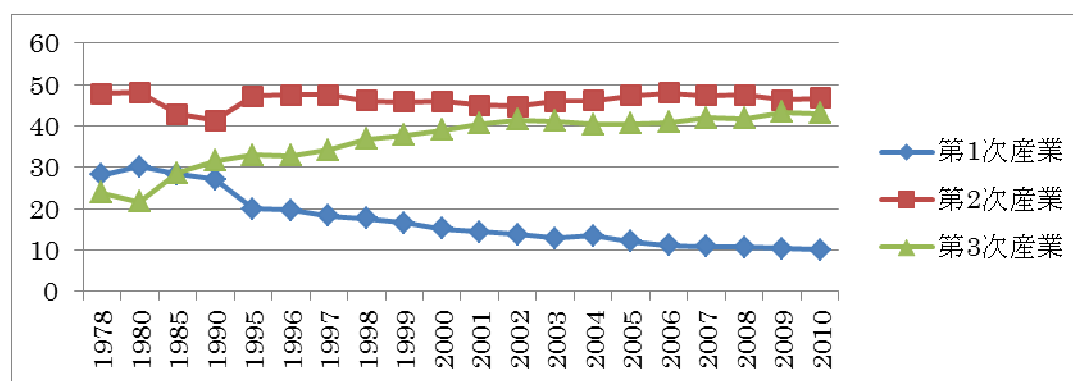
改革開放を実行してから、中国では経済発展とともに、産業構造は「ペティ=クラークの法則」に従って変化してきた。

三次産業のGDPに占める割合をみれば、第一次産業の割合は1978年の28.2%から、2010年に10.1%に低下した。第二次産業の割合は1978年の47.9%から、2010年に46.2%に横ばい状態が続いている。第三次産業の割合は1978年の23.9%から、2010年43.1%に向上した(図4-1)。産業構造の変動に伴って就業構造の変化もみられる。第一次産業就業者の割合は1978年の70.5%から、2010年36.7%に約半分近く減少したものの、割合はまだ高い。戸籍制度の緩和によって農村労働力の自由な移動が可能になっているが、農村における大量の余剰労働力が存在していることがうかがえる。第二次産業就業者の割合は1978年の17.3%から、2010年に28.7%に増加した。しかし、その割合が1985年以降、横ばい状態が続いて雇用の拡大は大きくない。第三次産業就業者の割合は1978年の12.2%から、2010年に34.6%に約半分近く上昇した。その割合は先進国の半分以下で第三次産業はたち遅れる段階にある(図4-2)。

¹⁰³矢吹[2010]p. 104

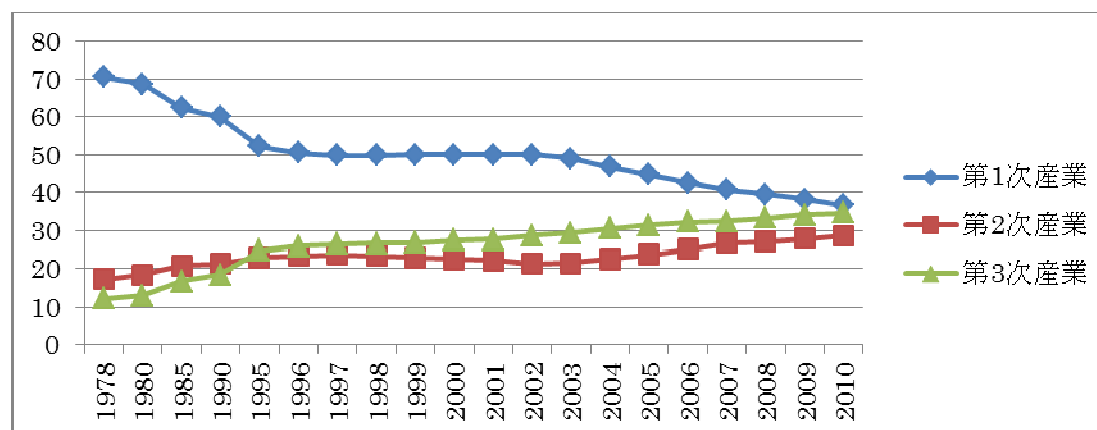
時期別にみれば、産業構造の変動が最も激しい1996-2003年には、第一次産業就業者は1384万人が増加した。第二次産業就業者は276万人が減ったのに対して第三次産業就業者は3678万人が増加した。この時期に、5146万人の新規労働者の雇用先と失業者の再就職先は第一次産業と第三次産業が提供した。2004-2010年には、第一次産業就業者は6899万人が減少したのに対して第二次産業就業者は5133万人、第三次産業就業者は3607万人が増加した。この時期に、3098万人の新規労働者の雇用と失業者の再就職は第二次産業と、第三次産業が提供した。

図 4-1 産業別 GDP の構成比 (1978-2010 年)



出所：『中国統計年鑑』[2011]より作成。

図 4-2 産業別就業者の構成比 (1978-2010 年)



出所：同上。

GDP の増加率と雇用の増加率から見ると(表 4-2)、中国の GDP 成長率は、1978 年 11.7%、1985 年 13.5%、1990 年 3.8%、1995 年 10.9%、2000 年 8.4%、2005 年 11.3%、2010 年 10.4% に持続的に維持してきた(図 1-1、p13)。また、総労働力の人口が年々増え、1980-1990 年に、高成長率に伴って年間平均雇用の増加率は、3.32%と 2.63%に達していた。しかし、1991-2005 年に、年間平均雇用の増加率は 1%まで減っている。2011 年に、雇用の増加率はわずか 0.34%になった。2006 年以降、中国の持続的経済成長は雇用創出に寄与していな

い状況にある。これから、雇用創出の不十分性を2つの側面で分析する。

表 4-2 時期別GDP成長率と就業増加率(%)

時期	GDPの成長率(a)	年間平均雇用の増加率(b)	雇用の弾力性(b/a)
1981-1985	10.8	3.32	0.31
1986-1990	7.9	2.63	0.33
1991-1995	12.3	1.01	0.08
1996-2000	8.6	1.15	0.13
2001-2005	9.8	1.02	0.10
2006-2010	11.2	0.39	0.03
2011	9.6	0.34	0.03

出所:2005年までの数字は胡[2008]p.179。2006-2010年の数字は『中国統計年鑑』[2011]。2011年の数字は『中国統計公報』[2011]より作成。

(1) 国有企業による雇用創出機能の低下

1978年までに、都市部の雇用はほぼ国有企業と都市集団所有制企業が担っていた。しかし、1980年代後半から都市部改革の進展過程においては、国有企業と都市部集団所有制企業は雇用創出の役割が低下しつつある。90年代から、国有企業と都市集団所有制企業就業者は減少した。都市部就業者に占める割合が1978年それぞれ78.35%、21.5%、1990年それぞれ70.2%、24.1%、1995年それぞれ65%、18.2%、2000年それぞれ54.1%、10%、2005年それぞれ37.2%、4.6%、2010年それぞれ28%、2.6%に低下した。国有経済就業者数は1995年に、最高の1.1億人から2010年に、6516万人に減少した。時期別で見れば、1990-1995年に、国有企業と集団所有制企業就業者の割合は11.1%に減少したのに対して非公有制経済就業者の割合は10.3%に増加した。1996-2000年に、国有企業と集団所有制企業就業者の割合は19.1%に減少したのに対して非公有制経済就業者の割合は17.2%に増えた。2001-2010年に、国有企業と集団所有制企業就業者の割合は29.8%に減少した、非公有制経済への就業者の割合は23.8%に向上した。2010年に、都市集団所有制企業就業者は597.5万人しかいない。国有企業と都市集団所有制企業の規模が縮小している(表4-3)。

表 4-3 都市部の企業所有制別就業者の構成(%)

年度	国有単位	集団所有制 単位	個人・私営企業	外資系単位	香港・マカオ・台湾系 単位	その他
1978	78.3	21.5	0.2	-	-	-
1990	70.2	24.1	4.6	0.4	-	0.7
1995	65.0	18.2	11.8	1.4	1.6	2.1
1996	64.1	17.2	13.3	1.6	1.5	2.3
1997	62.4	16.3	15.1	1.7	1.6	2.9
1998	56.9	12.3	20.3	1.8	1.8	6.8
1999	55.0	11.0	22.3	2.0	2.0	7.8
2000	54.1	10.0	22.7	2.2	2.1	8.9
2001	51.7	8.7	24.7	2.3	2.2	10.3
2002	45.5	7.1	31.0	2.5	2.3	11.6
2003	43.7	6.4	31.3	2.9	2.6	13.2
2004	40.8	5.5	33.5	3.4	2.9	14.0
2005	37.2	4.6	35.7	3.9	3.2	15.4
2006	34.8	4.1	37.8	4.3	3.3	15.6
2007	32.6	3.6	40.1	4.6	3.5	15.6
2008	31.1	3.2	42.2	4.6	3.3	15.7
2009	29.0	2.8	44.3	4.4	3.3	16.2
2010	28.0	2.6	45.2	4.5	3.3	16.4

出所：『中国統計年鑑』[2011]より作成。注：国有単位+集団所有制単位+自営業・私営企業+外資系単位+香港・マカオ・台湾系単位+その他のへ就業者の合計の割合。全就業者に占める割合ではない。単位は企業と機関である。

(2) 自営業・私営企業の発展不足による雇用状況の不安定性

90年代から、雇用創出が最も多いのは自営業・私営企業である。表 4-3 で、都市部の自営業・私営企業就業者の割合は 1978 年に、0.2%から 2010 年に、45.2%に向上した。2010 年に、自営業・私営企業は約 1.1 億人の雇用を創出した。国有企業の代わりに、都市部雇用創出の主体になった。しかし、自営業・私営企業自体は発展の不十分な状況にある。時期別産業別の就業者割合を見ると(表 4-4)、自営業・私営企業就業者は第一次産業の割合は低いものの、データのない 1992 年と 1993 年を除いて第一次産業就業者数が年々増えている。1994-2003 年に、就業者は 5.4 万人から 46.5 万人に増加した。この時期は、厳しい失業時期であることを考えると、失業者・一時帰休者は第一次産業に逆戻りする可能性が高い。2004 年以降、自営業・私営企業の第一次産業就業のデータがないが、第二次産業と第三次産業就業者の割合の合計は 100 ではないため、1 割強の就業者は第一次産業に従事していると推測できる。2010 年に、第一次産業にかかわっている都市部の自営業・私営企

業就業者は約 1244 万人であると考えられる。都市部の自営業・私営企業就業者は第二次産業の割合が 1990 年の 14.6%から、2010 年に 25.1%に増加した。製造業に従事する就業者の割合は 2003 年から、2 割台を変動している。2010 年に、約 2645 万人が第二次産業に就業している。都市部の自営業・私営企業就業者は第三次産業に占める割合が最も高い 6 割以上である。とくに、サービス業に就業している人が多い状況は、2010 年にも変わっていない。就業者数が年々変動してサービス業の安定性の低さや流動性の高さがうかがえる。

所有制別賃金の変動を見れば(図 4-3)、1995 年に、高い順位から外資系単位、香港・マカオ・台湾系単位、自営業・私営企業、国有単位、都市部集団所有制単位であったが、2010 年に、外資系単位、国有単位、香港・マカオ・台湾系単位、自営業・私営企業、都市部集団所有制単位に変化した。そのなか、外資系単位の賃金水準(41739 元)が最も高い。1995 年と比べて 48 倍に向上した。国有単位の平均賃金(38359 元)は 2002 年から自営業・私営企業を、2004 年から香港・マカオ・台湾系単位を上回っている。2010 年に、私営企業就業者の平均賃金(20759 元)は最も低く外資系単位の 49.7%、国有単位の 54.1%、香港・マカオ・台湾系単位の 54.9%にすぎない。しかし、自営業・私営企業就業者は(自営業 4467 万人、私営企業 6071 万人)1 億 538 万人に達している。雇用の主体である自営業・私営企業は就業者に安定な就業と十分な賃金収入を提供したとはいえない。都市貧困者は、再び都市貧困に戻る可能性がある。就業者全体は、失業・病気などリスク対応できず都市貧困に陥りがちである。

中国は高度成長を達成したにもかかわらず都市部で十分な雇用が生み出されていない。都市部雇用の主体である自営業・私営企業は、安定性が低く流動性が高い業種に集中して、安定な雇用と十分な所得を提供していないため、都市貧困者や新規労働者に悪い影響を与えた。2006 年以降、都市貧困者は失業者と低所得者(臨時就業者や現役就業者)へと変化した(表 2-10)。

表 4-4 都市部における自営業・私営企業就業者の業種別に占める割合(万人、%)

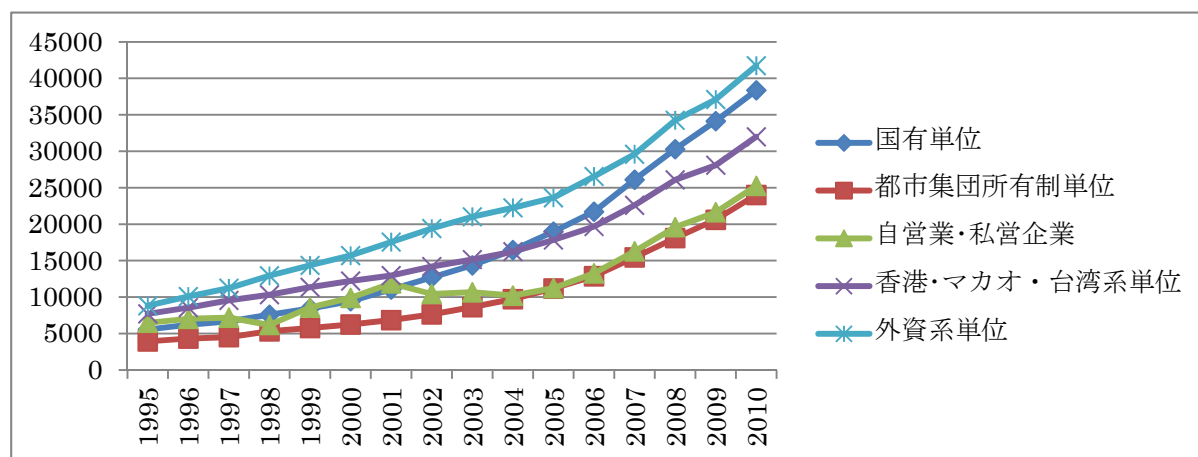
業種別	1990 年	1991 年	1992 年	1993 年	1994 年	1995 年	1996 年
合計(万人)	658.4	759.5	837.9	1115.7	1557.4	2045.0	2328.8
農・林・牧・魚業	0.1	0.1			0.3	0.7	0.8
採掘業	-	-	-	0.8	-	0.5	0.4
製造業	13.9	16.9	15.5	15.7	17.5	16.6	17.2
建築業	0.7	1.0	0.7	1.0	1.1	1.4	1.5
運輸・倉庫・郵政・通信	5.5	6.1	5.7	5.6	6.1	5.4	5.7
卸売・小売・ホテル・ レストラン	65.5	64.4	65.7	64.1	62.5	61.9	60.9
社会サービス	14.3	10.3	10.8	10.8	10.7	11.8	11.8
その他	-	1.3	1.3	1.1	1.7	1.7	1.8

業種別	1997 年	1998 年	1999 年	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年
合計(万人)	2669.0	3132.9	3466.9	3404.0	3658.0	4267.5	4922.1
農・林・牧・魚業	1.2	1.3	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0
採掘業	0.4	0.4	0.4	0.4	0.1	0.4	0.4
製造業	16.9	1.8	17.4	18.6	19.6	19.2	22.0
建築業	1.5	1.7	1.9	2.3	2.7	3.1	3.4
運輸・倉庫・郵政・通信	5.8	5.9	5.8	5.2	4.9	4.3	3.9
卸売・小売・ホテル・ レストラン	60.6	58.8	58.4	56.5	54.6	51.5	50.1
社会サービス	11.8	12.3	12.9	12.9	13.3	13.4	13.5
その他	1.9	2.2	2.0	2.9	3.5	7.1	5.8

業種別	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年
合計(万人)	5510.5	6236.1	6966.8	12749.3	8733.1	9788.9	10538.4
製造業	21.1	21.3	22.4	28.6	21.8	20.3	20.4
建築業	3.9	3.9	3.9	3.7	4.4	4.4	4.7
運輸・倉庫・郵政	3.9	3.6	3.6	3.5	3.4	3.3	3.1
卸売・小売	40.9	40.6	40.8	37.4	40.5	41.7	40.6
ホテル・レストラン	7.9	7.7	7.1	6.3	6.8	6.9	6.8
レンタル・商務サービス	4.2	4.9	5.3	4.1	5.7	6.1	6.1
個人サービス	6.8	6.9	6.4	5.5	6.1	6.2	6.5

出所：『中国労働統計年鑑』[1991-2004]、『中国統計年鑑』[2005-2011]より作成。2004年以降、各業種の割合の合計は100ではない。

図 4-3 所有制別賃金の変動(元)



出所：『中国統計年鑑』[2011]より作成。

2. 都市貧困者に対して社会保障制度の不備

一般に、都市部住民は貨幣経済への依存度が大きく、必要物資を現金で、しかも相対的に高物価で、購入しなければならないがゆえに、インフォーマン部門雇用がもたらす不安定な所得が貧困に直結しやすい。食料衣類のみでなく、住宅や基本的サービスも多く商業化されている。低所得や何らかの所得を得られなくなった場合には、農村以上に都市の貧困を深刻化する可能性が極めて高いため、「福祉的社会保障制度を構築することは都市部貧困の解決と防止に最重要な一環とし政府は国民の生活安定を維持するため、最低生活水準を提供すべきである」¹⁰⁴と考えたら、社会保障制度は都市貧困問題の解決にきわめて重要な手段である。

中国では、計画経済時代に形成された社会保障制度は、すべてを国有企業と都市集団所有制企業に任せた。国有企業・都市集団所有制企業は従業員だけではなく、その家族の年金・医療、住宅、子供教育などをセットで保障していた。90年代に、国有企業を中心とする社会保障体制が崩れた。中国政府は、社会保障制度を整備しないまま、国有企業の改革を行った結果、大量の失業者・一時帰休者は、仕事だけではなく企業から提供された保障制度も失った。これから、先行研究を踏まえて、失業者に対する失業保険制度、一時帰休者に対する再就職センター、貧困者に対する最低生活保障制度を説明して、これらの制度面上の問題点を整理する。

(1) 失業保険の制度

¹⁰⁴ 絵所・穂坂・野上[2005]p. 79

失業保険制度は80年代以降90年代末に次第に整備された保障制度である。中国政府は、国有企業改革と労働制度改革を円滑に進めるために、1986年7月に、「国営企業実行労働合同制暫行規定」、「国営企業招用工人(従業員)暫行規定」、「国営企業辞退(解雇)違紀職工暫行規定」、「国営企業職工実行待業保険的暫行規定」を発行した。国有企業の従業員は終身被雇用者から契約就業者に移行し始めた。そして、「国営企業従業員待機保険暫行規定」(「待業保険」)は中国初の国有企業従業員を対象とする失業保険制度が登場した。1990年に、「企業破産法(倒産)」の実施、1991年に、「閉鎖、生産停止企業従業員を対象に待業保険制度を実施することに関する通知」の公布によって倒産企業の従業員または生産停止によって解雇された従業員を失業保険の対象者と定めた。1993年4月に、「国有企業従業員待機保険規定」で失業保険の支給対象がやや広がった。1999年1月に、「失業保険条例」の頒布による中国の失業保険制度が正式に確立された。対象範囲は国有企業のみならず、都市集団所有制企業、外資系企業、私営企業や行政・事業体および企業と契約した農村からの出稼ぎ労働者(農民工)就業員までに拡大した。ただ、一度も就業していない者は対象外である。

失業保険の加入は基本的に義務づけられている。保険料は企業と個人による共同負担である。企業側は就業者の賃金総額の2%、従業員が個人賃金の1%を納める。契約した農民工は免除対象者である。失業保険金支給の条件は、①失業保険に加入して企業と本人が1年以上保険料を納めていること、②本人の意に反して就業を中断したこと、③失業登録を済ませ、就業希望があること、となっている。また、保険金の給付期間は失業保険料の支払い期間に応じて12-24ヶ月である。給付額は失業前の賃金水準に関係なく地域の最低賃金の70-90%に、地方最低賃金より低く、都市住民の最低生活保障基準(都市貧困ライン)より高い範囲内で地方政府が決めることになっている。『中国労働統計年鑑』のデータにより、2002年に、都市部就業者2億5159万人のうち、失業保険加入者は1億182万人で、加入率は40.5%である。失業者770万人のうち、失業保険の受給者は440万人であり、受給率は57.1%で、失業保険の支出額は186.6億であった。2010年に、都市部就業者3億4687万人のうち、失業保険加入者は1億3376万人で、加入率は38.6%、失業者の754.5万人のうち、受給者は209万人であり、受給率は27.7%で、失業保険の支出額は423.2億元に増大した。しかし、2002年に比べて失業保険加入率と受給率ともに下がった。企業や個人は保険料金の納付を回避するために、加入しないか、失業者の審査時間がかかるや受給額が少ないため申請しない失業者がいるなど原因であると考えられる。

(2) 一時帰休者の再就職センター

再就職センターは国有企業による一時帰休者に対する生活費支給を行う機関である。再就職センターの設立のきっかけは1994年の上海の「再就職プロジェクト」であった。当時上海では国有企業による一時帰休者は100万人以上に上った。1996年に、上海政府は一時帰休者を受け入れる再就職センター繊維産業と機械電子産業において設立した。半年後、11万5000人の一時帰休者をうけいれ、うち5万8000人を再就職させた。翌年にはさら

に5業種で再就職センターが設けられた。上海市では96年末までに89万人の一時帰休者の再就職を果たした。上海の経験を踏まえ、中国政府は、1998年に、「中共中央国务院国有企业一時帰休者基本生活保障と再就職に関する通知」の頒布で一時帰休者を抱える国有企业に再就職センターの設立を要求した。国有企业に設けられた再就業センターが全国に広められることになった(丸川(2005)p. 84)。国有企业の再就職センターは、一時帰休者の基本生活金の給付、年金・医療・失業保険金の納付、再就職の訓練・指導、一時帰休者の人事書類を管理などを行う。再就職センターの滞在期間は最長3年である。再就職センターに所属する一時帰休者は元の企業に戻ることは原則としてできない。他の企業や自らの起業(自営業を営む)などの再就業の道を探ることにする。3年間を経てなお再就業できなければ、企業との関係を完全に断ち切り、登録失業者となる。再就業センターの運営費は政府財政、企業、そして社会(失業保険からの支出を含む)が3分に1ずつ負担することになっている。中国人力資源と社会保障部のデータによると、2000年に、国有企业(国有聯営企業、国有独資企業)から一時帰休者の93.5%が再就職センターに所属している。2001年から、中国政府は、都市部最低生活保障制度の確立や国有企业負担の減免のために、新規一時帰休者や従来の一時帰休者は失業保険に切り替えを行って再就職センターを徐々に廃止している。2003年から、一時帰休者は失業金を受給する期間が過ぎて再就職できず生活が困窮に陥っている場合は、直接に「都市住民最低生活保障制度」の受給対象者となることに移行した。こうした再就職センターに入る一時帰休者数は年々減り、2006年に、一時帰休者は全国に失業者の切り替えが完了した。

再就職センターの運営状況を見れば、一時帰休者は失業保険金も満足に支払われない一般の失業者に比べてかなり優遇されている。実際、再就職センターと失業保険と単純に支出規模を比べても、再就職センターは失業保険の2倍である。また、一時帰休者1人当たりを支給される生活費手当ての額は失業保険金よりも3割ほど高い。再就職センター支出の96%は一時帰休者の生活費手当てと各種保険料の納付である。再就職センター財政は失業保険財政よりもはるかに失業者本位に運営されているとみられる。

(3) 都市貧困者に対する最低生活保障制度

90年代から、失業者や一時帰休者を中心とする新たな都市貧困層が形成された。失業者に対する失業保険制度、国有企业による一時帰休者に対する再就職センターは、都市貧困層をカバーし切れない。中国政府は、上海市を初め多くの都市での試行を経て、1999年10月に、正式に都市部住民の最低生活保障制度を導入した。都市貧困者は「都市住民最低生活保障制度」受給者で表記する。2010年末に、都市住民の約2311.1万人が受給している。これから、「都市住民最低生活保障制度」について先行文献を踏まえて整理する。

「都市住民最低生活保障制度」は、都市部の貧困問題を解決するために設立された社会救済制度である。中国の社会救済制度は、1950年代に確立されたものである。国有企业が負担する年金、医療、失業保険などの社会保障制度と違って、社会救済制度は全面的に政

府が介入する制度である。計画経済時代に、社会保障制度はすべて国有企業が負担していた。当時の社会保険制度は国有企業によって運営されていたため、その適用対象者は国民ではなく、国有企業と国家機関の従業員とその扶養家族に限られていた。1978 年以前には、国有企業の労働者と国家機関の従業員が都市部雇用者数の 90%以上を占めていたため、中国の社会保障制度のカバー率は極めて高くなっていた。従来の都市社会救済制度の対象者は「三無者」である(本研究の p. 35)。1999 年に、全国の「三無者」は 59 万人で、都市人口の 0.13%、都市貧困者の 22.3%を占めていた。

従来の社会救済制度は、市場経済移行期に生じた大量の失業者・一時帰休者が対象外であるため、新たな都市貧困者を保障しない。1993 年 6 月に、上海市政府は、上海市戸籍住民の所得収入が低く基本生活を維持できない貧困者を対象にして生活救済金を給付した。1994 年に、第 10 回全国民政会議で中国政府は、上海市の経験を高く評価して各地域に「都市住民最低生活保障制度」の確立を要求した。1999 年 9 月に、国務院は「都市住民最低生活保障条例」を公布し、同年 10 月に正式に実施した。この「条例」は「非農村戸籍を持つ都市住民のうち、同居家族の一人当たり所得収入が当地都市住民の最低生活保障基準を下回るならば、いずれも当地政府から基本生活物質の援助を享受する権利をもつ」とし、「生活のための資産がなく、労働能力も、法定扶養者、被扶養者もない都市住民に対して、当地都市住民の最低生活保障基準をもとづいて、保障金の全額を支給することを定め、また、「一定の収入を持つ都市住民に対して、一人当たり所得収入が当地都市住民の最低生活保障基準を下回るならば、その差額を支給する」と定めた¹⁰⁵。

「都市住民最低生活保障制度」による都市貧困ラインは極めて低い(表 4-5)。

表 4-5 都市貧困ライン(全国平均値)の推移(元/年)

年度	都市貧困ライン	下位低所得層		極貧層	
		可処分所得	消費支出	可処分所得	消費支出
1999	1440.0	2653.02	2540.13	2325.05	2320.36
2003	1788.0	2590.17	2562.36	2098.92	2237.27
2004	1824.0	2862.39	2855.15	2312.50	2441.12
2005	1872.0	3134.88	3111.47	2495.75	2656.41
2006	2035.2	3568.73	3422.98	2838.87	2953.27
2007	2188.8	4210.06	4036.32	3357.91	3447.68
2008	2463.6	4753.59	4532.88	3734.35	3862.72
2009	2733.6	5253.23	4900.56	4197.58	4256.81
2010	3014.4	5948.11	5471.84	4739.15	4715.33

出所:『中国民政統計年鑑』各年版と『中国統計年鑑』各年版より整理した。1999 年に都市貧困ライン以外は 2000 年の数字。

¹⁰⁵張[2001]pp. 20-21

表 4-5 で、都市貧困ラインの推移からみると、都市貧困ラインは都市部極貧者の可処分所得にさえも及ばない状況が続いている。1999 年から、都市部下位所得者は可処分所得の 9 割以上が消費支出に回している。1999 年と 2010 年以外、極貧者は可処分所得が消費支出に追いつかない苦しい状況に置かれていた。にもかかわらず、都市貧困ラインは最低限の生活を維持するものに過ぎない。都市貧困者にとって都市貧困から脱出する力にならない。さらに、最低生活を保障されていない貧困世帯や低所得世帯は数多く存在することもうかがえる。

「都市住民最低生活保障制度」の保障資金は、最初の段階では地方財政に頼った。地域発展の不均衡のため、1996 年に、全国 116 の都市で「都市住民最低生活保障制度」を確立したが、保障資金の規模は 3 億元しかなかった。保障資金が急速に増えたのは 2003 年からである。中央財政の支出金および保障資金に占める割合から見ると、1999 年それぞれ 4 億元、16.8%、2003 年それぞれ 108.7 億元、42.7%、2010 年それぞれ 365.7 億元、69.7%に拡大した。要するに、2003 年以降、「都市住民最低生活保障制度」の財源は中央財政から主になってきた。しかし、保障資金の規模は小さい。表 4-6 に、保障資金は GDP に占める比率と財政支出に占める比率は 1999 年それぞれ 0.004%、0.038%から 2010 年にそれぞれ 0.131 % 、0.584%にしか増加していない。

表 4-6 1996 年～2010 年都市最低生活保障資金規模の推移

年度	保障者数 (万人)	保障資金 (億元)	GDP (億元)	資金比率 (%)	財政支出 (億元)	財政支出の比 率 (%)
1996	85	3	71177	0.004	7938	0.038
1997	88	3	78973	0.004	9234	0.032
1998	184	12	84402	0.014	10798	0.111
1999	266	20	89677	0.022	13188	0.152
2000	403	27	99215	0.027	15887	0.170
2001	1171	53	109655	0.048	18903	0.280
2002	2065	109	120333	0.090	22053	0.494
2003	2247	151	135823	0.110	24650	0.613
2004	2205	173	159878	0.108	28487	0.607
2005	2234	192	184937	0.104	33931	0.566
2006	2240	224	216314	0.104	40423	0.554
2007	2272	277	265810	0.104	49781	0.450
2008	2335	393	314045	0.125	62593	0.628
2009	2346	482	340902	0.141	76300	0.632
2010	2311	525	401202	0.131	89874	0.584

出所：『民政事業発展統計報告』各年、『中国統計年鑑』[2011]より作成。

「都市住民最低生活保障制度」は、安定した財源のもとで一定の給付基準を設け、広範囲な給付を可能にするものであると考えられる。そして、都市貧困ラインの設定は極めて低い(表 4-5)。都市貧困者にとって「都市住民最低生活保障制度」の受給は都市貧困から脱出する力にならないのが現状である。

3. 都市貧困層の教育問題

2006 年以降、都市貧困問題は解決していない。その要因は、都市貧困者の教育水準が低いことにもある。これから、失業者の教育水準を分析する

建国後の中国教育状況は 90 年代の失業者・一時帰休者に深くかかわっている。1949 年に、中国人口の 80%は非識字者である。非識字者の撲滅のために、中国政府は、教育の普及を促している。1964 年に、非識字者は総人口の 33.6%に低下した。小学校へ就学率は、1952 年に、49.2%から 1965 年に、84.7%に急速に上昇した。初等中学へ進学率は変動がある。1952 年に、96%にたったが、その後 4 割台に下がって、1965 年に 82.5%に回復した。しかし、60 年代の中国の初等教育就学率は、途上国平均(78%)と東アジア平均(94%)を下回った¹⁰⁶。このような小学校教育では十分な教育ができるとはいえない。さらに、1953 年以降、中国政府は労働市場をなくして、一般労働者、中等専門学校、技工学校などの卒業生、高等教育を受けた人材の就職先はすべて政府がきめる。終身雇用制度・固定賃金制度の実行によって、労働者が怠けることに対する解雇の脅威もなく、賃金と雇用という 2 つのインセンティブが働かなくなったことは国有企業の労働生産性に対して悪影響をもたらした。一方、熟練や教育という形で評価されない状況のもとで、社会や企業内部に人的資本を形成しようという意欲も鈍る。70 年代にかけて、中国の初等教育と中等教育の普及が進んでいるが以上の教育は進んでおらず技術の進歩の推進や新たな技術の習得は国有企業に少なかった¹⁰⁷。この間に生まれていた人々は 90 年代に中国の主な労働者である(中国では経済労働人口は 16-64 歳の人をさすが、労働人口は 16-60 歳の男性、16-55 歳の女性と定義されている)。

改革開放後、中国政府は初等教育の普及を促進し続けている。2000 年に、第 5 回国勢調査により、中国の非識字者の比率(15 歳および以上非識字者の総人口に占める割合)は 1990 年に、15.88%から 2000 年に、日本の 1915-1920 年のレベルに相当する 6.72%までに低下した¹⁰⁸。2010 年に、第 6 国勢調査により、その比率は 4.08%にさらに低下した。小学校へ就学率は、1974 年 93.0%、2000 年 99.1%、2010 年に 99.7%に高い。初等中学へ進学率は、1990 年 40.6%、2000 年 51.2%、2010 年に、87.5%に高まった。初等高校への進学率は、1990 年 27.3%、2000 年 51.1%、2010 年に、47.8%(初等高校新入生募集数/初等中学の卒業生数)にとどまっている¹⁰⁹。

¹⁰⁶ 丸川[2002]p. 5

¹⁰⁷ 丸川[2002]pp. 8-15

¹⁰⁸ 南亮・牧野・羅[2008]p. 17

¹⁰⁹ 『中国統計年鑑』各年版より。

中国は、従来の雇用制度や賃金制度の崩壊や経済成長に伴う現代化の進みにつれ、教育水準によって所得・雇用を決める時代に入った。90年代以降、失業者・一時帰休者は教育水準を問われることに直面している。表4-7に、1996年に、失業者の年齢別教育水準別の割合を見ると、失業者が最も多いのは16-29若い世帯(85.8%)である。教育素質の年齢別を見ると、非識字率が高いから順位は35-39世帯(22.6%)、30-34世帯(19.4%)、40-44世帯(16.1%)合計は58.1%である。35-44世帯は、ほぼ家族を持つかつ中・高齢者で同じく失業者の16-29世帯に比べて、再就職先を見つかるのは難しく生活負担が重く都市貧困に陥りやすい。その後、教育水準が低いほど失業の可能性が高いという関係は顕在化してきた。中国統計局のデータにより、1999年に、失業者の教育水準別の比率をみると、非識字者の比率は0.6%低かった。初等中学教育水準の比率(53.1%)が多く、初等高校(33.9%)、小学校(7.7%)、短期大学以上(4.7%)の順になった。世帯別を見ると、30-34、50-54世帯の初等小学校の教育水準に占める割合(6割)が高い。中高齢者は教育水準が最も低い世帯でもある。2000年以降、一時帰休と辞職、解雇、契約満了など失業者の教育水準から見ると(図4-4、4-4-1)、初等中学、初等高校の教育水準者が最も多く、非識字および識字が少ない者と修士以上の者が最も少ない。

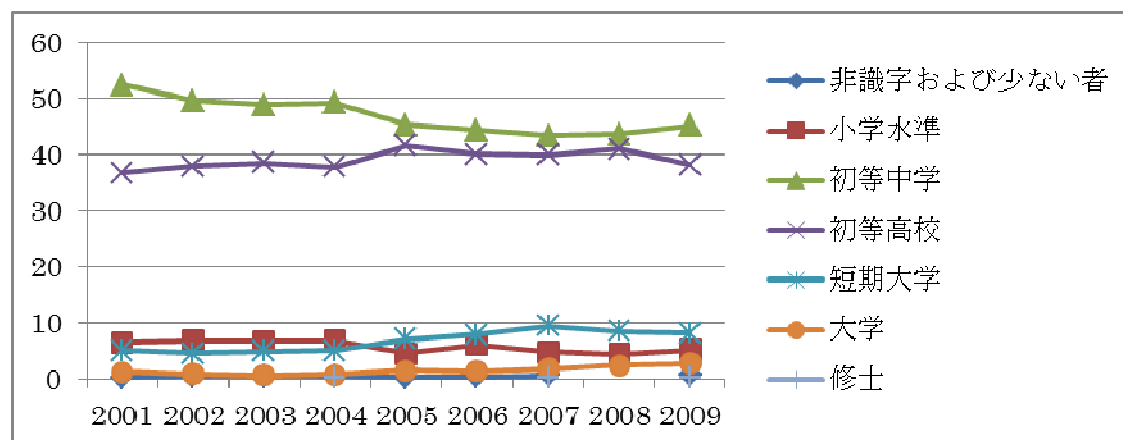
都市貧困者の多くは教育水準が低く社会の弱者である。2000年以降、教育レベルによって就業に影響をもたらした。教育水準の低さは都市貧困をもたらす要因の1つと考えられる。

表4-7 失業者の年齢別教育水準(%) (1996年)

年齢別	失業者に占める割合	非識字に占める割合	小学水準に占める割合	初等中学水準に占める割合	初等高校水準に占める割合	短期大学以上水準に占める割合
16-19	33.2	16.1	29.1	36.3	32.4	8.4
20-24	37.2	9.7	22.1	34.5	41.4	68.9
25-29	15.4	6.5	23.0	15.6	13.7	13.3
30-34	7.8	19.4	7.6	8.2	7.1	5.3
35-39	3.1	22.6	6.1	2.5	3.5	1.8
40-45	2.1	16.1	4.5	2.2	1.4	0.4
46-49	0.8	-	5.2	0.5	0.3	0.9
50-54	0.3	3.2	1.2	0.1	0.2	0.9
55-59	0.1	3.2	0.9	0.1	-	-
60-64	0.1	3.2	0.3	-	-	-

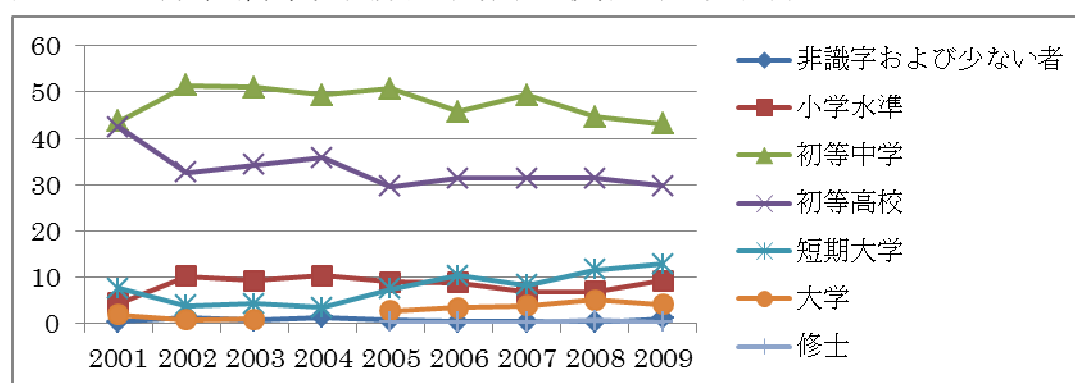
出所：『中国統計年鑑』[1997]より整理。

図 4-4 失業理由別教育水準の変動(%) (一時帰休する原因で失業者)



出所：『中国労働統計年鑑』各年より作成。

図 4-4-1 辞職、解雇、契約満了の失業者の教育水準の変動(%)



出所：同上。

4. 農村労働者の都市への移動

中国の農村と都市は戸籍制度の制限によって分断されている。中国の可耕作面積はほぼ拡大しないこととして、農業を営む人口は1952年に、1.8億人から1978年に、3.1億人と、25年間で約1.3億人が増えた。その時、戸籍制度の制限によって都市へ、地域への移動が禁止されたため、農村部の余剰労働力は表面的に現れていなかった。改革開放の初期に、農業生産請負制の導入によって農村労働生産性が高まるとともに、農村の余剰労働力問題は顕在化してきた。80年代から農村労働力の移動は農村内部における農業から非農業企業(郷鎮企業)への移動として現れた。2010年に、郷鎮企業就業者が1.6億人に上った。1984年以降、都市部の経済改革が始まった。都市改革の進展のなかで、「農民身分を変えない、都市の供給制度を受けられない」という戸籍制度の緩和のもとで、農村労働力の都市への移動が現れ始まった。農村からの出稼ぎ者は大量に都市への移動が沿海地域経済の急速な発展を達した1990年代以降のことである。そのときは、都市部で国有企業の改革が真っ最中でもある。2000年の国勢調査により、全国総流動人口は1.21億人で

ある。そのうちの8割が農村からの出稼ぎ者である。当時の農村総人口の25%を占めていた。一方、都市部の雇用創出を見れば、1990-1995年、毎年約400万人、1996-2000年に、毎年約800万人、2001年以降、毎年約1000万人の雇用しか拡大していない。農村からの出稼ぎ労働者は都市諸保険の対象外であるため、雇用主側にとって保険金の負担がなく解雇をしやすい。そして、賃金水準は都市部住民より安くという優位性があるため、厳しい失業時期に、農村からの出稼ぎ労働者は都市部で大量の失業者・一時帰休者との競争が一層に激しくなった。2010年に、農村からの出稼ぎ労働者(地元郷・鎮で非農業就業の農村から出稼ぎ労働者を除く)は1.5億人に上って、農村総人口の22.4%、都市部就業者数の42.9%を占めている¹¹⁰。

農村からの出稼ぎ労働者は都市で定住しても農民身分が変わらないため、都市生活は安易なことではない。第1に、90年代以降、都市部で国有企業の改革により、失業問題・貧困問題は雇用創出の不十分のため、深刻化している。各地方の労働市場は、基本的に地元都市戸籍住民を優先する。出稼ぎ労働者の多くは親戚・友人などの紹介で仕事を見つける。農村からの出稼ぎ者は常に労働力需給情報が十分に供給されず就職の斡旋機構も整備されていない現状に直面しているため、農村からの出稼ぎ労働者は都市への移動に伴うリスクが大きい。それでも、農村からの出稼ぎ労働者は一日も早く生活を改善するために、仕事を見つけるかどうかを問わず都市に流出して仕事を就くまで待つ。都市に停滞して常に失業の状態におかれている農村からの出稼ぎ労働者は少なくない。第2に、農村からの出稼ぎ労働者は都市部住民と差別されて、年金・医療・教育・住宅手当など社会保障制度を受けられず、医療費・子供教育費など各種出費の負担は都市部住民より大きい。都市部の社会保障制度は就職先と契約する農民工まで拡大したが、契約していない出稼ぎ者やその家族はまだ対象外であるため、農村からの出稼ぎ労働者とその家族の生活水準は都市部住民より低い。第3に、農村から出稼ぎ者の多くは、都市の建築、飲食、清掃などの、流動性が高く安定性が低い仕事に従事している。雇用先と契約していないのは通常である。中国統計局のデータによると、2000年に、全国総流動人口の8割の約9600万人は農村からの出稼ぎ労働者である。一方、中国労働部の統計により、同時期の都市部で農村から出稼ぎ労働者数は都市就業者の7.7%を占め、897万人でその差が大きい。農村からの出稼ぎ労働者はほとんど雇用先と契約していないことがうかがえる。以上の3つの要因で、都市部の農村から出稼ぎ労働者は就業しても所得や就業先の安定性が低いため、都市貧困に陥る可能性が高い。そして、農村から出稼ぎ労働者とその家族は、わずかな環境変化で都市最低生活水準以下に陥る危険性が高い。未だに、農村からの出稼ぎ労働者は「都市住民最低生活保障制度」の対象外である。農村からの出稼ぎ労働者の多くは農業と離れて最低の食糧の保護も失った。失業や、十分な所得を得られないことが起こったら、都市貧困者以上の都市貧困をあえぐ可能性が高い。

中国政府は、2006年以降、農村からの出稼ぎ労働者問題に対して雇用・社会保障・子

¹¹⁰ 『中国統計年鑑』より計算した。

供教育などの分野にわたって一連の政策を打ち出した。2006 年に、国務院による『農民工問題を解決する若干の意見』で農民工の賃金・労働管理・就職サービスと利益の保障や農村労働力の移動などの多くの面において、農民工の合理的な権益の保護の方針を明確した。2007 年より実施された『労働契約法』は、農民工と雇用主の権利と義務を明確に規定し、農民工の合理的利益の保護と尊重のために、強力な法的保障を与えた。同年の全国人民代表大会常務委員会を通過した『就業促進法』の第三十一条で、農村からの出稼ぎ労働者は都市戸籍労働者と平等な労働権利を持ち、農村からの出稼ぎ労働者に対し差別的な制限を設けてはならないと規定した。中国政府は農村からの出稼ぎ労働者問題を解決する姿勢がみられる。近年、一部の大都市(上海市、大連市など)は都市と都市近郊の農村を統合して農村戸籍をなくす都市化の推進が加速化している。1990 年から 2010 にかけて、都市部人口は約 3.7 億人が増え、都市戸籍住民の割合は 49.9%に向上した。そのために、農村からの出稼ぎ労働者が市民化すべきかどうかの議論をなされる。2010 年 9 月に、中国発展研究基金が発表した『中国発展報告 2010』で「中国では今後 20 年間に、地方出身の農村からの出稼ぎ労働者(農民工)約 4 億人の市民化問題を解決する必要がでてくる」と指摘した。農村からの出稼ぎ労働者は市民化によって就労条件や教育や医療・年金・住宅、最低生活保障など面で、都市住民と同等の待遇を得られる¹¹¹。他方、「都市住民最低生活保障制度」のカバー率や受給額が低いという都市部社会保障制度の限界があることを考えると、都市部雇用創出、すなわち安定的な雇用を創出しないと、農村からの出稼ぎ労働者の市民化によって都市貧困者の増加リスクが高くなる一方であると予想できる。

2006 年以降、国有企業による大規模なリストラが沈静化したものの、中国における都市貧困問題は解決していない。その要因は、第 1 に、経済成長に伴う雇用創出は不十分である。都市貧困者に雇用、すなわち安定な雇用を提供していないため、都市貧困の解決および拡大の防止に不十分である。第 2 に、「都市住民最低生活保障制度」はカバー率や受給額が低いため、都市貧困者にとって都市貧困から脱出する力にならない。第 3 に、経済体制の転換による大量の失業者・一時帰休者は教育水準の原因でリストラされることではないが、教育水準の低さは都市貧困者の再就職を阻害した。第 4 に、都市部に定住している農村からの出稼ぎ労働者は、都市貧困者の競争者となっている。農村から出稼ぎ労働者自体は社会保障の対象外として都市貧困の脆弱性が高く都市貧困予備軍でもある、以上の 4 つを考えられる。

中国政府は、都市貧困問題の解決のために、社会保障制度の整備と失業者・一時帰休者の再就職の促進を中心に行っている。しかし、解決策は都市貧困問題の解決に不十分なために、都市貧困問題は解決せず都市貧困者の構成は失業者と低所得者(現役就業者と臨時就業者)が 6 割以上に変化した(本研究 p. 42)。都市貧困問題は深刻化する傾向がある。雇用創出、すなわち安定的な雇用創出は都市貧困問題の解決に最大の課題と考えられる。

¹¹¹ 「中国が進む都市化 2030 年までに農民工 4 億人を「市民」に」
http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2010&d=0922&f=business_0922_143.shtml 、アクセス日時:2011. 11. 11 15:00

第2節 東北三省における貧困問題の要因(1999-2003 年)

中国における都市貧困問題の発生および深刻化する要因は前節で分析したように主な4つの要因を考えることができる。90年代から発生した新たな貧困問題に対して中国政府は、雇用保障に十分な対応をしていなかったことは、都市貧困問題を解決していない最大の要因といえる。東北三省における都市貧困問題が深刻化している要因は、以上分析したのに当てはまるだろうか、それとも独特な特徴を持つものか。確かに、東北三省における重工業かつ国有企業シェアが高いため、産業構造の変化による失業者が大量にでてきたのは当然であると思われる。これから、1999-2003年の東北三省における都市貧困問題の要因を分析する。

1. 経済発展の遅れと国有企業の雇用創出の低下

建国後、中国は速く経済発展を達成するために、他国「軽工業による資金と技術の蓄積を行ってから生産財や資本財の重工業を興す」の発展経路と違って、重工業を優先的発展させようとした。東北三省は当時重工業の先進国であり、社会主義国である旧ソ連と地理的に隣接し、重工業発展に必要とする原材料の豊富、技術者・労働者の大量の存在のために、重工業基地としての発展機会が与えられた。当時、旧ソ連が援助してきた重工業プロジェクトは、次々と東北三省に立ち上げられた。相次いで創立された大・中型国有企業は採掘業、加工業、製造業に集中している。60年代に、「三線建設」策によって工業を内陸部に移した。内陸部に位置している東北三省は重工業基地としてすでに完成された。鉱石採掘、製鋼、鋼鉄圧延、紡績、機械製造は当時の主な産業である。国有企業は、政府主導の資源分配、政府指令性計画を忠実に執行してきた。東北地域は中国経済の重心となった。1978年に、東北三省のGDPは全国の13.51%、工業GDPは全国の18.4%、第3次産業のGDPは全国の8.7%を占め、国有企業従業員数は全国従業員の17%、1264万人で多い。東北三省の従業員の平均賃金はそれぞれ683元、704元、726元である。北京(702元)と上海(716元)並みで江蘇省(563元)、浙江省(597元)、広東省(559元)を上回る。東北三省は中国の先進地域であった。

「改革開放」以降、中国発展は沿海地域へ中心を移した。1990年代から、中国の経済体制は市場化へ進んだ。国有企業社数は次第に減少して株式会社企業、有限会社企業、聯合企業、私営企業の割合が高くなった。国有企業の生産額シェアは1978年77.6%から1995年34%、2003年37.5%、2010年27%に低下した。国有単位(国有機関を含む)の従業員は最高の1.1億人から2010年に、6516万人に減った。一方、自営業・私営企業、外資系企業など非公有制経済の生産額シェアは1978年17%から2010年に、61%に上昇した。都市部の自営業・私営企業、外資系企業就業者は最少の15万人から2010年に、1.24億人に上った。自営業・私営企業、外資系企業(香港・マカオ・台湾系企業を含む)は中国の経済成長及び雇用創出をけん引している。

中国の現代化・市場化の進展の過程で、産業構造の急激なや非公有制経済の急速な成長

に対して、国有経済シェアが高い東北三省地域は迅速に適応できていない。東北三省の国有企業は生産品をほぼ国内市場に供給し、かつ優遇政策がない。当時、市場の消費財に対する需要が高まったが、中間財や生産財生産に従事する重工業企業にとって、この時期の「新興産業」といえる消費財産業に参入することはできなかった。そして、東北三省は長年の指令性経済の下で、市場の参入意識や独自の判断力が乏しい。そのために、東北三省は、国有企業が技術や設備の老朽化など原因で、国有企業の経営状況はますます悪くなったにもかかわらず、本来の産業を固定して従来の仕組みを二十一世紀にも続けている。このような背景を下に、東北三省の経済発展は沿海地域である珠江デルタの広東省、長江デルタの上海市、江蘇省、浙江省に比べて著しく遅れた。

東北三省の GDP シェアを見ると、1990 年 11.3%、1995 年 10.7%、2000 年 10.9%、2003 年 9.6%に低下し、経済発展は停滞している。一方、国有経済の工業生産額シェアは、1990 年 68.4%、1995 年 52.8%、2000 年 74.8%、2003 年 67.5%と高く、全国平均(37.5%)を上回っている状態が変わらなかった。しかし、国有企業就業者は各省都市部就業者に占める割合が 1999 年にそれぞれ 57.9%、40.3%、50%から 2003 年にそれぞれ 44.5%、36%、34%に低下した。2003 年に、国有企業の雇用創出に依存してきた東北三省では都市部就業者数が 1999 に比べてそれぞれ 12.5 万人、99.8 万人、98.6 万人減少した。2003 年に、東北三省の国有経済就業者の平均賃金はそれぞれ 13603 元、11124 元、11034 元で、北京（28464 元）と上海（28406 元）だけではなく、江蘇省（17502 元）、浙江省（27293 元）、広東省（22944 元）を下回って、全国国有経済就業員の平均賃金（14577 元）にも及ばない。90 年以降、東北三省の国有経済は地域経済成長の牽引や雇用創出の機能が低下する一方である。東北三省は失業者問題・都市貧困問題が深刻化している地域になった(第 3 章)。

2. 資源枯渇型都市の産業転換の遅れ

東北三省における資源に依存する都市は 20 にある（表 3-4）。資源枯渇型都市は資源採掘に依存している。従業員は該産業に集中して、資源が枯渇したら再就業が難しい。趙 [2007] によると、資源枯渇型都市の特徴は、第 1 に、産業が、資源に依存する産業しか発展していない。2000 年に、10 の石炭型都市を調査により、石炭企業に従事する従業員は市就業者に占める割合は平均で 32%である。そのうち、黒龍江省の鶴崗市と鶏西市（石炭型）はそれぞれ 43.3%、38.4%と高い。七台河市（石炭型）の石炭企業と電力企業の従業員は市総従業員の 51.92%を占める。こうした資源型都市の共通点は第二次産業の割合が高く、第三次産業の割合が低い。資源が枯渇したら、第二次産業が不振になるため、第三次産業の発展が難しくなる。大量の失業者を吸収する可能性が低い。第 2 に、失業者の教育水準が低い。石炭型工業だけの従業員は中学校卒業以下が大部分である。2001 年に、遼寧省の阜新市（石炭型）の一時帰休者の調査によると、中学校およびそれ以下の割合は 71%で、高校卒業者の割合が 27%で、短期大学以上の卒業者の割合が 2%ですくない。中国では労働技能や職業技能の訓練が殆どをしてない。失業者、一時帰休者は教育水準が低いため、再就業はさらに難しくなった。第 3 に、国有企業の割合が高く、民営経済が発展し

ていない。労働力を吸収しやすい個人・私営企業の発展状況をみると、非資源型都市の私営経済の割合が 35.2%に比べて、資源型都市 27.5%、資源枯渇型都市 28.6%で低い。東北三省の資源枯渇型都市における非公有制経済就業者（外資系、香港・マカオ・台湾系企業がいないため自営業・私営企業へ就業者数だけ計算する）の変化を見ると、2000 年に比べて 2003 年は変動が少ない。自営業・私営企業就業者数が減少した都市もある。経済の不振による高失業率を抱える資源枯渇型都市には第三次産業、とくに、サービス業に集中する自営業・私営企業の発展は容易なことではない（表 4-8）。

表 4-8 東北三省資源枯渇都市の非公有制へ就業者数の割合（%）（2000 年と 2003 年）

		2000 年 自営業・私営企業へ就業者 数の割合（省内）	2003 年 自営業・私営企業へ就業者 数の割合（省内）
遼寧省	撫順	5.3	6.4
	本溪	5.2	5.1
	阜新	3.3	4.0
	盤錦	1.7	2.4
	葫蘆島	4.5	3.1
吉林省	遼源	3.3	3.6
	臨江	0.7	1.6
	松原	12.8	2.6
	敦化・琿春・和龍の 合計	2.2	2.3
黒龍江省	鶏西	4.1	4.7
	鶴崗	3.9	3.5
	双鴨山	2.9	2.8
	大慶	12.1	11.5
	伊春	2.9	3.4
	七台河	3.8	2.4

出所：『遼寧統計年鑑』[2001][2004]、『吉林統計年鑑』[2000][2004]、『黒龍江統計年鑑』[2001][2004]より整理。

注：吉林省の 2000 年の数字は 1999 年（都市自営業だけ）のである。

資源枯渇型都市に大量の失業者が滞留している。戸籍制度によって都市の間の移動も隔てられた。就業状況が厳しい都市でも、経済発達している大都市でも、労働移動に対する規制も存在している。各地方政府は外来者が就いていい職業を細かく規定した。さらに、資源枯渇による従業員の他都市への移動に関する優遇政策がないため、移住民の子供の就学

に対する特別の料金徴収があり、医療、年金、失業保険など社会保障、福祉の財源はすべて移住地地方政府が負担するため、資源枯渇型都市の失業者は移住地の選択が安易なことではない。資源枯渇型都市の失業者・一時帰休者の多くは臨時雇いや日雇いに従事して、都市貧困に陥った。

3. 非公有制経済発展の遅れによる雇用創出の不足

中国における非公有制経済(自営業・私営企業、外資系企業、香港・マカオ・台湾系企業)の発展は1978年以降のことである。90年代から、非公有制経済は中国経済の発展を牽引するまで成長してきた。

1978年から、中国政府は、都市部就業を緩和するために、自営業を復活させた。1990年代から、私営経済を促進した。2010年に、単の私営企業社数は27.3万、工業生産シェアは工業生産総額(698590.54億元)の30.5%を占め、3312.06万人の雇用を創出した(自営業・私営企業について本研究の第7章で説明する)。改革開放後、中国政府は、沿海地域で積極的 direct 投資を受け入れている。1992年以後、中国は発展途上国で最大の直接投資受入れ国になった。2010年に、中国の外資系、香港・マカオ・台湾系工業企業は約7.4万社、工業生産シェアは同年度の国有企業および国有持株企業を上回って、工業生産総額(698590.54億元)の27.2%を占め、1833万人の雇用を創出した。

表4-9に、1995年まで、上海市と東北三省と同じ、国有企業就業者の割合が高く6以上を占めていった。2000年以降、江蘇省、浙江省、広東省では著しく減少して、2003年に、上海市、江蘇省、浙江省、広東省ではそれぞれ31.4%、33.0%、24.1%、29.1%しかない。一方、東北三省ではそれぞれ37.6%、55.3%、49.9%で、遼寧省以外高い。自営業・私営企業就業者の割合をみると、1985年の時点で、東北三省と沿海地域ではほぼ同じのレベルであった。吉林省と広東省では4.6%に高かった。しかし、2000年以降、沿海地域で急激に増加した。2003年に、上海市、江蘇省、浙江省、広東省ではそれぞれ34.4%、36.7%、47.1%、39.7%、吉林省と黒龍江省のそれぞれ22.3%、24.9%と対照的である。外資系企業就業者の割合をみると、1985年に、東北三省と先進地域ともになかった。1990年から、増加し始めて、2003年に、上海市と広東省ではそれぞれ15.7%、16.0%と高い。東北三省ではそれぞれ4.6%、2.3%、1.0%と低い。要するに、2003年まで、東北三省、得に、吉林省と黒龍江省では非公有制経済の発展の不足は顕著である。雇用創出ができなかった。

表 4-9-1 地域別国有単位就業者の都市部就業者の割合の推移(%)

年度	遼寧省	吉林省	黒龍江省	上海市	江蘇省	浙江省	広東省
1985	63.5	64.6	66.8	77.2	59.0	54.9	67.6
1990	63.2	66.2	69.1	77.3	59.4	55.5	61.9
1995	59.9	63.2	66.6	63.4	58.6	49.7	49.7
2000	49.4	57.2	57.0	47.5	48.2	34.2	39.5
2003	37.6	55.3	49.9	31.4	33.0	24.1	29.1

出所：『中国統計年鑑』各年版より作成。注：国有経済就業者の割合、自営業・私営企業就業者の割合、外資系企業就業者の割合の合計は100ではない。

表 4-8-2 地域別自営業・私営企業就業者の割合の推移(%)

年度	遼寧省	吉林省	黒龍江省	上海市	江蘇省	浙江省	広東省
1985	2.7	4.5	3.7	0.8	1.5	2.8	4.6
1990	4.4	5.4	4.6	1.1	2.7	5.9	8.0
1995	10.1	15.2	12.6	6.6	6.6	15.8	18.1
2000	28.9	23.6	23.1	16.2	20.4	35.1	29.4
2003	40.1	22.3	24.9	34.4	36.7	47.1	39.7

出所：同上。

表 4-9-3 地域別外資系企業就業者の割合の推移(%)

年度	遼寧省	吉林省	黒龍江省	上海市	江蘇省	浙江省	広東省
1985	-	-	-	-	-	-	-
1990	0.4	0.1	0.2	1.0	0.6	0.7	0.8
1995	2.3	1.2	1.0	6.4	3.8	4.2	11.4
2000	3.7	1.9	1.0	15.2	5.9	5.0	13.5
2003	4.6	2.3	1.0	15.7	8.5	5.8	16.0

出所：『中国統計年鑑』各年版より作成。注：外資系企業就業者は香港・マカオ・台湾系企業就業者を含む。国有経済就業者の割合、自営業・私営企業就業者の割合、外資系企業就業者の割合の合計は100ではない。

4. 東北三省における教育水準

一般的に、貧困率が高い地域では教育水準が低い。これから、小学校へ就学率、初等中学校と高等中学校への進学率から東北三省の教育水準を分析する。

表 4-10 東北三省の教育水準(%)

年次	遼寧省			吉林省			黒龍江省			全国平均		
	小学 校へ 就学 率	初等 中学 へ進 学率	初等 高校 へ進 学率	小学 校へ 就学 率	初等 中学 へ進 学率	初等 高校 へ進 学率	小学 校へ 就学 率	初等 中学 へ進 学率	初等 高校 へ進 学率	小学 校へ 就学 率	初等 中学 へ進 学率	初等高 校へ進 学率
1978	94.4	98.4	97.2	97.7	98.7	73.3	95.1	93.7	52.2	95.5	87.7	40.9
1980	95.0	97.4	56.0	98.0	91.0	66.8	94.5	90.1	50.4	93.7	75.9	45.9
1985	98.5	89.3	37.3	97.7	89.6	47.8	97.7	85.8	51.0	96.0	68.4	41.7
1986	98.5	89.2	44.2	98.0	95.3	46.9	98.4	87.1	51.7	96.4	69.5	40.6
1987	99.0	88.4	39.3	93.3	85.4	45.6	98.6	84.0	49.0	97.2	69.1	39.1
1988	99.0	89.7	34.8	98.5	86.2	42.4	98.8	82.5	44.6	97.2	70.4	38.0
1989	99.0	89.0	33.9	98.6	85.6	47.4	98.9	80.3	44.3	97.4	71.5	38.3
1990	99.4	92.0	34.7	98.9	86.0	44.9	99.0	82.8	46.0	97.8	74.6	40.6
1991	99.0	92.5	37.1	98.8	90.1	44.4	98.1	85.6	46.8	97.8	75.5	42.9
1992	99.0	92.6	38.7	98.5	91.3	43.5	97.5	84.4	54.2	97.2	79.7	43.4
1993	99.2	90.3	39.1	99.3	91.1	46.9	98.3	82.7	46.6	97.7	81.8	44.1
1994	99.1	93.4	40.9	99.6	94.6	46.8	98.5	83.8	45.8	98.4	86.6	46.4
1995	99.4	93.0	41.7	99.7	96.2	50.5	98.9	93.1	44.4	98.5	90.8	48.3
1996	99.3	96.0	41.9	99.7	94.8	48.1	99.7	94.6	43.4	98.8	92.6	48.8
1997	99.4	96.1	44.7	99.6	93.1	22.7	98.8	94.2	47.0	98.9	93.7	51.5
1998	99.4	95.7	48.2	99.8	92.2	24.2	98.1	94.0	41.6	98.9	94.3	50.7
1999	99.3	95.2	50.0	99.8	91.2	26.8	98.4	94.4	41.2	99.1	94.4	50.0
2000	99.3	93.9	57.4	99.8	89.7	29.5	98.8	95.9	38.8	99.1	94.9	51.1

出所：『遼寧統計年鑑』[2001]、『吉林統計年鑑』『1990-2001』、『黒龍江統計年鑑』[2001]より整理。

前節では分析したように、中国は、建国後非識字者の撲滅のために、教育の普及を促進した。中国の非識字者の比率は1990年に、15.88%から2000年に、6.72%に低下した。東北三省の非識字者の比率は1990年にそれぞれ8.81%、10.49%、10.87%で全国平均を下回っている。全国の低い順位から見ると、遼寧省は北京市(8.70%)に次ぎ第2位であった。吉林省は北京市(8.70%)、遼寧省(8.81%)、天津市(8.92%)、広東省(10.45%)に継ぎ第5位で、黒龍江省は北京市(8.70%)、遼寧省(8.81%)、天津市(8.92%)、広東省(10.45%)、吉林省(10.49%)、広西(自治区)(10.61%)に継ぎ第7位で低かった。2000年に、東北三省の非識字者の比率はそれぞれ4.76%、4.57%、5.10%で全国平均を下回っている状況が続いているが、全国の低い順位から見ると、遼寧省は広東省(3.84%)、広西(自治区)(3.79%)、山西省(4.18%)、北京市(4.23%)、吉林省(4.57%)、湖南省(4.65%)に次第7位に後退し

た。吉林省は広東省（3.84%）広西（自治区）（3.79%）、山西省（4.18%）北京市（4.23%）に次第5位を維持してきた。黒龍江省は広東省（3.84%）広西（自治区）（3.79%）、山西省（4.18%）北京市（4.23%）、吉林省（4.57%）、湖南省（4.65%）、遼寧省（4.76%）、天津市（4.93%）に次第9位に下がった。要するに、東北三省は非識字者が少ない地域である。

小学校への就学率、初等中学校、高等中学校への進学率から見ると（表4-10）、小学校への入学率が高い。初等中学校への進学率は、1996年まで全国平均を上回ったが、1997年以降、吉林省は全国平均より低かった。初等高校への進学率を見ると、遼寧省は、全国平均を下回る傾向があり、吉林省と黒龍江省より低い。1999年から全国平均を上回って1997年に、吉林省を、1998年に、黒龍江省を追いかけた。吉林省は1996年から全国平均を下回ってその後低下する傾向が続いた。黒龍江省は1994年から全国平均を下回って、2000年に、1990年の全国平均水準に下落した。1990年代半ばから国有企業の改革は東北三省、とくに吉林省、黒龍江省の教育発展にも影響を与えたと考えられる。

以上の4つは、1999-2003年に、東北三省における都市貧困問題が深刻化する要因であると考えられる。とくに、国有経済を維持する経済発展方向は雇用創出をできなかったため、経済成長の停滞や都市貧困問題をもたらした最大の要因と考えられる。1990年以降、東北三省は国有経済の雇用機能が低下したにもかかわらず国有経済や資源産業に依存する産業構造が続いていた。非公有制経済の自営業・私営企業と外国から直接投資・対外貿易の発展不足で雇用創出がさらに困難になった。総人口の8.4%を占める東北三省は全国の4分の1の失業者・一時帰休者を抱えている。東北三省は都市貧困問題が厳しい地域である。この時期に、東北三省経済の発展と都市貧困問題の解決は最大の課題である。

第5章 東北地区に対する「東北振興」政策の実施

「改革開放」政策を実行してから中国経済は高度な成長を遂げてきた。経済が成長するとともに中国の従来の農村貧困問題が改善されたが、日本、韓国や台湾などが経済成長と所得分布の改善が同時進行した諸国のと違って、「一部の者、一部の地区が先に豊かになること奨励する」という発展政策の下で、沿海地域や一部の者が豊かになっている。地域発展の不均衡や貧富の格差がますます拡大している。中国は80年代初期世界で最も所得の平等な国から現在世界で最も不平等な国になった。90年代以降、現代化・市場化の進展に伴って都市部で国有企業の改革が進んだ結果、中国の固有の一時帰休者と失業者が主流になる都市貧困層が形成された。2000年以降、雇用創出、すなわち安定的な雇用創出が不十分なために、中国では、農村貧困問題が解決していないまま都市貧困問題が深刻化している。東北三省は経済発展が遅れているため、1999-2003年に、都市部では雇用創出が困難になっていた。国有企業や資源枯渇型都市に出された一時帰休者・失業者は全国の4分の1を占める。東北三省全体の生活水準が低い。東北三省経済の再活性化と都市貧困問題の解決はこの地域の急務となった。

第1節 「東北振興」政策の背景・進展

2002 年末に、中国で新しい指導部が発足した。同時に、中国政府は「科学的発展観」に基づく「調和の取れた社会」¹¹²（和諧社会）を構築することに決定した。そのため、中国の発展戦略は、従来の「GDP 至上主義、あるいは成長至上主義」から「格差是正、総合的な経済発展」へ転換した。

1. 2003 年以降中国の経済発展の方針・動向

2003 年 3 月 18 日、総理に就任した温家宝は初の記者会見で中国の深刻な問題について以下の 5 つを挙げた。①農業の発展が遅れている。農民収入の増加は緩慢で、既に内需拡大を制約する重要要素となっている。②一部の企業の経営が困難であり、現代的企業制度の確立が長期の任務である。③一時帰休者・失業者が途切れなく増加し、社会保障のプレッシャーが非常に大きくなっている。④都市・農村の発展が不均衡であり、東西の発展が不均衡である。一部の地域に少なくない人口はまだ貧困状態にある。④財政負担が非常に重く、金融不良資産比率がかなり高い¹¹³。以上のように地域間の経済格差や都市貧困問題を認めている。今後の政府活動について、温家宝総理は「経済の持続的で速い成長を維持し、同時に人民の生活水準を不断に改善する、内需拡大方針を堅持し、積極的財政政策を実施する、就業・社会保障など重大な経済問題を解決する」と明言した。中国政府は社会的弱者に重視する考え方を提示した。

2003 年 9 月 8 日、中国政府は新たな財政政策を打ち出した¹¹⁴。経済発展と社会発展に関して、「都市部と農村の医療衛生体制改革、社会保障体系の整備および就業・再就業の促進、教育・科学技術・文化事業の発展などの分野に支援する。中低所得者の所得水準を高める。国債でインフラ建設の投資による都市-農村と地域不均衡の発展を是正する。財政・税制体制改革によって民間資本を投資増大に誘導・促進する。地域経済の協調発展のため、西部地域への各種の財政・税制優遇政策に引き続き、移転支出と建設資金投資を増加する。中部地域において財政・税制の農業の優位な地位を強固するとともに、伝統産業の高度化を加速する。東部地域へ政策と体制の刷新による東部地域経済・企業の発展の体制的障害を除去する。さらなる快速発展の条件を創造する。東北三省など旧工業基地の振興へ財政・税制優遇策を検討する。企業の転換・構造調整に支援する」。そして、「東北など旧工業基地振興は、新世紀において小康社会を全面的に建設するための重大な歴史任務である」と位置づけた。こうして中央財政は、各地域の特徴や優位性を強化して地域ごとの発展を促進する。そして、地域間の格差と貧富の格差を是正する方針を示した。

¹¹² 調和のとれた社会とは都市と農村の強調的発展、地域間の協調的発展、経済と社会の協調的発展、人と自然環境の協調的発展、国内経済と海外経済の協調的発展である。

¹¹³ 田中[2007]p. 183

¹¹⁴ 田中[2007]pp. 214-217

経済体制に関して、2003年10月11日、中国共産党16期3中全会で採択された「社会主義市場経済体制完備の若干の問題に関する決定」により、「公有制経済を更に強固し、発展させる。非公有制経済の発展を奨励・支援・指導する」と決定した。そして、「従来国有経済が支配していた分野に非公有制経済の参入を許可する。国有経済は、国家の安全と国民経済の命脈に関わるもの以外民営化」の方向に決定した。

以上の新政策に基づいて中国政府は、社会的弱者対策として就業の推進、分配体制の改革、社会保障制度体制の整備を速める方向へとする。就業については、「就業の拡大を経済社会発展の重要な課題とすること」とし、「労働集約産業、中小企業、非公有制経済の発展に重点を置く」という。所得分配制度改革に関しては「所得分配の調整に力を入れ、一部の社会構成員の所得格差が過度に拡大している問題の解決を重視する。具体的に、中等所得者の拡大、低所得者の所得水準の引き上げ、高所得の調整、違法所得の取り締まり」をあげている。社会保障制度体制の整備は「経済発展水準に相応した社会保障体系を速やかに建設する」と明記した。

2. 中国政府による地域・所得の格差の是正と就業拡大の推進

雇用拡大や地域発展の不均衡の是正のため、中国政府は新たな政策を打ち出した。2006年に、第16期6中全会で「社会主義の調和の取れた社会構築の若干の重大問題に関する党中央決定」が採択された。それにより、「社会の調和に影響を及ぼす少なからぬ矛盾・問題が発生している」とし、都市-農村、地域間、経済と社会の発展の不均衡による就業、社会保障、所得配分、教育、医療、社会治安の6つの分野の問題を取り上げた。格差や雇用、社会保障制度が最も重要な問題に位置づけられた。都市・農村の格差に対して、「都市が農村を支援し、多く与え、少なく取り、活性化させる」方針を貫徹し、都市・農村の二重構造の改変に資する体制メカニズムを早急に確立する。「農業の不断の効率向上・農村の発展加速・農民の持続的な増収を促進する」。「各地方政府は、インフラ建設と社会事業の発展の重点を農村に移し、国家財政は新たに増加した教育・衛生・文化などの事業経費と固定資産投資の増加分を主として農村に用い、政府の土地譲渡代金を農村に用いる比重を徐々に大きくする」と明記した。就業の拡大に対して、「経済発展と就業拡大の良好な相互作用を実現する」ため、「労働集約型産業・サービス産業・非公有制経済・中小企業の発展に力を入れ、多様なルート・多様な方式により就業ポストを増加させる」、また労働市場の分断問題について、「戸籍・労働就業などの制度改革を深化させ、都市・農村の統一した人材市場・労働市場を徐々に形成する」と決定した。また「都市の新規増加分の労働力の就業、農村余剰労働力の移転就業、一時帰休・失業者の再就職仕事を統一的にしっかり行う」など、就業の指導・サービスの提供を強化する。地域間格差に対して、中央財政移転支出によってできるだけ早めに地域間の基本的公共サービスの格差を縮小する。教育に対して、「教育の優先的発展を堅持し、教育公平を促進する」。医療衛生サービスに対して、「医療衛生サービスを強化し、人民の健康水準を高める」など、各分野の発展方向を決めた。中国政府は就業問題、都市貧困問題、低所得の向上に解決する施政方針が続いている。

第2節 「東北振興」政策の実施

2003年10月に、中国共産党共16期3中全会で東北三省向けの「東北地区等旧工業基地振興に関する若干の意見」（「東北振興」）振興政策を打ち出した。「東北振興」策は「西部大開発」に並ぶ重要国家戦略と位置付けられた。

1. 「東北振興」政策の意義と内容

2003年12月に、中央政府は「東北振興」戦略を円滑的に実現するために指導グループ弁公室が設置された。グループのリーダーは温家宝総理である。2008年に、指導グループ弁公室は中国政府の重要な機関である「中国国家発展と改革委員会」に属する東北振興司に変更した¹¹⁵。

「東北振興」の対象地区は遼寧省、吉林省、黒龍江省と内モンゴル自治区東部の三市一盟（赤峰市、通遼市、呼倫貝爾市と興安盟）であるが、統計上では遼寧省、吉林省、黒龍江省の3つの省だけで、従来どおり東北三省と呼ばれている。

東北三省振興の意義に関しては、国務院東北地区など旧工業基地振興指導グループ弁公室が、以下の5つを指摘している。①重要な戦略的地位にある。中国の工業発祥の地として中国の工業化や都市化を進める上で歴史的な貢献をした。東北三省は巨大な工業資産や大中型中核企業、とくに、国民経済にかかわる重要な産業や中核企業を抱えている。中国の重化学工業基地であり、重要な農産物生産基地でもある。②中国経済において重要な地位を占めている。人口は全国の8.3%、GDPは全国の11.33%。国有および国有持株企業は全国の10.2%、4187社、その資産は全国の14.9%、1兆3241億元にあたる（2002年）。③比較優位性のある産業がある。設備製造業（東北三省の発電所関連設備製造は全国の3分の1）、石油化学工業（東北三省の原油加工量は全国の7分の2、エチレン生産量は全国の4分の1）、冶金工業（鋼の生産量は全国の8分の1）、船舶製造業（全国の3分の1）、自動車製造業（全国の4分の1）、ハイテク産業、農産物加工業など（2002年）。④自然資源がある。原油生産量は全国の5分の2、木材提供量は全国の2分の1、商品穀類は全国の3分の1を占める（2002年）。⑤教育水準、技術人材。短大以上の教育機関は154で全国の11.3%、大学は78で全国の12.4%、専門技術人材が210万人で全国の10%を占める（2002年）。以上の5つの意義があるために、東北三省は再振興の潜在力を有している。東北三省は新しい経済成長地域として期待されることが表明した。

東北旧工業基地振興政策の内容は、東北振興政策の位置付け、意義、原則を明確にした。国有資本を重要業界や優位性のある産業に集中する。重要業界の鋼鉄、自動車、石油化学、重型設備製造などの資本再編による国際競争力ある大企業や大グループを育成する。比較優位を持つ産業を引き続き発展させると同時に、都市部のサービス業などを発展させる。対内、対外開放を促進する。失業者・一時帰休者の再就職の促進と社会保障制度の整備な

¹¹⁵ 中国国家発展と改革委員会の説明は本研究のp. 15にある。

ど、工業の構造調整、農業の発展、第三次産業発展、資源枯渇型都市の代替産業の推進、インフラの整備、科学技術・教育の推進など 12 項目の発展方向を決めた。

「東北振興」策を実行するために、2003 年末、国務院東北地区など旧工業基地振興指導グループ弁公室により、第一回目に、国債で調達した総額 610 億元で 100 項目を始動させた。そのうち、遼寧省 52 項目、440 億元、黒龍江省 37 項目、112.7 億元、吉林省 11 項目、57.3 億元が配分された。2004 年 8 月に、第二回目に、国債 470 億元が 197 項目に投入されることになった。遼寧省 92 項目、吉林省 68 項目、黒龍江省 37 項目にしている。それは、2004-2008 年の 5 年間に、東北三省の工業構造の調整、近代農業の発展、第三次産業の発展、資源枯渇型都市の産業転換、社会保障制度改革、交通・インフラ建設に実現するためである。さらに、2005 年、国家発展と改革委員会による「東北旧工業基地の調整・改造に関する 63 項目計画」を実施した。40 項目、4 億 2900 万元が、遼寧省 19 項目、吉林省 8 項目、黒龍江省 9 個項目、大連市 3 項目、ハルビン発電設備グループ 1 項目に振り分けられた¹¹⁶。

2. 「東北振興」政策の進展

「東北振興」策が実施された 4 年後に、中国政府は、東北三省の経済成長とともに、現われてきた 5 つの課題に直面している。①非公有制経済の発展が不十分で、市場化程度が低く発展の活力に欠ける。②ハイテク産業とサービス業の比重が低い。装備製造業の製品組み立て能力と集積能力が必要。原材料の加工水準が低く、企業の自主開発能力が低い。③就職と社会保障の要求が大きい。民衆の生活は困難。④資源供給能力が低下し、一部の区域における環境汚染が深刻。⑤資源型都市、特に資源枯渇型都市の持続的な発展能力が低く、代替産業発展の緩慢。これらからは産業構造面の歪みが顕在化されてきたと同時に、都市貧困の解決にかかわる雇用創出や社会保障制度が不十分な面も伺える。

2007 年 8 月 20 日、国務院は、東北三省経済の促進及び 5 つの課題を解決するために、「東北地区振興計画」を公表した¹¹⁷。この計画には、2005-2010 年および 2020 年までの期間において東北三省の各分野発展の計画および展望を示した。2010 年までの経済成長、経済構造、資源・環境、社会発展など 6 分野における目標値または必達値(必ず達成すべき値)が定められた¹¹⁸。一人当たり GDP は 2002 年の倍に増加する。都市部住民一人当たり可処分収入及び農村部住民一人当たり純収入の増加率を全国平均水準以上にする。都市部の失業率を 5%以下など経済成長、経済構造や社会発展に関する具体的数値を規定した(表 5-1)。

「東北地区振興計画」は、5 つの課題を念頭にして、2003 年に打ち出された「東北振

¹¹⁶ 振興東北網、2005 年 2 月 4 日 (http://chinaneast.xinhuanet.com/2005-02/04/content_3667404.htm)

¹¹⁷ 中国国家発展改革委員会・東北振興指導グループ弁公室[2007]「東北地区振興計画」により整理した。
http://chinaeast.xinhuanet.com/2007-08/08/content_10796169.htm、アクセス日時:2010.01.12 9:00

¹¹⁸ 同上。新潟・ハルビン経済技術交流促進協会「東北地区振興規画」
http://www.ncipd.jp/harbin/touhoku/shinkou_kikaku_5.htm、アクセス日時:2010.01.12 9:00 参考した。

興」策を強化して東北三省の再振興を実現させるものである。この計画の目的は東北三省が中国で最も大きい重工業基地として、珠江デルタ、長江デルタ、環渤海経済圏へ軽工業品の加工を提供できる基盤「4 基地 1 区」（国際的な競争力がある装備製造基地、国家新型原材料・エネルギー基地、商品糧（自給部分を超え市場に出される生産物）、農・牧業生産基地、技術研究・開発・革新基地、生態安全保障区）を形成させることにありと考えられる。

表 5-1 「東北地区振興計画」の主な振興目標（2010 年まで）

分野	指標	2005 年	2010 年	年平均増加率	
経済成長	一人当たり GDP (元)	15318	21889	7.4	目標
	穀物生産能力 (万トン)	8614	9450	1.9	目標
経済構造 (%)	GDP に占める第 3 次産業の割合	38	41	(3)	目標
	GDP に占める非公有制経済の割合	36	48	(12)	目標
	GDP 占める研究開発費の割合	1.3	2	(0.7)	目標
	都市化率	52	55	(3)	目標
社会発展	都市部の登録失業率 (%)	4.2	<5	(0.8)	目標
	都市部の年金保険加入率 (%)	2550	3270	5.1	必達
	平均教育年数 (%)	9	10	(1.0)	目標

() 内の数字は 5 年間の合計目標。

2009 年 9 月に、国務院による「東北地区等旧工業基地振興戦略の更なる実施に関する若干の意見」が打ち出された。東北三省では、経済構造のレベルアップ、企業の技術向上の推進、現代化農業の促進、インフラ建設の強化、資源型都市の産業転換、民生（雇用、社会保障、教育、医療衛生、文化、住宅）問題の解決、地域の一体化の発展など「東北振興」策をさらに強化した。具体的に、非公有制経済に対して、国有資本、民営資本と外資の融合、中小企業と大型企業との連携の奨励、中小企業の融資制度の強化。民生問題に対して、政府の投資による雇用創出、公益ポストの創出、ゼロ就業世帯の撲滅、起業の奨励や社会保障制度の改善などである。

中国政府は、国際金融危機の対応のため、東北三省の全面的振興を更に促進する意向を示している。「東北振興」策を続ける姿勢が変わっていない。

3. 東北三省での社会保障制度の整備と就業の促進

2004 年以降、東北三省で国有企業に対するの設備の更新や企業の再編・吸収・合併、売却、外資の導入など改革が進んでいる。国有企業の活性化を図ろうとするとともに、この地域における深刻な都市貧困問題の解決策を取り込んでいる。中央政府は東北三省で社会保障制度体制の整備を先行と決定した。

(1) 社会保障制度の整備

2000年に、遼寧省は中国の社会保障制度体制の試行テストを行う先行省として選ばれた。2001年7月に、「国務院による都市社会保障制度を完全なものにする試行方案に関する通知」（「国務院關於印發完善城鎮社会保障体系試点方案的通知」）（2000年12月）に基づいて遼寧省政府に打ち出された「遼寧省都市社会保障制度体系を完全なものにする試行方案の実施」を国務院に通過された。以下の保険制度は2005年に、全国に確立された。

① 「都市部企業従業員基本年金制度」

政府、企業、個人の三者が分担するように都市部における企業従業員向けの年金制度である。1990年代まで、国務院により発表された「企業従業員の年金保険制度改革に対する決定」（1991年）および「企業従業員の年金保険制度改革を進めることに関する通知」（1995年）によって、政府、企業、個人の三者により保険金を分担する形式を実施し始めて、年金保険基金を社会プールと個人口座との組み合わせにすることを明確にした。1997年の「企業従業員を一元化する基本養老年金保険制度の確立に関する決定」により、個人口座に記入された金額（賃金の11%）は、個人の納入部分（賃金の8%）と企業からの納入部分（賃金の3%）によって構成されていた。しかし、国有企業の改革による一時帰休者が急増して失業と臨時就業など不安定かつ短期的な雇用が増えるため、将来に年金をもらう通帳（個人口座）額面の資金は実際には確保されず空口座が多くなっている。2001年7月に、個人基本年金口座を設立する。基本年金保険金は企業と個人から共同で分担する。基本年金保険来基金に企業側は企業従業員賃金総額の20%で納入する。基本年金保険の個人基本年金口座は本人の賃金の8%を納入してほかは中央と地方財政が75:25の比率で補助することで構成されている。2001-2003年間に、「年金ゼロ口座」をなくすため、中央政府財政が14.4億元を投入した。2004年以降、中央財政はその規模で補助金を出す方針である。2004年5月に、吉林省政府による「吉林省都市社会保障制度体系を完全なものにするため試行方案の実施」と黒龍江省政府による「黒龍江省都市社会保障制度体系を完全なものにするため試行方案の実施」の実行で、吉林省と黒龍江省で同様の改革試行が行われた。ただ、吉林省と黒龍江省では、個人口座に個人の賃金の5%と中央と地方財政の3:1の比率で補助するようになっている。2004-2005年に、中央財政は約18.2億元の補助金を投下した。

2005年12月に、東北三省の社会保障システムを改善する試みを踏まえ、国務院は「国務院の企業職員基本年金保険制度の改善に関する決定」（国務院[2005]38号）を発表によって東北三省でテストが行われている「都市部企業従業員の基本年金保険制度」は、全国に確立された。都市部企業の就業員全員が加入するのが原則である。設立された個人基本年金口座に毎月個人の賃金の8%と中央、地方政府財政から75:25の比率で補助金を納入する。

② 「都市部企業従業員医療保険制度」

1998年から全国的に実施した企業従業員向けの医療制度である（本論文のp.121）。医療保険金の納付は雇用先と個人で負担する。医療保険金の基準は各省政府にによって定めら

れるため、地域性や強制性が強い。雇用先の納付金の 30%と個人の納付金(賃金の 6%)は個人口座に入れる。雇用先の納付金の 70%は医療保険制度基金を積み立てる。個人口座の納入金は加入者が軽い病気や一般外来診査にかかる費用を支給する。重い病気や入院する場合は、医療保険金基金で支給される。

③ 国有企業による再就業センターから失業保険制度への切り替え

遼寧省政府は、国有企業の負担軽減や国有企業の円滑な再編のために、2001 年 1 月 1 日から、国有企業による再就職センター(本研究の p. 80 で説明する)の設立を取りやめる。一時帰休者は企業との契約関係を解除させ、失業保険に切替える。再就職できない者が「都市住民最低生活保障制度」を受給する。再就職センターを運営する財政支出は「失業保険制度」と「都市住民最低生活保障制度」に補充する。

吉林省と黒龍江省の場合は、一時帰休者の再就職を最優先にする。一時帰休者の再就職を促進するとともに、一時帰休者の失業保険に切り替えをする方針である。

④ 「失業保険制度」

1999 年に設立された「失業保険制度」を拡大するようにした(本研究の p. 79 で説明する)。「失業保険制度」が都市部住民はもちろん、契約した農村からの出稼ぎ労働者も就職期間中に失業保険金を全部納付した場合、失業の時に失業保険金の申請ができる。⑤「都市住民最低生活保障制度」

都市貧困者にとって最後の安全網である(本研究の p. 81)。東北三省は「都市住民最低生活保障制度」を強化する。受給すべき者は受給できるように拡大する。

(2) 就業の促進

就業の拡大には、政府の投資による雇用の拡大、就業援助制度(無償職業訓練、就業の紹介など)、ゼロ就業世帯の撲滅、公益ポストの創出、起業の奨励などで行われている。具体的には、以下のとおりである。

① 資源枯渇型都市の産業構造の転換。資源型都市の産業単一の産業構造を打破し、地元地理・気候・経済基礎に適応する持続的多元産業を育成する。経済成長による雇用創出や安定的就業を創出するためである。遼寧省の阜新市は、鉱物資源がなくなるために、阜新市産業は農産物加工業へ転換した。同市の GDP は以前の年平均 2.1%から 20%以上に向上した。吉林省の遼源市は典型的な石炭枯渇型都市である。東北振興政策により、同市は、新材料、新エネルギー、医薬品、装備製造、冶金建材、紡績業の 6 種業を育成している。2008 年に、代替産業の GDP 比重は全市 GDP の 80%を占めていた。黒龍江省の伊春市は森林休養地に転換してから毎年全国大勢の旅行者を集めた。2009 年に、中央政府は東北三省の資源枯渇型都市の産業転換を円滑にするため、34.4 億元の資金を追加した。

② 公益的職場の創出。政府の財政支出を通じて失業者・都市貧困者、特に、40・50 代の中・高齢者、「零就業」家庭(就業者以ない世帯を指す)に対して重要な雇用創出の就業援助対策である。政府の財政や失業保険金から出資して都市公共部門に失業者・都市貧困者を配置する。政府が公益的職場を提供する公共部門や政府行政機関、社区に補助金を出す

同時に雇われる失業者・都市貧困者の基本年金・失業・医療保険金を片変わりする。清掃員、整備員、社区の安全管理人、家電整備、新聞配達員、家政・介護などに従事するように、弱者の再就業をさせる。

③ 再就業の優遇政策。失業者・都市貧困者を対象として再就業優遇証、2 万元の小額貸付金、無償職業の紹介・情報の提供・技能の訓練、起業の税金免除などや失業者を雇う企業の税金減免政策を実施した。

④ その他の対策。「再就業優遇証」の発行は、2002 年中央政府は「中共中央国務院關於進一步做好下崗失業人員再就業工作的通知」（中共中央国務院一時帰休者・失業者の再就業に関する通知）と 2005 年末に国務院「關於進一步加強就業再就業工作的通知」（一時帰休者・失業者の再就業の強化に関する通知）に基づいて失業者・都市貧困者を対象として「再就業優遇証」の発行を実施した。「再就業優遇証」を持つ失業者（一時帰休者が 2003 年以降失業者とされた）は就業地区の政策による税金の減免、小額貸付金の申請、就業訓練費の免除などを享受できる。起業する失業者に対して営業税、個人所得税、教育付加費、都市建設・整備費や各種行政料金を免除される。企業は失業者を 1 年以上雇ったら、一人当たり年間 4000 元程度の税金を免除される。臨時就業者に社会保障保険金を補助する。最低生活保障金を受給する期間の都市貧困者に就学中子女の教育費を減免する。税金徴収の減免は、失業者は起業すると三年間に営業税、都市建設整備税、教育付加費、所得税を免除する。失業者に小額貸付金の利子を地方政府財政から全額補給する。

「東北振興」政策は、東北三省における重工業の優位性を維持して国有企業の企業再編・民営化、新興産業の育成、資源枯渇型都市の産業転換を実現させる。それによって地域経済の再振興を促している。そして、東北三省で社会保障制度の整備と一時帰休・失業者の再就職の促進を中心とする解決策を行って都市貧困問題を解決すると考えられる。

第 3 節 「東北振興」政策に対して東北三省政府の対応

東北三省政府は「東北振興」策に基づいて地方政策を次々と打ち出した。遼寧省は、2005 年 1 月に「遼寧省旧工業基地振興规划」、2006 年に「遼寧省国民経済と社会発展第 11 次五ヵ年规划綱要」を打ち出した。各分野の全面的振興すると定められた。現代装備製造業（自動車、船舶、旋盤工作機械、航空、宇宙、など）と重要原材料（石油化学、鋼板、金属、プラスチック、など）という 2 大基地を完成するという。具体的指標は、2010 年までに、全省 GDP は年成長率 10%以上、一人当たり GDP は 27000 元、外国から直接投資額の年平均伸び率は 12%以上、輸出総額の年平均伸び率は 10.5%以上、社会消費品小売総額の年平均伸び率は 11%、固定資産投資額の年平均伸び率は 15%、地方財政収入の年平均伸び率は 10%、都市部住民可処分所得と農民一人当たりの現金収入は、それぞれ 12500 元と 5500 元。都市部登録失業率は 5%以内に抑えたと設定した。

吉林省は、2004 年 2 月に「吉林省旧工業基地振興計画」、2006 年に「吉林省国民経済と社会発展第 11 次五ヵ年計画概要」を打ち出した。産業基地の形成、社会保障の確立、雇

用創出を重点にしようとする。自動車・石油化学・農産品加工・現代漢方薬と生物製薬・光電子情報などの5大基地を建設するという。具体的指標は、2010年までに、全省GDPは年成長率10%を維持、一人当たりGDPは17300元、三次産業のシェアを13:50:37にする。民営経済のシェアは50%を達成する。固定資産投資額は1兆元以上、都市部住民可処分所得と農民一人当たりの現金収入は、それぞれ14300元と4500元と設定した。

黒龍江省は、2004年10月に「黒龍江省旧工業基地振興総体规划」、2006年「黒龍江省国民経済と社会発展第11次五ヵ年规划綱要」を打ち出した。2010年までにGDPの8000億元の実現、年間GDP平均成長9%の維持、装備製造業・石油化学、エネルギー・緑色食品・医薬・森林工業など6大産業群、基地の完成を提出した。産業構造の調整は新興産業を中心に育成する同時に、民間企業の参入可能分野を拡大して、民間企業育成、政府と企業の分離にシフトさせるなどの諸政策に進む。具体的指標は、2010年までに、年平均成長率は9%以上、一人当たりGDP2440ドルを達成する。都市部住民可処分所得と農民一人当たりの現金収入は、それぞれ10880元と4130元と設定した。

東北三省政府の計画は、中央政府が許可した。さらに、東北三省の経済を加速するため、東北三省政府は対外開放の拡大に力をいれる。交通インフラの整備をはじめ、遼寧省においては「遼寧沿海経済ベルト地域発展計画」、「瀋陽経済圏の開発計画」、「大連市の開発計画」、吉林省においては「中国図們江地域協力開発計画要綱」、黒龍江省においては「哈大齊工業回廊建設」など各省の特徴がある地域性計画が次々と立案されて中央政府はすべて許可した。

第4節 「東北振興」政策以降データで見る東北三省の経済効果

東北振興政策を実施されてから、東北三省では持続的に経済成長を達成した。以下では、東北振興政策の効果（現段階の評価）を捉えるために、2003年以降のデータに注目してみよう。

1. 「東北振興」政策後東北三省の経済成果

2003年以降「東北振興」政策のもとで、東北三省では農業税の免除、社会保障の整備、国有企業の改革、企業の不良債権の免除、あばら家の改善、資源枯渇型都市の産業構造転換、など一連的政策の実行が行われた。東北三省の経済成長は顕著である。2010年に、GDP成長率は遼寧省14.2%、吉林省13.8%、黒龍江省12.7%で、いずれも全国平均(10.4%)を上回る。そのうち、黒龍江省と遼寧省は2002年以来9年連続の二桁成長、吉林省は2003年以来8年連続の二桁成長が続いている(図5-1)。全社会固定資産投資額からみれば、2010年に、東北三省で合計(3兆726億元)の増加率は他の3地域より高い。全国全社会固定資産投資に占める割合は2003年に、7.6%から2010年に、11.0%に増加した(図5-2)。

経済成長に伴って地域住民の生活水準が向上した(表5-2)。2009年を除く2004年から2010年に、毎年都市住民一人当たり可処分所得の増加率は全国平均を上回っている。2010

年に、一人当たり GDP、都市部住民一人当たり可処分所得と農民一人当たり純収入を見ると、遼寧省それぞれ 42355 元(目標値 27000 元)、17713 元(目標値 12500 元)、6908 元(目標値 5500 元)、吉林省それぞれ 31599 元(目標値 17300 元)、15411 元(目標値 14300 元)、6237 元(目標値 4500 元)、黒龍江省それぞれ 27076 元(目標値 2440 ドル、1 ドル=6.6229 元で計算すれば約 16160 元)、13857 元(目標値 10880 元)、6211 元(目標値 4130 元)で、三省政府に設定された目標値を実現した。東北三省の都市部住民の一人当たり可処分所得は 2003 年に 6981 元で、4 つ地域の最下位であったが、2010 年に、15941 元で西部地域を上回って第 3 位になった。

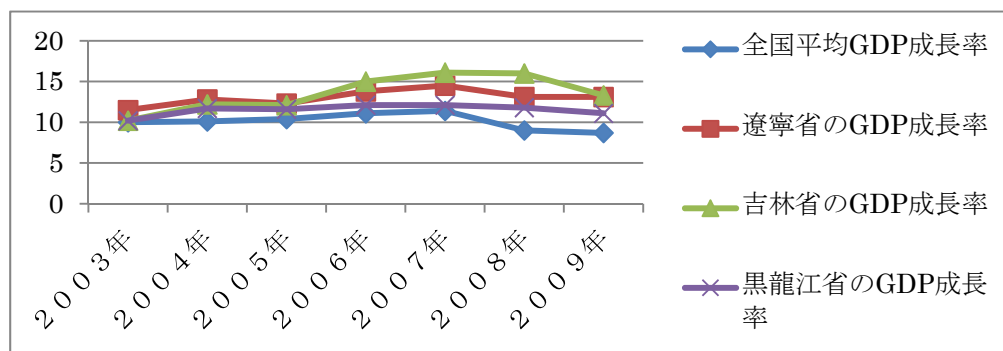
高失業率地域として知られる東北三省は、都市登録失業率が 2003 年に、それぞれ 6.5%、4.3%、4.2%から 2010 年に 3.9%、4.0%、4.3%で、黒龍江省以外は低下傾向にある。2002-2007 年の 6 年間に、失業率が全国で第 1 位であった遼寧省は全国平均(4.3%)を下回った(図 5-3)。

教育状況は改善している。東北三省では非識字者比率はさらに低下してそれぞれ 1.93%、1.92%、2.06%で、いずれも全国平均(4.08%)を下回っている。十万人当たり初等中学、高等中学と専門学校、短期大学以上の教育を受ける人口はいずれも全国平均を上回る。小学校へ就学率は 99%以上、初等中学校へ、初等高校へ進学率は 2000 年に比べて進展した。遼寧省はそれぞれ 99.9%、97.3%、吉林省は 99.4%、55.4%、黒龍江省はそれぞれ 99.8%、51.2%である。吉林省と黒龍江省の初等高校への進学率は 5 割にとどまっている。

東北三省は域内の国有企業の改革を強化した。2003 年から国有企業の所有権を中心とする改革を実行した。東北三省政府は、国有企業に民間資本や外資の資本とする参加を念頭に市場経済に対応した企業体への組織再編、中小規模企業の民間への売却、劣勢企業の退出など企業の選択と再編を行った。こうして 2007 年に、約 9000 の国有企業は所有権を改正されたり、企業再編・民営化されたりした¹¹⁹。2003-2007 年の 5 年間に、200 億元近くの国有資産を活性化して 1000 億元以上の不良債務が免除された。国有企業及び国有持株企業社数は減っている。2010 年に、全国の 8.8%を占めていたが、1775 社に減少した(表 5-3)。

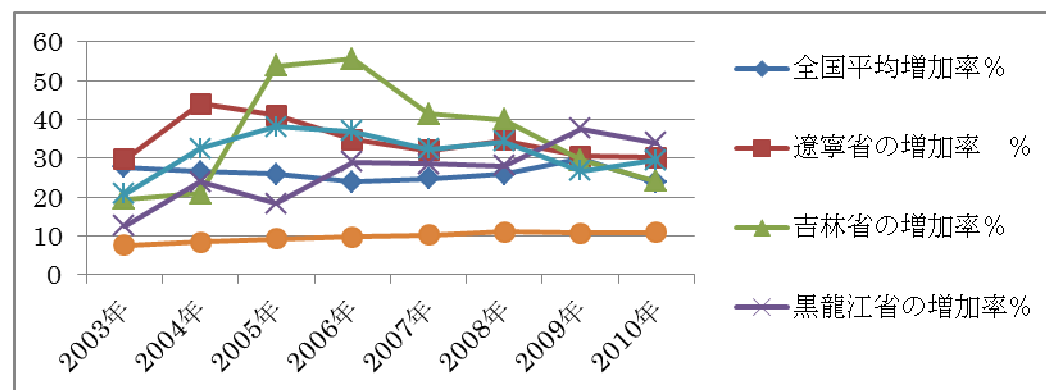
¹¹⁹ 東北振興弁公室編『東北振興 3 年評価報告』より。

図 5-1 中国毎年平均 GDP 成長率と東北三省の GDP 成長率 (%)



出所：『中国統計年鑑』[2010]より作成。

図 5-2 全社会固定資産投資額の増加率の推移(%)



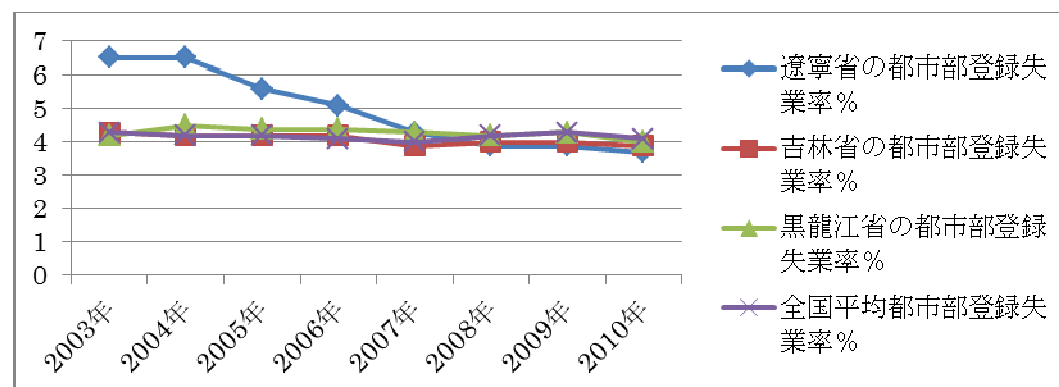
出所：中国国家發展委員会東北振興司編『東北地区経済分析報告』[2007-2010]により作成。

表 5-2 東北三省都市住民一人当たり可処分所得の推移(元、%)

年度	遼寧省		吉林省		黒龍江省		全国平均	
	可処分 収入 (元)	増 加 率 (%)	可処分 収入 (元)	増 加 率 (%)	可処分 収入 (元)	増 加 率 (%)	可処分 収入 (元)	増 加 率 (%)
2004	8008	7.6	7841	11.9	7471	11.9	9422	7.6
2005	9108	12.8	8691	10.8	8273	10.7	10493	9.6
2006	10370	12.6	9775	12.5	9182	11.0	11759	10.4
2007	12300	18.6	11286	15.5	10245	11.6	13786	12.2
2008	14393	12.1	12829	13.7	11581	13.0	15781	8.4
2009	15800	9.8	14006	9.2	12566	8.5	17175	9.8
2010	17713	9.3	15411	10.1	13857	10.3	19109	7.8

出所：『中国統計年鑑』[2003-2011]より作成。

図 5-3 東北三省の都市登録失業率の推移 (%)



出所：東北振興弁公室編『東北三省における3年間振興報告』[2007]、中国国家發展委員会東北振興司編『東北三省経済分析報告』[2007-2010]により作成。

表 5-3 国有企業および国有持株企業社数の推移 (%)

年 地域	1999	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
遼寧省	2604	1334	1156	1397	1254	839	1046	883	852
吉林省	1824	969	943	583	466	391	416	407	406
黒龍江省	2015	970	974	693	661	515	543	505	517
合計の割合	10.5	9.5	8.6	9.7	9.5	8.4	9.4	8.5	8.8

出所：各省政府工作報告、中国統計年鑑各年版より整理。

2. 「東北三省」政策後東北三省都市貧困問題の解決策の効果

(1) 社会保障制度の整備の効果

中国政府は、深刻な都市貧困問題の解決のために、東北三省に全国で最も速く社会保障制度を整備した。遼寧省は2001年から、吉林省と黒龍江省は2004年から社会保障制度の整備を完成した。表5-4を見ると、年金保険制度、失業保険制度、医療保険制度の加入率は全国平均よりかなり高い。失業保険制度の加入率は低下する傾向がある。失業保険の受給率が低いため影響を与えたと考えられる。ただ、失業率が高い黒龍江省では加入率が高い。失業率はなかなか低下しない黒龍江省ではの就業者が失業を備える意識が高いと考えられる。東北三省の医療保険の加入率が全国平均2倍近く高い。病気のため高い医療費に少しでも備えるようにすることがうかがえる。2010年に、東北三省では年金保険に加入する就業者はそれぞれ1024.2万人、392.9万人、589.2万人である。吉林省、黒龍江省では2割強の就業者は加入していない。医療保険に加入する就業者はそれぞれ944.6万人、370万人、595.3万人である。年金保険加入者数よりやや低い。失業保険に加入する就業者はそれぞれ626.9万人、245.1万人、472.9万人である。加入者数は低い。

表 5-4 年金制度、失業制度、医療制度の加入率の推移(%)

保険制度別		2004 年	2008 年	2010 年
年金制度	全国平均	46.3	54.9	55.9
	遼寧省	88.4	105.1	99.5
	吉林省	70.1	86.7	76.3
	黒龍江省	78.1	82.9	78.2
失業制度	全国平均	30.8(50.6)	41.0(29.5)	38.6(23.0)
	遼寧省	53.8(116.5)	67.0(37.6)	60.9(29.3)
	吉林省	52.4(43.3)	54.8(67.9)	47.4(34.4)
	黒龍江省	62.6(29.5)	66.6(32.1)	62.7(24.3)
医療制度	全国平均	34.2	49.6	51.3
	遼寧省	61.8	88.6	91.7
	吉林省	45.5	74.8	71.9
	黒龍江省	57.7	81.6	79.0

出所：『中国統計年鑑』[2005-2011]より整理。括弧内の数字は受給率。各種加入率は都市部の加入した就業者/都市部就業者数。

(2) 都市貧困者の再就職促進の効果

東北三省政府は都市貧困者の再就職の支援に力を入れた¹²⁰。まず、中国政府は、国有企業に設けられた再就職センターに入る一時帰休者に対して 300 億元以上の補助金を投入して、遼寧省、吉林省、黒龍江省でそれぞれ 175.5 万人、130 万人、172 万人の一時帰休者が失業者に切り替えられた(2005 年)。東北三省政府は一時帰休者・失業者を対象とする小額担保貸付金を拡大している¹²¹。起業や自営業を営む資金の支援や税金の減免、低教育水準の 40・50 代の失業者や貧困者に対する公益ポスの拡大、就業情報の提供や無償職業訓練によって、貧困者の就職や再就職チャンスの拡大を支援した¹²²。2006 年に、東北三省合計 491 万人の一時帰休者が失業者に切り替わることが完了した。2007 年に、黒龍江省は 60.5 万人の一時帰休者に再就職をさせた。2008 年に、吉林省は、合計 12 万の公益ポスを創出し、吉林省と遼寧省のゼロ雇用世帯をなくした。黒龍江省でも、ゼロ雇用世帯のうち 5.5 万世帯減少した¹²³。

資源枯渇型都市では、多く都市貧困者に対して、政府、企業、社会を通じての就業援助

¹²⁰ 東北三省政の『政府工作報告』各年より。

¹²¹ 小額請貸付金：一時帰休者を対象にして小額融資制度である。保証人や保証機関が保証して、原則として貸付金の上限は 5 万円で、利息は国から定められた貸付金利息より低い。地域によって利息を免除や半免除することもある。期限は原則として二年間、延長することはできる。

¹²² 公益ポス：東北三省財政支出を通じて一時帰休者、都市貧困者、最低生活保険受給者特に 40 代以上中・高齢者を対象にして雇用機会を与える職位。主に保潔・保緑・保安・治安員・交通補佐など公共事業の職業。募集の方式で、賃金水準は地元で定められた最低賃金より低くない。

¹²³ 東北振興弁公室[2007]『東北地区経済形勢分析報告』、国家発展改革委員会東北振興司[2008]『東北地区経済形勢分析報告』より整理した。

が実行している。遼寧省の阜新市は中国で最も代替産業の育成を実施する資源枯渇型都市である。阜新市政府は公益ポストを創出するため、2002-2005 年間に 5972.2 万元を出資して 1 万 5000 人の再就業ができた。9.8 万人の一時帰休者が失業保険に加入した。23.2 万人の従業員が基本医療保険に加入し、17.8 万人の都市貧困者が最低生活保障をうけた。しかし、代替産業の育成も初期段階であるため、阜新市の経済成長が著しくなく、雇用創出の限界がみられた。阜新市では、石炭企業以外の産業に 7 万人の一時帰休者を吸収したが、約 2-3 万人の再就業ができていない¹²⁴。

表 5-5 振興目標との比較(2010 年)

分野		目標値	達成値
経済成長	一人当たり GDP(元)	21889	34303
経済構造	GDP に占める第 3 次産業の割合	41.0	36.9
	GDP に占める非公有制経済の割合	48	54
	GDP 占める研究開発費の割合	2	1.2
	都市化率	55	57
社会発展	都市部の登録失業率(%)	5.0	4.0
	都市部の年金保険加入者数(万人)	3270	3051
	平均教育年限(年)	10	9.2

出所：中国国家發展改革委員会東北振興司[2012]『「東北振興“十二五” 规划」より整理。

「東北振興」策以降、東北三省の経済成長が続いている。国有企業の改革を強化した結果、国有企業および国有持株工業企業社数は減少した。2003 年に全国の 9.5%を占める 3273 社から、2010 年に 8.8%の 1775 社に低下して、国有経済シェアが高い状況は改善されつつあるが、2010 年に、東北三省の国有経済が工業生産額に占める割合はそれぞれ 31%、43.5%、57.9%であり、いずれも全国平均水準(26.6%)、長江デルタの上海市(37.2%)、江蘇省(10.7%)、浙江省(13.1%)、珠江デルタの広東省(15.3%)を上回る。吉林省と黒龍江省の国有経済シェアは依然として高い¹²⁵。「東北地区振興計画」に設定された数値(表 5-1)は 2010 年に、第 3 次産業 GDP の割合は 2005 年より低い。年金都市貧困問題保険の加入者は多くない。都市登録失業率は高い(表 5-5)。東北三省で実行された都市貧困問題の解決策の限界が現れてきた。都市貧困者数は三省とも 100 万人を超える状況が変わっていない。

「東北振興」は、中国政府が東北地区経済の再活性化を図り、内需主導経済への円滑な転換と高い経済成長率の維持を目指したものであると考えられる。2003 年以降、東北三省で全面的改革を行って経済成長を遂げた。都市貧困問題に社会保障制度の確立と都市貧

¹²⁴ 趙[2008] p. 29

¹²⁵ 『中国統計年鑑』[2011]より計算した。

困者再就職の促進を行っている。しかし、東北三省の経済成長は達成されてはものの、東北三省における都市貧困者は依然として多い。都市貧困問題は解決していない。

第6章 「東北振興」政策以降東北三省における貧困問題

2003年に実行された「東北振興」策は、東北三省において社会保障制度の整備や国有企業の改革、対外開放などを行って東北三省に新たな重工業基地が形成することによって地域経済の再振興、住民生活水準の改善及び都市貧困問題の解決を実現するものであると考えられる。東北振興弁公室に発表された「東北振興3年評価レポート」と「東北地区経済形勢分析報告」（2007-2010年）は、東北三省の経済成長の加速、固定資産投資の全国に占める割合の上昇、国有企業改革の進展など多くの分野について評価している。経済成長とともに東北三省における都市貧困問題はどのような変化が生じたのか。以下で、2003年以降、東北三省における都市貧困問題の解決について社会保障制度と雇用状況の2つ面に分析する。

第1節 東北三省における経済成長と都市貧困問題

第4章では、2003年までに、東北三省で国有経済を主導する発展方向が維持されたため、地域経済の低迷が続いていた。国有企業に依存する雇用創出が困難になるため、大量の失業者・一時帰休者は再就職できず都市貧困にいたるのが、東北三省の都市貧困問題の深刻化している最大の要因である。中国政府は、東北三省の経済成長を促すために、2003年に、「東北振興」策を打ち出した。そして、東北三省における都市貧困問題を解決するために、東北三省政府は失業者・一時帰休者を対象とする再就職を促進し、全国でいち早く社会保障制度を整備した。2010年に、東北三省における「都市住民最低生活保障制度」の受給者はそれぞれ126万人、115万人、151.1万人に減った。東北三省で社会保障制度が強化されたため、より多くの都市貧困者が「都市住民最低生活保障制度」を受けられるようになってきた。一方、政府の行っている解決策は東北三省における都市貧困問題の解決と拡大の防止に不十分であると考えられる。以下で、2004年以降、東北三省における雇用状況を考察する。

1. 東北三省における都市貧困問題の現状

2004年以降、東北三省は高度な経済成長を遂げ、一人当たりGDP、都市部住民一人当たり可処分所得や農民一人当たり純収入は向上した。遼寧省と吉林省の都市貧困者は減少する傾向がある。表6-1に、遼寧省では、都市登録失業者数が半分近く減った。「都市住民最低生活保障」の受給者数が最も多い2003年の159.6万人から、2010年に126万人に減少した。吉林省では、都市登録失業者数が20万人台で変動している。「都市住民最低生活

保障」の受給者数が最も多いの 2002 年の 149 万人から、2010 年に 115.4 万人に減少した。黒龍江省では、都市登録失業者数が 2009 年まで減少したが、2010 年に、5 万人近く増加した。「都市住民最低生活保障」の受給者が三省で最も多い 2004 年の 157 万人から、2006 年の 145.3 万人に減少したが、2008 年以降、150 万人台を推移している。

表 6-1 東北三省における都市登録失業者と「都市住民最低生活保障制度」受給者の推移

年度	遼寧省		吉林省		黒龍江省	
	失業者 (万人)	最低生活保障 受給者(万人)	失業者 (万人)	最低生活保障 受給者(万人)	失業者 (万人)	最低生活保障 受給者(万人)
2002	75.6	129.7	23.8	149	41.6	153.1
2003	72.0	159.6	28.4	149	35.0	156.2
2004	70.1	137.3	28.2	135	32.9	157.0
2005	60.4	150.5	27.8	136	31.3	150.6
2006	54.0	141.1	26.0	134	31.0	145.3
2007	44.5	141.2	23.9	129	31.5	145.9
2008	41.7	137.5	24.3	127	32.1	150.9
2009	41.6	130.5	23.4	131	31.4	154.5
2010	38.9	126.0	22.7	115	36.2	151.1

出所：『中国統計年鑑』[2011]、『中国民政統計年鑑』各年より整理。

2007 年の東北三省政府報告によると、東北三省の国有企業の体制改革を完了したということで、東北三省で大規模なレイオフが沈静化した。しかし、都市貧困者の構成から見ると（表 6-2-1、6-2-2、6-2-3）、2006 年まで、都市貧困者は失業者・一時帰休者とその家族が主になっていたのに対して、2007 年から、成年の失業者や現役就業者と臨時就業者が増え、都市貧困者の主体になってきた。失業者と低所得者は都市貧困者に占める割合は遼寧省で 5 割強、吉林省と黒龍江省で 6 割強になっている。そのうち、遼寧省の臨時就業者の割合が増えている。吉林省の現役就職者の割合が遼寧省と黒龍江省を上回っている。黒龍江省の臨時就業者の割合が遼寧省を下回ったが、2009 年から増える傾向がある。都市貧困者の構成からみると、東北三省では、毎年成年の都市貧困者（労働能力と意欲がある者）と失業者を合わせて 300 万人近くの雇用が不足であると推測できる。

とくに、注目すべきのは、在校生とその他で構成されている未成年者である。遼寧省で 3 割、吉林省と黒龍江省で 2 割強を占めている。十分な教育を受けられるか、あるいは現在教育を受けても継続できるかどうか、特に、貧困の次世帯に引き継がれるのではないかと懸念される。

表 6-2-1 遼寧省都市貧困者の構成の推移(%)

年度	高齢者	成年者				未成年者	
		在職者	臨時就業者	登録失業者	未登録失業者	在校生	その他
2007	12.5	1.8	21.2	20.6	13.5	20.1	10.2
2008	11.3	2.2	19.1	19.6	13.5	16.7	17.5
2009	11.9	3.8	19.8	20.3	15.2	18.7	10.4
2010	11.9	1.8	20.3	22.0	14.1	16.7	13.2

出所：『中国民政統計年鑑』各年版より整理。年寄は 60 歳および 60 歳未満の定職年齢の範囲内の者。在校生は高校から短期大学や大学に進学者も含む。

表 6-2-2 吉林省都市貧困者の構成の推移(%)

年度	高齢者	成年者				未成年者	
		在職者	臨時就業者	登録失業者	未登録失業者	在校生	その他
2007	9.9	5.7	11.9	29.2	20.7	9.9	12.0
2008	11.5	5.2	8.1	27.8	20.4	8.3	18.7
2009	13.0	5.2	10.5	28.7	21.2	9.8	11.6
2010	13.7	5.2	9.9	30.0	20.2	9.4	11.7

出所：同上。

表 6-2-3 黒龍江省都市貧困者の構成の推移(%)

年度	高齢者	成年者				未成年者	
		在職者	臨時就業者	登録失業者	未登録失業者	在校生	その他
2007	8.0	1.6	21.0	28.2	16.4	13.5	11.2
2008	11.5	2.3	14.6	23.4	17.8	14.1	16.3
2009	11.9	2.2	16.1	24.0	21.2	15.0	9.6
2010	12.0	1.9	17.7	22.0	24.0	14.4	8.1

出所：同上。

東北三省では、失業者や低所得者が都市貧困者の主流になる傾向がある。雇用創出の問題、とくに、安定的かつ十分な所得を保証する雇用の重要さがますます顕在化している。2010 年に、東北三省は総人口の全国に占める割合が全国で最も低い(8.2%)地域にもかかわらず、都市貧困人口の比重は全国の 17%を占めている。東北三省は依然として都市貧困発生率(6.4%)が高い地域である。

2. 東北三省における経済成長と雇用創出と都市貧困問題

2003 年以降、遼寧省と吉林省の都市貧困者数は減少する傾向があるものの、都市貧困者の失業者や低所得者が増えている。就業しても十分な所得や安定した就業を保障しないと貧困へ逆戻すリスクが高いと予想される。「東北振興」以降、東北三省の雇用状況はどのような変化があるのか、以下で、分析する。

表 6-3 は、東北三省の GDP 増加率と就業増加率の推移である。「東北振興」策以降、東北三省の経済は持続的に成長している。しかし、就業増加はそれほどではない。GDP 増加率と就業増加率をみると、遼寧省でそれぞれ 11%、2.8%、吉林省でそれぞれ 13.5%、3.7%、黒龍江省でそれぞれ 11.8%、1.0%、吉林省は 2005 年に、就業者数が減少した経験もあったが、就業の増加率が三省で最も高い。黒龍江省の就業増加率が最も低い。それは、中小企業が多い吉林省では就業創出をしやすく、大型企業、特に資源型企業が多く、黒龍江省では産業転換や雇用創出をしにくいことが原因の 1 つであると考えられる。

表 6-3 2004 年以降東北三省就業率の推移(%)

各年	遼寧省			吉林省			黒龍江省		
	GDP 増 加 率 (a)	就 業 増 加率(b)	雇用弾力 性 (b/ a)	GDP 増 加 率 (a)	就 業 増 加 率(b)	雇用弾 力性(b/ a)	GDP 増 加 率 (a)	就 業 増 加率(b)	雇用弾 力 性 (b/ a)
2004	12.8	4.9	0.38	12.2	6.8	0.56	11.7	0.1	0.01
2005	12.7	1.4	0.11	12.1	-1.5	-0.12	11.6	0.2	0.02
2006	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2007	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2008	13.4	1.3	0.10	16.0	4.3	0.27	11.8	0.6	0.05
2009	13.1	4.4	0.34	13.6	3.6	0.26	11.4	1.0	0.09
2010	14.2	2.2	0.15	13.8	5.4	0.39	12.7	3.3	0.26
平均	11.0	2.8	0.22	13.5	3.7	0.27	11.8	1.0	0.09

出所：『中国統計年鑑』各年版より作成。2006 年の数字が不明。

時期によって産業別就業者の割合をみると(表 6-3-1、表 6-3-2、表 6-3-3)、以下の変化をとらえる。

1996-2002 年に、遼寧省では第一次産業と就業者の割合が、1996 年のそれぞれ 15%、31.7%から、2002 年に 10.8%、34.4%となり、第一次産業の GDP に占める割合は減りつつあるのに対して就業者の割合は 2.7%と増加した。第二次産業と就業者の割合は、1996 年のそれぞれ 48.7%、37%から、2002 年にそれぞれ 47.8%、28.7%、第二次産業の GDP に占

める割合はほぼ変わっていないのに対して就業者の割合は8.3%と低くなった。第三次産業のGDPに占める割合と就業者の割合は、1996年のそれぞれ36.3%、31.3%から2002年にそれぞれ41.4%、36.9%となり、第三次産業のGDPに占める割合が増加したのに従って就業者の割合は5.6%と増えた。吉林省と黒龍江省では同様な変化がある。要するに、この時期の雇用は、第一次産業の就業の拡大と第三次産業の就業の増加によって創出された。黒龍江省では、第二次産業の就業者の減少が三省で最も多い。第三次産業の雇用が少ないため、第一次産業就業の増加は三省で最も多い。都市部失業者・一時帰休者は第一次産業に戻る可能性が高い。

2003-2010年の間に、東北三省は高度な経済成長を遂げているとともに、三省ともに第一時産業のGDPに占める割合と就業者の割合は低下してきた。遼寧省では、第一次産業のGDPに占める割合と就業者の割合は2003年のそれぞれ10.3%、34.7%から、2010年にそれぞれ8.8%、30.8%、第一次産業のGDPに占める割合は低下して就業者の割合も3.9%と低くなった。第二次産業のGDPに占める割合と就業者の割合は、2003年のそれぞれ48.3%、28.2%から、2010年にそれぞれ54.1%、27.7%、第二次産業のGDPに占める割合は高くなったが、就業者は減少し続けている。第三次産業のGDPに占める割合と就業者の割合は2003年のそれぞれ41.4%、37.1%から、2010年にそれぞれ37.1%、42.5%、第三次産業のGDPに占める割合は低下しているのに対して就業者の割合は4.9%と上がった。吉林省は第一次産業の就業者の割合は7.1%低くなり、低下の度合いが三省で最も大きい。第二次産業のGDPに占める割合が増加するとともに、就業者の割合も3.9%と増えた。黒龍江省では第一次産業の就業者の割合は6.9%と低下した。第二次産業のGDPに占める割合と就業者の割合はともに低下して、第三次産業のGDPに占める割合と就業者の割合はともに増加している。この時期の雇用は、遼寧省と黒龍江省では第三次産業、吉林省では第二次産業と第三次産業に創出された。

「東北振興」策以降、東北三省では第二次産業がGDPに占める割合が高い産業構造は変わっていない。第三次産業の発展は速くない。第三次産業のGDPに占める割合から見ると、遼寧省は2003年の41.4%から、2010年に37.1%に後退して1990年代後半の水準に戻った。吉林省と黒龍江省は3割にとどまっている。2010年に、第一次産業の就業者の割合はそれぞれ31.3%、42%、44.4%、全国平均(36.7%)を上回る状況が変わっていない。第二次産業のGDPに占める割合は5割強に対して、就業者の割合はそれぞれ26.2%、21.3%、19.4%であり、全国平均(28.7%)より低い。東北三省では、経済成長に伴う就業の増加はそれほどではない。教育水準、年齢、健康など各面に脆弱な都市貧困者にとって常に厳しい雇用状況に直面している。東北三省にとって雇用創出は依然として最大の急務であると考えられる。

表 6-3-1 遼寧省の産業別 GDP に占める割合と就業比率 (%)

各年	第一次産業		第二次産業		第三次産業	
	GDP 割合	就業者 比重	GDP 割合	就業者 比重	GDP 割合	就業者 比重
1996	15.0	31.7	48.7	37.0	36.3	31.3
1997	13.9	32.5	50.0	36.4	36.1	31.1
1998	13.7	33.6	47.8	35.0	38.5	31.4
1999	12.5	32.7	50.0	33.0	39.5	34.3
2000	10.8	33.4	50.2	31.7	39.0	34.9
2001	10.8	33.2	48.5	30.2	40.7	36.6
2002	10.8	34.4	47.8	28.7	41.4	36.9
2003	10.3	34.7	48.3	28.2	41.4	37.1
2004	11.2	34.4	47.7	28.0	41.1	37.6
2005	11.0	34.1	49.4	28.1	39.6	37.8
2006	10.5	33.7	51.0	27.7	38.5	38.6
2007	10.3	32.4	53.1	27.6	36.6	40.1
2008	9.7	31.9	55.8	27.5	34.5	40.6
2009	9.3	30.6	52.0	27.2	38.7	42.2
2010	8.8	31.3	54.1	26.2	37.1	42.5

出所：中国国統計年鑑[1999-2011]、『遼寧統計年鑑』各年より作成。

表 6-3-2 吉林省の産業別 GDP に占める割合と就業比率 (%)

各年	第一次産業		第二次産業		第三次産業	
	GDP 割合	就業者 比重	GDP 割合	就業者 比重	GDP 割合	就業者 比重
1996	28.1	44.7	40.6	26.2	31.3	29.1
1997	25.4	44.5	39.8	25.5	34.8	30.0
1998	27.6	48.2	38.3	20.3	34.1	31.5
1999	25.4	49.2	40.2	20.0	34.4	30.8
2000	21.4	50.2	42.9	19.1	35.7	30.7
2001	20.2	50.2	43.3	18.5	36.5	31.3
2002	19.9	49.5	43.6	18.5	36.5	32.0
2003	19.3	49.2	45.3	17.4	35.4	33.3
2004	19.0	46.1	46.6	18.6	34.4	35.3
2005	16.8	45.7	44.4	18.7	38.8	35.6
2006	16.1	45.2	44.4	19.0	39.5	35.5
2007	14.8	44.6	46.8	19.2	38.3	36.2
2008	14.3	44.0	47.7	19.6	38.0	36.3
2009	13.5	43.8	48.7	20.2	37.9	36.0
2010	12.2	42.1	51.5	21.3	36.3	36.6

出所：中国国統計年鑑[1999-2011]、『吉林統計年鑑』各年より作成。

表 6-3-3 黒龍江省の産業別 GDP に占める割合と就業比率(%)

各年	第一次産業		第二次産業		第三次産業	
	GDP 割合	就業者 比重	GDP 割合	就業者 比重	GDP 割合	就業者 比重
1996	19.4	35.9	53.3	34.3	27.3	29.8
1997	17.9	35.3	53.5	31.0	29.8	33.6
1998	16.3	48.6	53.2	22.7	30.5	28.6
1999	13.0	48.8	54.8	22.7	32.2	28.4
2000	11.0	50.2	57.4	21.7	31.6	28.1
2001	11.5	50.5	56.1	21.3	32.4	28.2
2002	11.5	50.4	55.9	21.1	32.6	28.5
2003	11.3	51.3	57.2	19.6	31.5	29.1
2004	11.1	48.3	59.5	21.2	29.4	30.5
2005	12.4	46.0	53.9	21.0	33.7	33.0
2006	11.8	45.2	54.7	21.0	33.5	33.8
2007	13.0	43.7	52.3	21.6	34.7	34.7
2008	13.1	43.4	52.5	20.8	34.4	35.8
2009	13.4	43.2	47.3	20.6	39.3	36.2
2010	12.7	44.4	49.8	19.4	37.5	36.2

出所：中国国統計年鑑[1999-2011]、『黒龍江統計年鑑』各年より作成。

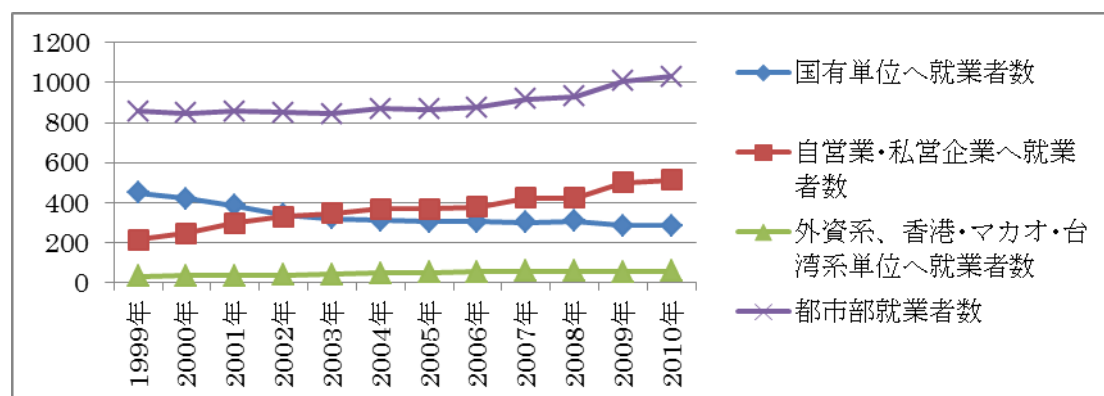
東北三省の都市部での雇用状況をみてみよう。1990年代以降、国有企業の改革によって国有持株企業や、有限責任会社など、中国の就業形態も多様になってきた。中国科学院国情研究センター主任・清華大学教授胡鞍鋼は、「中国の就業形態は3つにある。①伝統正規雇用：国有単位（企業や事業所や行政機関）、都市集団所有制単位（都市集団所有制企業や事業所）②新興正規雇用：株式合作会社、聯合単位、有限責任単位、香港・マカオ・台湾系単位および外資系単位③非正規雇用：自営業・私営企業、統計していない農民工である」と述べた¹²⁶。中国の統計上では、国有企業と行政機関に構成されている国有単位と自営業・私営企業、外資系単位、香港・マカオ・台湾系単位で主に形成されている非公有制経済を分けているので、本研究では、国有単位、と非公有制経済の自営業・私営企業、香港・マカオ・台湾系単位および外資系単位の雇用を取り上げて分析する。

図 6-1 をみると、東北三省は国有単位の就業者数は減少する傾向にある。就業者数は2003年それぞれ317.8万人、207.6万人、342.7万人、2006年それぞれ302.2万人、174.0万人、313.6万人、2010年それぞれ283.2万人、166.3万人、332.3万人で、国有企業の雇用創出の機能が低下している。遼寧省では2002年から、吉林で省は2008年から、自

¹²⁶ 胡[2008]p. 175

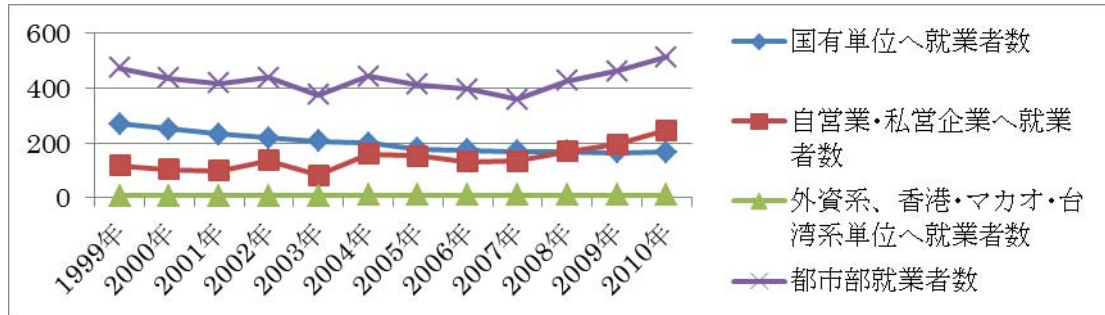
営業・私営企業就業者数は国有企業就業者数を上回って都市部の新たな雇用創出の主体になってきた。非公有制経済就業者は、2003年それぞれ344.8万人、83.7万人、171万人、2006年それぞれ367.9万人、152.4万人、186.5万人、2010年に511.5万人、247.3万人、293.9万人に増加した。黒龍江省では国有経済に占める雇用比率が高い状況が2010年まで続いているが、自営業・私営企業就業者数の増加は2008年から顕著である。省別国有経済就業者と非公有制経済就業者の割合をみると、遼寧省では2003年のそれぞれ37.6%、45.4%から、2010年に27.5%、54.9%、吉林省では2003年のそれぞれ55.3%、24.6%から、2010年にそれぞれ32.3%、50.1%、黒龍江省では2003年の49.95%、25.9%から、2010年にそれぞれ44.1%、40.3%になり、遼寧省と吉林省は、非公有制経済就業者が都市部就業者の半分以上を占めている(表4-8、表7-17)。そのなかであり、外資系企業就業者は、2003年それぞれ38.8万人、8.7万人、7.0万人、2006年それぞれ49.1万人、9.8万人、7.4万人、2010年にそれぞれ53.1万人、10.6万人、9.5万人であり、遼寧省は増えている。吉林省と黒龍江省がその比重が少ない状態は変わっていない。非公有制経済の発展が速い遼寧省と吉林省で都市貧困者数はそれぞれ30万人近く減少した。一方、非公有制の発展が遅れている黒龍江省で都市貧困者数はほぼ変わらない。非公有制経済の発展による雇用創出は、東北三省における都市貧困問題の解決に寄与したと考えられる。

図 6-1-1 遼寧省都市部の所有制別就業状況（万人）



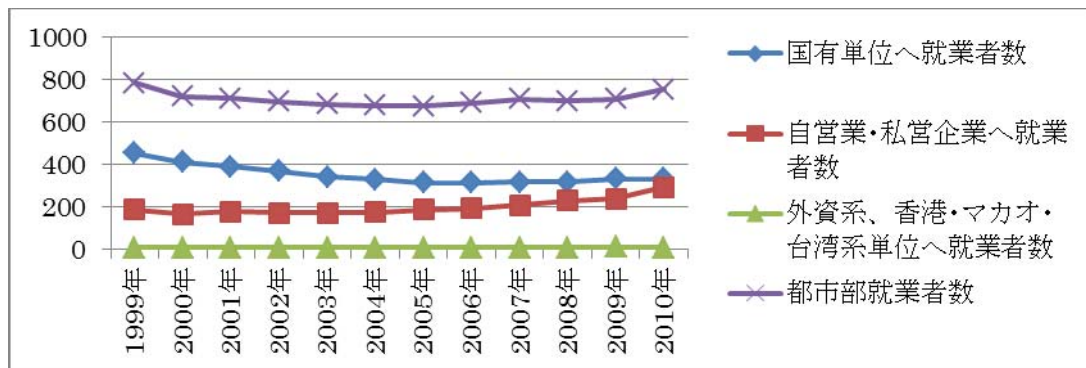
出所：『中国統計年鑑』各年版より作成。

図 6-1-2 吉林省都市部の所有制別就業状況（万人）



出所：同上。

図 6-1-3 黒龍江省都市部所有制別就業状況（万人）



出所：同上。

3. 東北三省における経済成長と貧富の格差と貧困問題

「東北振興」策を実施してから、東北三省の経済は急速に成長した。2010年に、三省のGDP成長率はそれぞれ14.2%、13.8%、12.7%で全国平均(10.4%)を上回った。経済成長とともに域内全体の生活水準は向上した。一人当たりGDPは2003年のそれぞれ14258元、9338元、11615元から、2010年にそれぞれ42355元、31599元、27076元に向上了。

しかし、東北三省と他の地域との格差を縮小することはできていない。東北三省のGDP合計の全国のGDPに占める割合は、2003年9.6%、2005年8.7%、2007年8.5%、2010年に8.6%に低下して広東省GDPの8割しか占めていない。東北三省の一人当たりGDPは2005年の15982円で東部地域(23768元)と7786元の格差があった。2010年に、その格差は12051元に拡大した。2004年から、東北三省の都市住民の一人当たり可処分所得は年平均10%が増加している。2010年に15941円で、西部地域を追いかけて第3位になった。しかし、全国平均(19109.44元)に占める割合は、2003年のそれぞれ85.5%、82.7%、78.8%から、2010年にそれぞれ92.7%、80.6%、72.5%、遼寧省だけ全国平均との格差を縮んだ。吉林省と黒龍江省が拡大した。東北三省の一人当たり消費支出はそれぞれ13280.04元、11679.04元、10683.92元であり、いずれも全国平均(13471.45元)を下回る。さらに、東北三省の間に経済格差が拡大している。一人当たり可処分所得からみると、2003年そ

れぞれ 7240.58 元、7005.17 元、6678.9 元、2008 年それぞれ 14392.69 元、12829.45 元、11581.28 元、2010 年それぞれ 17712.58 元、15411.47 元、13856.51 元であり、経済格差は拡大する傾向にある。

2010 年の東北三省の統計年鑑によると、東北三省でそれぞれ 4300 戸、1450 戸、2250 戸の調査が行われた。可処分所得順位の低位低所得層、上位低所得層、低位中所得層、中位中所得層、上位低所得層、低位高所得層、上位高所得層の 7 つのグループに分けて調査した結果、遼寧省では、調査人口の 20%を占める豊かな高所得層は省全体総可処分所得の 54.3%を占めるのに対して、調査人口の 20%を占める貧しい低所得層は 10.6%しか占めていない。2003 年に比べて、貧富の格差が拡大した。その度合いは全国平均を上回る。遼寧省では経済成長に伴って豊かな高所得層がますます豊かになって貧しい所得層がますます貧しくなっている。吉林省では、調査人口の 16.9%を占める豊かな高所得層は省全体総可処分所得の 32%を占めるのに対して、調査人口の 21.9%を占める貧しい低所得層は 9.9%を占めて 2003 年に比べてやや改善されたが、低所得層の可処分所得は全可処分所得の 1 割を達していない。黒龍江省では、調査人口の 17%を占める豊かな高所得層は省全体総可処分所得の 36.2%を占めるのに対して、調査人口の 22.6%を占める貧しい低所得層は 9.0%を占め、2003 年に比べてやや向上したが、低所得層の可処分所得の占有率は三省のなかで最も少ない。高所得層の可処分所得の占有率は経済成長とともに豊かになって、貧富の格差が拡大した。「東北振興」策以降、東北三省における貧富の格差は依然として大きい(表 6-4)。

表 6-4 東北三省の所得格差(可処分所得の割合)(%)

所得層別	遼寧省		吉林省		黒龍江省	
	2003 年	2010 年	2003 年	2010 年	2003 年	2010 年
低位低所得層	4.6	4.3	2.9	4.1	3.5	3.4
上位低所得層	6.9	6.3	5.2	5.8	5.1	5.6
低位中所得層	9.1	8.5	14.0	13.5	13.5	14.8
中位中所得層	11.9	11.3	18.0	19.3	17.7	17.7
上位中所得層	15.8	15.1	22.9	23.5	24.3	22.3
低位高所得層	20.7	20.1	13.5	13.7	14.9	13.6
上位高所得層	31.0	34.2	23.6	18.3	21.0	22.6

出所：『遼寧統計年鑑』[2004、2011]、『吉林統計年鑑』[2004、2011]、『黒龍江統計年鑑』[2004、2011]より作成。

第 2 節 「東北振興」政策以降都市貧困問題に対して社会保障制度の問題点

「改革開放」後、従来の国有企業と一体化された社会保障制度は崩壊した。経済的に不安定な人々と最近では珍しくない億万長者との格差がますます拡大している。2003 年以

降、中国政府は「先富論」政策から「すべての階層・すべての人が経済成長の成果を享受できるようなより公平的、平等的再分配による「和諧社会」を構築する「共富論」へ転換した。90年代に創立した各種社会保障制度の改革は、2001年から遼寧省、2004年から吉林省と黒龍江省で実行された。そのために、東北三省は社会保障制度の整備が全国で最も速い地域になった(第5章)。以下では、社会保障制度の「医療保険制度」と「都市住民最低生活保障制度」の問題点について説明する。

1. 社会保障制度の納付金について

2004年に、都市貧困問題が深刻化している東北地域に、年金・医療・失業など保険制度が整備された。東北三省では失業者・一時帰休者が多いため各種保険制度の加入率が高い(表5-4)。しかし、各種保険制度の納付金が高いすぎることはしばしば指摘される。「年金制度」の納付金を例にみると、2001年以降、個人口座規模が個人賃金の11%から8%に引き下げられた。個人の納付金は個人口座に納めるようにしているが、納付水準は加入者の収入によって違う。従業員、自由職人者、都市自営業者および個人経営者に雇われる従業員は本人賃金収入を考慮して地元従業員の平均賃金の300%-60%の間に定めるという。毎月収入が固定されていない者の納付基準は、地元の都市従業員の平均賃金の水準で納付すると規定している。そして、自由職業者、自営業者の納付金は本人の収入の18%を収めなければならない。そのうちの8%を個人口座に納入し、残りの10%を社会プールに納める。個人経営者に雇われている従業員は本人の賃金の8%をすべて個人口座に納入する。社会プールは雇主が、雇われた従業員賃金総額の10%を納める。貧困者や低所得者や不安定な就業者(短期就業者など)も同様に課されているため、都市貧困者や低所得者にとって保険料金の納入は極めて難しい。そして、企業の負担も高い。企業の納める比率は企業賃金総額の20%に定められている。企業は就業者の医療・失業・労災・生育など保険費をすべて負担すると考えると、企業側の納付金は合計40%に上る。企業、特に、自営業者・私企業は労働者の吸収を控えるか、各種保険の加入を回避するかという傾向がある。

東北三省の社会保障制度の納付金と納付金の都市部住民世帯一人当たり総支出に占める割合をみると、遼寧省2004年のそれぞれ610.38元、6.9%から、2010年にそれぞれ1987.13元、10.8%、吉林省2004年のそれぞれ324.66元、5.3%から、2010年にそれぞれ1402.5元、7.9%、黒龍江省2004年のそれぞれ286.1元、4.1%から、2010年にそれぞれ1085.7元、7.7%で、三省ともに上がった。保険費の納付負担は増加する傾向がある。低所得者にとって社会保障制度に納付金の負担が極めて大きい。2010年に、社会保障制度の納付金は、遼寧省の下位低所得者と極貧者はその総支出に占める割合がそれぞれ14.9%、16.8%になり、2004年に比べて2倍以上を上昇した¹²⁷。こうした保障制度は都市貧困者、や低所得者と不安定な所得者のことを考慮せず、社会保障制度加入者の増加は緩慢である。

¹²⁷ 『遼寧統計年鑑』[2005][2011]、『吉林統計年鑑』[2005][2011]、『黒龍江統計年鑑』[2005][2011]より計算した。

2. 医療保険制度の現状

中国の医療制度は、1953 年から国有企業、集団所有制企業の従業員を対象とする労働保険医療制度(「劳保医療」と呼ばれる)と国家機関、事業行政部門の職員を対象とする公費医療保険制度(「公費医療」と呼ばれる)を創設し、また農村戸籍の農民に対して農村合作医療制度(改革開放移行後徐々に機能しなくなった)が設立された。この「無料医療」の医療保険制度は狭義には医療費を保障する制度である。「劳保医療」¹²⁸と「公費医療」は改革開放以前、中国国民の健康と福祉の増進に役に立った。1998 年中国の一人当たり GDP が、わずか 800 ドルであったが、死亡率が 1949 年の 3.3%から 1999 年には 0.646%に低下し、平均寿命が 1949 年の 35 歳から 1995 年の 70.8 歳に延びた。中国は最貧国にもかかわらず、発展途上国の平均指数より 10 歳も寿命が長く、幼児死亡率を含む死亡率も低い。

1978 年以降、医療保険制度が、年金制度と同様に機能しなくなった。1994 年 3 月、国務院は江蘇省を医療保障制度改革モデル都市に指定し、中国の医療保険制度についての改革を本格化した。社会プール医療保険基金と個人口座の結合による保険方式で実験が始まった。この試行様式は、年金保険制度と同様に、企業が負担する保険料の一部を社会プール医療基金に積み立て、その他の部分と個人負担部分の全額を個人医療保険口座に積み立て、医療サービスを受けるときは、まず個人医療保険口座から支払い、それを超える部分は、基金から支払うが、個人も一部負担(15%)するというものである。さらに、各地域において多様な試みが行われた。上海市では、1996 年 5 月に入院医療保険、1997 年 5 月に急病通院医療保険を実施しており、また北京市では 1995 年 4 月、この保険を実施している。1996 年末には、全国で 24 の省・自治区・直轄市が重病医療保険を実行した。1998 年 12 月 14 日、国務院は「都市従業員の基本医療保険制度の整備に関する国務院の決定」を公布した。全国的に統一された医療保険制度が実施されることになった。対象者は、都市部のすべての企業(国有企業、集団所有制企業、外資企業、私営企業など含む)、行政機関、事業団体、社会団体、民間の非企業団体およびそれらの従業員である。個人経営者、郷鎮企業とその従業員にも適用する。納付金の基準は企業が従業員の賃金総額の 6%を、個人は賃金支給額の 2%をそれぞれ医療保険金として所属する市政府あるいは県政府の社会保険機構に納付する。個人の納入部分は、すべて個人医療保険口座に入る。企業の納入部分は 30%を個人医療保険口座に入れ、残る部分(70%)を社会プール基金に積み立てる。国家負担部分は医療保険基金の救済と税金の免除および医療保険管理部門の費用とされる。つまり、医療保険制度は、外来の医療費は自己負担し、入院の医療費は社会プール医療保険基金から拠出するということである。また、社会プール医療保険基金と個人医療保険口座を別々に運営し、相互の流用を行うことは禁止され、医療費が発生した際に、まず個人医療保険口座から支払い、口座の残高を超える部分は患者の個人負担となる。個人負担の額が当該地区の年平均賃金の 10%を超えた場合は、社会プール医療保険基金から

¹²⁸1951 年中国政府「中華人民共和國労働保険条例」頒布、国有企業・集団所有制企業の従業員に向け医療保険制度である。従業員の医療費は全額免除する、その家族の医療費は半額を免除される。財源はすべて従事する企業の利益で、足りない場合は企業自ら調達する。

支払われるが、個人も一部負担する。社会プール医療保険基金の最高支出額は、当該地区の年平均賃金の 400%となっている。個人負担と社会プール基金の負担額および比率は、各地域財政の収支均衡の原則に従って、定められている。

こうした医療保険制度が農村戸籍住民はもちろん、都市部の対象外の人や貧困者・低所得者など医療保険料を納入できない人は全く考慮しなかったため、「小病不管、有大病、一夜之間変貧困」（小病は保護せずに、大病があったら一晩で貧困者になる）という。時期を見ると、医療保険制度の改革が他の保険制度の改革よりも 5 年から 10 年も遅れ、しかも、医療保険基金制度は、医療費の改革の重点におかれ、医療費の高騰がいつそう深刻になった。医療保険制度は加入率が低く、公平性、効率も悪いと批判されている。

医療保険制度は医療サービスの提供という医療機関の機能、衛生医療管理機構、病気の予防体系など制度上の欠陥によって、結局、医療費の高騰がいつそう深刻になり、医療機関や医療機関にかかわる医療器械・薬品の製造業だけが、この改革の受益者ではないかとの指摘がある。2005 年 7 月末、国務院発展研究センターと世界保健機関(WHO) は、「中国医療体制改革への評価および提言に関する報告」による、中国医療衛生体制改革の基本的な志向は商業化、市場化であるとされている。体制改革の結果として、医療サービスの公共性の引き下げと医療資源投入のマクロ的な効率の低下をもたらした。そして医療改革の商業化と市場化という志向が医療衛生事業の発展法則に違反したことにあることで「中国の医療衛生の改革は全体的に基本的には失敗した」という評価が下された¹²⁹。

2007 年 7 月 10 日「国務院城鎮住民基本医療保険試行の指導意見」（都市部住民に対する基本医療保険試行の指導意見）によると、中国政府は、未成年高・中・小学生および幼児、就業していない住民を含む基本医療保険に自主的に加入すれば、中央財政が地方財源を補うという形で、医療保険の対象範囲を拡大した。

城鎮職工医療保険制度は設立されたといっても、医療保険制度の理念に達しておらず、再構築する必要性に迫られている。医療費支出の割合からと（表 6-5）、1978 年に、社会からの支出の割合（主に国有企業から）は最も高く 47.41%を占めるのに対して、個人から支出の割合は最も低く 20.43%であった。1994 年に設立された医療制度は個人に大きな負担をかけた。1995 年に、政府からの支出の割合は 17.97%に低下したのに対して個人支出の割合は 46.40%に上昇した。1998 年の医療保険制度によって個人からの支出の割合は 1999 年 55.85%から、2001 年にピークの 59.97%に上昇した。その後、減少する傾向があり、2009 年に、37.50%に低下した。しかし、個人支出の割合は依然として大きい。

日本では 1961 年にすでに国民の 98%（当時一人当たり GDP は 3000 ドル）以上が医療保険に加入した。韓国、台湾は 1989 年と、1995 年にそれぞれ 98%（当時の一人当たり GDP は 5000 ドル）以上、92.3%（当時一人当たり GDP は 12000 ドル）以上の加入率を実現したに対して 2010 年に、東北三省の加入者数は省総人口に占める割合が 32.2%、48.6%、40.7%で、「国民皆保険制度」にまだまだ遠い。

¹²⁹ 袖井・陳[2008]p. 186

中国では現在城鎮住民基本医療保険を設立したが、最終的な目標である平等性、公平性、効率性を日本の医療制度「国民皆保険制度」のように確立するのはまだ遠い。特に、医療保険制度に加入するのに都市貧困者や低所得者への配慮が整備されていないことで、都市部貧困者は最低生活が立たない状況のなか、病気や事故などに見舞われた場合、さらに困窮に陥る。貧困者だけではなく、健康で収入や貯蓄がある人でも、病気や事故を負ったとき、個人と家族の力で対応しきれない場合、公的扶助が得られないため、貧困の状態に置かれて貧困者になる可能性が非常に高い。

表 6-5 医療費支出の割合の推移(%)

年度	政府支出の割合	社会支出の割合	個人支出の割合
1978	32.16	47.41	20.43
1990	25.06	29.22	35.73
1995	17.97	35.63	46.40
1999	15.84	28.31	55.85
2001	15.93	24.10	59.97
2005	17.93	29.87	52.21
2009	27.50	35.10	37.50

出所：『中国統計年鑑』[2011]より整理。

3. 「都市最低生活保障制度」の現状

「最低生活保障制度」は都市貧困者にとって最後の安全網である。1999年に創立されて以来、「最低生活保障制度」の受給者は年々増えている。2004年から、東北三省で受給すべき者が受給できる原則として「最低生活保障制度」を強化された。

「最低生活保障制度」という生活保護制度は、国際的に、「所得維持制度」と呼ばれる。このような制度的な政策目標は、限りあるお金を最も生活困窮の状態にある人に対して用いることにより、それらの人たちの生存権を保障することである。中国の「最低生活保障制度」は受給者に給付する金額が受給者の所得状況によって違う。所得が全くない場合、生活保障金(都市貧困ライン)の全額を給付する。所得がある場合、その所得を引いた「差額」に世帯全員をかけた金額を給付する。表 6-7 で、東北三省の都市貧困ラインと各省の下位所得層の平均所得と平均消費支出との比較をみると、遼寧省では、極貧者と下位低所得者はつねに収入が支出に追いつかない苦しい状況に置かれているのに対して、都市貧困ラインは極貧者の所得にさえ至っていない。都市貧困ラインは消費者価格指数や最低賃金水準の変動に応じて調整されるといっても、極貧者の所得との格差は2004年の12.63元から2010年の91.57元まで拡大した。2010年に、遼寧省の都市貧困ラインは遼寧省の最低賃金水準の38.6%しか占めていない。吉林省では、遼寧省と同様、都市貧困ラインが下位低所得者の消費支出に追いつかない状況は継続している。下位低所得者の所得との格差

は2004年の96.89元から、2010年の197.67元まで拡大して、三省で最も大きい。2010年に、吉林省の都市貧困ラインは吉林省の最低賃金水準の30.3%にすぎない。黒龍江省では、下位低所得者の所得は支出を下回っている。黒龍江省の都市貧困ラインは下位低所得層の所得よりもっと低く、黒龍江省の最低賃金水準の33.4%を占めている。下位低所得者の所得との格差は2004年の66.97元から、2010年の117.83元まで拡大した。

表 6-7-1 遼寧省における最低生活受給者と都市部下位低所得者と極貧者との比較(元/月)

年度	都市平均貧困ライン	一人当たり給付金(差額)	平均最低賃金	下位低所得者		極貧者	
				所得	消費支出	所得	消費支出
2004	172.0	75.0	450.0	226.27	241.92	184.63	215.00
2005	174.0	83.1	350.0	242.45	259.36	199.33	237.45
2006	185.9	88.3	496.7	282.70	303.65	228.47	272.48
2007	192.6	107.2	590.0	335.93	347.64	286.01	316.67
2008	224.0	136.3	590.0	367.39	378.97	309.46	338.57
2009	272.2	169.9	593.0	418.94	434.45	347.27	383.60
2010	296.1	169.0	767.0	478.22	465.62	387.67	420.58

出所：『中国民政統計年鑑』『遼寧統計年鑑』[2005-2010]より作成。2010年の都市貧困ラインは12月末遼寧省各市の平均数字である。

表 6-7-2 吉林省における最低生活受給者と都市部下位低所得者との比較(元/月)

年度	都市平均貧困ライン	一人当たり給付金(差額)	平均最低賃金	下位低所得者	
				可処分所得	消費支出
2004	137.0	60.0	360.0	233.89	247.33
2005	142.2	68.3	300.0	254.60	261.37
2006	144.6	79.6	460.0	340.48	342.81
2007	153.0	98.0	510.0	332.71	344.89
2008	161.9	139.1	510.0	338.60	314.83
2009	211.8	183.4	600.0	376.43	384.84
2010	227.9	170.0	753.0	425.57	386.05

出所：『中国民政統計年鑑』『吉林統計年鑑』[2005-2010]より作成。2010年の都市貧困ラインは12月末吉林省各市の平均数字である。

表 6-7-3 黒龍江省における最低生活受給者と都市部下位低所得者の比較(元/月)

年度	都市平均貧困ライン	一人当たり 給付金(差額)	平均最低賃金	下位低所得者	
				可処分所得	消費支出
2004	124.0	58.0	390.0	190.97	182.23
2005	126.0	63.4	235.0	199.02	206.21
2006	162.3	82.9	476.4	231.92	238.80
2007	178.4	95.6	620.0	256.60	277.36
2008	200.5	138.7	620.0	268.13	290.91
2009	217.0	160.3	525.0	303.97	339.35
2010	240.1	182.0	719.0	358.03	405.43

出所：『中国民政統計年鑑』『黒龍江統計年鑑』[2005-2010]より作成。2010年の都市貧困ラインは12月末黒龍江省各市の平均数字である。

表 6-8 東北三省都市貧困ラインの状況(2010年)

省別	都市貧困ライン (a)	下位低所得層の 消費支出(b)	下位低所得層の食 品支出(c)	a/b	a/c
遼寧省	296.1	465.6	212.8	0.64	1.39
吉林省	227.9	386.1	159.8	0.59	1.43
黒龍江省	240.1	405.4	178.5	0.59	1.34
全国平均	251.2	456.0	210.4	0.55	1.19

出所：中国民政部『民政事業発展報告』[2010]、『中国統計年鑑』[2011]より作成。

各省下位低所得者の消費支出の内訳からみると、都市貧困ラインは極めて低い。2010年の遼寧省の極貧者の消費支出から見ると、食品 2346.22 元、医薬品費と医療費 318.9 元、教育費 374.62 元、ガス・水道・電気など料金 529.46 元、合計 3569.2 元で、都市貧困ライン 3553.2 元を上回る。吉林省は同様に以上の品目の合計 3151.69 元で、都市貧困ライン 2734.8 元を上回る。黒龍江省は合計 3331.3 元で、都市貧困ライン 2881.2 元を上回っている。ほかの住宅・日常用品・冬季暖房費も自己負担で、都市貧困ラインは極めて低い。受給者の最低限の生活をかろうじて維持する水準である。失業や病気の対応に不可能である。

「都市住民最低生活保障制度」の財源は 2010 年に、7 割近く中央政府から出すようになった、地方財政も負担する。経済が遅れるほど、保護対象者数が多くなり、地方財源の供給不足や、費用の負担が過重になる。そのため、申請者の審査を厳しくするかや、受給者になっても給付金の一部しかもらえない場合がある。表 6-7 の東北三省の下位低所得者を都市貧困者とすれば、2010 年に、東北三省都市部人口(それぞれ 2718.8 万人、1242.1 万人、2133.7 万人)と下位低所得層が占める比率で計算すれば、遼寧省で 271.88

万人(極貧者 135.94 万人)、吉林省(極貧者不明)で 141.6 万人、黒龍江省(極貧者不明)で 241.1 万人となり、合計 654.58 万人に推測できるが、公表された本制度の受給者のそれぞれ 126 万人、115 万人、151.1 万人(合計 392.1 万人)を上回る。少なくとも 263 万人の都市貧困者は最低生活の保護を受けられずに、極端に貧しい生活を送っている。さらに、2003 年の都市貧困ラインと 2010 年の都市貧困ラインを比較すると、都市貧困ライン対下位低所得層の消費支出の比率はそれぞれ 0.75、0.60、0.89 から、2010 年のそれぞれ 0.64、0.59、0.59、都市貧困ライン対下位低所得層の食品支出の比率は 1.7、1.4、2.0 から、2010 年のそれぞれ 1.39、1.43、1.34 に、遼寧省と黒龍江省が低下した。「都市住民最低生活保障制度」の生活保護の機能は低下している傾向がみられる(表 6-8 と表 3-6)。

「都市住民最低生活保障制度」は最後の安全網として機能が発揮していないため、都市貧困者は最低生活保障を受給しても貧困から脱出する力にならないのは現状である。

以上で、「東北振興」以降の東北三省における都市貧困問題について社会保障制度と雇用創出の 2 つ面で分析した。「東北振興」が実施されて以来、東北三省の経済成長や最低生活保障制度など社会保障制度の整備は都市貧困問題の解決に至っていない。2010 年に、東北三省における都市貧困者は全国の 17%を占めている。東北三省は依然として都市貧困問題が深刻化している。貧富の格差は依然として大きい。

2004 年から、東北三省では毎年、失業者と都市貧困者を合わせて約 300 万人の雇用が不足であると推測できる。しかし、国有企業の雇用創出機能が低下しつつある。都市貧困者は 6 割以上が労働意欲や労働能力を持つ失業者と低所得者であり、賃金所得で生活を維持することを考えると、雇用創出は都市貧困者の都市貧困からの脱出および都市貧困の拡大の防止に最も重要である。東北三省における都市貧困問題の解決のために、都市部で雇用創出の主体になってきた非公有制経済の促進が不可欠であると考えられる。

第 7 章 東北三省における都市貧困問題に対する民営中小企業の役割

1978 年の「改革開放」以降、とくに経済体制の市場経済化が進展し、東北三省における国有経済の比重はしだいに低下し、従来の雇用創出の機能も低下しつつある。都市部の失業者や現役就業者と臨時就業者が主になる都市貧困者だけでなく、新規労働者、農村余剰労働者、新規卒業者はつねに雇用問題に直面している。「東北振興」策を実行してから、東北三省の経済発展が加速しているものの、雇用はそれほど増加していないため、2010 年に、東北三省は沿海地域との格差や貧富の格差が依然として大きい。東北三省の都市貧困者数は全国貧困者数の 17%、東北三省都市部総人口の 6.4%を占めている。都市貧困者数

が減少したとは言え、東北三省における「都市住民最低生活保障制度」の受給者の5割以上は労働能力かつ労働意欲がある者である。そして、「都市住民最低生活保障制度」の受給者でない貧困者数がかなり存在している。東北三省では失業者や不安定な就業者と低所得者が増えて、都市貧困者と都市登録失業者をあわせて毎年約300万人の雇用が不足である。雇用創出、とくに、安定な雇用創出は東北三省に地域経済の持続的成長および都市貧困問題の解決に最大の課題となる。本章は、日本とインドの経験を踏まえ、沿海地域で民営企業の発展状況と比較して、東北三省の非公有制経済について問題点および促進方法を考察する。

第1節 中国における非公有制経済の発展

「東北振興」策以降、東北三省では国有企業の雇用創出機能が低下している。非公有制経済が都市部の雇用吸収の主体になってきた。地域経済の継続的な成長や雇用の拡大のために、非公有制経済発展の推進が必要である。東北三省政府は非公有制経済の雇用創出に期待している。

中国都市部の非公有制経済は自営業・私営企業、外資系企業と香港・マカオ・台湾系企業から構成されている。自営業に対して「経済発展とともに自営業の重要性は相対的に低下していく」という見方があり、「自営業率は経済発展とともに最初は下がっていくが、経済がある程度の発展水準に達する上昇に転じるという経験則がある」という研究もある¹³⁰。中国政府は自営業に対して1978年から、私営企業に対して1990年から雇用創出の役割を果たすために、自営業・私営企業の発展を促進している。

改革開放後、中国の経済体制は市場経済に移行した。市場経済の進展に伴って従来の生産、経済活動にかかわる資源分配メカニズムも変化してきた。1950年代の半ばから1978年にかけて、都市部労働者はほぼ国有企業と集団所有制で働いていた。企業の従業員は都市戸籍住民である。自由競争原理が導入されてから、非能率で非効率な国有企業は経営不振に陥って倒産するか、企業再編・民営化の結果、リストラされた元従業員や農村の大量の余剰労働力を吸収したのは非公有制経済である。中国政府は非公有制経済の雇用創出の重要性の認識も高まった。中国の自営業・私営企業など非公有制経済に対する政策は時代による変化した。その変遷は以下の通りである。

- ① 1956-1978年間、自営業・私営企業の営みが徹底的に禁止された。
- ② 1981年6月、中国共産党第11期6中全会「建国以来党の若干の歴史問題に関する決議」により、「国有経済と集団経済は中国基本的経済形態、個人事業は公有制経済の必要な補充」ということで、1956年以降初めて都市・農村の個人自営業の発展を容認した。
- ③ 1982年12月、第5回中国人民代表大会5次会議で、憲法に「都市・農村の個人事業は

¹³⁰ 丸川[2002]pp. 186-187

社会主義公有制経済の補充」を改正し、都市・農村の個人事業が法律上では確保された。

- ④ 1984 年、「中共中央経済体制改革に関する決定」により、「各種経済形式と経営方式の共同的に発展は、社会主義発展の必要であり、方針である」ということで、個人自営業者による雇用が容認された。
- ⑤ 1987 年 11 月、中国共産党第 13 期全国人民代表大会で、個人自営業・私営経済の発展に促進する方針を明確。民営企業の発展が容認し始めた。
- ⑥ 1988 年 4 月、第 7 回全国人民代表大会 1 次会議で、憲法の民営経済に対する「社会主義公有制経済の補充である、合法的権利と利益を保護する」に改正したが、民営経済の引率、監督、管理が必要とすることで、公有制経済との平等的地位が与えられなかった。6 月、国務院「中華人民共和国私営企業暫定条例」、民営企業の関連法規を規定して、90 年に、正式に中国統計に計算された。
- ⑦ 1992 年 12 月、中国共産党第 14 期全国人民代表大会で、中国経済体制改革の目標は、「社会主義市場経済体制」を確定した。公有制(全民所有制と集団所有制)を主体、個人自営業、私営経済、外資経済は公有制経済の補充として、公有制経済と非公有制経済を共同発展する。
- ⑧ 1997 年 9 月、中国共産党第 15 期全国人民代表大会で、非公有制経済を「社会主義市場経済の重要な構成要素」と規定された。
- ⑨ 1999 年 3 月、第 9 回人民代表大会 2 次会議で、憲法に自営業、私営経済など非公有制経済について、「公有制経済の補充」から「社会主義市場経済の重要な構成要素」に改める。
- ⑩ 2005 年 2 月、国務院「個人・私営経済など非公有制経済発展の支持、奨励、引率に関する若干の意見」を發布した。建国以来、初めての非公有制経済発展を主題とする中央文件である。非公有制経済は各領域に投資・参入が可能になった。

以上の民営企業に対する育成政策によって中国の非公有制経済、あるいは民営企業の発展が加速された。2010 年に、中国の私営企業は 840 社に上って中国企業社数の 74%、中国で最大の企業範疇になった。自営業を含めて中国 GDP の 40%近く、税収の 50%までに達した。私営企業は圧倒的多数が中小企業である。就業者数は 1978 年の 15 万人から、2010 年に 1.16 億人(都市部の自営業・私営企業、外資系企業、香港・マカオ・台湾系企業それぞれ 4467 万人、6071 万人、1053 万人、農村部の自営業・私営企業就業者数を含めて 1.75 億人)まで成長してきた¹³¹。現在、非公有制経済はすでに新たな雇用創出の主体になった。

1. 中国における非公有制経済-民営中小企業の定義・範囲・様式

改革開放後、中国の経済体制は市場経済へ転換していくため、経済成長のエンジンといわれる企業は、従来とは異なる役割を求められた。企業は単なる雇用の場、生産の担当者

¹³¹ 『中国統計年鑑』[2011]より。

ではなく、市場に応じて、潜在的需要を発見し、リスクをとって、市場条件の変化に対し迅速かつ柔軟に対応しなければならない。国有企業の反応と違って、それに応えて生成した非公有制企業の大部分は中小企業であるため、民営中小企業とも呼ばれる。

中国では「民営」ということばは「改革開放」以降に出てきた新しい概念である。現在でも民営の範囲は統一されてない。「民営」という言葉は中国の経済学者である王春圃が1931年出版した『経済救国論』で初めて使った言葉であった。著者は当時の民間経営企業はすべて「民営」、政府が経営する企業は「官営」として相互に比較した。1942年毛澤東は自分の文章『公営と民営的経済の発展は、財政の供給を保障する』のなかで初めて「民営経済」を使った¹³²。ここでいう「公営」とは現在の国有経済である。「民営」は私有経済、各種合作社経済を指した。改革開放以降、最初は「民力」企業(民間人により起業や経営する企業)と呼び、1993年に、国家科学委員会と国家体制改革委員会による「民営科術企業の推進に力を入れるに関する若干問題的決定」を頒布された。そのなかで、「民営企業」という言葉が正式に使われた。それから「民営」という範囲が広がって、所有権に触れず資産経営にかかわる経済形式の一種となった。1995年5月に、中国政府は「中共中央、国務院關於加速科学技術進歩的決定」(科学技術進歩の加速に関する決定)を頒布した。そのなか、「民営科学・技術企業は中国新興産業の柱である、指導や育成・促進を続けるべきだ」と示した。2003年、中国工商聯合会から出版された「中国民営経済発展報告 NO. 1 (2003)」によって民営経済の範囲が初めて決定された。広義の民営経済は国有および国有持株以外の各種所有制経済、自営業、私営企業、集団企業、香港・マカオ・台湾投資企業と外資企業を含む。非国有企業の定義と同じである。狭義の民営経済は広義の民営経済から香港・マカオ・台湾投資企業と外資企業を除く。内資民営経済とは広義の民営経済から外資企業を除いたものである¹³³。現在中国においては民営中小企業の様式は以下のような種類がある。(1) 国有民営経済。中国では元国有中小企業に対して、国有資産所有権が変わらなく、請負・貸出・委託・代行などの形式で、元企業経営者や職員、個人、民間団体などが経営する企業を指す。(2) 集団企業。都市集団企業、郷鎮企業、株式合作制企業の3種類がある。都市集団企業とは、集団的に投資を行い、所有権が明確で、所属機関が無く、自主的経営で、損益は自己責任である集団企業である。郷鎮企業は郷鎮集団企業と郷鎮非集団企業の2種類があるが、郷鎮非集団企業は典型的な民営経済である。株式合作制経済とは労働者の労働連合や労働者の資本連合が一体化したもので、労働者は投資者でもあり労働者でもある。中国民営経済の発展の方向でもある。(3) 個人経済。個人や家庭で投資し、個人や家庭成員が労働者として(従業員数は7人以下)経営する私有経済単位を指す。

(1) 私営経済。所有権が個人に属する、従業員数7人以上の経済組織、独資企業、合作企業や有限責任会社である。生産手段は個人の占有であり、従業員を雇い、利益を獲得する私有制経済である。

¹³²黄[2011] p. 1

¹³³王 [2009] p. 4 により整理した。

(2) 外資と香港・マカオ・台湾投資経済。中国と相手国がそれぞれ資本を出し合った企業、または中国側が、資本は出さず、土地建物を提供した企業や外国から直接投資した企業のことである。現在沿海部で大発展しているのは周知の通りである。

(3) 混合所有民営経済。1997 年から確立された新しい経済様式。2 つまたは 2 つ以上所有制が違う経済単位が共同的投資し、経営者は協議した上で決定する。

(4) 民営科学・情報企業。こういう企業は中国の大都市や中都市に集積している。

本論文では民営中小企業は非公有制経済の自営業・私営企業、外資系企業と香港・マカオ・台湾系企業を取り上げて東北三省の非公有制経済を分析する。

中国では中小企業の定義は業種ごとに従業員数、売上高などで決められている(表 7-1)。

表 7-1 業種別の企業規模区分

業種	大型企業	中型企業	小型企業
工業	従業員 2000 人以上 売上高 3 億元以上 資産総額 4 億以上	同 300-2000 人以下 同 3000 万元-億元以下 同 4000 万元-億以下	同 300 人以下 同 3000 万元以下 同 4000 万元以下
建設業	従業員 3000 人以上 売上高 3 億元以上 資産総額 4 億元以上	同 600-3000 人以下 同 3000 万元-3 億元以下 同 4000 万元-4 億元以下	同 600 人以下 同 3000 万元以下 同 4000 万元以下
卸売業	従業員 200 人以上 売上高 3 億以上	同 100-200 人以下 同 3000 万元-3 億元以下	同 100 人以下 同 3000 万元以下
小売業	従業員 500 人以上 売上高 1.5 億元以上	同 100-500 人以下 同 1000 万元-1.5 億元以下	同 100 人以下 同 1000 万元以下
交通・運輸業	従業員 3000 人以上 売上高 3 億元以上	同 500-3000 人以下 同 3000 万元-3 億元以下	同 500 人以下 同 3000 万元以下
郵政事業	従業員 1000 人以上 売上高 3 億元以上	同 400-1000 人以下 同 3000 万元-3 億元以下	同 400 人以下 3000 万元以下
宿泊飲食業	従業員 800 人以上 売上高 1.5 億元以上	同 400-800 人以下 同 3000 万元-1.5 億元以下	同 400 人以下 同 3000 万元以下

出所：2003 年 2 月 19 日「中小企業基準暫定規定」による整理したもの。注：「私営企業」「个体企業」はともに非国有の私営企業だが、従業員 7 人以下は「个体企業」それ以上が「私営企業」である。

2. 中国における民営中小企業の発展と育成政策

1978 年まで、中国では非公有制経済が認められなかった。計画経済体制時代に、中国は、低成長による低所得によって莫大な農村貧困人口を抱えているにもかかわらず、都市部で国有企業や集団所有制企業の雇用吸収の限界があるため、大量の都市戸籍の若者たち

は就業できず所得を得られなく生活が一層苦しくなった。こうした都市部の若者たちの不満が高まって、若者たちによるデモや犯罪が多くなった。中国政府は、雇用の圧力を緩和するために、1970年代末に、自営業を小範囲で許可した。82年に、自営業は憲法で「社会主義公有制の補充」として認められた。

農村部で集団農業から請負制に移行した改革によって農業生産性が高まるとともに、農村での大量の余剰労働力の存在が顕在化した。農村余剰労働力は戸籍制度の制限で都市部への移動ができない。農民は貧困から脱出して豊かになるため、一部の地区では農民が自ら資金を集めたり、農村-郷鎮や村の末端公的組織が担保する信用制度を利用したりして、国有企業が応じられない市場の需要に対応して積極的に起業した。当時の社会・政治環境や資本の制限で、これらの企業は基本的に中小規模であった。1984年3月1日、中国政府は「社隊企業の新たな局面を開くことに関する報告」を頒布した。それによって郷鎮政府が起業した企業、自営業のほか、農民の何人かで起業した私営企業もすべて「郷鎮企業」と呼ぶようになった¹³⁴。郷鎮企業は地元の農民を雇用して地元の原材料を用いて生産し、地元で販売する経営方針から輸出品を生産する企業まで成長した。特に、珠江デルタと長江デルタで多くの輸出にむけの郷鎮企業が形成された。郷鎮企業は、1978年の農村従業者の9%、2827万人から日本人口にあたる1億人以上の雇用を創出し、農民の所得の3分の1を担って、中国のGDPの3割を占め、輸出の半分近くに直接および間接に貢献し、中国の外貨獲得の重要な力となるまでに成長した。中国の郷鎮企業の発展は中国の民営経済の象徴として世界の注目を浴びた¹³⁵。

1980年代半ばから、市場化の進みに伴って国有企業の改革も加速化している。中国政府は国有企業に対して地方政府の行政干渉や赤字の財政補填など規制したため、数多くの国有企業が非国有企業の競争にさらされた。こうして国有企業と都市集団所有制企業は民営化されたり、倒産したりした結果、大量の失業者・一時帰休者が出てきた。地方政府は、従来の国有企業へ強制的に人員を配置する機能が弱くなっているため、失業者・一時帰休者に「自謀職業」（自分の力で職を探せ）を提唱した。1995-2001年の間に、中国では、国有企業と集団所有制企業では約6000万の職場が失われ、大量の失業者や一時帰休者とその家族を含めて約1.9億人の都市戸籍住民が影響をうけた（当時の中国では都市戸籍を持つ人口3.5-4.8億人、人世帯3人で計算する）¹³⁶。仕事や社会保障をすべて失った失業者・一時帰休者とその家族は経済的に不安定な状況にいるため、都市貧困に追い込まれた人は多い。中国政府は、都市貧困問題の解決や若者の就業、農村余剰労働力の移転のために、1995年に「中華人民共和国労働法」を施行した。「労働法」なかの第二章は合計6条（第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条）で就業促進の原則を定めた。そ

¹³⁴1958年から中国の農村における人民公社および生産大隊に、農業に必要な発電、セメント、化学肥料、農業機械などさまざまな工業が設置され、人民公社の「社」と生産大隊「隊」をとって「社隊」企業と称された。社隊企業は1978年まで政治環境により全体的に衰えたが、農業に付随する副業ではなく、農村におけるより独立した産業とみなされたのである。

¹³⁵駒形[2006]p. 26

¹³⁶胡[2008]p. 174

のうちの第 10 条によれば、「国家は経済発展と社会発展を通じ、雇用環境を作り、雇用機会を拡大すべきである。雇用創出のため、企業、事業組織、社会団体による起業、経営範囲の開拓を奨励する。労働者の自らの起業、自営業の創業を支持する」。第 11 条では、「各地方政府は各種の職業安定所を促進すべきであり、就業サービスを提供すべき」と、政府は国民の雇用促進に責任があると明記された。そして、2002 年 11 月の中国共産党第 16 期全国代表大会の報告において初めて「就業は民生之本」（就業は民生の根幹である）が提出した、「雇用創出は政府の重要な目標、雇用の拡大は政府の重要な任務である」を記し、「雇用の拡大は中国では当面と今後の長期間の重大かつきわめて困難な任務である。政府は雇用促進に関する戦略と政策を制定する。各地方政府は地方の雇用環境の改善と雇用機会の拡大を最大の職責とする。労働集約型産業を育成する。一時帰休者・失業者を吸収する企業に対して優遇政策を実施する」と、雇用創出は政府の責任であるし、雇用創出のため、政府の役割を果たすべきと明確にした。さらに、2003 年 3 月 18 日に、温家宝首相が記者会見で、「雇用創出は非国有経済に就業や起業を促進する方向で行われる」と、非国有経済をさらに発展させる施政方針を明らかにした。実際に、1990 年代後半の新規雇用は主に自営業、私営企業、外資企業の非公有制経済によって創出されている。1990-1999 年の厳しい失業時期に、就業者の伸び率は、国有企業がマイナス 2%であるのに対し、自営業はプラス 3%、私営企業の伸び率は 32%と、外資系企業のプラス 28%と共に非常に高く、90 年代の主要な雇用の受け皿になっている¹³⁷。2000 年以降、国有企業者数と就業者の規模がさらに縮小しているのに対し、毎年 1000 万人の新規労働力と 1.2 億人の農村からの出稼ぎ労働者を吸収する主体は民営中小企業である(7-2)。表 7-2 で、2004-2009 年に、都市部の自営業・私営企業就業者数は 2 桁の増加率が続いていた。都市部は 2003 年から、農村部は 2006 年から、私営企業就業者(経営者を含む)は自営業(自営業者を含む)を上回る。私営企業の規模は大きくなってきたことがわかる。農村部の自営業・私営企業就業者の増加率は都市部に及ばないが、2002 年以降から就業者の増加が継続している。郷鎮企業就業者は 2010 年に 1.6 億人に拡大して農村就業者の 38.4%を占め、農民賃金収入の増加に寄与した(表 2-11)。外資系企業(香港・マカオ・台湾系企業を含む)は 2002-2007 年に、2 桁の増加率が継続していた。2010 年に、就業者数が 1833 万人に上った。外資系企業は中国の経済成長だけではなく雇用拡大に大きな貢献をしている。

2000 年から、私営工業企業の成長期であり、資本額や工業生産額とも増加している(表 7-3)。その後増加率が緩やかになってきても私営企業自体の規模は拡大したことがわかる。とくに社数が増えるとともに就業者数も増え、雇用創出の機能を果たしてきた。しかし、私営企業の社数の増加にばらつきがあることがうかがえる。全社会固定資産投資から見ると、民営企業の増加率は国有経済より高い、外資企業の変化が少なく、自営業・私営企業投資の比重は年々上昇していた。2010 年に、国有経済、自営業・私営企業、外資系企業への投資比重がそれぞれ 30. %、25. 2%、3. 2%で、2003 年に比べて、国有経済、外資系企業へ

¹³⁷ 『中国統計年鑑』より。

の投資が9%、1.4%に減少したのに対して自営業・私営企業への投資は10.7%が増加した。

表 7-2 自営業、私営企業の就業者数の推移および増加率（万人、%）

年度	都市部						農村部			
	自営業・私営 企業		香港・マカオ・ 台湾系企業		外資系企業		自営業・私営 企業		郷鎮企業	
	就業者	増加率	就業者	増加率	就業者	増加率	就業者	増加率	就業者	増加率
2000	3404	-1.8	310	1.3	332	8.5	4073	-15.1	12820	0.9
2001	3658	7.5	326	5.2	345	3.9	3816	-6.3	13086	2.1
2002	4268	16.7	367	12.6	391	13.3	3885	1.8	13288	1.5
2003	4922	7.9	409	11.4	454	16.1	4014	3.3	13573	2.1
2004	5515	12.0	470	14.9	563	24.0	4090	1.9	13866	2.2
2005	6236	13.1	557	18.5	688	22.2	4489	9.8	14272	2.9
2006	6966	11.7	611	9.7	796	15.7	4779	6.5	14680	2.9
2007	7891	13.3	680	11.3	903	13.4	4859	1.7	15090	2.8
2008	8733	10.7	679	-0.1	943	4.4	4947	1.8	15451	2.4
2009	9789	12.1	721	6.2	978	3.7	5404	9.2	15588	0.9
2010	10538	7.7	770	6.8	1053	7.7	5887	8.9	15893	2.0

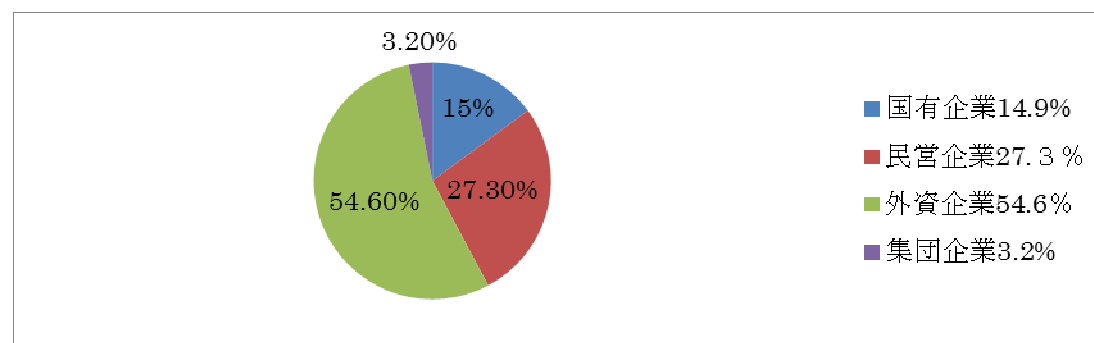
出所：『中国統計年鑑』[2011]により作成。数字は都市部と農村部の合計。

表 7-3 私営工業企業発展の基本状況（万社、兆円、%）

年度	企業数		就業者		資本		工業生産額		
	社数	増加率	者数	増加率	資本金	増加率	金額	増加率	全国に占める割合
2000	2.2	107.4	346.4	115.4	3.9	160.5	5.2	150.6	6.1
2003	6.8	205.5	1027.6	196.6	14.5	275.0	21.0	301.9	22.0
2004	11.9	76.5	1515.4	47.5	23.7	63.3	35.1	67.5	31.7
2005	12.4	3.7	1692.1	11.7	30.3	27.8	47.8	36.0	19.0
2006	15.0	20.9	1971.0	16.5	40.5	33.6	67.2	40.7	21.2
2007	17.7	18.3	2252.9	14.3	53.3	31.6	94.0	39.8	23.2
2008	24.6	38.8	2871.9	27.5	75.9	42.3	136.3	45.0	26.9
2009	25.6	4.1	2973.8	3.5	91.2	20.2	162.0	18.8	29.5
2010	27.3	6.7	3312.1	11.4	116.9	28.2	213.3	31.7	30.5

出所：『中国統計年鑑』[2011]により作成。

図 7-1 2009 年所有制別企業輸出に占有率 (%)



出所：中国海総署の統計数字より作成。

表 7-4 2010 年経済、対外貿易地域別状況 (%)

地域	GDP 全国に占める割合	輸入出額全国に占める割合	私営企業全国に占める割合		外資系企業全国に占める割合	
			社数	就業者数	社数	就業者数
東部地域	53.1	87.6	60.6	59.0	73.8	82.7
中部地域	19.7	3.9	15.5	15.9	9.0	7.2
西部地域	18.6	4.3	16.9	17.6	10.3	4.8
東北三省	8.6	4.1	7.0	7.5	6.9	5.3

出所：『中国統計年鑑』[2011]より作成。私営企業の数字は農村部も含む。

自営業・私営企業、特に私営企業は外資系企業とともに先進地域の直接投資と外資導入の協力者である。2009 年 3 月まで、登録輸出輸入経営権を持つ企業総数は 74.9 万、そのなかで国有企業は 24 万、民営企業は 39.2 万、自営業者は 1.2 万、外資企業は 32 万で構成されていた(図 7-1)。2010 年に、輸出額が世界第 1 位になった中国は輸出総額に占める割合から見ると、外資系企業は 54.6%を占め、依然として対外輸入出の主体である。私営企業は外資系企業に次ぎ 27.3%を占めて 2 番目になった。国有企業の占める割合が 14.9%に低下した。現在、非公有制経済は国際市場における開拓者でもある

地域別から見ると(表 7-4)、先進地域である東部地域は、民営企業の占有率が高く地域経済の発展も速い。外資企業や私営企業など非公有制経済のその役割が高い。

非公有制経済が中国经济と雇用拡大に重要な位置にあることについて、2008 年 12 月 18 日に、胡錦濤総書記は「中国共産党第 11 期 3 中全会の召集記念大会」で、「民営経済の持続的な発展は中国经济の発展にかかわる」と民営経済の重要性を再び強調した。30 数年間にわたって発展してきた民営企業は中国经济の発展と所得の向上や社会の安定におおきな役割を果たした。特に、2008 年まで、自営業者や私営企業の経営者が主になるボランティアは貧困地域に総額 1864 億元を投下して、1012 万人の農村貧困者を貧困から離脱

にさせた¹³⁸。

3. 民営企業に対して金融制度の現状

計画経済から市場経済への移行においては、国有企業の数や従業員の数が増えるのに伴い民営経済が勃興し、民営企業(その多くは中小企業)が重要な経済主体となってきた。このように、経済活動が多様化すると、従来の金融制度の変化も生じた。中国の企業と金融と政府との関係を見ると、1978 年までに、中国の金融セクターはすべて政府が一元的に管理し、国有企業に対して資金を供給することであった。金融機関とは、中国人民銀行を意味した。「改革開放」後、市場経済への転換においては「金融資源の配分メカニズムが、政府の計画配分によるものから、市場参加主体それぞれの間の取引によって構成される市場による調整に転換するプロセス」となった。これによって 1980 年代半ばから、中国政府は中国人民銀行の業務を中央銀行業務に特化し、1987 年から非国有・株式制中小型商業銀行を相次いで設立した。中国における銀行、其の形式、機能、業態は以下の通りである。

各種銀行の形態、機能、業態分類

分類	銀行	形式、機能、業態
中央銀行	中国人民銀行	1984 年から商業銀行部門を分離し、中央銀行業務のみに特化した。
政府銀行	中国輸出入銀行、中国農業発展銀行、国家開発銀行	1994 年設立した政府銀行は政府が創立、株券もち、担保とする形で利益を取る目的ではなく、経済政策や政府意図を果たすために融資・信用供与などの運営をする銀行である。国務院に属する。
大型商業銀行 (専業銀行)	工商銀行 建設銀行 農業銀行 中国銀行 交通銀行	都市企業向け流動資金。 インフラ向け長期資金。 農村向け融資。 海外取引。 1987 年復活、国有大型株式制商業銀行(国有株式商業銀行第 1 号である。1908 年設立、1958 年に一部は中国人民銀行に合併、残りは中国人民建設銀行(現中国建設銀行)に改名、)。 深圳市政府などが出資
非国有・株式 制中小型商業	深圳発展銀行 中信実業銀行	1987 年に中国国際信託投資会社グループの出資により設立。

¹³⁸黄編[2009]p. 17

銀行	中国光大銀行 華夏銀行 中国投資銀行 招商銀行 広東發展銀行 興業銀行(福建興業銀行) 上海浦東發展銀行 民生銀行 渤海銀行 浙商銀行(浙江商業銀行) 晋商銀行 恒丰銀行(煙台住宅貯蓄銀行)	1992 年に光大集団出資により設立。 1992 年に首都鋼鉄総会社の出資により設立。 建設銀行傘下に世界銀行融資の受け入れ銀行として設立。1999 年に光大銀行が吸収合併。 1986 年に招商局の出資により設立。 1988 年に広東省政府の出資により設立。 1988 年に福建省政府によって設立。 1999 年に上海証券取引所に上場。 1996 年に非国有制企業が出資により設立。 1996 年に国内外投資者により設立。 1993 年に国内外合併した民営銀行。 山西省政府により設立された金融企業。
都市商業銀行	各省・市銀行	中小企業に向け融資、地方経済発展の道を開くのは当初が目的、規模、進展は地方経済の発展次第。
中国郵政貯蓄銀行 外資銀行 小額貸付会社		自然人・企業法人と他の社会組織が投資により設立、住民の貯蓄を吸収せず、小額貸付業務だけを運営する有限責任会社や有限会社。 農村における金融機関、2 つしかなく、郵政貯蓄は貸付をしない。
村鎮銀行	信用社と郵政貯蓄	

そして、信託投資会社や国際信託投資会社などのノンバンク¹³⁹も数多く設立された。1990 年代以降改革を進めて、従来は規制していた銀行の貸出金利の自由化し、中小商業

¹³⁹ 企業集団財務会社、ファイナンス・リース会社、信託投資会社、自動車金融会社、さらに国有 4 大商業銀行などから不良債権の移管をうけ、その処理を担当する金融資産管理会社がある。([2006] 国際協力銀行中堅・中小企業支援室による「中国における企業向け金融の実態と展望」p. 3)

銀行、都市商業銀行の発展などが促進された。1995年5月10日から第8次全国人民代表大会の審議で、「中華人民共和國商業銀行法」が施行された。各銀行の業務を特化し、特に銀行貸出に対しては、銀行は、貸出先の選定など資産管理、資金調達を自立的に行う。貸出額の制限はなくなる。地方政府が銀行の貸出先の選定に介入することは、違法行為となる。都市信用合作社を統合し、都市商業銀行を設立させる。2008年まで金融機関の数を見ると、政府銀行・大型商業銀行および都市商業銀行、農村信用組合・農村商業銀行や外資銀行を含む5741社に上った¹⁴⁰。こうした銀行間の競争が始まり、各銀行による貸出先の選別が可能になった結果、都市部における企業金融の分野が整備され、成長著しい民営企業や個人・私営企業などへの融資が重要な分野となっている。しかし、勃興してきた中小企業は銀行借入が難しい状態が続いている。政府を背景とする投資・担保の国有企業に比べて、そうでない民営中小企業向けの融資の場合、民営企業の信用リスクの審査が重要になった。銀行融資は中小企業にとってきわめて重要になり、起業する資金の調達や経営拡大のための資金の調達が容易なことではない。中国人民銀行の統計では、中・長期融資は国有企業、上場企業向けの融資が中心であり、中小企業向けの融資のほとんどは短期融資である。2010年に短期貸付金総額は166233億元で2009年より13.4%を増加したの対して中・長期融資金額は昨年より29.9%を増加した（表7-5）。

表7-5から見ると、中央政府に中小企業の融資政策を打ち出しても、自営業、私営企業は殆ど中期貸出をもらえず、短期融資でも短期貸付金総額の4%に過ぎない。民営企業のうち、個体・私営企業に対して融資環境が最も厳しいことがわかる。（図7-2）。さらに、世界金融危機と国内経済の過熱化による金融引き締めの影響で、民営中小企業向け融資はきわめて低いにもかかわらず、融資の比率は年々低下し続けており、中小企業の資金調達の難しさが一層高まることが推測できる。

民営中小企業の多くは、生産規模、実力が小さく、対外信用度が低く、経営管理水準が高いとはいえない。中小企業向け融資は1件当たりの融資額が大企業向け融資に比較すると相対的に小さく、融資額あたりの審査コストが高くつくため、融資効率は低い。また、中小企業は担保物件が大企業より少ない場合が多く、経営が相対的に不安定であることから、融資リスクも高くなるため、都市部における商業銀行の融資は国有企業に傾斜する傾向が強いので、民営中小企業は常に資金難に直面している。1995年6月30日、中国共産党第8期14回全会で「中華人民共和國担保法」が通過し、担保融資の法的基礎ができた。中小企業は資金調達に見合う担保物件（主に不動産）が不足していたため、中小企業の資金難問題は改善されていない。資金調達上不利な状況におかれながらも、中国の中小企業は、東部沿海部を中心に著しい成長を続け、地域経済発展の柱となってきた。

中国政府は経済・社会面の役割がますます増大している中小企業に対して、資金調達面での支援を強化した。中国貿易委員会は1999年6月14日に、「中小企業信用保証体系の実験に関する若干の意見」を發布し、その後全国各地に保証機関が設置されていった。中

¹⁴⁰ 遠山[2011]p. 24

国の中小企業信用保証制度が導入された。中国の信用保証とは、金融機関から融資を受けようとする事業者の債務保証を、信用保証機構が金融機関に対して行うことである。信用保証を供与する主体は供与先の返済の焦げ付きに備えて、一定の返済用資金を基金として用意している。具体的には、十分な不動産抵当あるいは第三者保証が無い場合は、融資しようとする企業は信用保証機構に信用保証を申し込んで、信用保証機構はその企業の内部審査をして、信用保証を受諾する場合には、企業の不動産、動産、保証金、流動在庫、有価証券などを逆担保として設定する。企業が金融機関に返済できなくなった場合、信用保証機構がこれを代位返済し、「逆担保」の処分で回収を図る。信用保証機構は信用保証に当たって、融資金金融機関側と代位返済の条件などについて協議する。信用保証機構には信用保証を受諾した融資残高を信用保証基金総額の 5-10 倍以内に収めるのが原則である。申請企業から融資保証額の一定率(金融機関の金利の半分以下)の保証料を取る。現在その基金源から見ると、信用保証機構は 3 つに分類される、①地方政府の行政機関によって設立された政府系信用保証機関、②企業間相互扶助による会員組織の企業互助系保証機関、③商業系信用保証機関である。中国の信用保証制度は、1992 年重慶(私営中小企業互助担保基金会)、上海(工商連企業互助担保基金会)からスタートした。94 年に広東省、四川省など(地方性商業担保会社)に拡大、上海では地方政府と金融機関が直接コミットする形で信用保証が始まった(交通銀行楊浦支店と区政府、企業との合作担保基金)¹⁴¹。1999 年から信用保証制度の設立が全国で本格化した。1999 年 6 月「中小企業信用保証システム試験要領を設立することに関する指導意見」により、地方政府による信用保証機構の設立が拡大した。さらに 2000 年 8 月中央政府が「中小企業の発展を奨励し支援することに関する若干の政策意見」を打ち出して、信用保証制度設立が促進された。2008 年末に、信用保証機関の数は 4247 社、担保総額は 2334 億元に達し、そのうち政府系信用保証機構は 1245、全国信用保証機構の 29.3%を占め、貸付残高は 615.4 億元で、信用保証機構から貸付残高の 26.3%に達している¹⁴²。しかし、2009 年の「中国国際中小企業大会」によると、2008 年末、担保を受け入れた企業は約 90.7 万社で、同制度を利用した貸出は、1.75 兆元、同期貸出総額の 2-3%の割合しか占めず。保証機関の多くは規模が小さい、信用能力が乏しく、保証額も少ないため、中小企業者に資金を支援する状態とはいえない。

2008 年末始まった世界金融危機の影響を受け、中国経済の経済構造を調整せざるをえなくなった。経済成長を持続的に維持するため、消費主導による内需型の経済構造へ転換する政策が実施された。その中に、雇用を増やして内需主導経済を進めるには、中小企業やサービス業の育成は欠かせない。とりわけ中小企業にむけて 2008 年末、融資環境を改善する「关于当前金融促進經濟發展の若干意見」を打ち出した。そこで中小民営経済に対

¹⁴¹駒形[2006]pp. 235-236

¹⁴²搜狐財經「中国建立中小企業信用担保機構 4247 社」<http://business.sohu.com/20091021/n267600681.shtml>

アクセス：2011 年 7 月 6 日 10:00

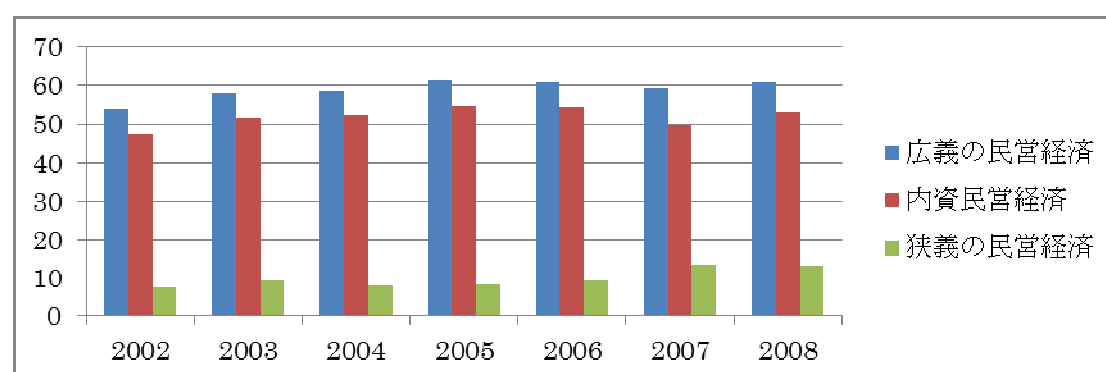
して融資環境および措置が制定された。中小企業融資に請合う、利子を補給するなどの援助政策、地方政府を通じて資本の投入を奨励する、中央、地方政府の財政、企業の連合などが出資し中小企業貸付金と請合う基金機関を設立する、金融機関による中小企業向けの貸付金の増加、中小企業の請合う機関の営業税金の免除など、中小企業を育成する目的である。2008年1月1日に新たな税法「中華人民共和国企業所得税法」を頒布した。各種企業は公平に競争できる原則で、個人・私営経済に対して税収を軽減する。民営経済と他の企業との所得税を公平に納付すること、が記されている。2008年、民営経済の税金収入（民営経済税金収入は私営企業と自営業の合計数、2007年度の民営経済税収は全国税収収入の12.7%を占めた）は2007年より25.7%を増加し、全国税金収入の13.6%を占めた。

表 7-5 2000-2009 年民営経済短期貸付金状況（億元、%）

年度	短期貸付金総額 (a)	郷鎮企業貸付金 (b)	三資企業貸付金 (c)	私営企業・自営業貸付金 (d)	三者合計総額 (e(b+c+d))	三者合計占め率 (e/a)	私営企業・自営業貸付金占有率 (d/a)
2000	65748	6061	3060	655	9765	14.9	1.00
2005	87449	7902	1975	2181	12058	13.8	2.49
2006	98534	6222	1833	2668	10723	10.9	2.71
2007	114478	71123	2069	3508	12689	11.1	3.06
2008	125182	7454	2265	4221	13941	11.1	3.37
2009	146611	9029	2180	7117	19326	13.2	4.90

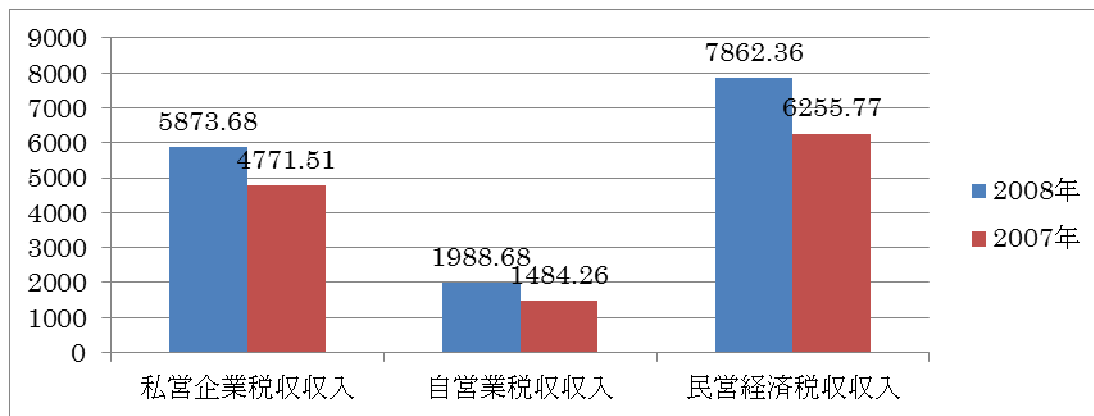
出所：『中国統計年鑑』[2001-2011 年]（金融機関人民元信貸資金平均表）より作成。

図 7-2 2002-2008 年各種民営経済の全短期資金融資の比率（%）



出所：黄編[2009]p. 93. 注：広義の民営経済：国有および国有控株以外の各種株式会社、三資企業、個人私営企業。内資民営経済：広義の民営経済から三資企業を除く部分。狭義民営経済：个体・私営企業。三資企業：中外合併経営企業、中外合作企業、外商独資経営企業である。

図 7-3 2007－2008 年個人、私営企業、民営企業の税金収入状況の比較（億元）



出所: 黄編[2009]p. 102 により作成。

民営企業が経済発展を促進し、雇用創出に大きな役割をはたしたものの、金融機関の民営中小企業への貸し渋りによる資金難が、中小企業の発展を妨げる最大の問題となっている。2008 年末の世界金融危機にアメリカを始め、日本など先進国では倒産の恐れのある企業を援助した。中国の場合、地方企業の国有化、民営企業の国有化の傾向も強くなり、民営経済の発展は円滑にできなかった。特に、中央政府からの 4 兆元の投資資金は殆ど地方政府と国有企業に回り、中国社会科学院中小企業センターの陳乃醒研究員は当院で調査によれば、「中国にある 4200 万社以上の中小企業のうち 40%がすでに倒産、40%が倒産の危機に瀕している」と指摘している¹⁴³。民営中小企業は中央政府の優遇政策の恩恵を受けられなかったのが現状である。

第 2 節 日本における中小企業の実績

一般的に、経済発展戦略の政策目標には通常成長と並んで分配の公正も含まれる。日本や東南アジアの韓国や台湾など経済成長に伴う分配が悪化しなかったのは、分配の平等化を実現したクズネッツの「逆 U 字仮説」に妥当するというのが共通の認識である。日本経済の高度成長によって世界経済の第 2 に位置したし、韓国や台湾経済は日本を追いかけて 60 年代から発展を初め、30 年以上にわたって高成長を持続させ、90 年代には実質的に先進経済の仲間入りを果たした。こうした国々では、中小企業の存在が重要であった。「日本は産業発展を遂げた強い国際競争力をつけた。その 1 つの有力な基礎となっているのが、日本の膨大な中小企業群である」¹⁴⁴。中小企業に対して先進国では経済活力回復の鍵として、中小企業への期待がある。発展途上国では工業化と実現し雇用を拡大するには中小企業の育成が不可欠という認識が広まっている。

本節は、日本では重工業がけん引する経済成長を遂げたとともに、「下請制」によって

¹⁴³ 黄編 [2009] p. 19

¹⁴⁴ 巽・佐藤[1988]p. 3

中小企業の育成について整理する。

1. 日本における経済発展と中小企業の役割

日本経済の工業化は 19 世紀末に始まった。当時の日本経済では、中小企業が中心であった。これらの中小工業に関する政府の政策は、破壊的な競争を防止するという目的で同業組合の形成を奨励し、低級品の生産を抑制することにした。日本の大企業は、第 1 次世界大戦中非常に繁栄したが、不況時に資本が不足しており、近代的な高性能機械は高価であったため、大企業は小規模下請業者をその低賃金を利用する目的で活用し始めた。このようなことが原因の一部となって、大戦間の時期に中小企業の数が増大した。この時期の政府の中小企業政策は、資金的援助と協同組合の活動の推進に集中した。第 2 次世界大戦後、日本の大企業が混乱状態にあったが、中小企業は再び量的に拡大した。経済成長に伴う事業機会の拡大によって、中小企業の活動分野は拡大した。それらは主として大企業の下請企業であり、大企業とかなり密接なつながりを持っている。その専門技術を磨き、社会的分業の拡大深化により中小企業は成長発展ができた。中小企業への広範な下請依存は日本の産業状況の著しい特徴となり、現在なお日本経済にとってきわめて重要な役割を果たしている¹⁴⁵。2009 年の時点で、日本の中小企業は企業数の 99.7%で、雇用の 69.7%を占めている(小規模企業は約 366.3 万社、87%を、また雇用の 4 分 1 を占めている)。中小企業日本の産業の競争力の源泉であると共に、地域社会や雇用など、日本の国民の暮らしを支える重要な存在である¹⁴⁶。

(1) 日本における中小企業の範囲・存立分野

日本の中小企業の「定義」はない。通常『中小企業基本法』での「中小企業者の範囲」規定が使われる。「量的規定」と大産業分類ごとに基準で規定しているのは日本の特徴である。範囲は表 7-1 と表 7-6 を比べると、日本の中小企業は中国の中小企業より小さい。(表 7-1 より)

日本における基幹産業は大企業によって占められている。中小企業は基幹企業その他の大企業の生産の前段階(部品生産・部分加工など)、生産の後段階(大企業製原料の加工や、同製品の販売など)で直接・間接に大企業とかわりを持っている。日用生活用品の供給や対個人サービスのような、生活に密着した分野で活躍している。中小企業は比較的小さな市場で消費者のニーズに応えており、独特で変化に富む地方的需要を基盤にしている場合が多い。特に中小企業は専門供給者として大企業の後背地を形成し、広範な部品の製造や組立、精巧な特注品の生産を行っている。資本集約度は低く、熟練労働の集約度が高く、非常に個別的で変化に富んでいる分野で、中小企業は重要な役割を果たしているのが特徴で、日本の中小企業はそのための努力を払った。結果、日本における中小企業の比重が極めて大きい。その数や増加率は一貫して増えている。中小事業所数は 1960 年に 355 万か

¹⁴⁵ ロスウェル, R・ゼクフェルト, W[1987]p. 17

¹⁴⁶ 中小企業庁編[2010]p. 202

ら 81 年には 623 万、1996 年には 643 万まで増加し、同従業者数も 1843 万人から、3721 万人、1996 年には 4449 万人に増え、総従業員の 77.6%を占めた。中小企業の 7 割は小売業、飲食業、宿泊業、その他のサービス業である¹⁴⁷。

表 7-6

業種	1963 年制定		1999 年改正	
	中企業	小規模企業	中企業	小規模企業
製造業・運輸業・建設業などその他の業種 (以下の業種を除く)	従業員 300 人以下 資本金 5000 万円以下	20 人以下	同 300 人以下 3 億円以下	20 人以下
卸売業	従業員 50 人以下 資本金 1000 万円以下	5 人以下	同 100 人以下 同 1 億円以下	5 人以下
サービス業			同 100 人以下 同 5000 万円以下	
小売業			同 50 人以下 同 5000 万円以下	

出所：巽・佐藤 1988]p. 4、『中小企業白書』[2011]p. xi

(2) 戦後日本経済の成長における中小企業の発展

戦後高度成長開始以前、日本において大企業は先進国よりはるかに遅れ、同時に農村からの過剰労働力が、大都市・地方都市で低賃金労働者として雇われ、そのうち自立する零細業者、そこからまた独立する従業員が現われた。このような低賃金→低所得で形成された小零細企業群は大企業よりも格段に遅れている。当時日本において中小企業は産業の問題であり、貧困層問題であった。1956 年に始まる日本経済の高度成長に伴う事業機会の拡大によって、大企業は重化学工業化への経済構造の転換に伴う独占資本主義の再建・強化を中心として、中小企業は、日常消費財を中心に生産を再開し、自主的経済活動を活発に展開した。さらに、かつての大企業と隔絶した地位から、相互補完関係への中小企業は活動分野が拡大し、下請け企業もその専門技術を磨き、社会的分業の拡大深化による中小企業の成長発展がみられたという¹⁴⁸。高度経済成長と経済規模の拡大は設備投資の増大と技術革新を促進し、日本では労働力需要も増大し、労働力不足に転換し、中小企業は大企業との賃金格差も縮小した。従業員規模別月間現金給与 500 人以上を 100 として、1958

¹⁴⁷ 巽・佐藤[1988]p. 4

¹⁴⁸ 巽・佐藤[1988]p. 6

年で5-29 人が 51.4%、1975 年で 66.1%のピークを達した。

表 7-a 常用労働者 1 人平均月間現金給与額の推移(%)

年	5-29 人	30-99 人	100-499 人	500 人以上
1958	51.4	68.3	80.3	100.0
1963	62.1	77.8	85.5	100.0
1968	65.1	76.0	85.4	100.0
1972	65.6	80.8	87.1	100.0
1975	66.1	80.4	87.3	100.0
1977	64.5	81.7	86.9	100.0
1982	61.1	76.2	84.4	100.0
1987	60.8	76.4	82.9	100.0
1991	60.4	72.5	80.1	100.0
1996	59.2	71.2	81.9	100.0
2001	56.7	67.1	80.0	100.0
2002	57.0	66.3	80.3	100.0
2003	55.7	66.9	80.2	100.0
2004	54.7	66.1	79.1	100.0
2005	54.5	66.4	79.7	100.0
2006	53.4	66.3	79.4	100.0
2007	52.9	65.6	77.2	100.0
2008	53.1	66.1	78.2	100.0
2009	56.8	67.9	82.1	100.0

出所：厚生労働省統計情報部雇用統計課「毎月勤労統計調査」により作成。

下請け分業システムの形成：1927 年の金融恐慌によって、日本の財閥系都市大銀行の吸収合併による地方中小銀行の倒産が進み、中小企業は融資難・経営難に陥り、その自主性を失った。農村の過剰な低賃金労働力を基盤に、技術的・経営的に低水準にあった中小企業を、特権的地位を利用して資本蓄積を進めてきた財閥独占資本が、その支配下に従属させることになり、日本経済に特徴な二重構造を形成した。1941 年に中小企業の整備が本格化した。下請工場が協力工場へ改称され、生産性の向上のため、大工場の生産能率を十分発揮させると共に、中小工場のうち技術、設備能力で比較的優秀なものを、積極的に再編成して大工場のもとに参加させ、総合生産能力の増強と、資材および労働力の有効利用を促進しようとするものである。このようにして中小企業のうち技術水準・生産性からみて、高能率企業を協力企業として選別し専属化させるとともに、発注企業は協力企業に対し発注義務を持ち、経営の改善、技術の指導、金融の援助を行い、協力企業の育成を図

った¹⁴⁹。例えば、日本の自動車、電気産業における完成品メーカーの外注依存率は 50%-70%に達していて、他の先進国のそれと比べてきわめて高い。頂点の完成車メーカー1社のもとに1次下請が168社(基幹部品、電装部品、車体用部品などユニット部品を供給する)、その下に2次下請が延べ4700社、さらにその下に3次下請(2, 3次下請企業はユニット部品製造に必要な部品供給か切削加工、部分組立を行う)は延べ31600社がある。こうして発注企業と協力企業は一体化して、双方向的な義務制のもとに資産面・経営面で有機的な連結関係をもちながら、発注企業を頂点としたピラミッド型の分業生産システムを持つ企業集団を形成した。企業集団間の競争が激しいなか、親企業は、下請け企業への技術・経営指導を強めた。相互依存の補完協力関係に立って高い技術と生産性を持つ中小企業には、専門技術力と高生産性を持つ高付加価値型で、独占支配への対応力や構造的変化への適応力の強い競争力のある中小企業も現われた。

中小業企業の高度化・多様化の形成¹⁵⁰：1961年頃から、労働力需要の増大により、労働力不足が一般化し、中小企業は大企業との賃金格差が縮小傾向を示すようになった。(表7-a)。従来の低賃金基盤にのみ依存する中小企業は、労働力不足で大企業との賃金格差が縮小してきたので、その存立条件はなくなった。投資を基盤とした生産技術・経営技術力の強化と、生産性の向上という存立するように変化した。独自の技術開発力・製品開発力とマーケティング能力を持つ寡占的な企業もみられている。さらに日本経済の高度成長から低成長への移行に伴って、知識集約型産業構造への転換、ソフト国際化・サービス経済化の進展、産業構造の国際化へと、構造転換を促進されてきた。企業間で徹底した分業生産が行なわれ、最終製品の供給のために極めて効率的に統合されている。したがって、中小企業の高加工度組立産業におけるニーズの多様化と技術革新の進展は、従来の生産優先から需要動向重視の開発・企画による、多品種少量生産体制への移行を促進し、存立条件と新しい存立分野を拡大したばかりではなく、中小企業の市場競争力の強化と企業経営の自主性・自立性を高めてきた。

活発に経済活動している日本の中小企業は、現在の日本の経済・産業の基盤であり、経済成長の源泉でもある。2006年には、419.8万社の企業数の99.7%を占め、中小企業の従業者数は2784万人で日本の雇用の約7割をしめている。また、国民総生産の約2割を占める製造業においても、2008年には、中小企業は48.4兆円と製造業付加価値額の約5割を占めており、中小企業はすでに日本経済を支える存在である(表7-7)¹⁵¹。

¹⁴⁹ 異・佐藤[1988]p. 38

¹⁵⁰ 異・佐藤[1988]p. 43

¹⁵¹ 中小企業庁編[2011]p. 58

表 7-7 業種別の中小企の企業数の割合と従業者数の割合 (%)

業種	中小企業の企業数の割合	中業企業の従業者数の割合
建設業	12	7
製造業	11	15
小売業、飲食店、宿泊業、 その他サービス業	70	37

出所：『中小企業白書』[2011]p. 61 により整理した。

2. 日本における中小企業の育成政策

日本の中小企業は最近では多様化が進み、製造業など分野で世界的なシェアを占めるような「オンリーワン企業」も出てきた。地域においても、中小企業は経済活性化や雇用創出に重要な役割を担っている。経済社会を支える中小企業に対して、日本政府は中小企業政策に積極的に取り組んでいる。

終戦前に、日本政府は、輸出産業・輸入代替産業を育成し、社会秩序の維持の観点から、中小企業政策を講じた。工業試験所による技術指導、中小企業組織化による生産力向上、粗製濫造・投売りの防止、商工組合中央金庫の設立(1936 年)、一部府県による信用保証制度の創立を実施した。戦時に入り、中小企業は保護・育成の対象から除外された。

1947 年に私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)が制定され、経済の民営化が進められると共に、経済力集中防止のための育成の観点から、健全な中小企業の育成が着目された。1948 年には、中小企業庁が設置され、戦後の中小企業政策が本格化した。金融面で、1949 年に国民金融公庫、1953 年に中小企業金融公庫が設立されるとともに、1950 年に中小企業信用保険法、1953 年に信用保証協会法が設定され、各都道府県の信用保証協会の体制が整備された。ところが、1956 年に制定された機械工業振興臨時措置法などの業種別の産業振興政策が推進された結果、大企業と中小企業との生産性・賃金・技術・資金調達面などの格差が顕在化した¹⁵²。経済成長の中、対外開放も進められて、「産業構造を高度化し、産業の国際競争力を強化して、国民経済の均衡ある発展が必要」との認識のもと、1963 年に中小企業基本法が制定された。日本の中小企業基本法は、「自由かつ公正な競争の原理」に基づき、中小企業の存在について「国民経済の成長発展と国民生活の安定向上にとって、今後も変わることなく重要性を保持していく」と位置づけている。政策の基本方向は、中小企業における「経済的社会的不利を是正するとともに、中小企業の創意工夫を尊重し、その自主的な努力を助長して、中小企業の成長発展を図る」としている。中小企業基本法により、日本の中小企業は大企業との間で生じた生産性の差を解消しながら、大企業とともに、近代化・高度化を実現した。日本政府は日本経済の基盤を形成する中小企業に対して、きめ細かな支援を行うため、1999 年「中小企業基本法」を改正し、中小企業政策の抜本的な見直しが行われた。改正された中小企業基

¹⁵²中小企業庁編[2011]pp. 76-77

本法の理念は従来の「大企業との格差の是正」を転換して、中小企業を「経済発展の担い手として位置づけ、経営革新、創業促進、経営基盤強化など個別企業の自主的努力の個別支援」を打ち出したものである。

新旧中小企業基本法の比較

	旧中小企業基本法	新中小企業基本法
基本理念	企業間における生産性などの「諸格差の是正」	独立した中小企業の多様で活力ある成長発展、その役割 新たな産業の創出、市場競争の促進 就業機会の増大、地域経済活性化
政策体系	● 中小企業構造の高度化（生産性の向上） - 設備の近代化・事業共同化組織整備、技術の向上・商業およびサービス業、経営管理の合理化・事業の転換、企業規模の適正化・労働に関する施策 ● 事業活動の不利の補正 ● 金融・税制 - 資金融通の適正円滑化 - 企業資本の充実、租税負担の適正化 ● 小規模企業への配慮	● 経営革新・創業の促進（自らががんばる企業の支援） - 経営革新の促進（技術、設備、ソフト面の支援）、創業の促進（情報提供・研修、資金供給円滑化など）、創造的事業活動（ベンチャー）の促進 ● 経営基盤強化（経営資源の充実・経営資源確保） ● 金融・税制 - 資金供給の円滑化 - 自己資本の充実、租税負担の適正化直接金融も含む、多様な資金供給手段の整備 - 直接金融（社債の発行など）の途を開くなど資金調達の多様化 ● 小規模企業への配慮 - 小規模企業者向け無利子貸出制度・リース制度、マル経融資制度（小規模企業者の方々に対し、無担保・無保証人で融資制度である）、など
定義の改定	表 7-10	

出所：中小企業庁[1999]「中小企業法の改正-中小企業法の全面的な改正および関係法律の定義の拡大」により整理。

金融政策面では、戦後の産業復興時には、日本の中小企業は現在の中国の中小企業のような資金難に直面していた。日本企業の資金調達は企業が株式や社債の発行によって、直接、必要な資金を調達するのではなく、金融機関からの借入に依存して資金調達を行って

きた方式である。特に中小企業は大企業が内部資金調達のウェイトを大きく高めているのに対し、中小企業の信用力が小さいため手元流動性を厚くする必要があるうえに、収益力が十分でないため内部留保の蓄積が乏しく、さらに、公募増資、社債発行など資本市場からの資金調達が困難なため、金融機関からの借入金や企業間信用への依存が高い。日本政府は中小企業の育成ために、長期・固定による低利金融機関として、政府系中小企業金融機関を必要とし、1949年に国民金融公庫を設立、1951年に商工組合中央金庫による組合員への直接貸付を開始し、1953年に中小企業金融公庫の設立により、中小企業に対する資金供給体制を順次に整備し、戦後から高度成長期にかけての民間金融機関による資金供給の不足の解消に努めてきた。1998年「中小企業白書」の第3章の「中小企業の現在の金融調達環境によれば、日本の国内銀行(都市銀行、地方銀行など)に中小企業向け貸出額は、1970年には全貸出額に占める比率が41%であったが、1996年には70%と急激な増加した。そして、1998年までの政府系中小企業金融機関の貸出残高合計は約29兆円であり、民間金融機関を含めた中小企業向け事業用資金貸出残高の8.3%を占めている。信用補完のため、1953年に信用保証協会法が制定され、各都道府県の信用保証協会の体制が整備された。日本の信用保証制度システムとは、信用力・担保力が不足しているために金融機関からの借入が困難な中小企業に対し、信用保証協会が借入債務を保証し、保証先中小企業が返済不能となった場合に金融機関に代位し返済することにより、中小企業の信用力・担保力の不足を補完し資金供給を円滑にする制度である。さらに、中小企業信用保険公庫が再保険することで、日本に存在する信用保証協会のリスクを補完している。中小企業信用保険公庫は、信用保証協会および支援機関が行う保証債務についての再保険などを行うことによって、信用保証協会の保証業務の円滑化を図っている。1999年までに、日本全国に52の信用保証協会が設立され、保証債務残高は、約42兆円である。中小企業の3割の約209万企業が利用した¹⁵³。日本の国内銀行や民間金融機関と政府系中小企業金融機関は中小企業向け貸出が日本経済成長の牽引力といわれた日本の中小企業の資金調達環境は量的に充実してきていると考えられる(表7-8)。

日本経済の成長を担い、日本の経済社会とともに発展してきた中小企業は雇用面で大きな役割を果たし国民生活を支えている(表7-9)。1955年の高度成長期から1980年代の安定成長期、1991年のバブル経済崩壊まで、中小企業は大企業と同時に発展してきた。とくに政府の各種支援政策をうけながら、2006年の中小事業所数および従業者数は1960年よりそれぞれ1.6倍、2.3倍を増加した。2006年に、中小企業数および従業者数は大企業より圧倒的に数が多く従業者数の77.8%割を占めている。従業者増加分はおおむね中小企業に吸収されていることになる。60年代から続いている3%前後と非常に低かった失業率は、発展途上国はもちろん、多くの先進工業国に共通した失業問題は、戦後の日本経済に殆ど無縁であった¹⁵⁴。(図7-4)しかし、景気後退による経済不振の影響を受けやすい中小企業は、中小事業所の数は1991年から2006年までに13%減少した。また、中小企

¹⁵³ 中小企業庁編[2000]p. 186

¹⁵⁴ 伊藤[2001]p. 135

業の従業者数は 1996 年から 2006 までに 7%減少した。同時に、日本の失業率は 1996 年から 3%台に上昇し、2002 年に 5.4%のピークを達した後、4%-5%台の完全失業率が続いている。(表 7-8 と図 7-4)

表 7-8 中小企業向け貸出残高の金融機関別構成比の推移(%)

年	全国銀行		合計 ※	民間中小企業金融機関			合計	政府系中小企業金融機関			合計 ※
	都市 銀行	地方 銀行		相互 銀行	信用 金庫	信用 組合		中小 企業 金融 公庫	国民 生活 金融 金庫	商工 組合 中央 金庫	
1974	22.2	22.2	49.6	17.3	20.6	－	37.9	3.6	3.2	5.2	12.5
1977	23.2	21.5	52.5	16.0	18.6	－	34.6	3.7	3.2	5.4	12.8
1980	23.0	21.1	54.1	16.0	18.6	－	34.5	3.9	3.7	4.9	13.2
1983	24.6	21.3	54.7	15.8	17.3	－	33.1	3.6	3.3	4.8	12.2
1987	30.6	20.8	64.7	12.0	14.3	－	26.2	2.3	2.5	4.1	9.1
1990	31.2	21.5	76.3	－	14.8	－	14.8	2.5	2.5	3.6	8.9
1993	33.5	22.2	77.6	－	13.7	－	13.6	2.6	2.5	3.5	8.8
1996	32.4	22.6	77	－	14.8	－	14.8	2.1	2.8	3.3	8.2
1998	31.3	23.2	75.4	－	15.8	－	15.8	2.2	3.1	3.5	8.8
2000	32.8	24.8	75.7	－	15.4	－	15.4	2.5	3.3	3.5	8.9
2001	32.5	25.3	74.9	－	15.7	－	15.7	2.6	3.1	3.7	9.4
2002	32.5	24.9	74.6	－	15.5	－	15.5	2.7	3.4	3.7	9.9

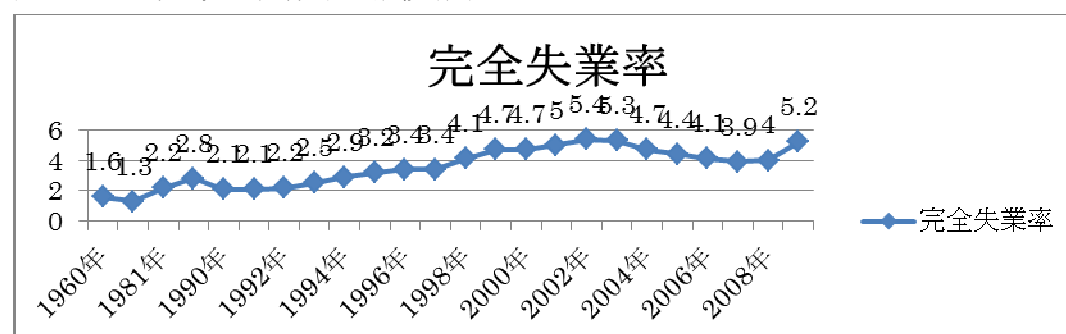
出所：日本銀行金融経済統計月報、中小企業庁調べ、各年の 12 月の数字により作成。※全国銀行の合計は都市銀行、地方銀行のほか信託銀行、長期信用銀行、銀行信託勘定から構成されている。政府系中小企業金融機関合計は社会福祉・医療事業団、環境衛生金融公庫も含む。

表 7-9 各年中小事業所と大事業所の数および従業者数の変化(万、万人)

年	事業所数(万)		従業者数(万人)	
	中小事業所数	大事業所数	中小事業所の従業者数	大企業の従業者数
1960	3549506	12237	1843	473
1972	5083229	30494	3040	840
1981	6229538	39533	3720	852
1986	6448123	46218	3951	949
1991	6484296	57445	4340	1139
1996	6433557	69367	4460	1274
1999	6141042	43787	4329	1030
2001	6071654	47407	4370	1098
2004	5664367	45607	4118	1067
2006	5652091	50690	4198	1196

出所：『中小企業白書』各年付属統計資料により作成。

図 7-4 日本の完全失業率の推移(%)



出所：日本総務省統計局各年失業率により作成。

日本政府は急速な景気変化から、中小企業を守るために、緊急対策を実施してきた。1985年の急激な円高に伴う不況時に、中小企業の事業転換が迫られた。日本政府は1986年に中小企業事業転換法を改正し、中小企業の事業転換支援を行った。1991年のバブル経済の崩壊により、日本は戦後最大の構造転換期に入り、完全失業率の上昇に対して、日本政府は業種を定めず、個々の中小企業や個人の創業と研究開発に新たな支援政策を実施した。その後グローバル化の進展など国内外の環境の変化に応じて、日本政府は中小企業の支援政策を打ち出し続けてきた。2008年に世界的な金融危機に、日本も影響を受けた。金融市場において短期金融市場を中心に緊張度が急激に高まった。中小企業の資金繰りの不安が高まるなかで、日本政府は中小企業に対する景気対応緊急保証制度(「原材料価格高騰対応など緊急保証制度」および「緊急保証制度」、「景気対応緊急保証制度」をまとめて「景気対応緊急保証制度」という)では、2.7兆円を投じ、企業規模にかかわらず

手厚く措置を実施したので、中小企業は「当面の運転資金が確保できた」という。1998年から中小企業向け貸出残高の推移を金融機関の業態別に見ると、1998年の「中小企業白書」第3章の「中小企業の現在の金融調達環境」によれば、「1991年のバブル崩壊後の金融機関における不良資産の増加や不動産価格の下落、さらに早期是正措置導入等を控えての貸出圧縮等の動きがあり、業況・財務内容等に特に問題がないと考えられる企業であっても資金調達が困難になる、いわゆる「貸し渋り」が発生している」で、銀行全体の貸出残高の減少がつづいている。一方、政府系金融機関(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫を指す)の減少幅は小さく、貸出残高は堅調に推移して、2003年に入ってから、政府系金融機関および民間金融機関の信用金庫・信用組合の貸出残高の割合が高まっている¹⁵⁵。

消費者ニーズの多様化、IT革命、新興国の発展、グローバリゼーションの進展などを背景として、一層国際競争力、変化の速い市場に機動性、柔軟性を求める経済環境におかれた日本の中小企業が「決め細やかな可能、意思決定が迅速、小回りが利くなど」(中小企業白書[2011]p68)の長所を生かしたうえに、技術革新による独自の優れた技術や経営ノウハウというベンチャービジネスを発展し続けている。そして、日本における企業総数の99.7%を占める419.8万、日本の雇用の約7割を占める中小企業は2000年以降、大企業との所得格差が再び開いているが、日本の雇用面で大きな役割を果たし続けている。日本の失業率や失業率水準の安定性は他の先進国の10%前後と高い失業率に比べるとかなり低いといえるほどだ。こうした発展してきた日本中小企業は現在でも日本の経済・産業の基盤であり、経済成長の源泉でもある。

第3節 インドにおける中小企業

インドは近年高成長を続け、世界の2番目の約12億人の人口を持ち、中国と並ぶ大国として、世界中から注目を集めている。2009年インドのGDPは、44兆6千4百億ルピー(1ルピー=約2円)で、中国および日本の5分の1だが、アセアン諸国の合計のそれとほぼ同じ規模であった¹⁵⁶。1991年から本格的経済自由化-新経済政策下のインドは持続的(順調かつ安定的)な経済成長を遂げた。改革後の1992年からGDP成長率は減速したときがあるものの、全体的にみると平均6.0%台を維持してきた。(図7-5)。中国の「改革開放」政策を実施した1980年代以降の中国、日本、インドのGDP成長率を比較すると、80年代までは経済停滞し続けたインド経済は経済改革の成果を享受していると言える。インドの一人当たりGDP成長率も70年代の0.8%から92年度-2000年度の9年間には4.0%

¹⁵⁵ 中小企業庁：「平成15年度の中小企業の景気動向」

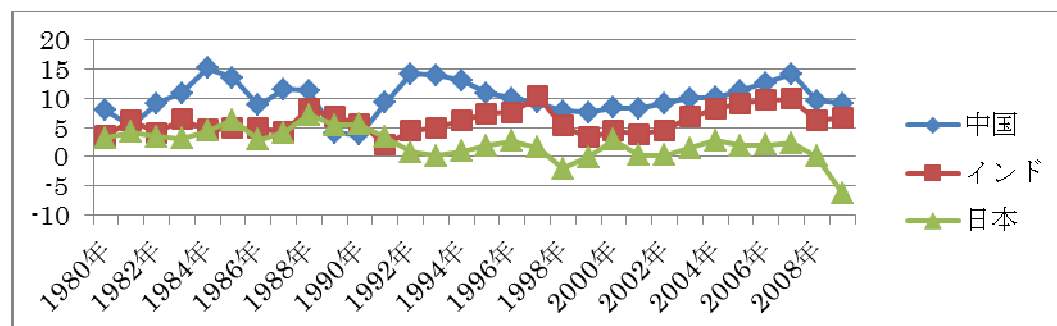
<http://www.meti.go.jp/hakusho/chusyo/H16/01-01-01-01.html>、アクセス日時:2011.07.11 11:00

¹⁵⁶ 横江隆弘[2010]「インドの現状と中小企業進出の可能性」上海産業情報センター

http://www.pref.aichi.jp/ricchitsusho/gaikoku/report_letter/report/h22/repo2212shan.pdf、アクセス日時:2011.07.23 8:00

へと飛躍的に増加した¹⁵⁷。

図 7-5 中国、インド、日本実質 GDP 成長率の推移の比較 (1980-2009 年) (%)



出所：『中国統計年鑑』[2011]より作成。

継続的経済成長を達成しているインドは、ブラジル、ロシア、中国、4カ国の頭文字を取る「BRICs」という、人口と国土面積の大規模な新興経済国に所属し、その4カ国のなかでも、中国に次ぐ水準で高成長を続けている。さらに、2003年の「BRICs リポート」によると、2025年までに、BRICs4カ国を合計したGDPは先進6カ国(アメリカ、日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア)の合計の半分より大きくなり、2050年までに先進6カ国の合計を凌駕すると予測をされている。本報告書で、とりわけ注目されたのはインドである。向後30年から50年にかけて新興経済国のなかでインドは最も高い成長率を享受し、32年後にはアメリカ、中国について世界第3位の経済大国になると予測されている¹⁵⁸。しかし、インドは経済が成長したにもかかわらず、世界第2位の人口の規模があり、植民地から独立以来貧困問題も残っている。インド政府・計画委員会の公式推計によると、全インドの貧困者比率は1993/94年度の数字で36.0%、1999/2000年度には26.1%となっている。インドの貧困問題は90年代半ば以降、大きく低下したが、絶対数で見ると3億人近い人々が貧困にあえいでいる¹⁵⁹。

本節は、インドのサービス業がけん引する経済成長は、貧困問題の解決に十分に働いていないことを整理する。

1. インドの経済発展と中小企業

インド独立後の経済政策は、保護貿易、輸入代替化、労働市場や金融市場の公有化、巨大な公的部門、中央からの計画経済を志向する傾向にあった。政府により民間部門への参入や外国との貿易、外国からの直接投資が厳格に制限されていた。1956年からの産業政策は、第2・3次産業について、重化学工業に代表される基幹産業の運営はすべて国家部門

¹⁵⁷ 絵所[2008]p. 124

¹⁵⁸ 絵所[2008]pp. 1-2

¹⁵⁹ 黒崎[2010]「インドにおける貧困問題の現状と対策」

http://www.WARP.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/1022127/www.mof.go.../1703india_8.pdf、アクセス日時:2011.08.05 14:00

が担当し、消費財産業とサービス産業を民間の手に委ねるという、国家部門の比重の大きい混合経済体制が実施された。消費財産業は組織産業(民間の大企業部門のこと)から村落工業・小規模工業に限定された。当時は十分な雇用を創出することも当面する重要な課題で、雇用の創出は「短期」の課題と位置づけられ、消費財生産部門である小規模工業部門に委ねるとされた。小規模工業の保護と雇用の確保のため、1967年に小規模工業に対する生産品目留保政策が導入された。これより、中・大規模企業は、特定品目の生産から排除され、小規模部門が独占し、維持されることになった。導入当初の特定品目は47であったが、1978年に807にまで増加した。つまり、1955年からのインドの産業は農業以外に、政府部門によって担われる「国民経済の基礎となる投資財産業」と、小規模工業および家内工業によって担われる「雇用促進のための消費財産業」と二分法的組み合わせとなった¹⁶⁰。さらに、1969年にインドの主要商業銀行14行を国有化した。その目的の1つは優先部門あるいは社会の弱小部門(農業、小企業、輸出)への信用供与を増大させるということであった。こうしたインドの産業構造は政府により小規模工業及び家内工業が高い位置を与えられ、手厚く保護されたことが伺える。しかし、1947年から1980年までインドの経済の全体は年平均3%台の低成長が続いて、「過度の統制によってもたらされた閉鎖的で硬直的な経済システムにある」という見解があり、それが経済停滞から抜け出すことができない原因であるとする支配的な認識があった。そして、インドの主要な貿易国旧ソ連の崩壊、原油の高騰により、インドの国際収支は大きく悪化し、債務不履行に直面することで、1991年、インドは本格的な経済改革を開始した。「経済安定化」・「規制緩和」・「経済自由化」・「民営化」・「国際化」という新経済政策(NEP)を実行した。それ以降、インドの経済成長が持続している。新産業政策により、公企業にだけ留保されていた産業の数が17業種(鉄鋼、重プラント、機械、通信・通信設備、鉱物、原油、など)から3業種(国防、原子力発電、鉄道運輸)にまで縮小された。そして、産業ライセンス取得義務¹⁶¹の撤廃、外資出資規制の緩和による競争市場を形成し、激しい競争が展開され、市場が大きく伸長している業種(自動車、家電産業、ITサービス産業など)が世界中に注目された。雇用促進の名目で保護されてきた小規模工業も、年々成長している(7-10)。その範囲は、2006年に制定されたマイクロ・小・中規模企業開発(MSMED)法により、インドの「企業」は製造業とサービス提供業に2つ分野で、投資規模に応じてマイクロ企業、小規模企業、中規模企業(MSME)に分類されることになった(表7-11)¹⁶²。

¹⁶⁰ 絵所[2008]pp. 21-22

¹⁶¹ 1951年に民間企業に対する統制制度である。新工場の設立、既存工場での生産能力の大幅拡張、既存工場での新製品の製造、立地の変更、などに関して政府からのライセンス取得を義務付ける法律である。

¹⁶² 絵所[2008]pp. 85-89

表 7-10 マイクロ企業および小規模企業社数、雇用者数、輸出額の推移

年度	企業社数(10 万)	雇用者		輸出額	
		人数(10 万人)	成長率(%)	(1000 万ルピー)	成長率(%)
1995	82.8	197.9	3.4	36470	25.5
1996	86.2	205.9	4.0	39248	7.6
1997	89.7	213.2	3.5	44442	13.2
1998	93.4	220.6	3.5	48979	10.2
1999	97.2	229.1	3.9	54200	10.7
2000	101.1	239.1	4.4	69797	28.8
2001	105.2	249.1	4.2	71244	2.1
2002	109.5	263.7	5.9	86013	20.7
2003	114.0	275.3	4.4	97644	13.5
2004	118.6	287.6	4.5	124417	27.4
2005	123.4	299.9	4.3	150242	20.8
2006	128.4	312.5	4.2	-	-

出所：絵所[2008]p. 88 により。

表 7-11 インドの企業分類

産業	マイクロ企業	小規模企業	中規模企業
製造業	250 万ルピーまで	250 万ルピー以上 5000 万ルピーまで	5000 万ルピー以上 1 億ルピーまで
サービス提供業	100 万ルピーまで	100 万ルピー以上 2000 万ルピーまで	2000 万ルピー以上 5000 万ルピーまで

出所：絵所[2008]pp. 87-88 により作成。

インドの中小企業の研究所によると、インドの中小企業は、サービス、小売、農業や食品加工、医薬品、精密製造部門で活躍している。中小企業は、生産、輸出総額の 40%、雇用機会の 70%を提供し、インド経済の成長エンジンとして重要な役割を果たしているという。ところが、1967 年から実施した小規模工業部門 (SSI) に対する留保品目政策により、小規模工業に認定されたら (基準として、よく他の国で採用されている雇用者数ではなく、プラントおよび機械に対する投資額である)、企業規模が大きくなると様々な優遇措置が受けられなくなるために、成長を抑え、雇用が伸び悩む結果になった。70 年代後半に留保品目の急増、政府の許可なく 100 人以上の労働者を雇用している工場は工場の閉鎖や人員の削除ができなくなる労使紛争法の存在によって、企業側には雇用増加のインセンティブがない。その結果、雇用が伸び悩むということになった。小規模部門を保護する留保品目政策は農村や貧困層における雇用機会を提供する重要な政策の 1 つだと言え

るが、小規模企業の過度の優遇で、インドの産業全体における生産効率性や雇用機会の創出を阻止したと考えられる。経済自由化以降、産業全体の競争力の向上やグローバル競争が激化するなか、小規模企業の保護が国際競争力の観点から見ると好ましくないと考え、1997 年、インド政府は小規模企業保護を見直し、留保品目を縮小させる傾向にある。その留保品目数は 1967 年から増加の一方で、1984 年に 873 のピークを迎えた以降、徐々に減少し、2008 年に 35 しか残らなかった。

インドでは小規模企業に対する融資制度は整備されている。主要な商業銀行の国有化によって、インドの大半の融資は公共部門および優先部門(農業、小規模企業、輸出)に配分され、民間大中規模企業への融資はきわめて限定されているという特徴がある。現在なお銀行融資総額の 30%を越えるシェアが優先部門の農業、小規模企業、輸出へと配分されているが、インドの貧困層の多くが銀行へのアクセスがなく、貧困農民の多くは伝統的なマネーレンダーに依存せざるを得ない状態が続いている¹⁶³。

2. インドの経済成長と雇用・失業・貧困

インドは 1991 年以降の新経済政策への転換によって、財政・金融、産業、貿易など多方向の改革を行った結果、順調かつ安定な経済成長を遂げた(図 7-16 のインドの GDP の推移)。1991 年以降のインド経済成長をもたらした主要要因はサービス産業の顕著な伸びであった。2006 年度インドのサービス産業は GDP に占めるの比率が 56%となった¹⁶⁴。世界で最も多く貧困人口を抱えるインドでは、中国と同様に、貧困の撲滅と雇用の創出がインド政府にとって重要な課題である。インドは経済成長に伴って、従来の貧困問題(貧困ラインが一人当たり一日に必要とされるカロリー摂取量は、農村の場合 2400 カロリー、都市の場合 2100 カロリーである。1979 年設定してから現在まで採用されている)も改善された。インド政府の公表による、1993-1999 年の間に、インドの貧困者比率は 36.0%から 26.1%へと劇的に減少した。年間減少率は 1983-1993 年の年平均 0.9%から、1.5%に上昇したが、2004 年インドの全人口の 27.5%、約 3 億人が貧困ライン以下で生活していると推定されている¹⁶⁵。近年のインドの経済は継続的に成長したものの、雇用が伸び悩み、貧困問題の解決はそれほどではなかった。従来の小規模企業の保護による雇用を抑制する構造や、インドの経済成長を牽引しているのはサービス業であるとはいつて、特に知識集約型 IT 産業のような労働集約型産業ではないということが、インドの経済が成長しても雇用情勢は改善しない。具体的に見ると、1999-2004 年度にインドの就業者数は年平均 1240 万人(+3.0%)の増加で、2004-2007 年度は同 40 万人(+0.2%)の増加に留まった。その時期、インドの実質 GDP 成長率は年平均 9.5%に達したにもかかわらず、就業者の増加率はきわめて低い。一方、失業率は 1999 年度の 7.3%から 2004 年度は 8.3%に上昇し、2007 年度

¹⁶³ 絵所[2008]p. 109

¹⁶⁴ 小林[2011]p. 4

¹⁶⁵ 絵所[2008]p. 206、p. 211

も 8.1%に達している¹⁶⁶。就業者シェアを産業別に見ると、2007 年において、農業、工業、サービス業(貿易・ホテル・運輸・通信+金融・保険・不動産・ビジネスサービス+行政・国防・その他サービス)の就業者の割合はそれぞれ 57%、17%、23%であった。産業別の GDP 構成比から見ると、農業は 1993 年度の 30%から 2007 年の 16.6%に減少したにもかかわらず、依然として雇用の主要な受け皿で、農村において過剰な労働力が滞留していることが伺える。一方、サービス業は 1951 年から 1980 年までの間は年平均 4.5%の成長であったが、1991 年から 2000 年までの間は平均 7.5%の成長であった結果、2007 年の GDP 構成比は 55%に拡大してきた。そのなかで、IT 産業の寄与率は最も大きい。インド全国ソフトウェア協会により、2009 年にはインドの IT 産業の輸出額は、インド総輸出額の 31%に達している。しかし、ソフトウェア産業(IT 活用サービス業を含む)は製造業とは異なり、産業の雇用吸収力に限界がある。2006 年度時点での IT 産業全体(コンピュータプログラムやソフトウェア販売のほか、コンピュータコンサルタント、データ加工、ポータルサイトサービス、コンピュータ修理である)の雇用は 63 万人で、一人当たり名目 GDP は全産業平均の 10 倍に相当し、IT 産業は他産業に比べて高付加価値の経済活動を行っていることがわかる。製造業では、長年の輸入代替工業化戦略の下で、国際競争力が高くない。そのなかで、優良産業は資本集約型の鉄鋼業である。インドの工業年次調査によると鉄鋼業は資本装備率(従業者 1 人当たりの固定資本額)がインドの製造業の中で最も高い。社団法人日本鉄鋼連盟調べ、2010 年のインドの粗鋼生産量は 6685 万トンで、中国、日本、アメリカ、ロシアに次ぐ世界第 5 位である。つまり、インドの製造業では優良産業である金属産業は最も雇用に頼らない産業である。一人当たり GDP から見ると、農林水産業の GDP 成長率が低下しつつあるが、就業者の 6 割が滞留し、一人当たり GDP が 1993 年度の 1.7 万ルピーから 2007 年度は 2.4 万ルピーに留まった。一方、IT サービス業を含むその他サービス業では、1 割の就業者で農林水産業より多くの GDP を産出するようになっており、一人当たり GDP は 1993 年度の 9.4 万ルピーから 2007 年度は 22.2 万ルピーへと大きく伸びた¹⁶⁷。

経済発展にともなう所得の向上による貧困問題を解決する道を探るインドでは、資本・知識集約型の成長は、雇用拡大という形で全階層が恩恵を受けるようになっていない。単なる市場競争を規制することによって中小企業を保護する雇用創出も難しい。生産支援・促進・育成を通じて中小企業の経済活動を活発化させるような政策や、多く労働力の雇用の創出は単なる資本・知識集約型産業に頼るのではなく、労働集約型産業の育成も欠かせないことがわかる。

¹⁶⁶小林[2011]p. 2

¹⁶⁷小林[2011]pp. 4-7

第4節 東北三省における民営中小企業の現状

持続的な経済成長の維持と都市貧困問題の解決に直面している東北三省は、産業の重工業シェアが高く、地域全体は計画経済体制の実施が中国で最も早く、市場経済へ移行するのは最も遅いため、国有経済の比重が高く、非公有制経済の比重が低い。東北地域では民営中小企業の発展が立ち遅れている¹⁶⁸。沿海地域の長江デルタと珠江デルタの非公有制経済がけん引する経済成長方向と対照的である。本節は、沿海地域の民営企業発展と比較して、東北三省の非公有制経済発展について問題点及び促進方法を分析する。

1. 沿海地域における非公有制経済の勃興

1980年12月に、浙江省温州市で、1956年以来禁止されていた個人経営が許され、全国で最初の「個体工商営業執照」（個人経営許可書）が発行された。個人経営（私営）経済がまもなく全国に広がっていった。あれから30数年にわたって非公有制経済は既に中国の対外貿易、税金収入、雇用創出の主体になっている。特に、沿海地域で地域経済の成長や雇用の拡大を牽引している。改革開放前の沿海地域では、一人当たり耕地の占有率や国家の投資がすくないため、国有重工業基地が形成されていなかった。1980年以降、沿海地域の広東省や浙江省などの地方政府は、民営経済の育成を中心において、地方経済発展させる方向を選択した結果、上海市、浙江省、江蘇省を中心とする長江デルタ、広東省を中心とする珠江デルタは先進国に匹敵する豊かな地域になった。

私営企業社数から見ると、上海市、江蘇省、浙江省と広東省は全国の3位、1位、4位と2位で、全国私営企業社数に占める割合が28.3%と11.2%である。広東省と江蘇省の自営業数は全国の1位、2位で、全国自営業に占める割合が9.7%と8.7%である¹⁶⁹。私営工業企業の生産額シェアと就業者をみると、上海市、江蘇省、浙江省、広東省合計は全国のそれぞれ35.2%、41.5%、外資系工業企業のシェアと就業者は全国のそれぞれ59.9%、56%を占めている（表7-12）。2010年に、上海市、江蘇省、浙江省、広東省はGDP合計が全国の33%、工業付加価値増加額が全国の32.2%、輸出総額が全国の65.8%を占めている先進地域である¹⁷⁰。民営中小企業はその2つの地域で活発になり、地域経済成長と雇用創出の源泉となっているため、上海市、江蘇省、浙江省、広東省の人口合計は全国総人口の19.4%を占めているのに対して、「都市最低生活保障制度」の受給者数がそれぞれ35.3万人、43万人、9.0万人、40.6万人で、全国都市貧困者の5.5%に過ぎない。とくに、自営業・私営企業が活発な浙江省では都市貧困者が少なく全国の第30位である。

東北三省では非公有制の比重が低い。東北三省の私営企業社数と自営業数が全国のそれぞれ7.0%、9.6%、私営工業企業シェアと外資系工業企業シェアは全国のそれぞれ9.0%、5.7%、その就業者は全国のそれぞれ6.6%、3.9%を占めていずれも低い。「都市最低生活保

¹⁶⁸ 民営経済は非公有制経済とも呼ぶ。中小企業の90%は民営経済である。民営企業の99%は中小企業である。

¹⁶⁹ 『中国統計年鑑』[2011]より計算した。

¹⁷⁰ 鮑編[2006]pp. 73-74

障制度」の受給者数が全国の17%を占める392.4万人で、先進地域と対照的である（表7-12）。

表 7-12 2010 年長江デルタ(上海市、江蘇省、浙江省)、珠江デルタ(広東省)私営工業企業、外資系企業の基本状況(%)

	私営工業企業全国に占める割合				外資系工業企業全国に占める割合			
	社数	就業者数	工業生産額シェア	資産総額	社数	就業者数	工業生産額シェア	資産総額
上海市	3.0	2.2	1.6	2.5	8.3	6.1	9.7	9.3
江蘇省	16.0	14.7	15.3	15.5	18.4	17.3	19.3	18.9
浙江省	17.1	14.1	10.7	16.6	12.3	8.4	6.9	8.2
合計	36.1	31.0	27.6	34.6	39.0	31.8	35.9	36.4
広東省	8.4	10.5	7.6	6.9	25.6	34.2	24.0	22.3
遼寧省	5.8	4.6	6.6	5.4	3.9	2.9	3.6	3.9
吉林省	1.3	1.2	1.6	1.4	0.5	0.5	1.7	1.2
黒龍江省	0.9	0.8	0.8	1.0	0.4	0.5	0.4	0.8
合計	8.0	6.6	9.0	7.8	4.8	3.9	5.7	5.9

出所：『中国統計年鑑』[2011]より計算した。

2. 「東北振興」政策以降東北三省における非公有制経済の進展

「東北振興」策を実行されて以降、東北三省での国有企業の雇用創出機能は低下する一方である。東北三省政府は、東北三省の再振興のために、東北三省政府は民営経済の発展が必要だとの認識が強まった。民営経済を促進するために、遼寧省政府は東北三省の中に最も早く1998年3月に「非公有制経済発展の加速に関する決定」をうちだして、1999年9月に、「自営業・私営企業など非公有制経済発展の推進に関する決定」、2006年3月に「非公有制経済発展を促進する意見」などの地方政策を相次いで発表した。「2010年、民営企業増加値7000億元、全省経済の60%以上の比重」を目標にしている。2004年に、黒龍江省は民営経済の発展を全力で促進するために、21条の政策「民営経済発展を推進する若干意見」を發布した。そして、2005年1月に、吉林省は「民営経済を推進する決定」を制定し、「2010年末、中小企業および民営経済増加額が、全省GDPの56%以上の比率、税金収入の50%、就業者数500万人以上」が目標にされた。2010年に、東北三省の民営企業は地域経済の発展と雇用創出の役割を果たしてきた。

(1) 遼寧省における民営経済の状況

遼寧省中小企業庁によると、2010年に、遼寧省の民営経済の増加額は全省GDPの比重が2005年の46.4%から60%近くに増加し、1兆500億元に達成した。固定資本投資の比

率は2005年の58.2%から72.9%に9000億元に達した。178社の民営企業は1224億元の税金を納めて、全省の就業者の76%、1119.6万人が、民営企業に就業している。

(2) 吉林省における民営経済の状況

吉林省政府の「中国吉林省発展報告」によると、2009年、吉林省の民営経済の増加額は、3384億元で、全省GDPの47%を占めるようになる。同時に、税金収入319.5億元を納め、2006年と比べ、147.3%に増加し、財政収入の65.6%に達した。全省都市就業者の70%、新規就業者の80%以上の雇用を創出した。

(3) 黒龍江省における民営経済の状況

黒龍江省統計局によると、黒龍江省において民営経済の発展が加速し、黒龍江省民営経済は当省経済発展を牽引してきた。2010年、民営経済の増加額は、4972.2億元になり、全省GDPの48.6%を占めた。税金収入は2005年の2.4倍をに増加し、599.3億元を収め、全省税金収入の46.5%を占めた。民営経済の就業者数は751.4万人、全省就業者数の37%を占めている。

東北三省では民営中小企業の発展によって、地域経済の成長、雇用創出、財政収入の増加などに役割を果たした。特に、東北三省の国有企業シェアが高い、都市貧困人口が多いという都市貧困問題は他地域より深刻し、地域格差、所得格差を拡大した要因であることで、市場経済において民営中小企業を活発させる育成政策・金融支援・法律保護などにより、より多い雇用創出は都市貧困問題の解決に導かれると考えられる。

第5節 「東北振興」政策以降東北三省都市貧困問題に対して非公有制経済発展の問題点

改革開放後、国有経済を中心とする発展志向を維持した東北三省経済成長が停滞し、雇用創出が困難になった。東北三省の都市貧困問題が深刻化になっている。2003年から「東北振興」策が実行されて以来、東北三省は高度な経済成長を遂げた。都市貧困問題の解決のために、東北三省政府は実施した失業者・一時帰休者を対象とする再就職を促進した。その結果、東北三省の都市貧困者数が減少したものの、失業者や臨時就業者、現役就業者が増え、6割以上の労働意欲や労働能力の都市貧困者と都市登録失業者を合わせて約300万人の雇用が不足であることをみれば(表6-1)、政府の雇用拡大の努力は不十分であると考えられる。東北三省の都市貧困問題の解決には雇用の拡大をしなければならない。そのために、非公有制経済の発展を促進しなければならない。

2004年以降、東北三省では国有経済の比重が高い所有制構造が続いているため、非公有制経済の雇用創出は先進地域と比べて少ない。国有経済就業者の構成からみると、低下する傾向が続いている(表7-13-1)。2010年に、東北三省の遼寧省以外、就業者は先進地域の2-3倍高い。2010年に、東北三省の国有企業の工業生産額シェアがそれぞれ31%、43.5%、57.9%であるのに対して、国有企業就業者数は2004年の762.6万人から、249.36万人で

2004 年の 3 分の 1 ほどしかいない。非公有制経済就業者の割合をみると(7-13-2)、東北三省は遼寧省以外先進地域と比べてほぼ 2 倍低い。外資系企業就業者の割合をみると(7-13-3)、東北三省は極めて低い。非公有制経済の発展が東北三省のなかで最も遅れた黒龍江省では都市貧困者が最も多い。以下で、東北三省の非公有制経済の発展不足について考察する。

表 7-13-1 東北三省国有企業就業者構成比と先進地域との比較(%)

年度	遼寧省	吉林省	黒龍江省	上海市	江蘇省	浙江省	広東省
2004	35.6	44.3	48.3	26.5	27.8	21.3	27.3
2005	35.0	43.1	46.3	23.1	23.3	19.9	23.6
2006	34.6	43.7	45.4	22.6	19.9	17.3	20.8
2007	32.5	42.8	44.9	21.4	18.3	14.8	18.5
2008	32.7	39.5	45.4	20.6	16.6	14.5	17.9
2009	27.9	35.7	47.1	19.6	14.9	13.8	17.1
2010	27.5	32.3	44.1	19.8	13.6	13.1	17.0

出所:『中国統計年鑑』各年版より作成。注:国有経済就業者の割合、自営業・私営企業就業者の割合、外資系企業就業者の割合の合計は 100 ではない。

表 7-13-2 東北三省自営業・私営企業就業者の割合と先進地域との比較(%)

年度	遼寧省	吉林省	黒龍江省	上海市	江蘇省	浙江省	広東省
2004	42.1	36.0	25.6	41.3	42.5	45.6	39.4
2005	42.5	36.8	27.6	45.6	48.3	41.3	43.9
2006	43.1	33.2	28.1	46.0	51.3	43.3	48.4
2007	46.0	33.7	29.3	44.2	54.1	48.6	51.3
2008	45.5	39.8	32.6	45.1	60.7	46.7	53.3
2009	49.5	42.5	33.9	46.7	61.4	45.9	53.7
2010	49.7	48.0	39.0	46.6	62.9	46.2	52.4

出所:同上。

表 7-13-3 東北三省外資系企業就業者の割合と先進地域との比較(%)

年度	遼寧省	吉林省	黒龍江省	上海市	江蘇省	浙江省	広東省
2004	5.2	2.1	1.1	14.9	9.7	7.7	18.2
2005	5.7	2.4	1.1	14.7	10.7	11.0	18.7
2006	5.9	2.5	1.1	15.0	11.3	12.6	18.0
2007	6.0	2.8	1.1	18.8	11.9	12.8	18.0
2008	5.9	2.3	1.2	19.5	11.2	13.4	16.9
2009	5.1	2.2	1.5	19.5	10.3	13.2	17.1
2010	5.2	2.1	1.3	19.6	10.1	13.1	17.9

出所：『中国統計年鑑』各年版より作成。注：外資系企業就業者は香港・マカオ・台湾系企業就業者を含む。国有経済就業者の割合、自営業・私営企業就業者の割合、外資系企業就業者の割合の合計は100ではない。

1. 東北三省における対外貿易・外国からの直接投資の受け入れの不足

経済成長を続けている中国では、貿易や外国直接投資が、中国の経済発展を促す重要な要因であることはいうまでも無い。1978年に、「改革開放」が始まったその時期から中国政府は積極的に海外の資本を導入し、それと並行して積極的に貿易拡大に努めてきた。沿海地域に進出した外資企業の輸出加工に対する優遇政策が相次いで出され、中国への直接投資を促進した結果、2010年に中国の輸入出総額は世界の第2位で、外貨準備高は世界の第1位である。中国が受け入れた直接投資の額は2004年に606億ドルであり、アメリカに次いで世界の第2位の規模であった。中国への直接投資は他国を圧倒していることがわかる。特に、1990年代の中国の貿易拡大は、その多くが広東省など沿海地域をベースとした輸出加工型の貿易であったが、これら地域からの輸出は、中国の外貨獲得に大きく貢献した。沿海地域では、自営業・私営企業の発展を促進して、郷鎮企業を次々に設立し、外資系企業の誘致を積極的に行った。こうして沿海地域の経済が急速に成長し、自営業・私営企業、郷鎮企業、外資系企業が、雇用の重要な吸収先となった。一方、中国の内陸に位置する東北三省では、遼寧省の沿海都市大連市のみは1984年に政府が指定された沿海部開放14都市である。内陸部や国境地帯の特定される「沿辺」都市の対外開放は92年以降のことになった¹⁷¹。内陸に位置しかつ国境を持つ東北三省は市場経済への移行や対外開放の度合いは沿海地域に及ばない。さらに、2006年に中国政府は、「外資利用の質的向上」を目指して、①資金の確保から先進技術や経営管理手法、優秀な人材の導入に重点を転換し、②環境保護、資源・エネルギー対策推進への貢献を促し、③国内産業構造の高度化や技術水準向上への寄与を指示した。2008年1月の「企業所得税法」の実施により、外資系企業と現地企業の所得税率は一本化され、外資系企業のみを対象とした優遇税制を縮小した¹⁷²。こうした東北三省の対外貿易や外資の受け入れは沿海地域と比べ容易なことでは

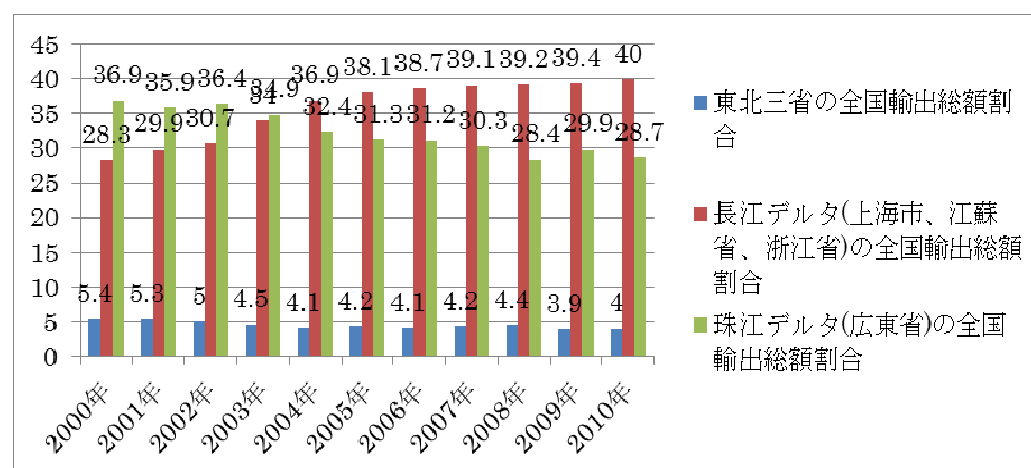
¹⁷¹1992年から中国政府に新設された国家級開発区は東北三省には吉林省の長春市と黒龍江省のハルビン市である。

¹⁷²家近・唐・松田編[2009]p. 160

ない。それに対して、2005 年 8 月に、中国政府は、「東北旧工業基地を促進するにあたり対外開放を一層拡大する若干の実施意見」を打ち出した。「国有企業改革の外資導入」、「基幹産業、企業の技術レベルアップへ外資の協力」、「公共施設建設や金融サービス業の対外開放」と「対外開放を加速するための制度、インフラ整備などの保障」と東北三省の対外開放方針を決めた。さらに、2010 年 4 月に、国務院による「外資を一層適切に利用するための国務院の意見」が打ち出されて、地元開発区のレベルアップや外資資本金規制の緩和、など優遇政策によって外資の内陸への移転と追加投資を奨励することで、東北三省を含む内陸へ外資投資をバックアップする。

しかし、「東北振興」後東北三省では対外貿易総額が大きく伸びたものの、全国輸出入に占める割合はまだ小さい。2010 年に、東北三省輸出入額(経営会社の所属地からみる 1 兆 2308 億ドル)の全国に占める割合は 4.2%で、広東省の 15.7%、江蘇省の 49%しかない。2004-2010 年の間に、省輸出額の省 GDP に占める比率をみれば、遼寧省は 0.5%から 2.0%に伸びている、吉林省では、マイナスであったのが、2009 年にプラス 1.2%に転化し、2010 年には 1.4%にやや増加した。黒龍江省では、2004 年の 0.1 %から 2008 年に 1.3%に増加したが、2009 年から減少している。東北三省全体としては対外貿易額低下の傾向がある。2000 年のそれぞれ 108 億元、12.6 億元、14.5 億元、全国の 5.4%から、2010 年にそれぞれの 431.2 億元、44.7 億元、162.8 億元で、総額が増加したが、全国に占める割合が 4.0%に低下した(図 7-6)。

図 7-6 東北三省と長江デルタ(上海市、江蘇省、浙江省)、珠江デルタ(広東省)との輸出総額の割合の比較



出所: 東北三省の『省国民経済和社会発展統計公報』[2010]、上海市、江蘇省、浙江省の『国民経済和社会発展統計公報』[2010]、広東省の『広東省国民経済和社会発展統計公報』[2010]より作成。

外国からの直接投資(実行ベース)をみれば、東北三省では外国からの直接投資の受け入れの状況が改善した(表 7-14 と図 7-7)。2003 年以降、東北三省の外資導入は全国の比率が 2003 年の 6.2%から、2010 年の 23.5%に拡大した。そのうち、遼寧省の外資導入は東北

三省で最も多い。全国の比率が2003年の5.3%から、2010年に19.6%に上った。吉林省の外資導入は東北三省で最も少ない。外資導入額は2004年の4.5億ドルから、2010年の12.8億ドルに増えたが、全国に占める比率がわずか1.2%で、同年の広東省の7.5%、遼寧省の6.2%に過ぎない。黒龍江省の外資導入は、2010年に27.6億ドルに拡大したが、遼寧省の13.3%、全国の2.6%低い。内陸部における吉林省、黒龍江省の対外貿易・外国からの直接投資の占有率は低い状況が変わっていない。

東北三省では対外貿易や外国からの直接投資が多くないため、外資系企業の増加は緩慢である。外資系企業社数から見ると、2003年と比べて2010年には、遼寧省18377社、33%、吉林省4309社、60.7%、黒龍江省5814社、159.2%に増加したが、東北三省外資系企業社数の合計は浙江省(28252社)に相当して、広東省(90187社)の30%しかない。2010年に、東北三省の外資系企業就業者数はそれぞれ53.1万人、10.6万人、9.5万人、合計73.2万人で、広東省の17%、浙江省の34%にすぎない。

東北三省の遼寧省へ外国からの直接投資が大きく拡大した要因は、以下の3つが考えられる。

①地理的優位性。遼寧省は東北三省で唯一の臨海省である。東北部の海上貨物取扱量の7割を遼寧省の大連港が担っている。1984年に大連市は国家級14沿海地域開放都市が選ばれて1988年に遼東半島(遼寧省と山東省の一部都市)の開放、瀋大(瀋陽と大連)など高速道路の開通、大連-ハルビンなど旅客専用高速鉄道(新幹線)の着工、瀋陽地下鉄の建設、大連北東アジア国際海運センターの建設によって、遼寧省のインフラは着実に整備されており、11個開発区(9個国家級と2個省級)をもち、早い段階で開放経済へ移った。

②人件費などコストから見ると、他の沿海地域に比べ、安い(表7-15)。さらに、大連と瀋陽政府は用地取得に補助金を出したり、現地法人設立にかかわる行政費用を減免したり、外国人社員の個人所得税や企業所得税の地方収入分を減免、一部還付したり、取引先や銀行融資を紹介してもらったりと、さまざまな支援を行っていて中国の他の沿海部と比べても魅力的だという¹⁷³。

③ほかに、製品の納品先となる取引先(主に大型国有企業)が近くにあるや、言語能力が高くまじめて人材がいることを挙げられる。特に、東北地域これから市場としての成長が期待できるという¹⁷⁴。

一方、吉林省と黒龍江省へ外国からの直接投資が拡大しない要因は、地理的内陸部に位置しているの1つ要因である。そのほかには、以下のことも考えられる。

吉林省では、1992年に長春市は「沿辺」開放都市として選ばれたが、経済発展の目玉とする周辺国(北朝鮮、ロシア、韓国、モンゴル)と共同開発計画「図門江流域経済発展プロジェクト」は2005年によく始動した。2009年に、日中韓露海陸運輸航路の就航、鉄道の建設など産業インフラの強化に向け始動しているが、外資系企業を誘致する開発区は5個(すべて国家級)である。黒龍江省では、2005年に「ハルビン、大慶、チチハル工業回

¹⁷³ 及川[2012]p. 30

¹⁷⁴ 同上。

廊産業配置総合計画」がうちだされ、現在推進中である。1 個開発区を持ち、鉄道などインフラを整備しながら工業ベルトの建設が進む中である。そして、吉林省と黒龍江省の製品は大連港を経由していくことを考え、物流コストは遼寧省各都市より高いと予想される（表 7-15）（瀋陽市のコンテナの費用は大連より高い）。吉林省と黒龍江省は労働コストと土地利用価格は比較的低いものの、投資環境の独自優遇政策の策定などの改善、交通インフラの整備、信用システムの確立、金融システムの健全化、政府サービスの向上はいずれも外資利用の拡大にかかわる重要な課題である。

2006 年に、東北三省に主な投資相手国である韓国の韓国貿易センターの調査書により、東北三省への投資環境について「中核都市の未成熟、不十分な地域ネット、競争意識に欠け、企業の成長環境に劣り、技術・革新能力が低い、賃金コストの上昇がある」と指摘している¹⁷⁵。東北三省の外資誘致環境の改善は時間がかかると考えられる。

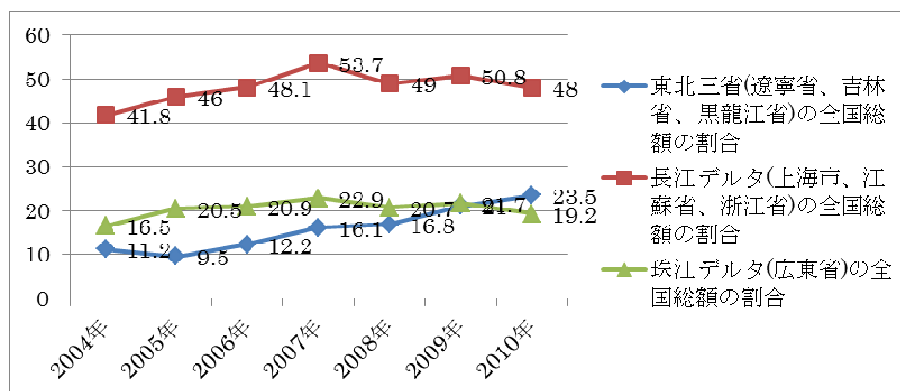
表 7-14 東北三省の外国直接投資額の推移(億ドル、%)

年	遼寧省	吉林省	黒龍江省	全国総額	三省の全国 割合
2000	20.4	3.4	3.0	407.1	6.6
2002	34.1	2.4	3.6	527.4	7.6
2003	28.2	1.9	3.2	535.0	6.2
2004	54.1	4.5	12.4	606.0	11.2
2005	35.9	6.6	14.5	603.0	9.5
2006	59.9	7.6	17.1	694.7	12.2
2007	91.0	8.9	20.9	748.0	16.1
2008	120.2	9.9	25.5	924.0	16.8
2009	154.4	11.4	23.5	900.3	21.0
2010	207.5	12.8	27.6	1057.0	23.5

出所：三省各年『統計公報』、『中国統計年鑑』により作成。

¹⁷⁵ 萱[2007]p. 7

図 7-7 東北三省と長江デルタ(上海市、江蘇省、浙江省)、珠江デルタ(広東省)と外国直接投資額の比較(億ドル、%)



出所：『中国統計年鑑』[2011]、東北三省の「省国民経済と社会発展統計公報」[2010]、上海市、江蘇省、浙江省「国民経済と社会発展統計公報」[2010]「広東省国民経済と社会発展統計公報」[2010]より作成。

表 7-15 東北都市(大連市、瀋陽市)と沿海地域都市(上海市、広州市)との投資コスト比較

	上海市	広州市	大連市	瀋陽市
一般労働者(元/月)	311	281	245	227
エンジニア(元/月)	609	530	417	399
中間管理職員(元/月)	1096	1061	762	778
雇用者社会保障負担率(%)	44	28.35-52.35	40-56.5	38.1-43.6
非雇用者社会保障負担率(%)	18	16-31	21-26	19-23
工業団地購入価格(平方メートルあたり)	91	91	55-85	73
工業団地借料(平方メートルあたり)	2.81	2.3-6.1	2.73-3.64	2.28
事務所賃料(平方メートルあたり)	35-44	22.8	23	23
法人所得税(%)	25	25	25	25
個人所得税(%)	45	45	45	45
付加価値税(%)	17	17	17	17
日本への利子送金課税(%)	10	10	10	10
日本への配当送金課税(%)	10	10	10	10
日本へのロイヤリティ送金課税(%)	10	10	10	10

出所：日本貿易振興機構(ジェトロ)『中国データ・ファイル 2011 年版』pp. 179-183。注：税金率はすべて最高税率。

2. 東北三省における民営中小企業と主幹企業との連結関係の欠如

(1) 東北三省における民営中小企業の大型企業との連携について

2003 年の「東北振興」が実施されて以来、東北三省は重工業基地でありながらも、民営企業に日本の主幹企業との直結した中小企業の存立形態がほとんど見当たらなかった。東北三省における自営業・私営企業がこの地域の雇用創出役割を果たしているが、自営業・私営企業の大部分は第三次産業、特に、サービス業に集中して、私営企業の規模が小さい(7-16)。

表 7-16 東北三省の私営企業の実態(万社、億元、%)

省別	内資企業				
	私営企業				
	企業社数	登録資本金	企業社数	登録資本金	内資企業登録資本金に占める割合
遼寧省	39.98	13211.00	26.68	72	37.0
吉林省	17.50	5250.50	12.10	69	35.0
黒龍江省	24.14	7268.20	14.05	60	27.5

出所：遼寧省工商局「遼寧省における企業分析報告」[2009] 吉林省工商局「2010 年上半期個人・私営経済統計分析報告」[2010] 黒龍江省工商局「内資企業調査」[2010]により作成。注：遼寧省と黒龍江省は 2009 年の数字。吉林省は、2010 年上半期までの数字。内資企業は外資系企業を除く企業である。

遼寧省では、従来の主要な産業が重化学工業および資源型産業であった。重化学工業には機械製造、石油化学工業、自動車製造、飛行機製造などが含まれていた。資源型産業には石炭、原油などがあった。2003 年以降、遼寧省は東北三省における唯一の臨海省として「一つのセンター、二つの基地、三つの産業」(大連を中心とする北東アジア国際海運センター、中国における重要な近代的設備製造業基地および原材料工業基地、優位性のあるハイテク産業、農産品加工業および近代的サービス業)という振興戦略に基づいて設備製造業、原材料工業および農産品加工業が遼寧省の工業経済全体の 9 割以上を占めるようになってきた。遼寧省における重工業の優位性が顕在である。一方、遼寧省の私営企業は主幹企業との連結関係がない。遼寧省工商局の遼寧省企業分析によると、2009 年に、遼寧省における企業社数(個人自営業者と外資企業を除く)は 36.98 万、そのうち私営企業社数は 26.68 万で、72%を占めているが、登録資本金額は 4917 億元で、遼寧省における企業登録資本金額 13211 億元の 37%にすぎない(表 7-16)。私営企業の産業別を見ると(表 7-17-1)、遼寧省の私営企業は製造業に占める割合が 24.2%で、登録資本金は平均 220 万元、その規模は大きくない。遼寧省の主幹産業である船舶産業、鉄鋼製錬産業、石油化学産業優位性が発揮されず、民営企業をその周辺産業として参入させる牽引役を果たしたと

はいえない。

表 7-17-1 2009 年遼寧省における私営企業の産業別の割合

産業別	企業社数(万)	全省私営企業社数に占める割合(%)
第一次産業 育種・育苗、海洋漁業、内陸漁業、内陸養殖	0.58	2.2
第二次産業 原油・天然ガス採掘および製造業	6.47	24.2
その他	2.06	7.7
合計	8.53	32.0
第三次産業 卸業・小売業	9.27	34.7
レンタルおよび商務サービス業	2.13	7.9
情報・コンピューター関連業	1.45	5.4
その他	4.72	17.7
合計	17.57	65.8

出所：遼寧省工商局「2009 年年度企業分析報告」（外資企業を除く）。

内陸に位置する吉林省では、伝統産業が自動車・機械製造業、資源型産業、軽工業であった。軽工業には建築材業、繊維業・製紙業が含まれている。2003 年以降、吉林省は内需拡大、国内市場を主として、加工製造業の強化を目標に、「5 大産業基地」（自動車産業、石油化学産業、農産物加工産業、現代漢方とバイオ、光電子情報ハイテク産業を建設する）という振興戦略に基づいて、加工製造業、農業、人材、科学教育および生態と自然資源の 4 つの方面にある比較優位を活かし、「自動車、石油化学工業、農産物加工業を主導とし、生物医薬、電子情報を両翼とし、設備製造、エネルギー、冶金、建築材業、観光を補翼とする」といった新型経済構造の形成を振興する方針が採られている。現在、自動車製造業、農産品加工業、石油化学工業などは吉林省の工業経済全体の寄与率の 51%を占めている。吉林省において重工業の優位性や労働集約型産業の比重が高い。一方、吉林省の民営企業は主幹産業との連携関係が乏しい。吉林省工商行政管理局の「2010 年上半期(吉林省自営業・私営経済統計分析報告書によると、2010 年 6 月までに、吉林省における内資企業社数(外資企業、自営業を除く)は 17.5 万、そのうち私営企業社数は 12.1 万で、69%を占めているが、登録資本金額は 1820.2 億元で、内資企業登録資本総額 5250.5 億元の 35%にすぎない(表 7-16)。私営企業は産業別に見ると(表 7-17-2)、吉林省の企業の 90%以上が中小企業である(吉林省内資企業発展状況報告による)。吉林省の経済発展を促進し、労働力の吸収する大きな役割を果たしたが、登録資本金から見ると、その規模が大きいとはいえ

ない。特に、製造業において占有率が低く、大企業との連結関係が形成されていないことがうかがえる。吉林省工商行政管理局の分析によると、吉林省における私営企業は卸し・小売業(38.2%)、製造業(19.8%)、レンタル・商務サービス業(7.8%)に集中している。製造業における私営企業は殆ど伝統産業の石炭採掘、鋼鉄、セメント、非鉄金属、製紙が占め、大企業の生産の前段階(部品生産・部分加工など)、生産の後段階(大企業製原料の加工や、同製品の販売など)で直接・間接に大企業とかかわることが弱い。例えば、2009年は、吉林省の主幹企業である自動車産業が全国生産量の8%を占めるものの、自動車工場への部品加工や部品生産に従事する吉林省内の企業社数は全体の38%に過ぎない。吉林省の私営企業は規模が小さいため、厳しい競争市場に対応できず、平均3-4年で、倒産する私営企業が多いと吉林省工商管理局の分析がある。

表 7-17-2 吉林省における私営企業の産業別の割合(2010年6月まで)

産業別	企業社数(万社)	全省私営企業社数 に占める割合(%)
第一次産業 農業、林、牧など	0.4	3.5
第二次産業 製造業	2.39	19.8
その他	0.88	7.3
合計	3.27	27.1
第三次産業 卸業・小売業	4.61	38.2
レンタルおよび商務サービス業	0.95	7.8
その他	2.83	33.7
合計	8.39	69.4

出所：吉林省工商行政管理局「2010年6月まで吉林省における自営業・私営経済統計分析報告書」[2010]より整理。

同じ内陸に位置する黒龍江省では、伝統産業は重化学工業および資源型産業である。特に資源型産業は過去盛んで、現在は資源の枯渇など産業の転換の課題に直面している。2003年以降は、黒龍江省の再振興のために、本来の重工業基地の優位性を活かし、設備製造業、石油化学産業、エネルギー工業、绿色食品や特色ある食品工業、医薬品工業、木材加工業など6つ産業基地としてを重点発展させる。2009年、設備製造業、石油化学工業、原材料工業および農産品加工業は遼寧省の工業経済全体の9割を占めている。黒龍江省における重工業産業が主導する産業構造が顕在である。一方、黒龍江省における民営企業は主幹企業と連携し、発展する関係に恵まれていない。2009年に、黒龍江省工商行政管理局の調査により、2009年12月31日まで、黒龍江省における内資企業社数(外資企業、

自営業を除く)は24.14万、そのうち私営企業社数が14.05万で、60%を占めたが、登録資本金額は1996.36億元で、内資企業の登録資本金額7268.23億元の27.5%に過ぎない(表7-16)。黒龍江省における私営企業の65.1%は伝統製造業、卸し・小売業およびレンタル・商務サービス業に集中している。黒龍江省の大型企業が多く、資源や産業の優位性が高いものの、2010年に、主幹企業と連携、部品生産や加工を主幹企業に提供する私営企業社数がわずかに1329である。

とくに、2010年に、東北三省の自動車メーカーの生産量は全国の14.2%を占めているにもかかわらず、どの省でも、自動車の部品(エアコン、タイヤ、ランプなど)の地元での調達率が2割か、3割で、低い。

東北三省の自営業者・私営企業就業者の6割以上は第三次産業の流動性が高く安定性が低い業種に集中している。自営業・私営企業の業種別就業者構成比からみると(7-18)、2004年に比べて2010年に、第三次参照就業者の割合が低下した。製造業就業者が2-3割にあり、2004年に比べて遼寧省と黒龍江省では減少する傾向がある。第一次産業就業者の割合と第二次三省就業者の割合を足すと100ではないため、のこりは、第一次産業に従事する就業者の割合とみなせる。第一次産業就業者の割合が増加する傾向がある。2004年それぞれ10.2%、6.4%、8.2%から、2010年それぞれ13.5%、14.3%、10.9%に増えた。

表 7-18 東北三省の自営業・私営企業就業者構成比(%)

	遼寧省		吉林省		黒龍江省	
	2004 年	2010 年	2004 年	2010 年	2004 年	2010 年
第二次産業						
製造業	19.9	17.1	8.9	12.7	14.7	11.6
建築業	3.6	5.3	15.3	11.0	2.8	3.0
合計	23.5	22.4	24.2	33.7	17.5	14.6
第三次産業						
物流・輸送業	8.4	9.1	4.1	4.2	7.7	3.8
卸・小売業	41.1	37.9	45.7	41.4	45.2	38.8
ホテル・飲食業	7.8	6.1	5.9	8.7	11.3	9.7
レンタル・商務サービス業	3.2	4.7	9.5	3.1	2.2	4.3
その他のサービス業	5.8	6.3	4.2	8.1	7.9	17.9
合計	66.3	64.1	69.4	65.5	74.3	74.5

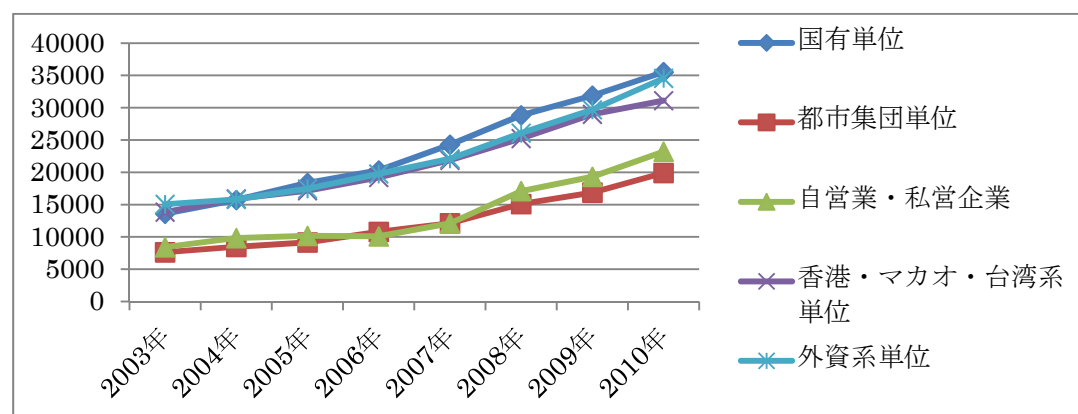
出所：『中国統計年鑑』[2011]より整理した。

就業者数が最も低い都市集団単位を除いて、自営業・私営企業就業者の賃金水準が最も低い。自営業・私営企業就業者の賃金からみると(図7-8)、図7-8-1で、遼寧省では、2005年から国有単位の平均賃金が外資系企業の平均賃金を上回る。2010年に、国有単位の平

均賃金の35522元に対して、私営企業の平均賃金(19280元)が国有単位の平均賃金の54.3%しか占めていない。業種別私営企業就業者の賃金水準をみると、第一次産業平均の16900元、製造業の18870元、物流・輸送業の19588元、卸・小売業の17997元、ホテル・飲食業の16729元、レンタル・商務サービス業の21034元、その他のサービス業の16689元である。そのうち、物流・輸送業とレンタル・商務サービス業以外の業種は平均の19280元より低い。とくに、公共管理・社会組織(公共施設の警備員、清掃員、管理人など考えられる)の賃金が最も低く13327元である。図7-8-2で、吉林省では、外資系企業の平均賃金は高い状況が続いている。2003年から、国有単位の平均賃金は外資系企業に次ぎ2番目高い状況が維持している。2010年に、国有単位の平均賃金の30082元に対して、私営企業の平均賃金(16929元)が国有単位の56.3%を占めている。業種別私営企業就業者の賃金水準をみると、第一次産業平均の14896元、製造業の15950元、物流・輸送業の16849元、卸・小売業の17249元、ホテル・飲食業の16925元、レンタル・商務サービス業の17600元、その他のサービス業の17284元である。卸・小売業、レンタル・商務サービス業、その他のサービス業賃金水準は平均(16929元)より高い。公共管理・社会組織に従事する人の賃金が最も低く10701元である。図7-8-3で、黒龍江省では、香港・マカオ・台湾系企業の賃金水準が2009年まで続いていた。国有単位の賃金水準は2009年から外資系企業を追いかけ、2010年に香港・マカオ・台湾系企業を上回ってトップになった。2010年に、国有単位の平均賃金は28373元に対して、私営企業就業者の平均賃金は16924元で、国有企業の59.6%を占める。業種別私営企業就業者の賃金水準をみると、第一次産業平均の14599元、製造業の15742元、物流・輸送業の16736元、卸・小売業の16355元、ホテル・飲食業の14986元、レンタル・商務サービス業の14961元、その他のサービス業の12624元である。以上の業種賃金水準はすべて平均(16924元)より低い。

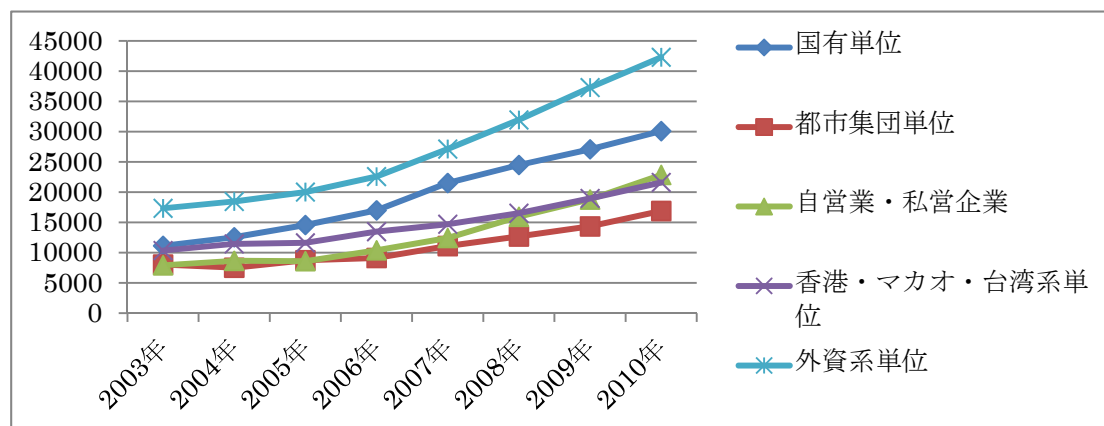
2010年に、東北三省都市部一人当たり総支出と一人当たり消費支出がそれぞれ16446.67元、12075.22元である。吉林省と黒龍江省の私営企業の平均賃金(16929元、16924元)は7割が消費支出に相当する。

図7-8-1、遼寧省所有制別賃金水準の推移(元)



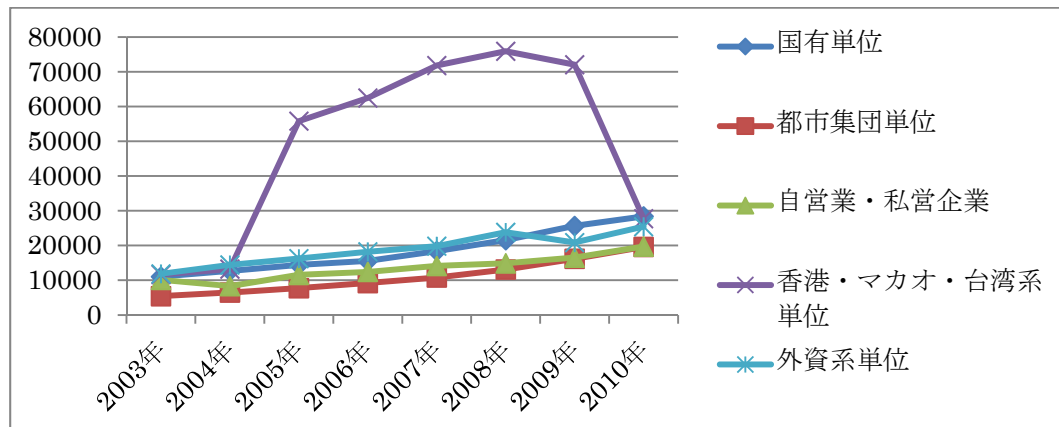
出所：『中国統計年鑑』各年より作成。

図 7-8-2、吉林省所有制別賃金水準の推移(元)



出所: 同上。

図 7-8-3、黒龍江省所有制別賃金水準の推移(元)



出所: 同上。

以上の分析により、東北三省の私営経済は規模が小さく、ほぼ賃金や安定性が低く流動性が高い第三次産業の卸し・小売業、レンタル・商務サービス業に集中して、地域の産業優位性を享受していない。こうして私営企業の殆どは登録資金や技術革新、商品の開発が乏しく、競争力が弱く自立で持続的発展は難しい状況が変わっていないため、都市貧困者はもちろん、就業者の大部分は低所得におかれている。都市貧困者が就業しても、都市貧困からの脱出の力にならない。

日本中小企業の存立形態である「下請」制は、大企業(親企業か大企業である)が、経営の改善、新製品の共同開発を通じて技術の指導や革新、下請企業への投資による金融の援助を行い、協力企業を育成した結果、大企業が著しい成功を収め、健全で活発な中小企業群を形成させた。こうした中小企業は、大量な労働力を吸収し、所得の向上、貧困の撲滅に貢献したといわれている¹⁷⁶という日本の中小企業成長の経験から考えると、東北三省

¹⁷⁶ 巽・佐藤[1988]pp. 125-126

の民営中小企業の育成には、融資、税金、市場拡大など優遇政策が欠かせないが、民営経済を自立して発展させることにより、地域の重化学工業の国有大型企業に政府によって民営企業をその周辺産業として参入させるのは最も有効であると考えらるる。

(2) 東北三省における民営中小企業が大型企業との連携の可能性

「東北振興」策以降、東北三省で国有企業に対して企業再編・合併・民営化や株式制度の導入などの改革を行った結果、国有企業社数が減少した。しかし、国有企業は主幹産業の中心にあり、中国経済に重要な地位にあることが変わっていない。2010年に、中国上位500社ランキングに東北三省の国有企業が26社(中央企業に属する企業を除く)あまりしか入っていない。しかし、その26社は、石油や化学工業、鋼鉄などエネルギー・原材料業、自動車や工作機械など設備製造業、鉄道や空港など物流、食品・加工など分野を中心として独占的状态を維持している。その状況の下で、民営企業の発展は容易ではない。全国工商聯合会の統計によれば、2002年に、東北三省の民営大型企業社数は30社があったが、2010年には24社に減っている。東北三省における「国強民弱」(国有企業が強い民営企業が弱い)の企業特徴は変わらない。大型国有企業は様々な面で大きな影響力を持っているのなかに、民営中小企業の発展は特に、困難である。

中小企業の先進地域でもその発展は順調とは言えない。浙江省温州市の中小企業は実例である。浙江省温州市は、非公有制経済の自営業・私営企業が中国で最も発達していて起業家精神が盛んな都市として有名である。温州の民営中小企業は、1970年代の改革開放の直後から最も早く勃興して、「市場も中国から世界に広がった。2010年に、売上高はかなり伸びたが、利益は逆に大幅に減った。温州の中小製造業の利益率はわずか1-3%しかない。状況は世界金融危機の時より悪いくらいだ、多くの企業が生き残れるかどうかの苦境に」という記事が中国経済観察報に2011年1月24日に報道された。その要因は自営業・私営企業の経営者自体の欠如(経営者の素質、経営水準、市場変化対応などの低さ)、中小企業の銀行から資本調達難・民間融資利息¹⁷⁷の高さ、技術革新の遅れ、原材料・人件費コストの上昇などしばしば指摘されているが、民営中小企業と大型企業との連携が乏しいは民営企業発展が困難である1つの要因と考えられる。

東北三省の民営中小企業の現状に対して、2009年9月に、中国政府に打ち出された「東北地区等旧工業基地振興戦略の更なる実施に関する若干の意見」で、非公有制経済・中小企業を促進する項目には、東北地区での大型企業集中の優位性を發揮して中小企業と大型企業との連携を奨励すると明確した。

遼寧省政府が、2006年から、大型企業と民営中小企業との連携を模索している。2006年8月23日の遼寧日報の記事によると、遼寧省撫順市で「大型企業と民営企業との協力と提携」会議が開かれた。会議で地元の民営企業は原材料を地元の大型企業から購入できないことや、地元の大型企業は約3000億元の部品製造・開発項目を沿海地域の企業に委

¹⁷⁷ 個人・親族・知人から借金や企業間の信用担保や抵当会社で斡旋を含むが、主に法定金利を大きく上回る闇金融をさす。高利貸利息は30%-100%に上るといふ。

託して地元の調達率 15%であったことを明らかになった。遼寧省政府は、「大型企業と民営企業との協力・提携」会議を毎年行うことを決定した。2010 年 12 月 15 日に、遼寧省中小企業庁と遼寧省国有資産委員会により、瀋陽市で第 6 回「大型企業と民営企業との協力と提携」会議を開いた。会議では遼寧省の中小企業が自動車メーカーから電子、金属部品、タイヤ、バッテリー、バンパー、消音措置などの生産・加工の約 6.9 億元の 17 項目を受託された。会議を通じて大型企業と民営中小企業との情報の不完全性(大型企業は中小企業の生産能力がわからないと、中小企業は大型企業のニーズがわからない)も改善されたという。遼寧省瓦房店市(大連市に属する県級市である)国有企業が主導して民営中小企業と連携する形でベアリング産業集積地の形成ケースをみてみよう。

遼寧省瓦房店市は中国ベアリング工業の発祥地であり、国内第一号の工業ベアリングの生産地である。現在、瓦房店ベアリンググループは国内ベアリング製造、販売の最大の企業である。1990 年代半ばから、国有企業の瓦房店ベアリング工場(現瓦房店ベアリンググループ)から、元従業員は工場周辺にある私営企業に転職するか、自らがベアリング工場を起業するかということで、工場周辺で国有企業と競争する民営企業が相次いで設立された。1999 年から、国有企業としての瓦房店ベアリング工場に対して工場傘下に置かれていた 73 社の企業が民営化され、20 社の子会社が株式制の導入や外国系企業との合併など改革が行われた。工場による出された一時帰休者がほとんど工場周辺の民営企業に吸収されたという。瓦房店市政府の統計により、2009 年に、ベアリング製造および関連する企業 630 社、そのうち規模企業(年間主要営業収入が 500 万元以上の企業を指す)258 社、直接販売収入 3000 万元以上の企業 62 社、5000 万元以上の企業 27 社、億元以上企業 9 社、2009 年販売収入は合計 150 億元以上、製造に就業する労働者数 5 万人以上、製造に関連する販売、物流、加工サービスに就業する労働者数は 10 万人以上に上って全国ベアリング産業就業者数の 16.3%を占めている。国有ベアリンググループは技術革新を先導するだけではなく、周辺の民営企業の技術革新をも促進した。民営東旭非標準ベアリング集団、冶金ベアリング集団が開発した新製品はすでに三峡ダムに使われたという¹⁷⁸。瓦房店市政府は、瓦房店市を、2015 年にベアリング工業生産額 500 億元、市場に占める割合は 3 分の 1、関連産業(生産、貿易、物流、金融、など)生産額は 1000 億元以上、「遼寧唯一、中国最大、世界有名」のベアリング産業製造基地および国家重大な装備製造基地を目標としている。

吉林省政府は、「民営経済飛躍計画」(2010-2013)で、第一自動車メーカーと長春軌道客車メーカーへの部品生産・提供の 300 社中小企業を育成すると目標としている。

黒龍江省の龍嘉という会社はボイラー取り付け・改良・メンテナンスを主な業務としている民営企業である。省内の電機製造企業の委託加工品を引き受けてから、就業者の所得を保証できるだけではなく、委託する大企業のニーズに応じて技術の革新や設備の更新を

¹⁷⁸ 孟[2012]「从国有企業到產業集群:老工業基地集群創新的演化分析」

<http://www.swdx.dl.gov.cn/rdwztz/dlsq/Document/26725/26725.html>、アクセス日時: 2012.08.31 9:00

積極的に行っているという。

こうした東北三省における国有大型企業は優位性を発揮し、民営中小企業との連携を通じて東北三省における民営中小企業の育成は可能であり、安定する雇用も創出もできる。

「東北振興」策を打ち出された以降、東北三省の経済は著しく成長している。しかし、都市貧困者数は減少したものの、雇用創出の主体になっている自営業・私営企業は流動性が高く安定性や賃金が低い業種に集中している。都市貧困者にとって就業しても都市貧困から脱出する力にならない。そのため、東北三省における都市貧困問題が解決できず貧富の格差は依然として大きい。失業者や臨時従業者、現役就業者が主となる都市貧困者にとって雇用創出、とくに、安定な雇用創出が最も重要である。新興国の一つ国であるインド経済成長の経験を見ると、サービス部門が牽引する経済成長は雇用拡大を大きくしていないため、貧困問題の解決に役立っていない。日本中小企業成長の経験を見ると、重工業の大型企業との連携する「下請け」制は、同じ重工業優位性を持つ東北三省の民営中小企業の育成にはよい経験であると考えられる。

終章

本論文では、中国における都市貧困問題について東北三省を対象として分析している。中国の基礎データに基づいて、中国の都市貧困問題の構造と要因、東北三省における都市貧困問題を検討した。2003 年前後における都市貧困問題の形成と構成および要因を分析した結果、90 年代以降形成された新たな都市貧困問題は高度な経済成長が続いているにもかかわらず、むしろ深刻化する傾向にあること、最大の要因は雇用創出、とくに、安定な雇用創出が不十分なためであるが明らかになった。

2003 年まで、東北三省で国有企業を中心とする発展傾向は持続しているが、経済は低迷が続いている。2003 年に、東北三省は全国の 4 分の 1 の失業者・一時帰休者を抱えていて、多くが再就職できずが都市貧困に陥って、東北三省の都市貧困問題が深刻化している。2003 年の「東北振興」策以降、東北三省の経済が著しく成長している。東北三省の都市貧困問題を解決するために、政府は、社会保障制度の整備や失業者・一時帰休者再就職の促進を行っている。そのため、都市貧困者数が減少したものの、都市貧困者である失業者や臨時就業者、現役就業者が増えて、都市貧困者が全国の 17%を占めている。東北三省と沿海地域との経済格差が縮小せず、遼寧省、黒龍江省での貧富の格差が拡大した。吉林省での貧富の格差が依然として大きい。都市貧困問題に、政府の解決策が不十分である。地域産業の優位性を活かして大企業と連携する民営中小企業の育成という対策を提示した。以下は、研究成果をまとめる。

第1節 研究内容について

1. 中国における都市貧困問題について

本論文では、先行研究を踏まえて、2007年以降の中国の都市貧困問題について研究している。

中国では1992年に社会主義市場経済体制を確立して以来、従来の終身雇用制、平等主義の所得分配制度、国有企業・都市集団所有制企業、機関が果たした福祉・社会保障制度が崩れた。国有企業の改革による出された大量の失業者・一時帰休者に対して政府は十分な雇用と社会保障制度の整備を提供せず。多くの失業者・一時帰休者が再就職できず都市貧困者になって都市部で新たな都市貧困問題が形成された。2006年に、中国では大規模なレイオフが沈静化した。2007年以降、都市貧困者の主体が失業者や臨時就業者、現役就業者に変化した。中国における都市貧困問題が深刻化している要因として、以下の5つが挙げられる。

第1に、経済成長による雇用機会の不十分である(表4-2)。2006年以降、中国経済は年間11.2%の成長率を達成しているのに対して、就業の増加率は年間0.39%で低い。就業構造からみると、第一次産業就業者の割合が低下した。第二次産業就業者の割合と第三次産業就業者の割合が増加したが。第三次産業就業者の割合(34.6%)は2007年のアメリカの半分以下、日本と韓国の半分近い(表4-1、図4-1、図4-2)。従来の雇用創出主体であった国有企業は1995から、都市集団所有制企業は1991年から、就業者数が減りつつあり、2010年に、就業者の都市部就業者に占める割合は30.6%に過ぎない(表4-3)。

第2に、都市部の雇用創出の主体である非公有制経済の自営業・私営企業の雇用状態が不安定である。都市部の自営業・私営企業はほとんど低賃金や安定性が低く流動性が高い業種に集中している(表4-4)。賃金水準は2001年から、国有企業に追い抜かれて、2010年に、国有企業の賃金の54.1%になった(図4-3)。都市部就業者の45.2%の1億538万人の雇用を創出した自営業・私営企業は都市貧困者に安定な就業と賃金収入を提供していない。都市貧困者は再就職しても、常に失業に陥る可能性が高く都市貧困から脱出しにくい。

第3には、都市貧困者の生活保護制度の「都市住民最低生活保障」制度は機能が発揮されていない。保障金の資金源は中央・地方財源に頼っていて、地方財政の状況によって都市貧困ラインを低く設定される、や申請者の審査を厳しくされることがあり、すべての都市貧困者をカバーすることができない。貧困ラインは年々引き上げても都市部の極貧者の可処分所得水準に追いつかず極めて低いため、受給者の生活は保障されず、都市貧困から脱出するのに役立たない(表4-5)。

第4には、教育水準の問題である。90年代末に至って小学校教育がほぼ完全普及した。60年代の初等教育の就学率は途上国平均(78%)、東アジア平均(94%)を下回っていた。この間に生まれていた人々は90年代の主な労働者である。1999年には、失業者のなかに、非識字者の割合は0.6%、初等中学水準に占める割合(53.1%)が最も多く、初等高校

(33.9%)、小学校(7.7%)、短期大学以上(4.7%)の順になった。2000年以降、失業原因が多い順から失業者の教育水準を見ると(図4-4)、初等中学、初等高校の教育水準者が最も多く、非識字者および修士以上水準の者が最も少ない。都市貧困者の多くのは教育レベルが低い。

第5には、農村労働者の都市への移動である。2000年の国勢調査によると、全国総流動人口の1.21億人の8割が農村からの出稼ぎ者である。農村から出稼ぎ労働者は社会保障対象外であり、雇用主側にとって保険金の負担がなく解雇しやすくしかも賃金水準が都市部住民より低い。そのため、都市貧困者との競争が激しくなっている。2010年には農民工(地元郷・鎮以外の農村から出稼ぎ労働者)は1.5億人に上って、都市総人口の22.5%に相当する。一方、農村から出稼ぎ労働者自体は社会保障制度対象外であるため、各種出費の負担が都市部住民よりかなり大きい。大部分の農村からの出稼ぎ者は農業と離れ最低の食糧の保護を失い、わずかの環境変化(病気・失業)があったら、都市貧困者以上の貧困陥る可能性が高い。都市部の農村から出稼ぎ労働者とその家族は常に都市貧困の予備軍におかれている。

以上は、2007年以降、中国における都市貧困問題の解決を阻む要因と考えられる。そのなかで、雇用創出、とくに、安定な雇用創出ができていないのは最大の要因である。

「都市住民最低生活保障制度」は受給額やカバー率が極めて低いため、都市貧困者にとって都市貧困から脱出する力にならない。都市貧困者の所得は賃金収入で得ることを考えると、都市貧困者にとって自営業・私営中小企業に就業しても病気・失業者などリスク対応ができず都市貧困からの脱出が難しい。都市部の貧富の格差はまだ大きい。2010年に、高所得層は全体総可処分所得に占める割合は37.6%、低所得層はわずか8.8%、そのうち極貧者の占める割合は3.5%にすぎない。2010年に、中国都市部における極貧者は3849万人と推測される。この数字は「都市住民最低生活保障制度」の受給者の2311万人を上回る。

2. 東北三省における都市貧困問題について(1999-2003年)

本論文では、中国東北三省における都市貧困問題を2期間に分けて研究している。

1999-2003年において東北三省の経済状況と都市貧困問題の実態を明らかにした。

1990年代末に、中国政府による国有企業に対する本格な改革の影響を最もうけたのは国有企業、特に伝統的1次資源型産業や重工業が高度に集中している東北三省であった。1996年に、東北三省の一時帰休者数がそれぞれ全国の1位、7位、2位であった。1996-2002年間に、東北三省の国有企業の従業員数は全国従業員総数の24.9%、合計1296.8万人に減少した。さらに、東北三省に「資源枯渇型都市」が多く、全国の4分の1強を占めている。単一の資源産業に依存する都市は、資源の枯渇による失業率が高く、東北三省の資源枯渇都市失業者の合計は500万人で再就職ができない。2003年に、都市登録失業者と一時帰休者数はそれぞれ全国の16.9%、21.5%を占める(表3-3)。「都市住民最低生活保障制度」は全国的制度化して以来、東北三省における都市貧困人口が増えつつある。

都市部貧困者数は、2003 年に 464.2 万人に増え、全国都市貧困人口の 4 分の一近く占めた。財政困窮のため、東北三省の都市貧困ラインは全国平均より低く、最低食品を維持する水準にすぎない(表 3-6)。この時期に、地域経済の発展と都市貧困問題の解決は最大の課題になった。以下は、当時の都市貧困問題が深刻化している要因である。

第 1 には、経済構造の国有経済の維持と国有経済による雇用創出の限界。1978 年に東北三省の GDP シェアは全国の 13.3%、工業の GDP シェアは全国の 18.4%、第三次産業の GDP シェアは全国の 8.7%を占めた。国有企業従業員数は全国の 17%、1264 万人であり、中国の先進地域であった。東北三省の平均賃金はそれぞれ 683 元、704 元、726 元、北京(702 元)と上海(716 元)並み、江蘇省(563 元)、浙江省(597 元)、広東省(559 元)を上回っていた。1978 年以降、GDP の全国シェアは 1990 年 11.3%から持続的低下し、2003 年に 9.6%になった。国有経済の工業生産額の東北三省の工業生産額シェアに占める割合は 2003 年に 84.9%と高い。国有経済就業者数は 868.1 万人に減ったが、域内都市部就業者数の約半分の 45.5%を占める。国有経済就業者の平均賃金は沿海先進地域だけではなく、全国国有企業の平均賃金(14577 元)にも及ばない。東北三省の生活水準が低い。

第 2 には、資源枯渇型都市産業転換の遅れによる非公有制経済の雇用創出機能の低下。東北三省における資源に依存する都市は 20 ある。こうした都市の共通性とは、産業構造は資源の採掘に依存して従業員は該産業に集中しているため、資源枯渇し、単一の産業が不振になったら地方経済が停滞して失業者を吸収する新興産業の育成や非公有制経済の発展は難しくなる。

第 3 には、非公有制経済の自営業・私営企業発展の不足や外国から直接投資・対外貿易の遅れによる雇用創出の低下。2003 年に、東北三省には自営業・私営企業就業者の割合はそれぞれ 40.1%、22.3%、24.9%、外資系企業就業者の割合はそれぞれ 4.6%、2.3%、1.0%に低い。

第 4 には、東北三省における教育水準。東北三省の非識字者の比率が非常に低い。しかし、初等中学校への進学率は、1996 年まで三省とも全国平均を上回ったが、1997 年以降、吉林省は全国平均を下回った。初等高校への進学率は、遼寧省では 1999 年から全国平均を上回っている。吉林省では 1996 年から全国平均を下回る傾向が続いた。黒龍江省では 1994 年から全国平均を下回って、2000 年には 1990 年の全国平均水準までに低下した。1990 年代半ばから大量の失業者・一時帰休者を抱えて、地域の教育発展は悪い影響をうけた。

以上は東北三省における経済の停滞や都市貧困問題が深刻化している要因である。そのうち国有経済に依存する産業構造によって経済発展が遅れただけではなく、非公有制経済の発展にも影響し、雇用機会の創出は十分にできなかった。

3. 「東北振興」政策以降東北三省における都市貧困問題について(2004-2010 年)

2003 年の「東北振興」策以降、東北三省の経済が著しく成長している。政府は、都市貧困問題の解決のために、社会保障制度の整備と失業者・一時帰休者の再就職の促進を行っている。しかし、東北三省の経済成長は維持されたが、都市貧困問題の解決および都市

貧困拡大の防止に不十分であることを明らかにした。その要因は以下の4つを挙げられる。

第1に、東北三省における国有企業中心の経済振興は十分な雇用創出ができていない。固定資産投資による三省の経済成長を維持したが、国有企業および国有持株企業の雇用創出の機能が低下する一方であり、雇用創出の機能が発揮されていない。2010年に、東北三省の国有企業は第2次産業生産額シェアに占める割合はそれぞれ31%、43.5%、57.9%、いずれも全国平均(26.6%)を上回った。国有経済就業者の割合はそれぞれ27.6%、32.3%、44.1%である。

第2に、2005年から年金・失業・医療・最低生活保障など一連の社会保障制度を強化したが、都市貧困者を考慮せず社会保障制度は都市貧困者を保護していない。最低生活保障制度のセーフティーネットとしての機能が発揮されていない(表6-7)。最低生活保障金額が極めて低い。年金・医療など保険金の納付、高額医療費、子供教育費、住宅・冬季暖房費などすべて自己負担で、都市貧困者が最低生活保障を受けても貧困から脱出する力にならない。

第3には、東北三省の対外貿易・外国からの直接投資の受け入れが少ない。2010年に、東北三省の全国輸出総額に占める割合は4.0%である。東北三省の投資環境が改善されたものの、東北三省への外国から直接投資額は全国(1057億ドル)のそれぞれ19.6%、1.2%、2.6%を占める。臨海地域の遼寧省は東北地域へ直接投資の拡大を牽引した。外資系企業就業者の割合はそれぞれ5.2%、2.1%、1.3%と低い。

第4には、自営業・私営中小企業が不安定な状態にある。東北三省での自営業・私営企業は都市部雇用創出の主体になった。2010年に、就業者の割合はそれぞれ49.7%、48.0%、39%に拡大した。しかし、民営中小企業が地域産業の優位性を享受せず規模が小さく、ほとんど流動性が高く賃金や安定性が低い業種に集中しているため、都市貧困者に安定な就業を提供していない(表7-16、表7-17-1、表7-17-2、表7-17-3、図7-8-1、図7-8-2、図7-8-3)。

2010年に、遼寧省、吉林省、黒龍江省の都市貧困者数はそれぞれ全国の6位、7位、2位で、「都市住民最低生活保障制度」の受給者数が減少したものの、非公有制経済が中国で最も活発な長江デルタ(上海、江蘇、浙江)と珠江デルタ(広東)の都市貧困者数は全国の5.5%しかいないことと対照的である。

東北三省における都市貧困問題を解決するために、非公有制経済の発展を促進しなければならない。しかし、東北三省の民営中小企業の現状をみれば、雇用創出の主体になりつつある自営業・私営企業は不安定な業種に集中して、安定な雇用を提供できない。東北三省の民営企業の育成には、国有大型主幹企業と連携する下請民営企業を主体とする民営中小企業の育成が最も有効であると考えられる。

以上は、本研究の成果をまとめている。雇用創出、とくに、安定な雇用創出は都市貧困問題の解決だけではなく、都市貧困問題の拡大の防止にも重要な課題である。

2010年以降、中国では、都市化の推進を加速化している。「中国の第12次五ヵ年計画(2011-2015)」によると、中国都市化レベルを更らに推進することが重要な項目として位置づけられた。遼寧省政府と吉林省政府は、2015年まで省内都市化レベルがそれぞれ

70%、60%にすることを目標として設定した¹⁷⁹。こうして全国都市化が推進されるなか、2011年に、中国都市化レベルは51.3%に達して、都市人口が6億9079万人になり、初めて農村人口を超えた。農民の市民化によってインフラ整備、住宅建設、市民消費など経済需要が生み出される。一方、都市部では雇用創出を迫られる。農民の市民化によって農村貧困問題の都市へと転化する。都市部に都市部住民と農村部住民との収入源から見ると、都市部に賃金収入と移転所得の割合は65.2%、24.2%を占めているのに対して農村部に農業を営む経営所得と賃金収入の割合は47.9%、41.1%である(表2-11)。農民にとって最も重要な収入源は農業以外の賃金収入であることを考えたら、農民の市民化による移転所得を受けても、都市住民との所得格差を生じて農村貧困問題の都市へ転化すると予想される。

2011年の中国人力資源と社会保障部の『2011年度全国部分公共就業サービス機関市場需給状況分析』により、東北三省の18都市を含む117都市の労働市場を調査した結果、2000年以降、中国の労働市場では、求人需要から見ると、国有企業・都市集団所有制企業は年々減少する傾向が続いている。外資系企業や香港・マカオ・台湾系企業は変動が少ない。私営企業と自営業が依然として都市部に雇用吸収の主体である。求人業種から見ると、第三次産業に求人の割合が依然として高いが、2001年の72.5%から2011年の58.9%に低下した。そのうち、卸し業・小売業、ホテル・飲食業、社会サービス業の求人は減少する傾向が見られている。求職側から見ると、求職者のうち、失業者が55.1%、就業者が5.1%、一時帰休者が3.8%で合計64%を占めていることがわかった。

以上の都市化の推進や農民の市民化の加速によって都市部の人口が増える一方である。都市部の雇用主体である自営業・私営企業が安定せず低賃金の状況を改善しない限り、都市部で失業者や不安定な就業者が増えて都市貧困問題は更らに深刻化すると考えられる。

第2節 2010年以降東北三省における都市貧困問題に対して政策上の動向

2010年10月27日に、中国共産党第17期5中全会で決定された「第12次五ヵ年計画」では、2001-2015年の間に、中国の経済、社会、政治、文化、環境保護など様々な面において計画が立てられる。そのなか、「発展のための発展ではなく、国民のための発展を実現するという民生(雇用、社会保障、教育、医療衛生、文化、住宅など)を重視する」発展方向を明確した。「地域間の協調発展を促し、西部大開発戦略、東北振興戦略、中部崛起戦略、東部の先導的発展戦略を総合的に推進する」と地域発展の方針を示した。「第12次五ヵ年計画」に基づいて、2012年3月18日に、国家発展改革委員会は、東北三省の次期の発展計画である「東北振興第12次5ヵ年計画」を打ち出した。2011-2015年の間に、民生を改善し、保障するのが全面的振興の出発点に位置つけられた。「雇用の拡大を最優先にして、住民の所得の向上率と経済成長率の同調」を強調した。同時に、2015年まで

¹⁷⁹遼寧省政府『2011年遼寧省政府工作報告』、吉林省政府『2011年吉林省政府工作報告』より。

の目標値が設定された。

2011 年 3 月に、東北三省政府は 2015 年までの『第 12 次五ヵ年計画』を打ち出した。

遼寧省では、持続的経済成長の確保、国有企業の強化の推進、中小企業の発展の政策の改善、民営経済発展の支持など、GDP 成長率の年平均 11%、都市住民一人当たり可処分所得の年平均 11%、農民一人当たり純収入の年平均 10%、都市登録失業率の 4%以下、都市化レベルの 70%、第二次産業の強化、第三次産業の拡大、を目標とする。

吉林省では、GDP は 2015 年に 1 兆 5000 億元以上、一人当たり GDP は全国中上位に、第一次産業、第二次産業、第三次産業の比重はそれぞれ 10%、50%、40%に、都市化レベルの 60%、都市住民と農村住民の所得は年平均 12%の成長率を目標とする。

黒龍江省は、GDP 総量は 2010 年の 1 倍。一人当たり GDP5000 ドル、非公有制経済 GDP の比重 55%、非公有制経済就業率 40%、都市部と農村部の住民収入年平均の 12%の増加率を達成すると目標を設定した。

以上計画を見れば、2011 年以降の東北三省政府は非公有制経済の発展を重視する姿勢がみられる。近年、地方政府は大企業と連携する民営企業を育成する意向が現れている。今後、民営企業を促進する対策、そして、その効果を期待する。

表 8-1 東北振興の目標 (2015 年まで)

	指標	2010 年	2015 年	目標
経済発展	都市化率(%)	57	60	予定
	サービス業 GDP に占有率(%)	36.9	40	予定
住民生活	都市住民一人当たり可処分所得(元)	15882	GDP 成長率より 高い増加率	予定
	農村住民一人当たり純収入(元)	6320	同上	予定
	都市登録失業率(%)	4.0	<5.0	予定
	都市基本年金保険の加入者(万人)	3070	3555	達成

出所：国家發展改革委員会『東北振興第 12 次 5 ヲ年計画』より整理。

第 3 節 東北三省における都市貧困問題研究についての限界と今後の研究課題

本論文では、資料の限界で東北三省の都市貧困ラインの設定を明らかにしていない。都市貧困の定義も政府によるものを使って研究している。東北三省における都市貧困問題の研究についてもいくつかの課題が残されている。

1. 東北三省都市貧困問題と他の地域都市貧困問題とを比較していないので、他の地域都市貧困問題について詳しく分析する必要がある。

2. 本論文では都市貧困問題についてマクロの分析をしたが、ミクロの分析によって補う必要がある。

3. 大型企業と中小企業との連携について理論的分析の必要がある。

今後、中国および東北三省における都市貧困問題についてその変動や効果的対策の実証分析を深めていきたい。そして地域ごと都市貧困問題を解明するために、西部都市貧困問題と中部都市貧困問題についても今後の研究課題としたい。

謝辞

本研究を行うにあたり、ご指導をいただいた太田仁樹教授、真実一美教授、新村聡教授に感謝します。また、詳細なコメントと適切なアドバイスをいただいた岡山大学社会文化研究科比較経済講座の先生たちに感謝します。資料収集を支援していただいた岡山大学経済学部教育研究支援室の方々に感謝します。また、日常、有益な議論をしていただいた研究室の皆様に感謝します。支え続けてくれた家族と知人の松尾直美子さんに感謝します。

日本語

アームストロング・H・テイラー・J [2005] 『地域経済学と地域政策』 計量計画研究所地域経済学研究会訳 流通経済大学出版社

青木紀・杉村宏[2007] 『現代の貧困と不平等日本・アメリカの現実と反貧困戦略』 明石書店

秋田隆裕・川村和美[1999] 『中国の地域所得格差』 環日本海経済研究所

家近亮子・唐亮・松田康博編[2009] 『現代中国 5 分野から読み解く歴史・政治・経済・社会・外交』 晃洋書房

伊藤元重[2001] 『入門経済学第2版』 日本評論社

猪木武徳 [2009] 『戦後世界経済史:自由と平等の視点から』 中公新書

今井健一・渡邊真理子[2006] 『シリーズ現代中国経済 4 企業の成長と金融制度』 名古屋大学出版社

石見徹 [2004] 『開発と環境の政治経済学』 東京大学出版社

絵所秀紀[2008] 『シリーズ・現代経済学⑦離陸したインド経済-開発の軌跡と展望-』 ミネルヴァ書房

絵所秀紀・穂坂光彦・野上裕生[2005] 『シリーズ国際開発第1巻 貧困と開発』 日本評論社

絵所秀紀・山崎幸治編 [2000] 『開発と貧困-貧困の経済分析に向けて-』 日本貿易振興会アジア経済研究所

及川英明[2012] 「遼寧省における地域発展戦略の効果と限界-日系進出企業からの視点-」
ERINA REPORT NO.1032012 JANUARY

王在喆[2009] 『中国経済の地域構造』 慶應義塾大学出版社

大西靖 [2005] 『中国における経済政策決定メカニズム-景気過熱、金融改革、人民元はどうなるのか』 社団法人金融財政事情研究会

小川春男[1997]「中国内陸所得格差の構造」、『亜細亜大学国際関係紀要』、Vol. 5-6.

柯隆[2004]『中国における国有企業民営化に関する考察』富士通
<http://jp.fujitsu.com/group/fri/report/research/2004/report-201.html>、

加藤弘之 [2003]『シリーズ現代中国経済 6・地域の発展』名古屋大学出版会

河合正弘・武蔵武彦・八代尚宏 [1995]『経済政策の考え方』有斐閣

金鳳徳[1999]「東北経済新論」『中国経済圏における社会経済の発展と日本政府・企業の果たす役割』大阪経済大学 13(3)

黒崎卓・山形辰史[2004]『開発経済学-貧困削減へのアプローチ』日本評論社

黒崎卓[2010]「インドにおける貧困問題の現状と対策」
http://www.WARP.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.../1703india_8.pdf、

巖善平[2002]『シリーズ現代中国経済 2・農民国家の課題』名古屋大学出版会

呉敬璉[2007]『現代中国の経済改革』NTT 出版株式会社

呉曉華[2011]「「第 12 次五ヵ年計画」と中国東北地域の新展開」、ERINA REPORT
Vol. 992011 MAY

河野正輝 [2007]『社会保障論』法律文化社

小林公司[2011]『インド経済は高成長でも、雇用が増えない可能性-教育水準が低い、労働供給に構造的ボトルネック』みずほ総合研究所

駒形哲哉[2006]『移行期中国の中小企業論』税務経理協会

佐藤宏[2003]『シリーズ現代中国経済 7・所得格差と貧困』名古屋大学出版会

サーチナ[2010]「中国で進む都市化 2030 年までに農民工 4 億人を「市民」に」
http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2010&d=0922&f=business_0922_143.shtml、

鍾仁耀[2004]「中国都市部における最低生活保障制度の現状及び問題点」、『海外社会保障

研究』 No. 150

人民網日本語版[2012]「中国国家统计局、ジニ係数未公表の主因を発表」
http://japanese.china.org.cn/jp/txt/2010-06/30/content_20386379.htm、

人民網日本語版[2010]「中国のジニ係数、本当に警戒ラインを超えたのか」
http://japanese.china.org.cn/jp/txt/2010-06/30/content_20386379.htm、

薛進軍・荒山裕行・園田正[2008]『中国の不平等』日本評論社

世界銀行[2008]「途上国の貧困人口は想定以上だったが、貧困削減自体は進展」
<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/NEWS/0,,contentMDK:21881807~pagePK:64257043~piPK:437376~theSitePK:4607,00.html>、

袖井孝子・陳立行[2008]「グローバリゼーションと東アジア社会の新構想 5・転換期中国における社会保障と社会福祉」日中社会叢書

田中修[2007]『検証現代中国経済政策決定-近づく改革開放路線の臨界点』日本経済新聞出版社

巽信晴・佐藤芳雄[1988]『新中小企業論を学ぶ』有斐閣

筧志剛[2007]「旧工業基地振興に伴う東北地区の対外開放の現状及び展望」ERINA REPORT Vol. 74 2007 MARCH

中国国家発展改革委員会・東北振興指導グループ弁公室[2007]「東北地区振興計画」
http://chinaeast.xinhuanet.com/2007-08/08/content_10796169.htm、

中小企業庁編[2000]『中小企業政策の新たな展開』同友館

中小企業庁[2004]「平成 15 年度の中小企業の景気動向」
<http://www.meti.go.jp/hakusho/chusyo/H16/01-01-01-01.html>、

中小企業庁編[2011]『中小企業白書』同友館

中小企業庁編[2010]『中小企業白書』日経印刷株式会社

- 張紀濤 [2001]『現代中国社会保障論』創成社
- 陳文挙[2006]「中国の貧困削減と制度的障害」、『国際関係研究』26/2 2005
- 陳文挙[2008]「中国都市貧困の拡大と対策」、『国際関係研究』28(4)81-99 2008
- 遠山浩[2011]「中国東北三省における銀行システムの現状と課題」『ERINA REPORT』2011 JANUARY VOL. 97
- 内藤昭 [1992]『中国の国際経済戦略』同文館出版株式会社
- 中兼和津次 [2010]『体制移行の政治経済学』名古屋大学出版会
- 中兼和津次[2005]『シリーズ現代中国経済・経済発展と体制移行』名古屋大学出版会
- 中兼和津次[2002]『中国経済発展論』有斐閣
- 西野万里・丸谷冷史 [2002]『新しい経済政策論-グローバル経済下の理論と課題』有斐閣
- 日本貿易振興機構[2010]『遼寧省産業クラスター分布調査報告書』
- 日本貿易振興機構[2011]『中国データ・ファイル 2011 年版』
- 日本総務省・統計局・政策統括官・統計研修所[2010]「国民経済計算」
<http://www.stat.go.jp/data/sekai/.html>、
- 速水佑次郎 [2000]『開発経済学』創文社
- 藤森梓[2008]『経済自由化とインド繊維産業インフォーマル部門』
http://www.soc.nii.ac.jp/jsie/kansai_resume/Fujimori_Paper_080726.pdf、
- 正村公宏 [1990]『経済政策論』東洋経済新報社
- 丸川知雄[2005]『シリーズ現代中国経済 3・労働市場の地殻変動』名古屋大学出版会
- 丸川知雄[2006]『中国労働市場の構造変化と労働関連諸制度の改革課題』連合総研研究会

三橋秀彦[2001]「中国都市部のセーフティ・ネットをめぐって-城市居民最低生活保障制度の形成」、『国際関係紀要』10(3)

三橋秀彦[2003]「中国における都市貧困」、『国際関係紀要』12(2)

南亮進・牧野文夫・羅欽鎮[2008]『中国の教育と経済発展』東洋経済新報社

三和良一[2003]『概説日本経済史・近現代第2版』東京大学出版会

安場保吉[1980]『経済成長論』筑摩書房

矢田俊文[1990]『地域構造の理論』ミネルヴァ書房

矢吹晋[2010]『[図説]中国力 -その強さと脆さ-』蒼蒼社

山崎志郎[2003]『日本経済史』財団法人放送大学教育振興会

横江隆弘[2010]『インドの現状と中小企業進出の可能性』上海産業情報センター
http://www.pref.aichi.jp/ricchitsusho/gaikoku/report_letter/report/h22/repo2212shan.pdf、

李強[2004]『中国の社会階層と貧富の格差』ハーベスト社

ロスウェル,R・ゼクフェルト,W[1987]『技術革新と中小企業 雇用と経済発展の役割』(間
苧谷努訳 有斐閣

中国語：

鮑振東・ほか編[2006]『中国東北地区発展報告』社会科学文献出版社

鮑振東・ほか編[2007]『中国東北地区発展報告』社会科学文献出版社

陳林[2012]「現段階中国城市貧困人口問題研究」(論文)
<http://www.studa.net/shehuiqita/090603/091106/15455213/.html>、

東北振興弁公室編[2007]『東北振興三年評価報告』東北振興・東北振興戦略
<http://www.chinaneast.gov.cn/static/e11315/11315.htm>、

広東省政府[2010]『国民經濟和社会發展統計公報』広東省政府・政務公開統計数据
<http://www.gd.gov.cn/govpub/tjsj/>、

胡鞍鋼[2008]『中国：民生与發展』中国經濟出版社

黒龍江省政府[2010]『国民經濟和社会發展統計公報』黒龍江省政府・政務公開統計数据
<http://www.hlj.gov.cn/zxxx/tjxx/>、

黒龍江省統計局と国家統計黒龍江省調査隊編[2004-2011]『黒龍江統計年鑑』中国統計出版社

黄孟夏主編[2009]『中国民营經濟發展報告』社会科学文献出版社

黄淑婷[2011]「新民主主義革命時期毛沢東民营經濟思想研究」『先驅論壇』2011年第7期

蔣貴鳳・宋迎昌[2011]「中国城市貧困狀況分析及反貧困对策」、『現代城市研究』2011年第10期

吉林省政府[2009]『中国吉林省發展報告』吉林省政府・政務公開
<http://www.jl.gov.cn/rdzt/zwt/>、

吉林省政府[2010]『国民經濟和社会發展統計公報』吉林省政府・統計信息
<http://www.jl.gov.cn/jlgk/tjgb/>、

吉林省統計局編[2004-2011]『吉林統計年鑑』中国統計出版社

江蘇省政府[2010]『国民經濟和社会發展統計公報』江蘇省政府・信息公開
<http://www.js.gov.cn/xxgk/jhgh/index.html>、

李実[2006]「我国城市貧困の現状及其原因」
<http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/APCITY/UNPAN011949.pdf>、

李臣娟[2007]「轉型期中国城市貧困人口問題研究」(論文)

梁漢媚・方創琳[2011]「中国城市貧困人口動態变化与空間分異特徵探討」『經濟地理』Vol. 31、No. 10 2011
<http://www.docin.com/p-474886320.html>、

遼寧省政府[2010]『国民經濟和社会發展統計公報』遼寧省政府・信息公開
<http://www.ln.gov.cn/zfxx/tjgb2/>、

遼寧省統計局編[2004-2011]『遼寧統計年鑑』中国統計出版社

孟韜[2012]「从国有企業到產業集群：老工業基地集群創新的演化分析」

上海市政府[2010]『国民經濟和社会發展統計公報』上海市政府・上海年鑑
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node24651/node29277/index.html>、

搜狐財經「中国建立中小企業信用担保機構 4247 社」
<http://business.sohu.com/20091021/n267600681.shtml>、

王英梅・ほか編 [2009]『大國際-通向大国之路的中国民營經濟發展戰略』人民日報出版社

吳麗莉[2008]「論失業保險在減少城市貧困中的作用」『現代商貿工業』02(2008)
<http://www.studa.net/Insures/090709/15341587.html>、

尹海潔[2009]「城市貧困人口的特征及其經濟生活狀況」『經濟研究導刊』05(2009)
<http://www.studa.net/jingji/091106/11591422.html>、

楊嵐[2009]「淺論我国城市貧困人口問題」『經濟与社会發展』02(2009)
http://lw.3edu.net/shx/lw_130470.html、

趙文祥[2008]『資源枯竭型城市 勞働力轉移規律与就業問題研究』中国勞働社会保障出版社

張厚義など編[2002]『中国民營企業發展報告』社会科学文献出版社

中国統計編集部[1978-2011]『中国統計年鑑』中国統計出版社

中国民政局規劃財務司編『中国民政事業發展統計報告』
<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/tjsj/>、

中国民政部財務司と機關事務司編[2000-2011]『中国民政統計年鑑』中国中国統計出版社

中国国家统计局農村經濟調查司編[1978-2007]『歴史の跨越-農村改革開放 30 年』中国統計出版社

中国中央放送[2003]「寻找振兴东北的突破口」（東北振興の突破口を見つける）
<http://www.cctv.com/financial/20031013/101470.shtml>、

浙江省政府[2010]『国民經濟和社会發展統計公報』浙江省政府・信息公开
<http://www.zj.gov.cn/col/col1812/index.html>、